

平成21年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

# ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の 公知性等に関する調査研究報告書

平成22年3月

財団法人 知的財産研究所



## 要 約

### [背景]

特許庁は、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して審査官が検索できる『先端技術情報アーカイブ』を構築予定

### [目的]

審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成



### [調査]

- ・ 海外知財庁におけるウェブアーカイブサービスの審査での利用状況
- ・ ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決、判決等
- ・ インターネット上で公開されている情報に関する国内調査
- ・ ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性、必要性、問題点等に関する国内調査



### [論点]

- ・ ウェブアーカイブ文献の証拠力
- ・ 公知性  
(一瞬だけインターネット上で公開された情報)
- ・ その他主な論点  
(第三者公開)

### [留意点]

- ・ アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱い
- ・ 自動収集に対する抵抗感
- ・ 公知日
- ・ 修正前後の情報や理由があつて削除された情報の取扱い
- ・ 他の特許庁との運用の調和の必要性



### [今後の課題]

- ・ 論点、留意点の更なる整理検討
- ・ 情報掲載元への自動収集の目的や内容、範囲、方法、根拠等の事前の十分な周知
- ・ 出願人への『先端技術情報アーカイブ』に登録された情報の審査実務における詳細運用の事前の十分な周知

# I. 序

## 1. 本調査研究の背景及び目的

特許庁は、特許庁新検索システムに関し、「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」を公表し、当該最適化計画の中で、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ」を構築する予定としている。「先端技術情報アーカイブ」に類するウェブアーカイブサービスは既に民間事業者によるものが実現されているものの、「先端技術情報アーカイブ」の審査実務での利用性、収録された情報の公知性及び非改ざん性、その他要件などについては、十分な検討がなされておらず、前記「先端技術情報アーカイブ」を構築する際には、このような論点等を包括的に整理する必要がある。

本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的として実施した。

## 2. 想定されるウェブアーカイブシステム

現在、特許庁においては、対象URLを設定し、設定された対象URLで公開されている情報を自動収集(クローリング)し、インデックスを作成するとともに、情報を蓄積した日付及び蓄積後に改ざんされていないことを証明する仕組みとしてタイムスタンプを導入したウェブアーカイブシステムを想定している(図1)。

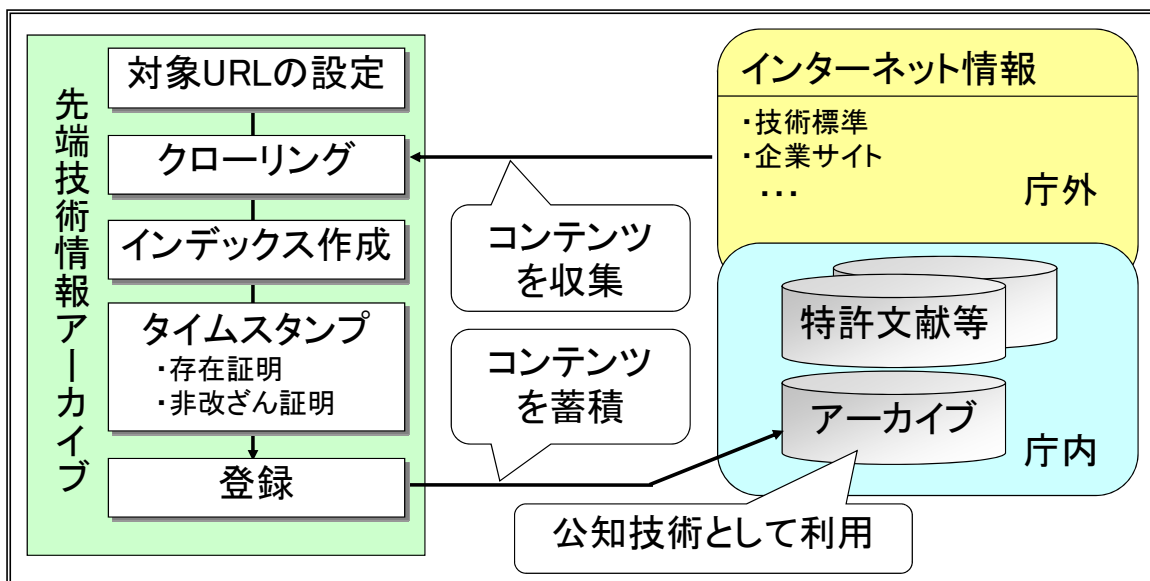


図1 想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図

また、本ウェブアーカイブシステムは、特許庁審査官が利用することを想定しており、蓄積された情報の第三者公開は行わないことが想定されている。このため、特許出願人は、出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できない場合が生じる。

なお、蓄積される情報は、技術標準や規格等ある程度まとまっている文書の蓄積が想定されており、蓄積時のファイル形式は、プリントアウトされた状態に近いPDF等の形式が想定されている。蓄積情報の記録は、特許庁の電子計算機上の記録（HDD）が想定されており、また、収集機関は特許庁であるが、作業自体は外注（非公務員による作成）も視野に入れることが想定されている。

## II. ウェブアーカイブサービスの現状

1996年、米国議会図書館やスミソニアン博物館などの機関との協力により、デジタルコンテンツの永久ライブラリを構築するために設立された米国のNPO法人インターネットアーカイブ（Internet Archive）が運営しているウェイバックマシン（Wayback Machine）は、現在1500億ページ程度のコンテンツを有しており、探したい公開サイトのURLを指定すると、そのサイトの過去のページを閲覧することができる。

また、我が国においては、国立国会図書館によるウェブアーカイブ事業（WARP）が行われており、また、農林水産省が運営している農林水産研究情報のウェブサイト「AGROPEDIA」の中の「Webアーカイブ」がある。

## III. ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の各知財庁における、特許出願審査でのウェブアーカイブサービスの利用状況の調査を行った。

我が国特許出願の審査においては、技術常識の参考資料としてウェイバックマシンから得られた情報を先行技術文献として引用する場合がある。

米国特許商標庁においては、インターネット検索で発見された先行技術文献に該当する資料の信頼性及び日付が、電子ドキュメントそれ自体からは明らかでない場合には、これらの判断のためにウェブアーカイブサービスを利用することができる。

英国知的財産庁においては、審査官は特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を証明するためにウェイバックマシンを利用している。このサービスにより確認された日付は、一般に有効な日付と考えられている。

ドイツ特許商標庁においては、ウェイバックマシンを審査に利用している。頻繁に行われるのは、インターネット情報の公開日の確認である。

欧州特許庁においては、特定のウェブページの公開日を立証、確認するためにウェイバックマシンが使用されることが時折ある。

#### IV. ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等

我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁において既存のウェブアーカイブサービスに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等の調査を行った。

我が国においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした東京地方裁判所判決（平成16年（ワ）第10431号）と、信頼できないとした知的財産高等裁判所判決（平成18年（行ケ）第10358号）とがあった。

英国においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした英国知的財産庁の決定（BL 0/362/09）があった。

ドイツ及び欧州特許庁においては、それぞれ信頼できないとしたドイツ連邦特許裁判所判決（17 W (pat) 1/02）、欧州特許庁技術審判部審決（T 1134/06）があった。

#### V. インターネット上で公開されている情報に関する国内調査

インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業を対象に国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査を実施した。

準公的標準化団体において、インターネット上に公開している情報としては、標準や規格、技術レポート、各種報告書等が挙げられたが、会費を伴う会員制がとられていることから、アクセスにパスワードが必要な情報や有償の情報も含まれることが認められた。

アクセスにパスワードが必要な情報の中には、会員のみを対象とした一般に公開することを目的としない情報と、標準等会員以外にも有償により広く公表することを目的とした情報とが認められ、他方、冊子は有償であっても、閲覧のみはインターネット上でパスワード不要で可能である情報もあることが認められた。

なお、標準や規格については、文書の性質上、公開期間が1ヵ月未満程度の短い場合は少ないとする機関もあり、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、印刷物を組織内に保管している場合も多い傾向が認められた。

次に、企業において、インターネット上に公開している内容としては、パンフレット、マニュアル、技報の他、技術参考資料、技術解説等が挙げられ、更新のタイミングとしては、技報等、定期的に更新されているものもあったが、技術参考資料等、随時のものもあった。なお、公開期間が1ヵ月未満のものもあるとする企業もあり、修正は必要に応じ適

宜行っているとする企業もあった。

公開している内容は無償でアクセスにパスワードは不要とする企業が多かったが、ダウンロードにあたっては「ご利用の条件」等に同意していただく必要があるとする企業もあり、一部有償の内容もあるとする企業もあった。また、会員サイトへのアクセスにパスワードが必要な場合について、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用しているとする企業もあった一方、会員サイト上に掲載する情報へのアクセスにパスワードを設ける場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがあり、これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしないとする企業もあった。

なお、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、技報は印刷物で保管されている場合が多い傾向が認められたが、その他の情報については、電子データのみが記録メディアやサーバで保管されている場合もあることが認められた。

## VI. ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する国内調査

ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理・検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業を対象に国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査を実施した。

準公的標準化団体において、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、会員サイトのように閲覧者を限定する運用がなされ、プロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくない点や検討段階の文書は不完全であることから審査で利用することは望ましくないとする点、収集された情報が審査に利用された場合には特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起り得るようと思われる点等が挙げられ、標準や規格については、広く使っていただくものではあるが、これらの情報を含めホームページに掲載している情報は、ウェブアーカイブシステムにより自動収集され、特許審査に利用されることを想定して運用されていないことへの懸念が認められた。

次に、企業において、特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについては、積極的に構築すべきと考えた企業もあったが、蓄積された情報について法的根拠があれば構築することは問題ないとする企業、一般に公開にされるのであれば構築することは問題ないとする企業もあった。また、費用対効果の検討が望まれる、蓄積される内容によるとする企業もあり、反対するとした企業もあった。

特に、蓄積される情報の内容については、情報・通信・電気分野の標準や規格、ビジネ

スモデルやソフトウェア分野は審査において有用であるとした企業があった一方、企業サイトの技術情報については特許出願後であるか、学会や展示会、パンフレット等において紙媒体で先に公表されていると思われるとした企業が複数あった。なお、標準や規格については策定団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうかとする企業もあった。

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについて、審査の段階においては、ウェブアーカイブに蓄積された日付とウェブアーカイブ文庫に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題、企業サイトは適宜修正が行われていることに対する修正前後の情報の取扱いや理由があつて削除された情報の取扱いの問題、日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ文庫は外国出願に適用されるのかどうかの問題等が挙げられた。また、公開の段階においては、企業サイトの情報が蓄積され公開された場合、契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じる点が複数の企業より挙げられた。そして、企業サイトの情報が蓄積された場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるかについては、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるので許諾することはできないと考える企業、現時点ではわからないとする企業が多かった一方で、蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした企業が多く、公開されることのニーズが認められた。

蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかについては、インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、納得できるとする企業もあったが、タイムスタンプが確かなものであれば納得できる、蓄積される情報が規格書や技報であり、システムに信頼性があれば納得できるとする企業もあった。

そして、運用方針の詳細説明が求められるとし、一瞬のみ公表された情報の取扱い、海外特許庁へどのように提供されるのか等について事前に検討されることが望まれるとする企業もあり、また、公開されることが望まれるとする企業も複数あった。

他方、納得できないとする企業も複数あり、大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、特許出願しているとする企業や、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨に反するとする企業もあり、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題があるとする企業もあった。

そして、先行技術文献調査が出願人に求められているが、インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではないことから、蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明、また、出願人が出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないこ



とに対する説明等が求められるとする企業もあった。

## VII. 特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点

### 1. 論点

#### (1) ウェブアーカイブ文献の証拠力

ウェブアーカイブ文献は出版された文献のように発行日情報が無く、また、インクの上書き跡等のアナログ情報による改ざん性の推定も容易ではないことから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点がある。

現在、特許庁においては、上記 I. 2. で記したウェブアーカイブシステムを想定しており、蓄積情報は、電磁的記録媒体（HDD など）に蓄積されることが想定されている。

電磁的記録媒体に蓄積された情報は、それ自体、直接に人の目で見て、読んで、内容を認識することができないという特性を有することから、従来から、民事訴訟法上の扱いについては議論がある。現在の実務において比較的多数の考え方であろうと思われる見解によれば、訴訟では、プリントアウトしたものが文書の原本として扱われ、その文書を書証に関する方式により取り調べることになるであろう。そして、文書の証拠力については、文書の記載内容が作成者の思想の表現であると認められるか否かという形式的証拠力と、立証命題となる事実を証明するにつき文書の記載内容がどの程度寄与し得るのかという実質的証拠力の問題があるとされる。議論はあり得るが、実務の傾向としては、電磁的記録媒体に蓄積された情報をプリントアウトしたものについては、情報処理がコンピュータシステムにより機械的に行われる部分が多くを占めることもあって、形式的証拠力は問題にならないのが通常であるとされ、実質的証拠力の問題として処理される傾向にあるといえる。

そこで、ウェブアーカイブシステムについてみれば、本件蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、① 蓄積・記録過程の正確性、② 蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③ 蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される（ウェブアーカイブ情報の収集先における情報の改ざんなどの問題は、ウェブアーカイブ固有の問題ではないので、ここでの検討対象とはしない。）。

裁判となった場合には、裁判所が、文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、裁判

において、ウェブアーカイブ文献の証拠力が争われる場合の想定として主なものを挙げてみると、第1に、本件①ないし③の過程を通じたウェブアーカイブシステム自体に生じ得る誤りや不正確性などが問題とされる可能性が想定される。すなわち、システム自体の信頼性に係る問題である。第2に、システムに関与する者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これは、関与者が改ざんなどを行うのを防止するシステム上の問題であると同時に、関与者の教育など労務管理的な側面も有する。第3に、特に上記②の保管過程において、外部の第三者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これもシステムの改ざんなどの防止に関するセキュリティシステムの問題であろう。

以上の想定から整理し直せば、(1) 上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、(2) 上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、(3) 本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があるであろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

## (2) 公知性

インターネット上への情報の掲載は容易であることから、誤りのある情報や公開する意図のなかった情報を一瞬だけ掲載してしまった後、すぐに削除されるケースがある。

このようにインターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点もある。

なお、「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第5章には電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」の記載があり、この基準の運用を適切に行ううえで、短時間とはどの程度を意味するのかの争いが生じる可能性が考えられる。

システムにおいて、一定の間隔で複数回クローリングを行い、そのうえで情報を構築すべきか否かという観点での検討も必要と考えられるが、特許・実用新案審査基準において、「短時間だけインターネット上で公開されたもの」は「公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例」として挙げられているにすぎず、審査実務においては、審査官が審査時にインターネット上で発見した場合には通常は問題にはならないことから、短時間がどの程度かということは明確ではなく、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められるものとする。

このため、この論点は、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、より問題となるものとする。

### (3) その他論点（第三者公開）

その他の主な論点としては、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者公開が挙げられる。

ヒアリングやアンケート結果によれば、ウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者への公開のニーズはあるが、第三者にネットワークを介して公開することとすると、著作権法第23条により、情報掲載元（著作権者）に公衆送信権の許諾を得ることが必要となる。これまでに特許庁が蓄積を進めてきている意匠やCSDB（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）のインターネット公知資料の公開にあたっては、許諾を得ることが難しい現状があり、特に、企業サイトにおいて公開された情報については、著作権者との契約により著作物の二次利用が禁じられている場合もあり、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であることから許諾することは難しいとする企業もある。

しかしながら、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、出願人は出願時に先行技術文献調査により検索できない情報により、出願が拒絶される場合が生じる。

出願人は、大きな費用をかけて先行技術文献がないことを先行技術文献調査で確認して出願し、将来取得される特許権を前提に膨大な費用を投じて研究開発を進めており、また、特許庁は先行技術文献調査を出願人に求めていることから、公開を望む企業も多い。

このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。その際には、情報の一部のみの利用は無料としつつも、情報全体を利用する際には、利用者にコストを負担させることについても検討することも求められよう。

## 2. 留意点

### (1) 情報蓄積時の留意点

#### (i) アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱い

情報へのアクセスにパスワードが必要な場合、例えば、特定の会員のみを対象として掲載された一般に公開することを目的としていない場合がある。また、会員以外にも有償により広く公表することを目的とする場合や印刷された冊子は有償であっても、インターネット上での閲覧はパスワード不要で無償で可能な場合もある。

特に、一般に公開することを目的としていない情報の取扱いに対しては留意が必要であると考え、他方で、広く公表することを目的とする情報であっても、アクセスにパスワードが必要かどうか、また、有償であるかどうかについて、情報掲載元により様々であることが考えられることから、ウェブアーカイブシステム構築においては、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱いについて、詳細な検討が求められると考える。

#### (ii) 自動収集に対する抵抗感

ヒアリング及びアンケートの調査対象であった準公的標準化団体においても企業においても、ウェブアーカイブシステムによって掲載している情報が自動収集されることを想定してホームページを運営していない現状があった。また、出願人でもある企業においても、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシン等）も十分には知られておらず、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築予定であることを知らなかったとする企業もあった。

準公的標準化団体においても企業においても、特許庁が構築するウェブアーカイブシステムの自動収集の範囲や方針、根拠等や、審査実務における運用の詳細を十分に事前に明確にされることなく、インターネット上の公開情報が自動収集され、審査に利用されることについては、様々な懸念を抱き、抵抗を感じていることに対する対応が求められると考える。

## (2) 審査時の留意点

### (i) 公知日

現行の「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第5章においては、「公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行う」としている。特許庁がウェブアーカイブを構築する場合には、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であると考ええる。

### (ii) 修正前後の情報や理由があつて削除された情報の取扱い

インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があつて削除された情報の取扱いの検討が求められると考える。また、情報掲載元から蓄積された情報の削除や修正の申し入れの機会を設けることについての検討も求められるが、その場合は情報掲載元から情報が恣意的に削除される可能性についても検討が求められると考える。

## (3) 他の特許庁との運用の調和の必要性

ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいと考える。特に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積された情報が欧米の特許庁をはじめとする他の特許庁における審査において、どのように取り扱われるかということについては、日米欧三極特許庁会合等の場を通じて、十分に議論が行われ、審査実務の調和を図る方向で検討されることが必要であると考ええる。

## VIII. まとめ

本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的として実施した。

現在既に民間のウェブアーカイブサービスは存在しており、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の審査実務において、米国のNPO法人であるインターネットアーカイブが運営しているウェイバックマシンに記録されている情報を、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を確認するために利用されていた。しかしながら、ウェイバックマシンに記

録された情報の信頼性が争われた審決・判決等において、その信頼性に対する判断は事例により異なるものであった。

そして、我が国特許庁がウェブアーカイブを構築し、蓄積した先端技術情報を審査資料として利用する場合、問題が顕在化すると想定される点のひとつとして、裁判となった場合のウェブアーカイブ文献の証拠力の問題があると考えられることから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点について検討を行った。

また、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかの論点についても検討を行った。さらに、その他主な論点、留意点の抽出を行った。

ウェブアーカイブ文献の証拠力の問題については、ウェブアーカイブシステムについて、蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、①蓄積・記録過程の正確性、②蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される。

裁判となった場合には、裁判所が、プリントアウトした文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、(1)上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、(2)上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、(3)本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少なくであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があるだろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟

法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

次に、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点については、一瞬だけ公開された情報も公衆に利用可能な情報であるといえるのかについて、現行の特許・実用新案審査基準においては、公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」が挙げられているにすぎず、今後、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められものとする。

また、ウェブアーカイブに記録された情報の公知日について、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であるとする。

また、インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があつて削除された情報の取扱いの検討が求められるとする。

さらには、ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいとする。

そして、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築し、インターネット上の公開情報を自動収集し、審査に利用するにあたっては、情報掲載元にも出願人にも、自動収集の目的や内容、範囲、方法、根拠等や、審査実務における運用の詳細が事前に十分に周知されることが望まれる。

情報掲載元においては、現状、掲載している情報が自動収集され、審査に利用されることを想定してホームページを運営しておらず、特に、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の内容は情報掲載元により様々であり、今後、これらの情報の取扱いについての詳細な検討と事前の周知が必要であるとする。

他方、出願人に対しては、蓄積内容や審査実務における運用方針の詳細についても事前に周知されることが望まれる。なお、ウェブアーカイブそのものが広くは知られていない現状もあつたが、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築した場合、蓄積された情報の公開を望む出願人が多く、このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。

そして、今後さらに、特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点、留意点等の整理・検討が進められ、的確な審査を実現し、産業の発達に寄与するシステムの検討が進められることが望まれる。





## はじめに

特許庁は、特許庁新検索システムに関し「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」を公表し、当該最適化計画において、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ」を構築する予定としている。

この「先端技術情報アーカイブ」は、インターネット上で公開された情報であっても、その後、削除又は修正され、同一の情報を閲覧できなくなることがあることから、そのような情報を予め収集しておき、審査時に先行技術情報としてそれらの情報を検索し、公知技術として引用するために構築されるものである。

しかしながら、「先端技術情報アーカイブ」に類するウェブアーカイブサービスは既に民間事業者によるものが実現されているものの、「先端技術情報アーカイブ」の審査実務での利用性、収録された情報の公知性及び非改ざん性、その他要件などについては、十分な検討がなされておらず、前記「先端技術情報アーカイブ」を構築する際には、このような論点等を包括的に整理する必要がある。

本報告書は、今年度、特許庁からの委託を受け、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて調査、検討し、その結果を取りまとめたものである。本報告書が、「先端技術情報アーカイブ」の構築に向けた検討にあたっての基礎資料として活用いただければ幸甚である。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、貴重なご意見、ご指導、ご協力いただいた委員各位、海外調査及びアンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただいた関係各位、ご講演のご協力をいただいた国立国会図書館に、この場を借りて、深く感謝申し上げます次第である。

平成 22 年 3 月

財団法人 知的財産研究所

「ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の  
公知性等に関する調査研究」委員会名簿

委員長

熊谷 健一 明治大学法科大学院 教授

委員

江幡 奈歩 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士

亀井 正博 富士通株式会社 知的財産権本部  
本部長代理 兼 知的財産戦略室長

潮海 久雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授

田中 昌利 長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士

田端 泰広 株式会社リコー 法務・知財本部 審議役  
兼務 リコーテクノリサーチ株式会社 相談役

別所 直哉 ヤフー株式会社 法務本部  
最高コンプライアンス責任者 兼 法務本部長

光主 清範 東芝テック株式会社 技術企画部 首席主幹

(敬称略 五十音順)

オブザーバー

木方 庸輔	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査企画室 審査システム企画班 課長補佐
和瀬田 芳正	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査企画室 検索情報企画班 課長補佐
堀 洋樹	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査企画室 審査システム企画班 審査システム企画第一係長 課長補佐
星野 昌幸	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査基準室 室長補佐
中村 浩	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査推進室 電子情報計画班 室長補佐
梶本 直樹	特許庁 総務部 企画調査課 研究班長
今子 さゆり	ヤフー株式会社 法務本部 知的財産 マネージャー

委員兼事務局

小尾 美希	財団法人 知的財産研究所 研究員
-------	------------------

事務局

内田 剛	財団法人 知的財産研究所 研究員
川畑 早苗	財団法人 知的財産研究所 主任研究員
岩井 勇行	財団法人 知的財産研究所 統括研究員
瀧内 健夫	財団法人 知的財産研究所 研究第二部長

## 目 次

要約

はじめに

委員会名簿

I.	序	1
1.	本調査研究の背景及び目的	1
2.	想定されるウェブアーカイブシステム	2
3.	本調査研究の実施方法	4
4.	本報告書の構成	5
II.	インターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等	6
1.	序説	6
2.	日本	6
3.	米国	10
4.	英国	12
5.	ドイツ	15
6.	欧州特許庁	16
7.	インターネット情報がインターネット上から削除された場合 の取扱い	17
III.	インターネット情報の審査での利用状況	19
1.	序説	19
2.	日本	19

3.	海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）	20
4.	インターネット情報の先行技術としての利用上の問題	21
IV.	ウェブアーカイブサービスの現状	23
1.	序説	23
2.	ウェイバックマシン（米国）	23
3.	日本	23
4.	海外	24
V.	ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況	27
1.	序説	27
2.	日本	27
3.	海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）	27
4.	ウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての 利用上の問題	28
VI.	ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・ 判決等	30
1.	序説	30
2.	日本	30
(1)	平成16年（ワ）第10431号	30
(2)	平成18年（行ケ）第10358号	31
3.	英国	33
(1)	BL 0/362/09	33

4.	ドイツ	34
(1)	17 W (pat) 1/02	34
5.	欧州特許庁	34
(1)	T 1134/06	34
VII.	特許庁によるウェブアーカイブの構築に関する海外調査	36
1.	序説	36
2.	海外知財庁質問票調査	36
3.	海外弁護士事務所質問票調査	41
VIII.	インターネット上で公開されている情報に関する国内調査	47
1.	序説	47
2.	国内アンケート調査	47
3.	国内ヒアリング調査	57
4.	小括	66
IX.	ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・ 必要性・問題点等に関する国内調査	68
1.	序説	68
2.	国内アンケート調査	68
3.	国内ヒアリング調査	75
4.	小括	91
X.	特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点	94
1.	序説	94

2.	論点	95
(1)	ウェブアーカイブ文献の証拠力	95
(2)	公知性	98
(3)	その他論点（第三者公開）	99
3.	留意点	100
(1)	情報蓄積時の留意点	100
(2)	審査時の留意点	101
(3)	他の特許庁との運用の調和の必要性	101
XI.	まとめ	102

## 資料編

### 資料Ⅰ 想定されるタイムスタンプの概要

資料Ⅰ－1	タイムスタンプについて	109
資料Ⅰ－2	タイムスタンプの各方式の概要	110

### 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査

資料Ⅱ－1	海外弁護士事務所質問票調査概要	115
資料Ⅱ－2	米国（原文・日本語）	117
資料Ⅱ－3	英国（翻訳）	135
資料Ⅱ－4	英国（原文・英語）	144
資料Ⅱ－5	ドイツ（翻訳）	155
資料Ⅱ－6	ドイツ（原文・英語）	163
資料Ⅱ－7	欧州特許庁（翻訳）	171
資料Ⅱ－8	欧州特許庁（原文・英語）	180

### 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査

資料Ⅲ－1	海外知財庁質問票調査概要	193
資料Ⅲ－2	米国（翻訳）	194
資料Ⅲ－3	米国（原文・英語）	204
資料Ⅲ－4	英国（翻訳）	215
資料Ⅲ－5	英国（原文・英語）	220
資料Ⅲ－6	ドイツ（翻訳）	225
資料Ⅲ－7	ドイツ（原文・英語）	229

資料Ⅲ－ 8	欧州特許庁（翻訳）	233
資料Ⅲ－ 9	欧州特許庁（原文・英語）	238
資料Ⅳ ウェブアーカイブ事業（WARP）の取り組み		
資料Ⅳ－ 1	国会図書館によるウェブアーカイブ事業（WARP）の 取り組み	245
資料Ⅴ 国内アンケート調査		
資料Ⅴ－ 1	国内アンケート調査概要	255
資料Ⅴ－ 2	アンケート項目（団体）	256
資料Ⅴ－ 3	集計結果（団体）	273
資料Ⅴ－ 4	アンケート項目（企業）	293
資料Ⅴ－ 5	集計結果（企業）	311
資料Ⅵ 国内ヒアリング調査		
資料Ⅵ－ 1	国内ヒアリング調査概要	345
資料Ⅵ－ 2	ヒアリング項目（団体）	346
資料Ⅵ－ 3	ヒアリング項目（企業）	348

本調査研究は、財団法人 知的財産研究所 瀧内健夫 研究第二部長、岩井勇行 統括研究員、川畑早苗 主任研究員、内田剛 研究員、小尾美希 研究員が担当し、本報告書は、本調査研究委員会における議論を基に、各委員及び事務局が分担執筆したものである。

本報告書の執筆分担は以下のとおりである。

- X. 2. (1) : 田中昌利委員
- X. 2. (2) (3) : 熊谷健一委員長
- X. 3
- X I
- その他の部分 : 事務局

本調査研究の進行及び本報告書の作成にあたっては、特許庁特許審査第一部調整課 木方庸輔課長補佐、和瀬田芳正課長補佐、堀洋樹課長補佐の各氏に、多大なご協力をいただいた。



また、本調査研究の海外調査における弁護士事務所質問票調査は、以下の法律事務所に依頼した。

米国	(資料Ⅱ 資料Ⅱ－２)	:	Westerman, Hattori, Daniels & Adrian LLP
英国	(資料Ⅱ 資料Ⅱ－３, Ⅱ－４)	:	Bird & Bird LLP
ドイツ	(資料Ⅱ 資料Ⅱ－５, Ⅱ－６)	:	Bird & Bird LLP
欧州特許庁	(資料Ⅱ 資料Ⅱ－７, Ⅱ－８)	:	Bird & Bird LLP



# I. 序

本調査研究は、特許庁産業財産権制度問題調査研究事業の一環として、ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関して、調査研究したものである。

## 1. 本調査研究の背景及び目的

特許庁は、特許庁新検索システムに関し、経済産業省全体管理組織（e-METI PMO）により平成20年10月30日に策定された「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)<sup>1</sup>」を公表し、当該最適化計画の中で、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ」（先行技術情報検索サイト）を構築する予定としている。

### (b) Web 上の先行技術情報検索サイト（先端技術情報アーカイブ）の構築

現在、意匠分野においては、タイムスタンプを付与したインターネット公知資料を審査資料として庁内の検索系システムに登録している。インターネット技術の進歩に適切に追従できるように、特許・実用新案、商標とあわせて、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能を用いて庁内に登録して検索できる「先行技術情報検索サイト（先端技術情報アーカイブ）」を構築する。

収集した先行技術情報等は、収集時期が証明できる仕組み（タイムスタンプ）の検討や、改ざんされていないかを証明する仕組み（電子証明等）の導入を行い、公報や雑誌等と同様に日時を指定した検索等を可能とする。

（出典：「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」の策定について 計画本文<sup>2</sup> 7頁）

特許法第29条第1項第3号<sup>3</sup>では「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」についても発明の新規性阻却事由であるとしている。一方で、いったんインターネット上で

<sup>1</sup> 「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」の策定について（特許庁、2008年10月30日）  
<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system\\_saitekika\\_sakutei.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system_saitekika_sakutei.htm)> [最終アクセス日 2010年3月11日]

<sup>2</sup> 前掲1

<sup>3</sup> 第二十九条

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明

二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

（後略）

公開された情報であっても、その後、削除又は修正され、同一の情報を閲覧できなくなることがある。とりわけ、技術標準、規格に係る情報について顕著であり、的確な審査を実施する上での課題となっている。例えば、通信の規格文書である「インターネットドラフト<sup>4</sup>」については、原則として公開後6ヵ月で削除される。

他方、企業サイトの技術情報は掲載日付が不明であるものが多い現状がある。

「先端技術情報アーカイブ」は、そのような情報を予め収集しておき、審査時に先行技術情報としてそれらの情報を検索し、公知技術として引用するためのシステムの構築を目指している。

一方で、現在既に「先端技術情報アーカイブ」に類する民間事業者のウェブアーカイブサービス<sup>5</sup>は存在している。しかしながら、審査実務での利用性、収録された情報の公知性及び非改ざん性、その他要件などについては十分な検討がなされておらず、前記「先端技術情報アーカイブ」を構築する際には、このような論点等を包括的に整理する必要がある。

そこで、本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的とする。

## 2. 想定されるウェブアーカイブシステム

現在、我が国特許庁においては、対象URLを設定し、設定された対象URLで公開されている情報を自動収集（クローリング）し、インデックスを作成するとともに、情報を蓄積した日付及び蓄積後に改ざんされていないことを証明する仕組みとしてタイムスタンプを導入したウェブアーカイブシステムを想定している（図1-1）。なお、想定されるタイムスタンプの概要を資料編の資料Iにまとめた。

---

<sup>4</sup> IETF (The Internet Engineering Task Force) がインターネット上で公開している通信の規格文書。  
<<http://www.ietf.org/>> [最終アクセス日 2010年3月11日]

<sup>5</sup> ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービス。例えば、米国のNPO法人であるインターネットアーカイブが運営しているウェイバックマシンがある。<<http://www.archive.org/web/web.php>> [最終アクセス日 2010年3月11日]

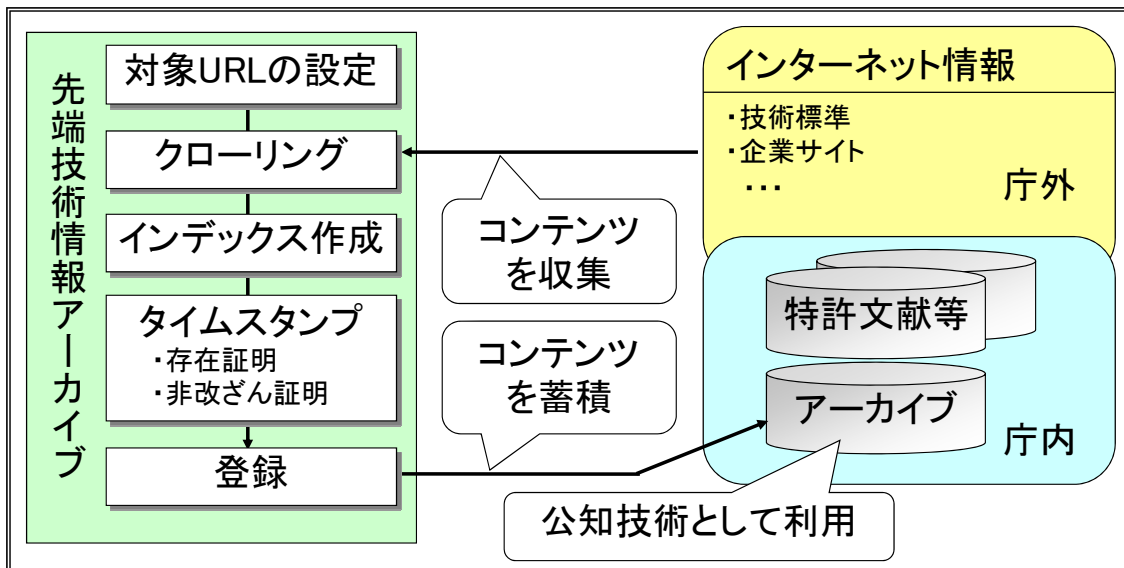


図 1-1 想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図 (1)

また、本ウェブアーカイブシステムは、特許庁審査官が利用することを想定しており、蓄積された情報の第三者公開は行わないことが想定されている。このため、特許出願人は、出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できない場合が生じる (図 1-2)

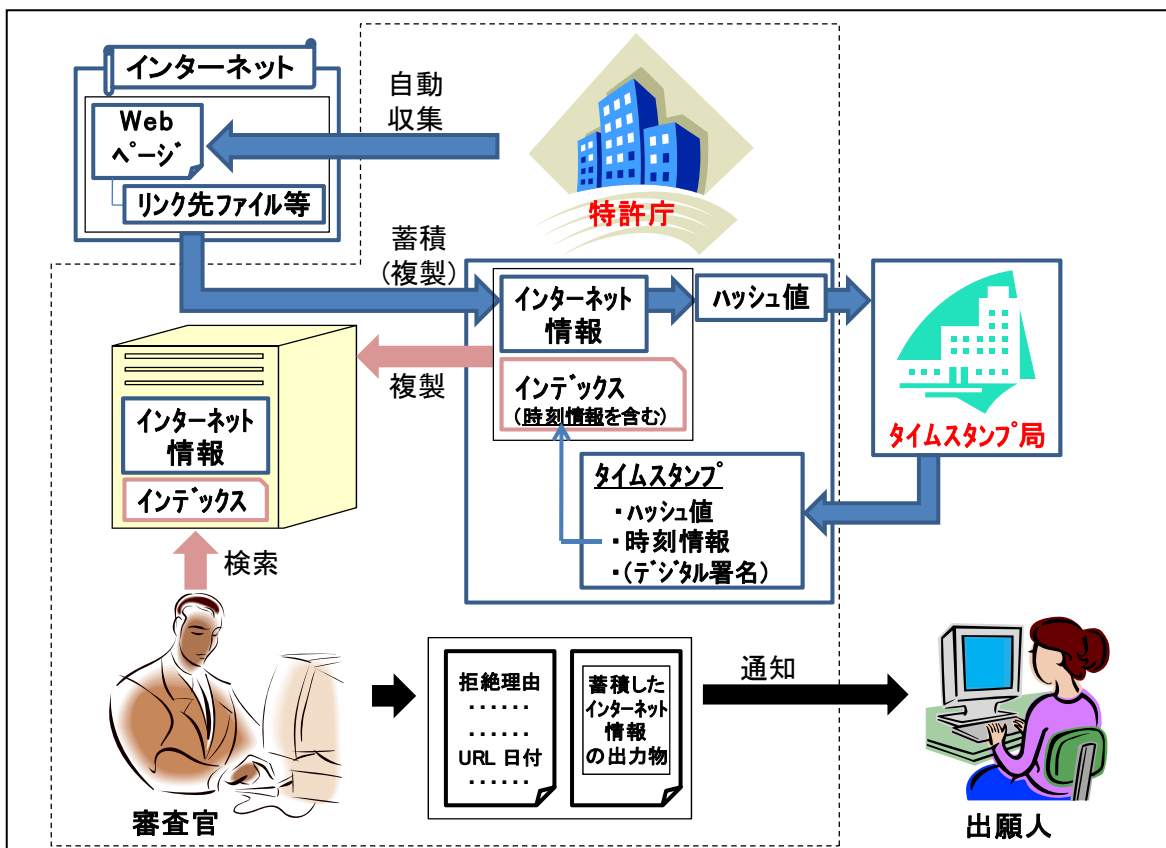


図 1-2 想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図 (2)

なお、蓄積される情報は、技術標準や規格等ある程度まとまっている文書の蓄積が想定されており、蓄積時のファイル形式は、プリントアウトされた状態に近いPDF等の形式が想定されている。蓄積情報の記録は、特許庁の電子計算機上の記録（HDD）が想定されており、また、収集機関は特許庁であるが、作業自体は外注（非公務員による作成）も視野に入れることが想定されている。

### 3. 本調査研究の実施方法

#### (1) 委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、8名の有識者から成る委員会を設置した。そして、計4回の委員会を開催し、後述の（2）～（5）の結果を踏まえた議論を行い、我が国特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点について検討した。

また、第1回委員会において、国立国会図書館関西館電子図書館課ネットワーク情報第二係 西中山 隆氏に、国立国会図書館によるウェブアーカイブ事業(WARP)の取組みについてご講演いただいた。

#### (2) 国内外文献調査

関連する書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報を活用し、我が国のインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等及びウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決について、調査、整理を行った。また、同様にして、ウェブアーカイブサービスの現状の調査、整理を行った。

#### (3) 海外調査

米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等及びウェブアーカイブサービスに関する審査実務・運用、ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等を対象として海外弁護士事務所質問票調査を実施し、整理を行った。

さらに、より具体的な現状、課題等を把握するために、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の各知財庁に質問票調査を実施し、整理を行った。

#### (4) 国内アンケート調査

インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するため、また、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理、検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業200箇所強に対して、アンケート調査を実施した。

#### (5) 国内ヒアリング調査

(4)の調査項目をさらに詳細に把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業20箇所に対して国内ヒアリング調査を実施した。

### 4. 本報告書の構成

第Ⅱ章では、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等をまとめ、第Ⅲ章において、各知財庁におけるインターネット情報の審査での利用状況についてまとめる。第Ⅳ章では、ウェブアーカイブサービスの現状の概要をまとめ、第Ⅴ章において、各知財庁におけるウェブアーカイブサービスの審査での利用状況をまとめる。

次いで、第Ⅵ章において、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等をまとめる。

さらに、第Ⅶ章では、特許庁によるウェブアーカイブの構築に関する海外調査結果を、第Ⅷ章では、インターネット上で公開されている情報に関する国内調査結果を、第Ⅸ章では、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する国内調査結果をまとめる。

そして、第Ⅹ章において、特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点の検討結果を整理し、最後に、第Ⅺ章において、本調査研究のまとめを行う。

## Ⅱ. インターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等

### 1. 序説

本章では、ウェブアーカイブに記録された情報は、インターネット情報であることから、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等についてまとめる。

なお、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁については、海外弁護士事務所質問票調査結果をまとめる。

### 2. 日本

#### (1) 特許法、特許・実用新案審査基準

特許法第 29 条第 1 項第 3 号<sup>1</sup>では、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」についても発明の新規性阻却事由であるとしている。

次に、審査実務におけるインターネット等の情報の先行技術としての取扱いについては、特許・実用新案審査基準<sup>2</sup>（第Ⅱ部 第 5 章）に定められており、公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行うとされている。

そして、インターネット等にのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかは常に問われることとなるとしているが、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等については、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページ等で示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用するとしている。

なお、引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等につい

---

<sup>1</sup> 第二十九条

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明

二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

(後略)

<sup>2</sup> 特許・実用新案審査基準(更新日 2009. 12. 25)

<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu\\_kijun.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]



ては下記の記載がある。

**(3) 引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等**

以下のようなホームページに掲載されている情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。

- ・ 刊行物等を長年出版している出版社のホームページ（新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ：学術雑誌の電子出版物等をのせている）
- ・ 学術機関のホームページ（学会、大学等のホームページ：学会、大学等の電子情報（研究論文等）をのせている）
- ・ 国際機関のホームページ（標準化機関等の団体のホームページ：標準規格等についての情報をのせている）
- ・ 公的機関のホームページ（省庁のホームページ：特に研究所のホームページにおいて、研究活動の内容や研究成果の概要等をのせている）

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第5章<sup>3</sup> 3頁）

そして、引用した電子的技術情報の取扱いとしては下記の記載がある。

**(2) 引用した電子的技術情報の取扱い**

インターネット等の情報は、審査官が先行技術調査を行ったときには存在していても、その後、出願人又は第三者がアクセスした時には、該情報が改変、削除されている可能性がある。このような場合、出願人又は第三者は充分な対応をとることが困難であることから、拒絶理由通知等に引用したインターネット等の電子的技術情報を特許関連文献データベースに蓄積するために、審査官は以下のような手続きを行う。

- ① 引用したホームページ等の情報をプリントアウトする。
- ② ①のプリントアウトに、アクセスした日時、アクセスした審査官名、その情報を引用した出願の出願番号及びその情報を取得したアドレス等を記入する。
- ③ 以降、引用非特許文献の電子化と同様に取り扱う。

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第5章<sup>4</sup> 4-5頁）

<sup>3</sup> 前掲2

<sup>4</sup> 前掲2

なお、引用にあたっては、電子的技術情報と同一内容の刊行物が存在し、該電子的技術情報と該刊行物がどちらも引用可能な場合は、刊行物を優先して引用するとしている。

また、先行技術調査時点で出願公開されていない出願に対しても、インターネットによる先行技術情報の検索を行うことはできるが、インターネットは検索時に検索情報が流出して、検索式や検索語等から当該出願に係る発明が第三者に漏洩する可能性があることから、検索にあたっては注意を要するとしている。

さらに、引用しようとする電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であることについて、下記の記載がある。

## 1.2 出願前において、引用しようとする電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であること

インターネット等にのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページ等へのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネット等にのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ、不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえる。

### (1) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるものの例

- ① 検索サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの、又は、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされているもの、又は、アドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの）。
- ② パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページ等であれば公衆に利用可能な情報である）。
- ③ 有料のホームページ等においては、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページ等であれば公衆に利用可能な情報である）。

## (2) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例

インターネット等にのせられていても、次に該当するものは公衆に利用可能な情報であるとは言い難い。

- ① インターネット等にのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの。
- ② 情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）。
- ③ 情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く）。
- ④ 公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）。

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第5章<sup>5</sup> 4頁）

## (2) 著作権法

著作権者の許諾を得ることなく著作物を複製することは、著作権法第21条<sup>6</sup>により著作権者の複製権の侵害となるが、平成18年の著作権法改正において、同法第42条第2項<sup>7</sup>が新設されたことにより、特許審査手続きに係るインターネット情報を含む非特許文献の次の複製が権利制限の対象となることが立法的に明示された<sup>8</sup>。

- ・ 非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製
- ・ 審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製
- ・ 特許庁への先行技術文献（非特許文献）の提出による情報提供のための複製

<sup>5</sup> 前掲2

<sup>6</sup> 第二十一条

著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

<sup>7</sup> 第四十二条

著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

（後略）

<sup>8</sup> 文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会（第5回）配付資料「権利制限を巡る課題に関する審議等の進捗状況」（文化審議会著作権分科会、2007年6月29日）

<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07071010/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07071010/004.htm)>[最終アクセス日2010年3月11日]

- ・非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製

### 3. 米国<sup>9</sup>

#### (1) 特許法、特許審査便覧

米国はコモンローを基本とするため、米国特許商標庁等の行政機関の判断でも最終的には連邦裁判所の判決が拘束する。そのため、米国特許商標庁の運用を定める規則MPEP(Manual of Patent Examining Procedure；特許審査便覧)等は、連邦裁判所の判決に基づいて規定されたガイダンスである。以下では、先に判例法上の取り扱いを、次いで、米国特許商標庁の取り扱いを記す。

まず、連邦巡回区控訴裁判所（以下、「CAFC」という。）の判例法上、インターネット上の開示情報は、米国特許法第 102 条(a)及び(b)<sup>10</sup>における先行技術情報としての適格は認められている。

CAFC は、米国特許法第 102 条(a)及び(b)の「印刷刊行物」の意義を拡大してきた。すなわち、どのような形態にあるかを問わず、公衆にアクセス可能に頒布された情報は、第 102 条(a)及び(b)の印刷刊行物に含まれる。これに従い、インターネット上の情報も、第 102 条(a)及び(b)の先行技術として扱われる。

また、裁判所において、パブリックアクセシビリティがあるかの判断は、事実を基礎とする、ケースバイケースのアプローチが取られる。なお、2008 年、SRI International, Inc., v. Internet Security Systems, Inc<sup>11</sup>) において、CAFC はインターネットサーバ内の電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティについて審理した。本件の概要については後述する。

次に、米国特許商標庁の取り扱いについては、運用における特に重要な記載はMPEP 2128<sup>12</sup>にある。MPEP 2128 の記載に従って簡潔に示せば、インターネット上で公開された情報にアクセシビリティが認められ、かつ情報自体に日付が存在すれば、米国特許法第 102 条(a)

<sup>9</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q1 参照

<sup>10</sup> 第 102 条 特許要件；新規性及び特許を受ける権利の喪失

次に該当する場合を除き、何人も特許を受ける権原を有する。

(a) その発明が、当該特許出願人による発明の前に、合衆国において他人に知られ若しくは使用されたか、又は合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは印刷刊行物に記載された場合、又は

(b) その発明が、合衆国における特許出願日前 1 年より前に、合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは刊行物に記載されたか、又は合衆国において公然実施され若しくは販売された場合、又は

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 アメリカ合衆国 特許法の参考仮訳より。

<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm)>[最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>11</sup> SRI International, Inc. v. Internet Security Systems, Inc. et al., 511 F. 3d 1186 (Fed. Cir. 2008)

<sup>12</sup> 2128 "Printed Publications" as Prior Art [R-5] - 2100 Patentability

<[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100\\_2128.htm](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100_2128.htm)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

及び(b)の判断のための公知の証拠情報として利用することができる。

MPEP 2128 において、インターネット上のパブリケーション及びオンラインデータベースを含む電子パブリケーションが、第 102 条(a)及び(b)の印刷刊行物といえるためには、関連する技術に関心を有する者がアクセス可能であったことを要件とするとしている。そして、特許審査官による調査分野及び調査結果の記録は、電子パブリケーションのアクセシビリティを肯定するために有利な資料となり、後日、同一情報を取得するためにアクセスできなくなる可能性があるならば、その情報のコピー (Office copy) を保管しなければならないとしている。

他方、公知とされる日付としては、インターネット又はオンラインデータベース上の先行技術開示は、それが公に掲載された日付をもって、公衆がアクセス可能であったものとして取り扱うとしている。また、公に掲載された日付を示す証拠がない場合、すなわち、入手した情報自体に公表日あるいは入手日の記載が含まれていなければ、米国特許法第 102 条(a)及び(b)の規定における先行技術として利用することはできないが、そのような情報は、技術水準に関する証拠を示すものとして利用できるとしている。

さらに、MPEP 707.05(e)<sup>13</sup>において、オンライン情報源から取得した電子ドキュメントについては、情報を取得した日付を [retrieved on MM DD, 200X] のように記載し、MPEP 719.05 II. A<sup>14</sup>において、先行技術調査記録のプリントアウトは、調査を行った日付を含まなければならないとしている。

また、出願内容の秘密保持について、米国特許商標庁が 1990 年に公表した Internet Usage Policy, 64 F.R. 33056, Article 9<sup>15</sup>を引用する MPEP 904.02<sup>16</sup>において、審査官は、検索キーワードなどから、公開前の出願内容が外部に漏れないよう、十分に注意を払わなければならないとしている。

なお、米国特許商標庁のホームページ<sup>17</sup>において、公知であるとされない一時的な情報の例として、保存、読み込み又は印刷のできないウェブ・ブロードキャストが挙げられ、例えば、保存記録されないライブの同時放送映像 (live simulcast feed) や、画面に合わせて「フラッシュ」する音声 (audio) 又は映像 (video) の「ストリーミング」などであることが記載されている。

---

<sup>13</sup> 707.05(e) Data Used in Citing References [R-2] - 700 Examination of Applications

<[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0700\\_707\\_05\\_e.htm#sect707.05e](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0700_707_05_e.htm#sect707.05e)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>14</sup> 719.05 Field of Search [R-6] - 700 Examination of Applications

<[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0700\\_719\\_05.htm#sect719.05](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0700_719_05.htm#sect719.05)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>15</sup> Internet Usage Policy [Federal Register: June 21, 1999 (Volume 64, Number 118)]

<<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/fr990621.htm>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>16</sup> 904.02 General Search Guidelines [R-3] - 900 Prior Art, Classification, and Search

<[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0900\\_904\\_02.htm](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0900_904_02.htm)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>17</sup> Wynn W. Coggins, Prior Art in the Field of Business Method Patents (AIPLA Fall 2002)

<<http://www.uspto.gov/patents/resources/methods/aipfall102paper.jsp>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

## (2) SRI International, Inc., v. Internet Security Systems, Inc<sup>18</sup>

本件において、CAFC はインターネットサーバ内の電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティについて審理した。

概要としては、電子ドキュメントがインターネットサーバ上に保存され、保存場所を示唆する情報が電子メールを通じて第三者（論文審査員）に伝えられた。電子ドキュメントは、削除されるまで7日間、サーバ内に存在していた。そのサーバは、メンバー間でファイルを移動することを目的とし、そのホストアドレスを知る者がアクセス容易なパブリックサーバであった。

争点は、インターネットサーバに保存された電子ドキュメントが、第102条(b)の刊行物の要件としてのパブリックアクセシビリティを満足するかであった。

判決では、上記電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティを認めた下級審判決を破棄、差し戻した。CAFCの多数意見によると、電子ドキュメントに誰かが実際にアクセスした事実があることがパブリックアクセシビリティの成立要件ではないが、本件事実からは、パブリックアクセシビリティを肯定できるとまではいえない、と判断した。すなわち、パブリックアクセシビリティを否定する事実、(1)電子ドキュメントの名称や保存場所を特定できる程度にディレクトリ表示がなかったこと、及び(2)公衆に公開する意図がなかったこと（非公開とされる事前審査段階の論文だった）を考慮すれば、むしろ、パブリックアクセシビリティが否定された過去の判例事実に類似するため、これらを考慮しなかった下級審の審理は不十分である、とするものであった。

## 4. 英国

### (1) 特許法、特許審査便覧<sup>19</sup>

英国法はインターネット上の情報が公衆に利用可能とされるのかについて具体的に規定していない。もともと、特許法（Patent Act 1977）第2条<sup>20</sup>では、発明はそれが技術水準

<sup>18</sup> 前掲 11

<sup>19</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（英国）Q1 参照

<sup>20</sup> 第2条 新規性

(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しないときは、新規なものと認められる。

(2) 発明についての技術水準とは、すべての事項（製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。）で当該発明の優先日前の何れかの時に（連合王国におけるか外国におけるかを問わず）公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない。

（後略）

（特許庁 外国産業財産権制度情報 英国 特許法の参考仮訳より。）

<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm)>[最終アクセス日2010年3月11日]

の一部を構成しないときは、新規なものと認められるとし、技術水準とは、すべての事項（製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。）で当該発明の優先日前の何れかの時に（連合王国におけるか外国におけるかを問わず）公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解されなければならないとしている。

インターネット上の情報が「公衆に対し利用可能なものとされた」か否かは、それぞれの事例における事実の問題となる。通常は、公衆の利用可能なウェブサイト上に情報が利用可能なものとされたとき、また当該の情報が公衆が利用できるほど十分な期間ウェブサイト上に残されているとき、それは技術水準の一部を構成する。この判断は、蓋然性の均衡（the balance of probabilities）に基づき行われる。

特許審査便覧（Manual of Patent Practice）第 2.25 項<sup>21</sup>においては、「文献に記載された又はそれに関連する公開日は、実際に公開が行われた日と推定され、これと異なる申立ては、証拠により証明されなければならない」としている。また、日付のないインターネット上の文献が該当日前に利用可能とされているかどうかを判断するために、審査官は、ウェブアーカイブ（ウェイバックマシン）を参照することができる<sup>22</sup>。そして、インターネット上の文献が該当日前に利用可能とされたかどうか、及びそれが変更されたか否かの問題は、蓋然性の均衡（the balance of probabilities）に基づき判断される。この点は、英国知的財産庁の 2009 年の決定<sup>23</sup>で確認されている（HSBC France, BL 0/180/09<sup>24</sup>）。本決定の概要については後述する。

また、特許審査便覧第 17.54 項<sup>25</sup>において、「インターネット上で開示された情報について検討するにあたって、たとえ公開日が証明できないか又は当該文献が調査の対象となっている発明の優先日の後で公開された可能性があるとしても、調査審査官は、非常に関連があるとみなされる文献を引用すべきである。そのような文献は、カバーレターに『公開』日は証明できない（又は当該文献は技術水準に含まれないと考えられる）が、開示された情報は非常に関連があり、おそらくは技術水準の一部を構成する関連特許出願が存在すると考えられるとの注記を添付して、カテゴリ A により引用すべきである。調査の更新時に、審査官はこれに対応する特許出願を調査すべきである。」としている。

---

<sup>21</sup> Manual of Patent Practice, Section 2: Novelty

<<http://www.ipo.gov.uk/practice-sec-002.pdf>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>22</sup> 本報告書 第 V 章 参照

<sup>23</sup> 審査官が拒絶を考えるときは、出願者は上級審査官の意見を聞く機会が与えられる。出願が拒絶されれば、28 日以内に特許裁判所に審決取消を申請できる。しかし、そのような訴えはめったに成功しない。

産業財産権侵害対策等事業（特許庁委託事業）イギリス（侵害）

<<http://www.iprsupport-jpo.jp/soudan/miniguide/pdf/England.html>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>24</sup> HSBC France, BL 0/180/09, 29 June 2009

<[http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL\\_Number=0/180/09](http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL_Number=0/180/09)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>25</sup> Manual of Patent Practice Section 17: Search

<<http://www.ipo.gov.uk/practice-sec-017.pdf>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

さらに、特許審査便覧第 17.75b 項<sup>26</sup>において、インターネット上の文献を引用するときは、審査官は「著作者は最小の識別可能な組織単位 (the smallest identifiable organisational unit) とすべきであり、発行者はインターネットサイトを管理する組織とすることができる。サイトの URL 及びアクセスした日も含めるべきである。」としている。

(2) BL 0/180/09<sup>27 28</sup>

本件では、英国知的財産庁は、新規性の欠如を理由として特許出願を拒絶するかどうかを判断する上で、インターネット上に開示された情報の信頼性について検討しなければならなかった。

問題となったインターネット上で開示された情報は、コンピュータマガジンに掲載され、インターネット上の 2 つのサイトにおいて提供された。この記事の日付は 2004 年 2 月 20 日となっていたが、審査官は、その記事の紙原稿の所在を突き止めることができなかった。公開された日付を示す唯一の証拠は、インターネット上に掲載された記事において特定された日付だけであった。また、記事を掲載するウェブページはウェブアーカイブに記録されていなかった。そこで記事が 2004 年 2 月 20 日に公衆に対し利用可能とされたのか、またそれが公開されてから当該サイトが変更されていないかについて疑念が呈された。

英国知的財産庁は、別の事件 (Konami Corporation, T 1134/06<sup>29 30</sup>) において、インターネット上の文献については高度な立証責任が適用されるべきとした欧州特許庁の技術審判部審決の拘束を受けないとし、英国におけるインターネット上で公開された情報の日付及び内容は、蓋然性の均衡 (the balance of probabilities) に基づき評価されるべきであるとした。

記事を掲載したウェブサイトは、コンピュータ分野では発行の歴史が長く、非常に良い評判を得ていると考えられた。このため、その日付及び内容は、信頼できないよりも信頼できる可能性の方が高いと判断された。それゆえ、当該の記事が紙原稿により発行されたことを立証する必要はなかった。

---

<sup>26</sup> 前掲 25

<sup>27</sup> 前掲 24

<sup>28</sup> 資料 II 海外弁護士事務所質問票調査 (英国) Q10 参照

<sup>29</sup> Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO (Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>30</sup> 本報告書 第 VI 章 参照



## 5. ドイツ<sup>31</sup>

### (1) 特許法、ガイドライン

ドイツ特許法 (PatG) 第 3 条<sup>32</sup>は、発明は、それが技術水準に属していないときは、新規であるとみなされ、技術水準は、その出願の優先日前に、書面若しくは口頭による説明、実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されたすべての知識を含むと定めている。

また、2009 年 9 月 2 日のドイツ特許法第 43 条<sup>33</sup>に関する先行技術文献を決定するためのガイドラインの第 5 章<sup>34</sup>に基づけば、審査部は先行技術の決定において、現存の技術手段及びその情報源を採用しなければならないとしている。

そして、ドイツ特許法第 3 条は、「先行技術」であるとするための情報を公衆に利用可能とする「方法 (any manner)」を規定しており、これを理由として、インターネットは情報源として使用されてきた。もっとも、インターネット情報を先行技術として使用するためには、出願の有効となった日以前に公開されていたことを証明するための証拠が求められる。この点は、ドイツ連邦特許裁判所判決 17 W (pat) 1/02<sup>35</sup>が判示している。なお、本事件の概要については本報告書第 VI 章に記す。

---

<sup>31</sup> 資料 II 海外弁護士事務所質問票調査 (ドイツ) Q1 参照

<sup>32</sup> 第 3 条

(1) 発明は、それが技術水準に属していないときは、新規であるとみなされる。技術水準は、その出願の優先日前に、書面若しくは口頭による説明、実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されたすべての知識を含む。

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 ドイツ 特許法の参考仮訳より。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm) [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日])

<sup>33</sup> 第 43 条

(1) 特許庁は、請求を受けたときは、出願の対象である発明の特許性についての評価の際に考慮されるべき公衆が利用可能な刊行物を確認する(調査)。当該刊行物についての調査が、すべての又は一定の技術分野に関して、全面的若しくは部分的に国際機関に任される((8)1.)場合は、調査が、出願人がその調査結果を欧州出願についても使用することができるような方法で行われるよう請求することができる。

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 ドイツ 特許法の参考仮訳より。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm) [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日])

<sup>34</sup> Richtlinien für die Durchführung der Druckschriftenermittlung nach § 43 PatG

<http://www.dpma.de/docs/service/formulare/patent/p3611.pdf> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>35</sup> Computer network Information (Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court (BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

## 6. 欧州特許庁<sup>36</sup>

### (1) 特許法、審査便覧

欧州特許条約 (EPC) はインターネット上の情報が公衆に利用可能とされるのかについては具体的に規定していない。

もともと、欧州特許条約第 54 条<sup>37</sup>は、発明はそれが技術水準の一部を構成しない場合は新規であると認められるとし、欧州特許出願の出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成するとしている。

インターネット上の情報が「公衆に利用可能になった」か否かは、それぞれの事例における事実の問題となる。通常は、公衆の利用可能なウェブサイト上に情報が利用可能なものとされたとき、また当該の情報が公衆が利用できるほど十分な期間ウェブサイト上に残されているとき、それは技術水準の一部を構成する。

欧州特許庁の審査便覧 C 部第 IV 章 6. 1<sup>38</sup>は、技術水準の定義の広さに言及し、「関連情報が公衆に利用可能となった地理的所在地又は言語若しくは方法に対する制限はない。」とし、さらに「書面による説明、すなわち、文献は、関係する日に、公衆がその文献の内容について知識を取得でき、かつ、その知識の使用又は普及を制限する秘密保持の制約が存在していなければ、公衆に利用可能であったものとみなすべきである。」としている。

また、欧州特許庁は、2009 年に「欧州特許庁からのインターネット上の引用に係る通知<sup>39</sup> (以下、EPO 通知という。)」を発行しており、本通知において、「先行技術調査は、インターネット上の出所も対象とすることができる。」としていることから、インターネット上の情報が欧州特許出願に関連する技術水準の一部を構成することは明らかである。

さらに、上記 EPO 通知においては、「インターネット上で開示された情報は、その情報が一般に掲載された日から公開されたとみなされる。特許審査官が特定したインターネット上で開示されている情報が操作されている可能性は非常に低いと考えられるので、具体的

---

<sup>36</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (欧州特許庁) Q1 参照

<sup>37</sup> 第 54 条 新規性

(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。

(2) 欧州特許出願の出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 欧州特許庁 欧州特許付与に関する条約の参考仮訳より。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm) [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>38</sup> Guidelines for Examination in the European Patent Office (status April 2009) PART C

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1AFC30805E91D074C125758A0051718A/\\$File/guidelines\\_2009\\_part\\_C\\_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1AFC30805E91D074C125758A0051718A/$File/guidelines_2009_part_C_en.pdf) [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>39</sup> Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462

[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08\\_09\\_09/08\\_4569.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf) [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

にこれとは反対の事実がない限りは、この日を正確な掲載日として受け入れる。」としている。

他方、欧州特許庁の技術審判部における審理 (Konami Corporation, T 1134/06<sup>40</sup>, 以下、「コナミ事件」という。) において、技術審判部は、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成することを立証するためには、「開示された情報が公衆に利用可能となったのはいつ、何が、そしてどの条件においてか」という、先行使用や先行口頭開示と同じ問いに回答しなければならないと判示した。また、技術審判部は、インターネット上で開示された情報を先行技術として利用するときは、厳格な立証基準が採用されるべきとも判示し、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成するとの事実は、「合理的な疑いを超えて (beyond any reasonable doubt)」証明されるべきであるとした。

なお、「ウェブサイトが評判の良い又は信頼の置ける発行者の印刷刊行物の電子版であるときは、内容及び日付は文字通りに解釈することができ、立証の必要はない。さもなければ、例えばインターネット上に情報を投稿した者又は当該の日の前に情報を利用したいずれかの者からの証拠が求められる。」ともした。なお、本コナミ事件の概要については本報告書第VI章に記す。

そして、コナミ事件においては、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成するためには該当日の前に利用可能であったことが「合理的な疑いを超えて (beyond any reasonable doubt)」立証されなければならないと判示されたが、2009年に出された上記EPO通知は「蓋然性の均衡 (balance of probabilities)」による審査が行われるべきとしている。このため、欧州特許庁でどの基準が適用されるかは不明である。もっとも、EPO通知には拘束力がなく、指針とすることのみを目的として出されたので、欧州特許庁ではコナミ事件で確立された高度な立証基準が引き続き適用されると考えられる。

なお、欧州特許庁の審査便覧B部第XII章5<sup>41</sup>においては、調査部は例えば、当該文献の正確な刊行日若しくは公衆の利用可能となった日付に疑義があるとの理由によって、その文献を廃棄してはならないと定めており、調査部は、当該文献の日付を確認するよう努めるが、それでも関連性を有する場合はすべて、調査報告書中に当該文献を引用しなければならないとしている。

## 7. インターネット情報がインターネット上から削除された場合の取扱い

特許審査官が、インターネット情報を蓄積した後、その蓄積した情報がインターネット上から削除された場合のその情報の取扱いについては、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁

<sup>40</sup> 前掲 29

<sup>41</sup> Guidelines for Examination in the European Patent Office (status April 2009) PART B  
<[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1AFC30805E91D074C125758A0051718A/\\$File/guidelines\\_2009\\_part\\_B\\_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1AFC30805E91D074C125758A0051718A/$File/guidelines_2009_part_B_en.pdf)> [最終アクセス日 2010年3月11日]

のいずれにおいても、インターネット情報がインターネット上から削除されたかどうかは重要ではなく、公開されているインターネット情報と同様に取り扱われるとされた。

米国においては、容易にアクセスできたかなどの他の事実とのバランスで総合的に判断されると考えられる<sup>42</sup>とされ、英国においては、蓋然性の均衡 (the balance of probabilities) に基づき文献が該当日前に公衆に対して利用可能とされたことを証明できる場合は当該の情報は技術水準の一部を構成するとみなされることになる<sup>43</sup>とされ、ドイツにおいては、特定の日によろしく、どこで、何が公衆に利用可能とされたのかが証明されなければならない<sup>44</sup>とされ、欧州特許庁においては、該当日前に当該文献が公衆に対し利用可能とされたことを証明できる場合は当該の情報は技術水準の一部を構成するとみなされる<sup>45</sup>とされた。

---

<sup>42</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (米国) Q2 参照

<sup>43</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (英国) Q2 参照

<sup>44</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (ドイツ) Q2 参照

<sup>45</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (欧州特許庁) Q2 参照

### Ⅲ. インターネット情報の審査での利用状況

#### 1. 序説

本章では、我が国及び海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）におけるインターネット情報の特許審査での利用状況についてまとめる。

なお、海外については、海外知財庁質問票調査結果をまとめる。また、インターネット情報の先行技術としての利用上の問題について同調査結果をまとめる。

#### 2. 日本

我が国特許出願の審査において、引用された先行技術文献のうち、インターネット情報の引用状況は図 3-1 のとおりである（平成 15 年～18 年）。標準化団体のサイトのほか、ウェブアーカイブサービスサイト（アーカイブサイト）等の情報が利用されている。

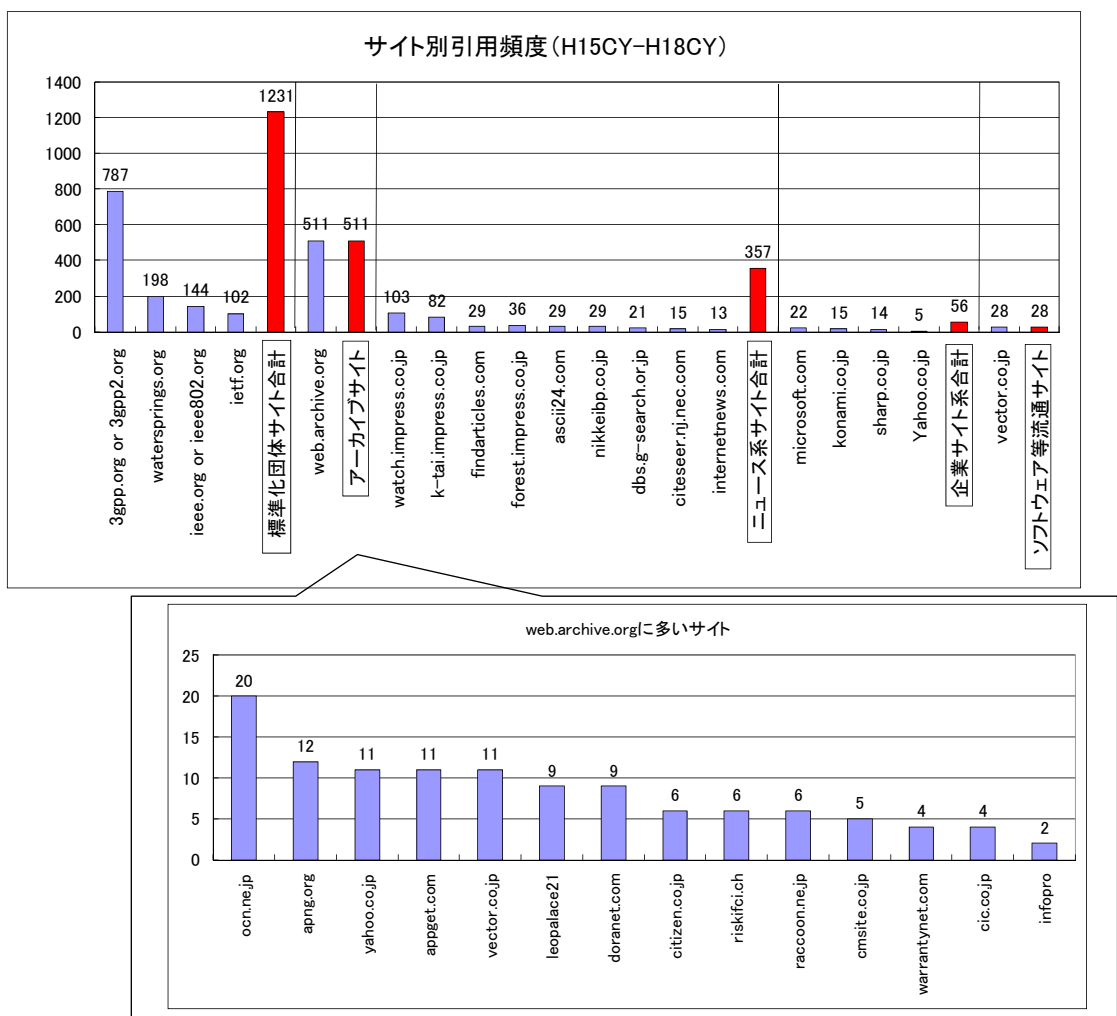


図 3-1 インターネット情報の引用状況（平成 15 年～18 年）

### 3. 海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）

#### （1） 米国<sup>1</sup>

米国特許商標庁において、インターネット情報は、インターネット上で提供される特定のデータベース検索で得られる情報とは区別されている。米国特許商標庁の調査・情報リソース管理局（Search and Information Resources Administration）は、正確性及び信頼性からこれらのデータベースを選抜している。米国特許審査官によるこうした特定データベースへのアクセスは概ね安全であるが、一般的なインターネット検索は安全性に欠ける。

一方、インターネット情報は、あらゆる技術分野において利用可能であり、従ってあらゆる技術分野の特許審査官にとって有用なものである。もっとも、初期段階の技術及び発展のスピードの速い技術、金融関連技術の分野の特許審査官は、こうした分野の特許出願の審査にはインターネット情報が有用であるだけでなく、不可欠でさえあると考えている。インターネット情報の引用を必要とする主な理由は、従来形態の先行技術文献には必要な情報が無い点にある。インターネット情報を利用する他の理由は、こうした分野では、安全な特定データベースが未開発である点がある。

#### （2） 英国<sup>2</sup>

英国知的財産庁において、インターネット情報による引用は、あらゆる技術分野に関連すると考えられる。もっとも、ウェブ文書としては、コンピュータ分野で相当量の技術情報がインターネット上で提供されており、また、この分野にはビジネス方法などが含まれることから、この分野に最も関連があるといえる。さらに、特許出願の調査のために特にインターネットが利用される他の分野としては、電気通信分野がある。

#### （3） ドイツ<sup>3</sup>

ドイツ特許商標庁において、インターネット情報を引用する頻度が高い、国際特許分類（IPC）に基づく分野としては、H04L（デジタル情報の伝送）、G06F（電氣的デジタルデータ処理）、A61K（医薬用製剤）、B64C（飛行機、ヘリコプタ）、C12N（微生物または酵素）がある。

他方、引用された情報のライブラリのタイプ（library-based types）としては、ジャー

<sup>1</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q1 参照

<sup>2</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q1 参照

<sup>3</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（ドイツ）Q1、Q2 参照

ナルの記事（約 55%）、シンポジウム・会議に関する報告書（約 20%）、論文（約 15%）、企業の発表物（約 5%）がある。

これらが引用される理由としては、データベース（IEEE, Elsevier, Wiley など）へのアクセスが、インターネット経由で可能であることが挙げられる。なお、引用される先行技術の非特許文献の 50%以上がインターネットにより入手できるものである。

また、他の理由として、関連する先行技術が主に最新の研究報告などについては、これらはまだ公開済みの特許文献には含まれていない内容であることからインターネット上でしか見つけることができないことが挙げられる。全インターネット検索の 50%以上がこのような理由による。

そして、さらにインターネット情報で引用される内容としては、トレンドの認識、開発の方向性、主題についての基礎知識や一般的知識がある。

#### （４） 欧州特許庁<sup>4</sup>

欧州特許庁において、インターネット情報が引用される機会が多い分野としては、他の科学文献が利用できない分野がある。例えば、ビデオゲームやソフトウェアマニュアルが挙げられる。

### 4. インターネット情報の先行技術としての利用上の問題

インターネット情報の先行技術としての利用上の問題としては、米国特許商標庁よりは、情報通信の安全性に関する問題と、調査の請求があったことが権限のない者に把握されてしまうという問題は、未だ解決されていない点が挙げられた<sup>5</sup>。

英国知的財産庁よりは、第一に、開示情報が公衆に利用可能とされた日付とその日以降に変更されたかどうかを立証する問題、第二に、当業者が関連する技術的特徴を判断できるほど十分な技術情報を提供するインターネット上の文書を見つける問題、第三に、インターネット上の検索エンジンにキーワードを入力するときに発明を開示しないように注意が必要である点が挙げられた。そして、これらの問題は、特許審査過程における先行技術文献としてのウェブページの有用性を限定しており、第二の問題はウェブアーカイブによっては解決されないと考えられるが、それでも、英国の特許審査官はウェブ上の先行技術を定期的に参考にしており、これらは審査過程において有効に用いられているとされた<sup>6</sup>。

他方、欧州特許庁よりは、インターネット情報の先行技術としての利用上の問題は主に

<sup>4</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査(欧州特許庁) Q1 参照

<sup>5</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査(米国) Q2 参照

<sup>6</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査(英国) Q2 参照

公開日に関するものであるとされた<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査(欧州特許庁) Q2 参照



## IV. ウェブアーカイブサービスの現状

### 1. 序説

本章では、ウェブアーカイブサービスの現状として、米国のウェイバックマシンの概要、我が国及びウェイバックマシン以外の海外のサービスの概要についてまとめる。

### 2. ウェイバックマシン<sup>1</sup> (米国)

ウェイバックマシン (Wayback Machine) は、米国の NPO 法人インターネットアーカイブ (Internet Archive) が運営しているウェブアーカイブサービスである。

インターネットアーカイブは、1996 年、米国議会図書館やスミソニアン博物館などの機関との協力により、デジタルコンテンツの永久ライブラリを構築するために設立され、本部は米国カリフォルニア州サンフランシスコにある。

ウェイバックマシンは、現在 1500 億ページ程度のコンテンツを有しており、探したい公開サイトの URL を指定すると、そのサイトの過去のページを閲覧することができる。

なお、ウェイバックマシンで公開しているインターネット情報に収録されていないサイトとしては、多くの新聞社のサイトがある。新聞社のサイトはニュース情報を別個に有料で提供していることなどもあり、ロボットでの収集を拒絶しているケースが多い<sup>2</sup>。

### 3. 日本

我が国においては、国立国会図書館によるウェブアーカイブ事業 (WARP<sup>3</sup>) が行われている。本調査研究の委員会において、国立国会図書館関西館電子図書館課ネットワーク情報第二係 西中山 隆氏に、ウェブアーカイブ事業 (WARP) の取り組みをご講演頂いた際の配布資料を資料編の資料IVに記載する。

また、その他のウェブアーカイブサービスとしては、農林水産省が運営している農林水産研究情報のウェブサイト「AGROPEDIA<sup>4</sup>」の中の「Web アーカイブ<sup>5</sup>」がある。

---

<sup>1</sup> Wayback Machine <<http://www.archive.org/web/web.php>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>2</sup> 長塚 隆 「インターネット上の情報資源の恒久的な保存と公開」 情報管理. 45(7), p.472 (2002)

<sup>3</sup> 国立国会図書館 Web Archiving Project <<http://warp.da.ndl.go.jp/search/>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>4</sup> 農林水産省 農林水産研究情報総合センター 農林水産研究情報 AGROPEDIA  
<<http://www.affrc.go.jp/ja/agropedia>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>5</sup> 農林水産省 農林水産研究情報総合センター 農林水産研究情報 AGROPEDIA Web アーカイブ  
<[http://rms.agsearch.agropedia.affrc.go.jp/cgi-bin/nosui/common.cgi?CONFFILENAME=common.conf.agri\\_ext&TEMLATE=f\\_easy\\_search.html\\_ext](http://rms.agsearch.agropedia.affrc.go.jp/cgi-bin/nosui/common.cgi?CONFFILENAME=common.conf.agri_ext&TEMLATE=f_easy_search.html_ext)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

## 4. 海外

海外においては、米国のウェイバックマシン以外では、主に図書館においてウェブアーカイブサービスが運営されている（図 4-1<sup>6</sup>、図 4-2<sup>7</sup>）。

図 4-1 の収集方法に着目すると、各機関により包括的収集と選択的収集双方ともに行われているが、包括的収集の利活用状況を見ると、著作権等の問題により、利活用が制限されていることがわかる。また、選択的収集では行われている収集した情報の確認作業が、包括的収集ではその収集される膨大なファイル数により現実的に行えないため、情報の完全性に欠けることも指摘されている。他方、選択的収集を行う場合、全ての学問分野に対して通暁しているわけでない図書館員が、膨大な情報から有用な情報を選定するには困難が伴うとの指摘がされている<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> 武田和也「海外動向との対比からみた日本の Web アーカイビングの課題と展望-国立国会図書館の取り組みを通して-」情報の科学と技術 58 巻 8 号 397 頁 (2008) より転載。

<sup>7</sup> 柗和佑, 阪口哲男, 杉本重雄「世界の Web アーカイブ-IIPC (International Internet Preservation Consortium) を中心にして」情報の科学と技術 58 巻 8 号 391, 393 頁 (2008) より転載。

<sup>8</sup> 武田和也「海外動向との対比からみた日本の Web アーカイビングの課題と展望-国立国会図書館の取り組みを通して-」情報の科学と技術 58 巻 8 号 395-396 頁 (2008)

表3 主な海外 Web アーカイブ事業の概要

地域	国名	プロジェクト名	実施機関	包括/選択	主な収集情報	Web情報の納本規定	利活用	IIPC加盟	主な参考文献
日本		WARP	国立国会図書館	選択	表2参照	×	○	○	
		AGROPEDIA Webアーカイブ	農林水産研究情報センター	選択	農林水産関係のページ	×	○	×	
大韓民国		OASIS	国立中央図書館	選択	権威ある韓国人によって書かれた文書、最新課題	×	○	×	*1
		-	国会図書館	選択	ドキュメント類	×	認証制	×	
アジア	中華人民共和国	WICP	国家図書館	選択	政府情報、北京オリンピック、逐次刊行物など	×	館内のみ	○	*2
	台湾	Web Archive Taiwan	国家図書館	選択	中央および地方政府機関、教育・学術機関、図書館情報学研究組織・図書館団体、重大な社会トピック	×	○	×	*3
		NTUWAS	台湾大学附属図書館	選択	政府情報、同族会、非営利団体、少数民族、イベント など	×	○	×	
シンガポール		-	国立図書館	包括	-	○	非公開	○	*4
		Minerva	議会図書館	選択	大統領選挙、9.11など	×	○	○	
北アメリカ	アメリカ合衆国	Federal Web Harvests	国立公文書館	選択	連邦政府ホームページ	×	○	○	*5
	カナダ	GCWA	国立図書館・公文書館	選択	連邦政府ホームページ	○	○	○	*6
オセアニア	オーストラリア	PANDORA	国立図書館 アボリジニーおよびトレス海峡島民研究所 戦没者記念館 国立フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ ノーザンテリトリー図書館 ニューサウスウェールズ州立図書館 クイーンズランド州立図書館 南オーストラリア州立図書館 ビクトリア州立図書館 西オーストラリア州立図書館	選択	・国立図書館:国家的に重要な情報 ・アボリジニーおよびトレス海峡島民研究所:先住民族出版物とホームページ ・戦没者記念館:軍の歴史関連 ・国立フィルム・アンド・サウンドアーカイブ:音楽とフィルム関係 ・各州立図書館:州と地域の重要な情報	×	○	○	*7
			ニュージーランド	-	国立図書館	選択	・インターネット・ドキュメントの収集 ・オンライン新聞 ・アメリカズカップ、国会議員選挙、地方議会選挙	○	認証制
イギリス	UKWAC	英国図書館 国立公文書館 ウェールズ国立図書館 スコットランド国立図書館 情報システム合同委員会 Wellcome財団	選択	・英国図書館:国の歴史・文化 ・国立公文書館:政府情報 ・各国立図書館:各国の歴史と文化 ・情報システム合同委員会:先端的で革新的なICTプロジェクトのページ ・Wellcome財団:医学情報	○	○	○	○	*9
		フランス	-	国立図書館	選択	・2002、2004、2007年の選挙サイト ・2004年から実験的に包括収集	○	館内のみ	○
ドイツ	kopal	国立図書館	選択	電子ジャーナルの収集	○	館内のみ	○	*11	
		オランダ	e-Depot	国立図書館	選択	電子ジャーナルの収集	×	非公開	○
デンマーク	netarchive.dk	国立図書館 オーフス国立大学図書館	包括 選択	・包括収集(年4回) ・ニュースサイト、議会、テレビ・ラジオ局、選挙などを高頻度収集	○	研究者のみ	×	*13	
ノルウェー	Paradigma	国立図書館	包括	-	○	-	○		
フィンランド	-	国立図書館	包括 選択	・包括収集 ・ISBN・ISSNが付与された資料、大学出版物、官庁出版物、新聞、地図、音楽を選択収集	○	館内のみ	○		
スウェーデン	Kulturarw3 projekt	国立図書館	包括	-	○	館内のみ	○	*14	
オーストリア	AOLA	国立図書館	包括	-	×	非公開	○		

\* 作成するにあたり、2007年7月27日に行われた文化審議会「著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第6回)」で配布された「資料2 別紙2 諸外国の国立図書館等におけるネットワーク系出版物収集への対応状況」([http://www.next.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.pdf](http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.pdf))および各機関のホームページを参考にした。

\* IIPCへの加盟状況については、<http://www.netpreserve.org/about/members.php> を参照

\*1 National Library of Korea. A Web Archiving System of the National Library of Korea: OASIS.CDNLAO Newsletter.2007.58,

\*2 王志庚. 中国国家図書館のウェブ・アーカイビング. カレントアウェアネス.2004, No.28, <http://current.ndl.go.jp/ca1531>

\*3 台湾国家図書館がウェブアーカイブ・ナビゲーションシステムを開始.カレントアウェアネス-R.2008,<http://current.ndl.go.jp/node/8180>, [accessed 2008-07-04]

\*4 Siow Lian San.Archiving and Preserving Online Publications @ National Library, Singapore. CDNLAO Newsletter.2007.58

\*5 NARA. 連邦政府各官庁のウェブサイト記録作成を中止.カレントアウェアネス-E.2008.No.127,<http://current.ndl.go.jp/e779>

\*6 平野美恵子. カナダ国立文書館を設立するための法律. 外国の立法. 2004.222.<http://www.ndl.go.jp/data/publication/legis/222/022207.pdf>

\*7 カナダ国立図書館・文書館が政府ウェブサイトのアーカイブ公開.カレントアウェアネス-E.2007.No.119, <http://current.ndl.go.jp/e729>

\*8 五十嵐麻理世.オセアニアのウェブ・アーカイビング.カレントアウェアネス.2004.No.281, <http://current.ndl.go.jp/ca1537>

National Library of Australia.Web Archiving at the National Library of Australia

PANDORA: Australia's Web Archive.CDNLAO Newsletter.2007.58, <http://www.ndl.go.jp/en/publication/cdnla0/058/581.html>

\*9 五十嵐麻理世.オセアニアのウェブ・アーカイビング.カレントアウェアネス.2004.No.281, <http://current.ndl.go.jp/ca1537>

熊倉優子. ニュージーランドにおける法定納本制度改正の動き.カレントアウェアネス. 2006.No.290, <http://current.ndl.go.jp/ca1612>

Gordon Paynter;Susanna Joe;Vanita Lala;Gillian Lee. A Year of Selective Web Archiving with the Web Curator Tool at the National Library of New Zealand.D-Lib Magazine.2008, Vol.14, No.5/6, <http://www.dlib.org/dlib/may08/paynter/05paynter.html>

\*10 五十嵐麻理世.デジタル時代の新聞の保存と利用.国立国会図書館月報.567,2008,p.19-23,<http://www.ndl.go.jp/publication/geppo/pdf/geppo0806.pdf>, [accessed 2008-07-07]

\*11 平野美恵子. イギリスにおける2003年法定納本図書館法の制定-デジタル時代への対応.外国の立法.2005.223, <http://www.ndl.go.jp/data/publication/legis/223/022305.pdf>

Steve Bailey;Dave Thompson.UKWAC: Building the UK's First Public Web Archive.D-Lib Magazine.2006,Vol.12, No.1 <http://www.dlib.org/dlib/january06/thompson/01thompson.html>

\*12 清水裕子.BnFの実験-大規模ウェブ・アーカイビングの実現に向けて-カレントアウェアネス.2003.No.275,<http://current.ndl.go.jp/ca1490>

鈴木昇. フランス法定納本制度改正とウェブアーカイブへの対応.カレントアウェアネス.2006.No.290, <http://current.ndl.go.jp/ca1614>

渡邊清志. ドイツにおけるインターネット情報資源収集の制度化-ドイツ国立図書館法-. 日本図書館情報学会誌. 2007.通巻169,p.35-42.

\*13 kopal: ドイツのデジタル情報長期保存協同プロジェクト-進行中.カレントアウェアネス-E.2007.No.105,<http://current.ndl.go.jp/e642>

齋藤健太郎.オランダ国立図書館のアーカイビング事業.カレントアウェアネス.2003.No.275,<http://current.ndl.go.jp/ca1490>

後藤敏行.電子ジャーナルのアーカイビング-海外の代表的事例から購読契約に与える影響まで-カレントアウェアネス.2006.No.288, <http://current.ndl.go.jp/ca1597>

\*14 デンマーク.ウェブ・アーカイブを制度化.カレントアウェアネス-E.2005.No.63, <http://current.ndl.go.jp/e359>

\*15 スウェーデン国立図書館.ウェブコレクションを公開.カレントアウェアネス-E.2003.No.19,<http://current.ndl.go.jp/e106>

\* \*3および\*8五十嵐論文(2008)以外のインターネット情報に關しての最終アクセス日は2008年5月20日

図4-1 海外のウェブアーカイブサービス (1)

表 1 IIPC を中心とした欧米・オセアニアの Web アーカイブ

プロジェクト名	母体	説明
Internet Archive	Internet Archive	全世界を対象に Web アーカイブを構築しているプロジェクト。収集した Web ページを公開するために Wayback Machine を開発した。Wayback Machine は、公開され、自由に利用することができる。
Archive-it <sup>9)</sup>	Internet Archive	加入者が指定した Web リソースの Web アーカイブを Internet Archive が作成、指定したメタデータを付与、全文検索を提供するサービス。2005 年よりサービス開始。なお、収集した Web リソースを ARC フォーマットを用いて蓄積している。
European Archive <sup>10)</sup>	European Archive	ヨーロッパのコンテンツを対象に公開しているデジタルアーカイブ。収集対象は動画、録音、Web サイトである。独自に収集するのではなく、様々な機関のコレクションを申請に応じて移管してもらい、公開している。
Hanzo Archive <sup>11)</sup>	Hanzo Archive	民間企業による Web アーカイブの構築サービスを行っている。WARC に対応した閲覧システムや収集システムの開発も行っている。
MINERVA <sup>12)</sup>	アメリカ議会図書館	Internet Archive が収集した Web ページを、テーマごとに整理することで Web アーカイブを構築している。テーマに重大事件や選挙が多い。
NARA <sup>13)</sup>	アメリカ公文書館	アメリカの政府機関の Web サイトを年に数回収集していた。現在は収集を行っていないが、過去の Web アーカイブは閲覧可能。
Canada Electronic Collection <sup>14)</sup>	カナダ国立図書館・文書館	納本制度に基づいて、電子的な出版物の他、Web サイトの収集と公開も行っている。なお、収集は年 2 回程度行われ、カナダ国立図書館・文書館の閲覧室で閲覧できるようになっている。
PANDORA <sup>15)</sup>	オーストラリア国立図書館	テーマに応じてオーストラリア内の各機関が収集し、それを集めることで Web アーカイブを構築している。テーマごとに分類されており、閲覧は Web 上で行える。
Archives New Zealand <sup>16)</sup>	ニュージーランド国立図書館	電子出版物および Web リソースの収集を納本制度に基づいて行っている。この納本制度では「公開されていた Web 上の情報は、国立図書館が収集蓄積しインターネット上に公開し、利用すること」が認められている。また、IIPC の枠組みの中で、英国図書館と協力して Web サイトの選択式収集を行う Web Curator Tool を開発し、公開している。
UK Web Archiving Consortium <sup>17)</sup>	大英図書館	イギリス国内の Web サイトを、PANDORA のシステムである PANDAS (PANDORA Digital Archiving System) <sup>17)</sup> を利用して収集している。
Kulturarw3 Project	スウェーデン王立図書館	1996 年より Web 上の出版物を収集する Kulturarw3 プロジェクトを開始。スウェーデン国内の Web サイト(.se と .com 等のドメインで、スウェーデン国内にサーバがある Web サイト)を、Web サイト作成者のプロジェクトへの申請に基づいてメタデータを付与した後に蓄積している。なお、データはスウェーデン王立図書館内でのみ閲覧が可能である。
e-Depot <sup>18)</sup>	オランダ国立図書館	電子納本制度による電子ジャーナル、およびオンライン出版物の長期保存について実験を行い、e-Depot として公開している。Web ページのアーカイブに関してはメタデータの観点から検討中とされていたが、2006 年から Leiden 大学とともに選択的 Web アーカイブのプロジェクトを開始している。
netarchive.dk <sup>19)</sup>	デンマーク王立図書館	2004 年より納本制度に基づいて王立図書館とオーフス国立・大学図書館が進める Web アーカイブのプロジェクト。収集のスケジューリングに NetarchiveSuite というソフトを使用し、収集には Heritrix を使用。なお、収集結果は研究者に限って公開されているほか、NetarchiveSuite もオープンソフトウェアとして公開されている。
(図書館の業務の一環として行われているため、プロジェクト名はない)	フランス国立図書館 <sup>20)</sup> /国立情報学視聴覚研究所	国立図書館と国立情報学視聴覚研究所が Web サイトの収集を行うよう納本制度の中で決められている。 .fc と .com ドメインの Web サイトのうち、サーバがフランス国内にあるものを収集している。また、動的な Web ページに関して、Web サイト作成者に個別に協力をあおぐことで収集することがある。なお、公開は国立図書館内でのみ行っている。
Paradigm <sup>21)</sup>	ノルウェー国立図書館	2001 年から 3 年計画で Paradigm プロジェクトを行い、納本制度に基づいて電子書籍を収集。2003 年からは北欧の国立図書館が中心となって Web アーカイブを研究する、Nordic Web Archive に参加。なお、現在は IIPC に参加し、国内の Web サイトを収集している。

9) Archive-it  
<http://archive-it.org/> [accessed 2008-06-03].

10) European Archive  
<http://www.europarchive.org/> [accessed 2008-06-03].

11) Hanzo archive  
<http://www.hanzoarchives.com/> [accessed 2008-06-03].

12) MINERVA  
<http://lcweb2.loc.gov/diglib/lcwa/html/lcwa-home.html>  
 [accessed 2008-06-03].

13) NARA  
<http://www.archives.gov/> [accessed 2008-06-03].

14) Library and Archives Canada  
<http://www.collectionscanada.gc.ca/index-e.html>  
 [accessed 2008-06-03].

15) PANDORA  
<http://pandora.nla.gov.au/> [accessed 2008-06-03].

16) ニュージーランド  
<http://www.natlib.govt.nz/> [accessed 2008-06-03].

17) UK Web Archiving Consortium  
<http://www.webarchive.org.uk/> [accessed 2008-06-03].

18) e-Depot  
<http://www.kb.nl/index.html> [accessed 2008-06-03].

19) デンマーク王立図書館  
<http://netarchive.dk/index-en.php> [accessed 2008-06-03].

20) BnF  
<http://www.bnf.fr/> [accessed 2008-06-03].

21) ノルウェー国立図書館  
<http://www.nb.no/english> [accessed 2008-06-03].

図 4-2 海外のウェブアーカイブサービス (2)

## V. ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

### 1. 序説

本章では、我が国及び海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）における既存のウェブアーカイブサービスの審査での利用状況についてまとめる。

なお、海外については、海外知財庁質問票調査結果をまとめる。また、ウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての利用上の問題について同調査結果をまとめる。

### 2. 日本

我が国特許出願の審査においては、技術常識の参考資料としてウェイバックマシンから得られた情報を先行技術文献として引用する場合がある。

### 3. 海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）

#### （1）米国<sup>1</sup>

米国特許商標庁の審査において、インターネット検索で発見された先行技術文献に該当しうる資料の信頼性及び日付が、電子ドキュメントそれ自体からは明らかでない場合には、これらの判断のためにウェブアーカイブサービスを利用することができる。

また、米国特許商標庁のホームページ<sup>2</sup>において、ビジネス方法の審査におけるウェブサイトの日付の特定のために利用できるリソースの一つとして、ウェイバックマシンが記載されている。

#### （2）英国

英国知的財産庁の特許審査官は、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を証明するためにウェイバックマシンを利用している。このサービスにより確認された日付は、一般に有効な日付と考えられている<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q3, Q4 参照

<sup>2</sup> Wynn W. Coggins, Prior Art in the Field of Business Method Patents (AIPLA Fall 2002)

<<http://www.uspto.gov/patents/resources/methods/aiplafall102paper.jsp>> [最終アクセス日 2010年3月11日]

<sup>3</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q3 参照

なお、特許審査便覧（Manual of Patent Practice）第 18.09.3 項<sup>4</sup>に、「archive.org（ウェイバックマシン）のようなどころからの証拠は、決定的ではないが、公開日に関してほとんど疑いがないという審査官の意見を正当化することがある」とする記載がある。

### （3） ドイツ<sup>5</sup>

ドイツ特許商標庁は、ウェイバックマシンを審査に利用している。頻繁に行われるのは、インターネット情報の公開日の確認である。頻度は少ないが、インターネット上で利用できなくなった内容の確認、異なる公開段階や公開資料の修正の確認が行われることもある。

### （4） 欧州特許庁

欧州特許庁の審査において、特定のウェブページの公開日を立証、確認するためにウェイバックマシンが使用されることが時折ある。時には、ウェイバックマシン（または相当するサービス）が唯一の出所である場合がある。これは、例えば文書そのものが消滅した場合が挙げられる。また、特定のインターネット情報についてその時に公衆に利用可能であったことを示す二次的証拠として使用される場合もある。

ウェイバックマシンからの情報の許容性には何時でも、例え出願人が一見合意している場合であっても、異議を申立てることができる。何時でもとは、審査の終りごろを意味するが、異議申立てあるいは審判までを意味する<sup>6</sup>。

なお、EPO 通知<sup>7</sup>においては、「インターネットアーカイブ（ウェイバックマシン）が不完全であるという事実は、それが記録しているデータの信頼性を損ねない」としている。

## 4. ウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての利用上の問題

ウェイバックマシンに記録された情報の先行技術としての利用上の問題としては、米国特許商標庁よりは、記録されたウェブページ上のリンクをクリックしても、他のアーカイブページに常に移動できるわけではなく、現在のウェブページに移動してしまう場合もある点が挙げられた<sup>8</sup>。

---

<sup>4</sup> Manual of Patent Practice, Section 18: Substantive examination and grant or refusal of patent  
<<http://www.ipo.gov.uk/practice-sec-018.pdf>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>5</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（ドイツ）Q3 参照

<sup>6</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q3 参照

<sup>7</sup> Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462  
<[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08\\_09\\_09/08\\_4569.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf)> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>8</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q4 参照

英国知的財産庁よりは、ウェイバックマシンは、完全なものではなく、そこで入手できないウェブページも多々ある点が、本報告書第Ⅲ章でのインターネット情報の先行技術としての利用上の問題に加えて挙げられた<sup>9</sup>。

また、欧州特許庁よりは、ウェイバックマシンは網羅的ではない点、全文や日付別での検索能力を欠いていることは審査官にとっては不利益である点、動的ウェブページは常に完全に記録されてはいないので、ページの一部要素が欠落している可能性がある点が挙げられた。さらに、ウェイバックマシンは、インターネットをブラウジングする者が目にするページではなく、ページのソースコードのみが記録されていることから、ブラウザとウェブの標準がさらに開発されれば、最新のウェブブラウザでは、廃止された標準で書かれた古いウェブページを正確に表示できないことも起こりうる点も挙げられた<sup>10</sup>。

---

<sup>9</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q4 参照

<sup>10</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q4 参照

## VI. ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等

### 1. 序説

本章では、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁において既存のウェブアーカイブサービスであるウェイバックマシンに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等の概要をまとめる。

日本においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした東京地方裁判所判決と、信頼できないとした知的財産高等裁判所判決とがあった。

英国においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした英国知的財産庁の決定<sup>1</sup>があった。

ドイツ及び欧州特許庁においては、それぞれ信頼できないとしたドイツ連邦特許裁判所判決、欧州特許庁技術審判部審決があった。

ドイツ連邦特許裁判所判決及び欧州特許庁技術審判部審決については、海外弁護士事務所質問票調査結果をまとめる。

なお、米国<sup>2</sup>においては、該当する審決・判決は認められなかった。

### 2. 日本

#### (1) 平成 16 年（ワ）第 10431 号<sup>3</sup>

原告（株式会社フォア・フロント）が、原告の販売する携帯電話用ストラップの意匠が被告（有限会社有富商会）の意匠権（意匠登録第 1201825 号）を侵害するとしてその販売の停止等を求めてきた被告に対し、被告の意匠権に基づく製造等の差止請求権の不存在確認を求めた事件である。

被告が被告ホームページ上に、被告製品である携帯電話用ストラップを撮影した写真を掲載して宣伝したことは当事者間に争いがなかった。

原告はウェイバックマシンを利用して得た被告ホームページについての情報により、被告が本件意匠権の出願日より前に、上記被告製品である携帯電話用ストラップをホームページで宣伝したことを主張した。

---

<sup>1</sup> 審査官が拒絶を考えると、出願者は上級審査官の意見を聞く機会が与えられる。出願が拒絶されれば、28 日以内に特許裁判所に審決取消を申請できる。しかし、そのような訴えはめったに成功しない。

産業財産権侵害対策等事業（特許庁委託事業）イギリス（侵害）

<http://www.iprsupport-jpo.jp/soudan/miniguide/pdf/England.html> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

<sup>2</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q10 参照

<sup>3</sup> 東京地方裁判所 平成 17 年 2 月 23 日 裁判所判例検索システム

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/D9D0FBAD0FC72467492570FC000222D3.pdf> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]



他方、被告はウェイバックマシンは信用性を欠き、また、被告ホームページの記載内容は、誤記が多く、信用することができないと主張した。

東京地方裁判所は、被告は、日付等の点について、ウェイバックマシンは信用性を欠く旨主張するが、米国 NPO インターネットアーカイブは、1996 年、全世界のウェブの収集を開始し、2001 年、100 テラバイト、1600 万サイト以上の巨大なコレクションとなった当該ウェブアーカイブの公開をウェイバックマシンにより開始したこと、世界知的所有権機関の特許協力条約国際出願の国際調査及び国際予備審査の実務を規定するガイドラインは、ウェブサイトに掲載された公開情報の公開日を知るための手段の 1 つとして、ウェイバックマシンを挙げていることが認められるとした。

また、ウェイバックマシンによる情報によれば、平成 15 年 12 月 9 日時点の被告ホームページでは、被告製品の写真に「※意匠登録申請済※」と付記されているが、同年 2 月 27 日時点の被告ホームページでは、被告製品の写真に上記のような付記がないことが認められるところ、この点は、平成 15 年 5 月 22 日に出願された本件意匠権の出願経過に合致しているとした。

そして、同裁判所は、これらの事実からすると、ウェイバックマシンの示す収集内容及び日付は、十分信用することができるものと認められるとした。

なお、同裁判所は、被告は、被告ホームページの記載内容は誤記が多く、信用することができない旨主張するが、自ら意匠登録申請済と付記した被告製品の記載内容に関する限り、信用することができないことを示す事情について具体的な主張はないから、被告のこの点の主張は採用することができないとした。

## (2) 平成 18 年（行ケ）第 10358 号<sup>4</sup>

原告（イングリッシュタウン インコーポレイテッド）が、特許庁が取消 2005-30642 号事件についてした審決を取り消すことを求めた審決取消請求事件である。

特許庁における手続の経緯としては、原告は、「E I G O T O W N」（標準文字）を横書に表記した登録第 4420958 号商標の商標権者であった。被告（エイゴタウン・ドット・コム株式会社）は、本件商標について、その商標登録を取り消すことについて審判を請求し、平成 17 年 6 月 20 日、同審判請求の登録がされた。特許庁は、本審判請求を取消 2005-30642 号事件として審理し、本件商標の商標登録を取り消す審決をした。

審決の概要は、原告（被請求人）は、原告の開設するウェブサイトのトップページ（以下「原告トップページ」という。）に本件商標を表示し、同トップページは平成 17 年 5 月 20 日以降閲覧可能な状態にあったから、本件審判請求登録前に本件商標を使用していたと

<sup>4</sup> 知的財産高等裁判所 平成 19 年 3 月 26 日 裁判所判例検索システム  
<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070327161344.pdf>> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

主張するが、原告が審判手続において提出した証拠によっては、本件商標を本件審判請求登録前に上記ウェブサイトにおいて使用していたものとは認めることができないから、結局、本件商標は、本件審判請求登録前3年以内に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が取消請求に係る指定商品又は指定役務について使用したことの証明がないことに帰する、というものであった。

本審決の取消事由について、原告は、原告トップページの左上部に表示された、青色の吹出し形状の図形と、その右側のオレンジ色の「town.com」の欧文文字、そして、当該青色の吹出し形状の図形の中の「eigo」の欧文文字と「english」の欧文文字とが数秒間隔で交互に切り替わる態様（以下、当該表示を「本件吹出し切替画像」という。）は、コンピューターの画面上に表される当該の画像ファイルの作成日やアドレス、ファイル名等及び関係者による電子メール記録から、平成17年5月20日以降閲覧可能な状態にあったことを主張した。さらに、ウェイバックマシンには、原告のウェブサイトのデータも収集、保管されており、平成17年5月22日に保存された原告のウェブサイトのデータによれば、当該画面の左上には、本件吹出し切替画像が表示されていることから、原告が平成17年5月20日に原告トップページ上に本件吹出し切替画像を掲載し、これが誰にでも閲覧可能な状態になっていたことが明らかであることを主張した。

しかしながら、知的財産高等裁判所は、一般的に、コンピューターの画面上に表されている作成日やアドレス、ファイル名等は、これを書き換えたりあるいは画面（コンテンツ）自体を差し替えることが容易であり、例えば、ウェブサイトにデータをアップロードした日時、すなわちデータの更新日時は、個々のコンピュータに連動しているため、これを操作することで容易に真実と異なる日時を表示させることができることから、直ちに原告トップページにおいて平成17年5月20日以降本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態にあったと認めることはできないとした。また、電子メールについては、その作成日は、作成者が使用するコンピュータで設定した日時に依存して記録されるものであって、容易に真実と異なる日時を表示することができるし、また、受信した電子メールの内容をその後に容易に訂正することもできるものとした。

そして、同裁判所は、原告は、ウェイバックマシンに原告のウェブサイトのデータが収集・保管されており、同サイトにおけるリストの「May 22, 2005」と書かれた部分をクリックすると、本件吹出し切替画像の表示された原告トップページの映像が現れるから、平成17年5月22日当時の原告トップページには、本件吹出し切替画像が掲載されていたことは明らかであると主張するが、ウェイバックマシンについては、利用規約に記録内容の正確性について保証しないことが記載されている上、現に、ウェイバックマシンに記録されている日経新聞のウェブサイトの内容について、真実と異なる内容が表示されている例が存在することに照らせば、直ちに原告トップページにおいて平成17年5月20日以降本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態となっていたことを認めることはできないとした。

なお、日経新聞のウェブサイトの内容について、真実と異なる内容が表示されている例は、被告の反論として述べられており、被告は、2006年4月7日、10日、11日及び14日付けのそれぞれの日経新聞のホームページとしてウェイバックマシンに記録されているウェブサイトの内容は、そこに表示されている株価チャートはすべて同一であり、そして、ウェイバックマシンが当該株価チャートを実際に保存・記録した日時は2006年4月20日であるとしていた。

### 3. 英国

#### (1) BL 0/362/09<sup>5</sup>

本件は、自動車のナンバープレートを検出する方法に関連する出願(GB0714545.1)の審査における英国知的財産庁の決定である。なお、出願人はRanger Services Ltdであり、出願日は2007年7月26日であった。

英国知的財産庁の口頭審理担当官(hearing officer)は、本出願を精神的行動(mental act)であり、またコンピュータ・プログラムであるとして拒絶したが、さらに、本件においては、蓋然性の均衡(the balance of probabilities)からウェイバックマシンが提供したウェブページの日付は有効な日付であるとし、ウェイバックマシンが提供したウェブページの日付をもって、審査官が進歩性の欠如を示す文献として引用したウェブページの情報も引用として有効であることも示した。

口頭審理担当官は、口頭審理に先立ち、審査官が引用していた2007年6月バージョンとして日付情報が付されているウェブサイトwww.caslon.com.au/anprnote2.htmの文献について、ウェイバックマシンを利用して調査を行い、当該ウェブサイトの情報が本件出願よりも前の2007年7月7日の日付で記録されていることを確認した。

出願人は、この日付は信頼できないとし、バージョンの日付情報と公開日は常に同じであるとは限らず、ウェイバックマシンにおいて2007年7月7日の次にクローリングされた日付の2007年8月28日は、本出願よりも後であることから引用された文献の有効性に疑問があると主張したが、口頭審理担当官は、本件においては、ウェイバックマシンが提供した2007年7月7日の日付を有効な日付であるとした。

---

<sup>5</sup> Ranger Services Ltd, BL 0/362/09, 17 November 2009  
<<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results.htm?Err=BLNUMMissing>>  
[最終アクセス日 2010年3月11日]

## 4. ドイツ

### (1) 17 W (pat) 1/02<sup>6 7</sup>

出願人 (Telligence Kommunikationstechnik GmbH) がコンピュータネットワーク情報関連の出願 (DE10008949.6) を拒絶されたことを受けて、拒絶査定不服審判を請求した事件である。

本出願は、主題が特許性から除外されるコンピュータ・プログラムであったことから拒絶され、また、審査部は、先行技術の引例として7つのインターネットアドレスを引用していた。

ドイツ連邦特許裁判所は、出願の有効となる日より前に上記先行技術が存在したことを証明する必要があったとする理由から審査が適切ではなかったとし、審査部がその証拠を提供しなかったとする見解を示した。なお、インターネットから取り出した情報によって、いつその情報が公開されたかを判断することはできないとした。

また、同裁判所は、証拠としてインターネットアドレスの履歴(history)を記録しているとされるウェブアーカイブ (例えば、ウェイバックマシン) への参照を提供することでは不十分であるとの見解を示した。当該のウェブアーカイブから取り出した情報の信頼性は、他のインターネットアドレスからの情報の信頼性と同等であり、また、こうしたウェブアーカイブは、一般に完全でも、現在存在しているものに即しているものでもないとした。

## 5. 欧州特許庁

### (1) T 1134/06<sup>8 9</sup>

出願人 (Konami Corporation) がコンピュータゲームシステム関連の出願 (EP01305949.8) を拒絶されたことを受けて、拒絶査定不服審判を請求した事件である。

欧州特許庁の技術審判部は、審査部が拒絶理由に引用していた、ウェイバックマシンにより開示されていた情報の先行技術としての信頼性を検討することを求められた。

技術審判部は、書面による記述により利用可能とされる従来の印刷物の形での先行技術の信頼性と、欧州特許条約第 54 条(2)<sup>10</sup>に基づき、口頭の説明又はその他のあらゆる方法

---

<sup>6</sup> Computer network Information (Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court (BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

<sup>7</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (ドイツ) Q10 参照

<sup>8</sup> Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EP0 (Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>> [最終アクセス日 2010年3月11日]

<sup>9</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (欧州特許庁) Q10 参照

<sup>10</sup> 第 54 条 新規性

により公衆に利用可能とされた情報の信頼性との間に相違がある点を指摘し、インターネットにより公衆に利用可能とされた情報の信頼性については、口頭の情報と同じように判断されるべきとし、「インターネット上での開示情報はいつ、何が、どの状況で公衆に利用可能となったのか」という問いに回答しなければならないとした。そして、これらの問いについては、合理的な疑いを超えた (beyond any reasonable doubt) 厳格な立証基準により判断がなされなければならないとした。

インターネットは一時的な性質のものであり、ウェブサイトの更新はすぐにまた容易にでき、規制がなく、大半のウェブサイトは不確かなものであるとの理由から、技術審判部は、ウェブサイトのコンテンツの信頼性が高いこと及び関連情報がいつ公開されたのかを立証することは難しいことが多いとした。

さらに、問題とされているインターネット上で開示された情報は、ウェブアーカイブからのものであったので、技術審判部は、リンクが保存されていないかもしれないこと、そしてウェブアーカイブに記録されているフォーマットが元のフォーマットに忠実でない可能性があるとの理由から、さらなる問題を提起するとみなした。

こうした状況から、信頼性を証明するために更なる証拠が求められたが、証拠は提供されなかったことから立証基準が満たされず、ウェイバックマシンにより開示された情報は技術水準の一部を構成するとはみなされなかった。

---

(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。

(2) 欧州特許出願の出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 欧州特許庁 欧州特許付与に関する条約の参考仮訳より。

<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm)>[最終アクセス日2010年3月11日]

## Ⅶ. 特許庁によるウェブアーカイブの構築に関する海外調査

### 1. 序説

本章では、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁での特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性、構築するとした場合の課題、望まれる構成・機能について、海外知財庁質問票調査及び海外弁護士事務所質問票調査を行った結果をまとめる。

### 2. 海外知財庁質問票調査

#### (1) 米国<sup>1</sup>

##### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

米国特許商標庁によるウェブアーカイブの構築は、現在の優先課題ではなく、検討中のプロジェクトでもない。今のところ、「ウェイバックマシン」のウェブアーカイブサービスにより、電子ドキュメントの十分な検証が行える。

##### (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

米国特許商標庁がウェブアーカイブを構築するとした場合、すべての電子ドキュメントについて統計的に信頼できる日付特定メカニズムを定める必要があると思われる。なお、民間のウェイバックマシンのウェブアーカイブサービスを用いる現在の慣行では、アーカイブ日付が正しくないことの立証責任が特許出願人に課されている。また、政府の行為は通常正しいと推定されるので、米国特許商標庁が、アーカイブ日を付した独自のウェブアーカイブを構築すれば、アーカイブ日付の立証は課題とならなくなるとと思われる。

他方、ウェブアーカイブの構築には、著作権上の問題が生じる可能性がある。

そして、米国特許商標庁が直面する可能性があると考えられる課題のうち、最も重要な課題は、膨大となることが見込まれるデータベースの制作及び維持にかかるコストの正当化である。

---

<sup>1</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q5, Q6, Q7 参照

### (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

米国特許商標庁がウェブアーカイブを構築するとした場合、米国特許商標庁職員及び公衆の双方に利用可能な、全文サーチシステムが提供されることが期待される。

## (2) 英国<sup>2</sup>

### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許審査官にとって有用なツールとなると考えられる。ただし、検索が有効に行えることとそのコンテンツの日付が法律上確かなものであることが条件となる。もっとも、そのようなウェブアーカイブを構築・管理することは既にウェイバックマシンが提供しているような有用な機能について考慮すれば、非常に大変な作業であると考えられる。費用対利益の分析では、特許庁主導のウェブアーカイブがウェイバックマシンなど既存のサービスの他に提供し得る利益と、そのようなウェブアーカイブの設置・管理のための費用とを慎重に検討することになるだろう。いくつかの特許庁が共同で参加して、このようなウェブアーカイブを多国間ベース、若しくは世界知的所有権機関により構築するかどうかを検討することも考えられるだろう。しかしながら、この場合もやはり、そのようなウェブアーカイブが費用の妥当性を示すために、既存のサービスに対して著しい利益をもたらしてくれることが望まれる。費用対利益の分析はやはり不可欠であるだろう。

なお、英国知的財産庁は、今のところ、ウェブアーカイブを設置する予定はない。

### (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

ウェブアーカイブを構築する上での重要な課題は、費用であると考えられる。この費用には、ウェブアーカイブ設置費用とウェブアーカイブの維持費用の両方が含まれる。

英国の著作権法が英国知的財産庁によるウェブアーカイブの設置を認めるかどうか、またその成果を第三者（特許出願人、他の特許庁、一般公衆）と共有することが許されるのかどうかの点でいくらかの法律上の問題もあると考えられる。ウェブアーカイブがウェブページに与える日付が法律上確かなものとなることを確保するために、しかもそのウェブページがインターネット上ではもはや公衆に利用可能とはなっていないが、過去に利用可能となっていたものについても保証するために、ウェブアーカイブの設計段階では、法律

---

<sup>2</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q5, Q6, Q7 参照

上の助言も必要となると考えられる。

なお、英国特許法第2条(2)<sup>3</sup>は、「技術水準とは、すべての事項(製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。)で当該発明の優先日前の何れかの時に(連合王国におけるか外国におけるかを問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない」と定めている。従って、非公のウェブアーカイブに記録され、他の手段では公衆に対し利用可能なものではなくなったウェブページは、英国ではやはり何れかの時に公衆に対し利用可能なものとされた、技術水準を構成すると思われる。

また、重大な技術上の課題もある。ウェブアーカイブに記録されたウェブページには日付印はどのように適用されるのであろうか。何を根拠として、ウェブページはウェブアーカイブに追加されるのであろうか。記録はどのような方法で検索できるのであろうか。例えば、ウェブページに分類用語(classification terms)は適用されるのであろうか。アーカイブは自動的に行われるのであろうか。それとも人の手で行われるのであろうか。また、アーカイブした情報を蓄積するためにはどのくらいの容量のサーバーが必要なのであろうか。こうした技術上の課題は克服できると考えられるが、それによって生じるシステムの費用は大きな要因となるだろう。

### (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

インターネット上で開示される情報には、次のような様々な種類のものがある。

1. 既存の文書アーカイブに記録されている学術論文、ジャーナル、その他技術文書(無償のものも、購読料が必要なものもある)
2. 技術や製品について報告したり、議論したりする技術ニュースサイトやインターネット上のフォーラム
3. 自社の製品やサービスに関する情報を提供する製品やサービスの提供業者のウェブページ
4. ユーザーが編集可能な情報を提供する Wikipedia など、インタラクティブなウェブ

---

<sup>3</sup> 第2条 新規性

(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しないときは、新規なものと認められる。

(2) 発明についての技術水準とは、すべての事項(製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。)で当該発明の優先日前の何れかの時に(連合王国におけるか外国におけるかを問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない。

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 英国 特許法の参考仮訳より。

<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm)>[最終アクセス日2010年3月11日]



サイト

5. 運営手法に発明を用いているウェブサイト(特にコンピュータ/ビジネス手法の分野、例えば、インターネット販売システム)
6. 自身のウェブページ、ブログなどで技術について語る他のウェブユーザー

一般に、上記の1や2のタイプの開示情報の日付を判断するのはむしろ容易であり、3から6のタイプは、日付を判断するのに問題が生じる可能性がある。公のウェブ上で見つかった文献の日付を確認するために用いられるだけであっても、ウェブアーカイブが大幅に価値を追加すると考えられるのはこの分野においてである。ウェイバックマシンはこの目的で既に有用なツールとなっている。使用したキーワードを開示せずに検索できる安全なウェブアーカイブは、既存のウェブアーカイブサービス以上に価値が追加されると考えられる。

また、特許審査官が最大限に利用できるようにするために、ウェブアーカイブは以下を備えている必要があると考えられる。

1. ウェブアーカイブに記録されたページのそれぞれに法律上確かな方法で日付印を付し、定期的な間隔でアーカイブを行う。
2. 非公開の検索を可能とする強力な検索ツールを含む(つまり、使用されたキーワードが公衆に開示されない検索を行う)。
3. 特定の技術分野に限定されるとしても、大量の記録を含む。
4. 分類用語(classification terms)。ただし、ウェブページに追加するには費用がかかると考えられる。

### (3) ドイツ<sup>4</sup>

#### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許法に基づき関連する、真正な公開資料の情報を改ざん防止された環境で利用できるウェブアーカイブを構築することは有用である。そのようなウェブアーカイブは、少なくとも特許庁の委託により構築されるべきであり、また特許法の要件を充足するためのものである場合、特許庁の監督の下で運用されなければならない。主要な特許庁がそのようなウェブアーカイブを共同で運営することができないかも模索するべきである。

---

<sup>4</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査(ドイツ) Q5, Q6, Q7 参照

## (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

インターネット上で公開された情報を蓄積した日の証明、蓄積した後の非改ざん性の証明をどのようにするかの課題がある。また、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合の問題がある。

## (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

膨大な格納スペースが必要となるので、含める公開資料は、有用な基準に基づき選択、制限するべきであるが、現在、ドイツ特許商標庁はウェブアーカイブについて具体的な要件を採択していない。

## (4) 欧州特許庁<sup>5</sup>

### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

欧州特許庁は現在ウェブアーカイブの構築を行っておらず、またその予定もない。議論が行われ、現在も進行中であるが、これまでに必要性の意味での結論が下されたことはない。ただし、欧州特許庁は、原則として、特許付与という公務の枠内で当該のウェブアーカイブの構築・使用について権限を有すると考えられる。

そして、ウェイバックマシンは、特許庁のニーズに合わせられたものではなく、非特許文献の文書化（すなわち、分類、全文、日付別など、既存の審査官の調査ツールにより検索可能とすること）は、インターネット上に公開されるものであろうと、従来の方法で出版されるのであろうと、検索の品質を確保するための特許庁の重要な責務である。

他方、調査・審査手続は、本質的に行政上のものであり、高度な立証基準によって求められる程度までインターネット上の公開情報を調査するために必要な時間又は資源を認めないが、インターネット上の公開情報は、調査文書に不可欠なものとみなされる。今後この重要性は増すであろう。

### (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

欧州特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、日付の立証と内容の完全性の課題がある。誰が当該ウェブアーカイブの構築・維持費を負担するのか、また、その費用は、対応

---

<sup>5</sup> 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q5, Q6, Q7 参照

する事例の数や重要性に見合うのかという問題もある。また、当該の情報のダウンロードには、通常著作権者の許諾を要する。さらに、非特許文献全般にすでに当てはまるもう一つの著作権の側面は、包袋閲覧プロセスの範囲内で公衆に対して利用可能とされるという点がある。

### (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

欧州特許庁が構築するウェブアーカイブは、欧州特許庁の職員、出願人、公衆のすべてがウェブアーカイブの信頼性に絶対的な自信を持つに足る確実性及び正確性を備えるように設計される必要がある。公衆がウェブアーカイブを利用できないのであれば、これを達成することは難しい。

なお、当該ウェブアーカイブは、記録されたウェブページを記録された日に、利用者に表示された通りに提供する必要がある。またこの機能を将来にわたって維持するべきである。また、日付別の検索を可能とし、また全文検索も可能であることが好ましい。

そして、インターネット情報の引例は、どのウェブサイトが多く引用されているのかを判明させるべく分析することができ、こうしたウェブサイトをまずは記録することができる。

なお、こうしたウェブアーカイブがウェブアーカイブに記録されていないインターネット上の公開情報を「引用不可能」にしてしまうことはなく、それらも公開日を確立する既存の手段を使用して、先行技術として引用し続けることができることも言及されるべきである。

## 3. 海外弁護士事務所質問票調査

### (1) 米国<sup>6</sup>

#### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

米国特許商標庁によるウェブアーカイブの構築は特に必要とされないと考えられる。庁外において、ウェイバックマシンのような有用データベースが登場しており、このようなウェブアーカイブサービスは今後も増大する傾向にあると考えられる。

その背景として、第一に、米国はIT業界を牽引するMicrosoftやGoogleが拠点とするIT先進国である。第二に、米国では審査の質が低いと非難される半面、それに対するプラ

---

<sup>6</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q11, Q12, Q13 参照

イベートセクタからの問題提議も盛んである。アンチパテントの非営利団体も存在する。すなわち、営利団体、非営利団体の両方が牽引し、公共に資するビジネスとしてウェブアーカイブサービスが急速に広まる土壤があるといえる。そして、このような状況において民間企業ができることを、政府があえて先導し、または参入することは好まれない。

## (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合の課題がある。また、米国特許商標庁においては、十分な予算を確保できるか大きな課題であろう。

## (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

一般のウェブアーカイブサービスと同様、できるだけ頻繁な情報収集が必要であろう。また、自動的な日付の電子的な付与 (Stamp) など、客観的に先行技術としての証拠性を高めるための構成、機能が要求されるであろう。

## (2) 英国<sup>7</sup>

### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許審査のためにウェブアーカイブを構築することに伴う費用及び困難さはそれによる利益を上回るので、英国知的財産庁はウェブアーカイブを構築するべきではないと考える。ウェイバックマシンを利用し、蓋然性の均衡 (the balance of probabilities) に基づき公開日を評価する現行の制度は妥当であり、英国知的財産庁が独自のウェブアーカイブを構築する必要はない。

### (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

現行の法的枠組みにおいて、ウェブアーカイブは、コンテンツを記録されている著作権者すべてから許諾を得ない限りは、ウェブアーカイブに記録されたコンテンツの著作権を必ず侵害すると考えられる。

また、ウェブアーカイブへのインターネット上の情報の蓄積は、英国法に基づき著作権侵害となるだろう。

---

<sup>7</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査 (英国) Q11, Q12, Q13 参照

ウェブアーカイブに個人情報記録されている場合、ウェブアーカイブの運営者は 1995 年 EU データ保護指令 (EU Data Protection Directive 1995) を実施する英国法の 1988 年データ保護法 (Data Protection Act 1988) に基づく義務について検討する必要があると考えられる。

また、ウェブアーカイブの運営者は、ウェブアーカイブに記録されたページが中傷的、猥褻的であり、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反することに対する責任を問われることがあるかもしれない。

### (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

ウェブアーカイブを構築するとした場合、次の機能を有しているべきである。

1. キーワード又は主題検索
2. 日付検索 (特定の日において又はその前に利用可能であった文献の検索)
3. IPC コード検索
4. 発行者検索

ウェブアーカイブは、インターネット公開情報がいずれかの時点でどのように変更されたとしても、初めて利用可能とされた日付について信頼できるログを維持する必要がある。そして、特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許庁の事務及び裁判所において証拠として認められるインターネット公開情報の内容及び日付の立証ができるものである必要がある。

他方、ウェブアーカイブは、公衆が調査のために利用できることが理想的である。こうすることは、特許出願人が特許出願の提出前に技術水準について判断する上で大いに助けとなる。もっとも、こうすることで、ウェブアーカイブの運営者には、著作権侵害及び中傷的、猥褻的、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反する、ウェブアーカイブに記録されたページに関連して、責任の問題を生じさせることがある。また、ウェブアーカイブが公衆により利用可能であるときは、特許庁は、公衆がウェブアーカイブに蓄積された情報を操作することはできないと確信できる必要がある。特許庁は、ウェブアーカイブに記録された情報を利用できることによる公共の利益と、ウェブアーカイブが公衆の利用に供された場合に特許庁が負うリスクとのバランスを取る必要があるだろう。

### (3) ドイツ<sup>8</sup>

#### (i) 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

ドイツ特許商標庁が構築するウェブアーカイブがあれば、インターネットからの情報が先行技術として受け入れられていないという現状は解決することができるだろう。ただし、既存のウェブアーカイブサービスについて連邦特許裁判所が打ち出した問題（ドイツ連邦特許裁判所判決 17 W (pat) 1/02<sup>9</sup>）を回避するために「真の」公開の証拠を提出する必要がある。

#### (ii) ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

ドイツ特許商標庁がウェブアーカイブを構築するとした場合、おそらくは著作権法が主な課題となるだろう。ウェブページ情報はドイツ特許商標庁内での使用を目的として複製することができるが、審査において引用されると、他の者に公開されることになる。また、ドイツ特許商標庁は、出願人に、さらには電子ファイルの閲覧により公衆にも提供するため、さらに複製を作成することにもなる。

他方、このようなウェブアーカイブは、すべての関係者が平等な取扱いを受けることを保証するために、出願人及び代理人が利用できる必要があるが、これによっても、著作権者の権利を侵害すると考えられる。

さらに、ウェブアーカイブには、文書のダウンロード元のウェブサイトが「公衆に利用可能とされている」との要件を充足することを証明する文書と共に、情報の蓄積が行われる必要がある。また、文書は改ざん防止のため、文書の内容が変更できないことを保証するフォーマットにより蓄積される必要がある。そして、文書がもはやデジタル形式では利用できないとき、高質な取込みが必要となる。

#### (iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

ウェブアーカイブを構築するとした場合、次の構造、機能を含むべきである。

1. 技術分野の分類
2. キーワード検索

<sup>8</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（ドイツ）Q12, Q13, Q14 参照

<sup>9</sup> Computer network Information (Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court (BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

3. 日付別の検索（～から／～まで）
4. 公開日
5. 発行者

さらに次のものを提供すべきである。

1. 公開日の証明
2. 公開内容の証明（蓄積文書が改ざんされていないことの証明）
3. 公開されていたことを証明する証明機関（例えば、特許庁）

#### （４） 欧州特許庁<sup>10</sup>

##### （i） 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許審査のためにウェブアーカイブを構築することの費用及び困難さは構築によって得られる利益を上回るもので、現時点で欧州特許庁はウェブアーカイブを構築するべきであるとは思わない。特許審査のために特に維持されるグローバルなウェブアーカイブは、欧州特許庁のウェブアーカイブよりも要請があると考えられる。

##### （ii） ウェブアーカイブを構築とした場合の課題

侵害について該当する例外を定めていない法域において、ウェブアーカイブは、コンテンツを記録されている著作権者すべてから許諾を得ない限りは、ウェブアーカイブに記録されたコンテンツの著作権を必ず侵害すると考えられる。

また、ウェブアーカイブへのインターネット上の情報の蓄積は、適用される国内法に基づき著作権侵害となり得る。

ウェブアーカイブに個人情報記録されている場合、アーカイブの運営者は、1995年EUデータ保護指令（EU Data Protection Directive 1995）を実施するための各国の欧州法に基づく義務について検討する必要があると考えられる。

またウェブアーカイブの運営者は、ウェブアーカイブに記録されたページが中傷的、猥褻的であり、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反することに対する責任を問われることがあるかもしれない。

---

<sup>10</sup> 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査(欧州特許庁) Q12, Q13, Q14 参照

(iii) ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

ウェブアーカイブを構築するとした場合、次の機能を有しているべきである。

1. キーワード又は主題検索
2. 日付検索（特定の日において又はその前に利用可能であった文献の検索）
3. IPC コード検索
4. 発行者検索

ウェブアーカイブは、インターネット公開情報がいずれかの時点でどのように変更されたとしても、初めて利用可能とされた日付について信頼できるログを維持する必要がある。そして、特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許庁の事務及び裁判所において証拠として認められるインターネット公開情報の内容及び日付の立証ができるものである必要がある。

他方、ウェブアーカイブは、公衆が調査のために利用できることが理想的である。こうすることは、特許出願人が特許出願の提出前に技術水準について判断する上で大いに助けとなる。もっとも、こうすることで、ウェブアーカイブの運営者には、著作権侵害及び中傷的、猥褻的で、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反する、ウェブアーカイブに記録されたページに関連して、責任の問題を生じさせることがある。また、ウェブアーカイブが公衆により利用可能であるときは、特許庁は、公衆がウェブアーカイブに蓄積された情報を操作することはできないと確信できる必要がある。特許庁は、ウェブアーカイブに記録された情報を利用できることによる公共の利益と、ウェブアーカイブが公衆の利用に供された場合に特許庁が負うリスクとのバランスを取る必要があるだろう。



## VIII. インターネット上で公開されている情報に関する国内調査

### 1. 序説

本章では、インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業へ実施した国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査の結果をまとめる。

なお、本国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査は本報告書第IX章にまとめるウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する調査と併せて実施したものである。

### 2. 国内アンケート調査

#### (1) 調査方法

国内アンケート調査方法の概要は以下に示すとおりである。

#### (i) 調査対象

- ①技術標準や規格を策定している準公的標準化団体<sup>1</sup>（17 箇所）
- ②日本知的財産協会の正会員企業（898 箇所）の内、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業

(ii) 調査実施期間…………… 2009年10月～11月

(iii) 調査方法…………… 郵送方式又は電子メール配信による

(iv) 回収状況…………… 計 117 箇所  
内訳

①上記団体…………… 7 箇所

②上記企業…………… 110 箇所

---

<sup>1</sup> 情報・通信・電気機器・機械分野等の技術標準や規格を策定している機関等

## (2) 調査結果の概要

全アンケート項目及び全集計結果、自由記載については資料編の資料Vに記載するが、ここでは主だった結果をまとめる。なお、アンケート項目は、「団体向け」と「企業向け」を作成し、「団体向け」においては、技術文書をインターネット上に公開しているかどうかについての設問（Q5とQ6）が追加されている。

### (i) 団体

#### ① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開

Q5において、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公開をしているとする回答が5機関、公開していないとする回答が2機関であった。

Q6において、公開していないとする理由は、いずれも印刷物で公開している（印刷物を販売する、頒布する等）とする回答であった。

Q7において、インターネット上で公開している内容については、技術標準、規格の回答が多かった。

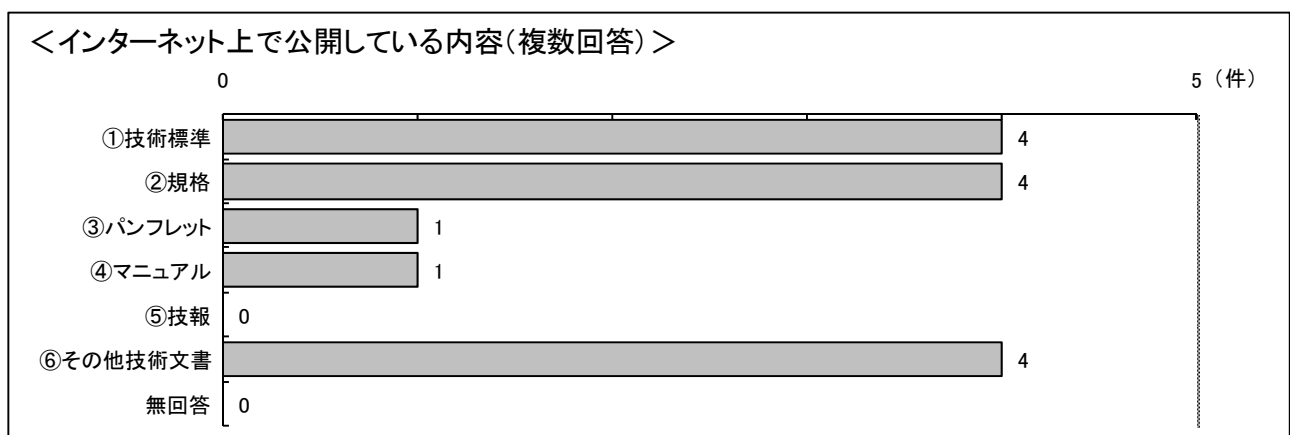


図 8-1 団体への国内アンケート調査（Q7）の回答（資料V-3参照）

Q8において、公開の期間（Q7が複数回答の場合は、公開期間が最も短いもの）については、1ヵ月未満から半永久的に公開まで様々であった。

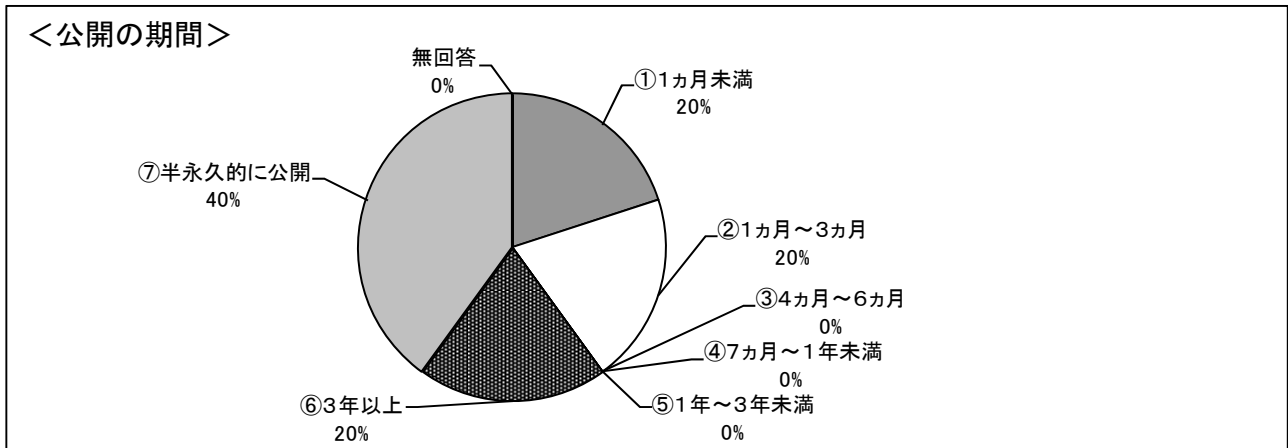


図 8-2 団体への国内アンケート調査 (Q8) の回答 (資料V-3 参照)

Q9 において、更新のタイミングについては、定期的に更新する、バージョンがアップしたら更新する、内容の修正が必要な場合に更新する、のいずれの回答も複数あった。

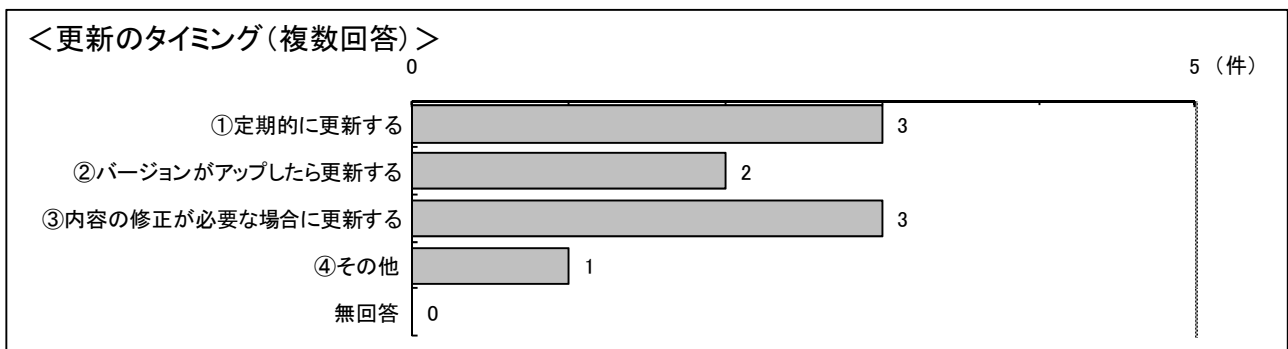


図 8-3 団体への国内アンケート調査 (Q9) の回答 (資料V-3 参照)

Q10 において、無償か有償かについては、無償であるとする回答と、無償と有償の両方を含むとする回答とがあった。

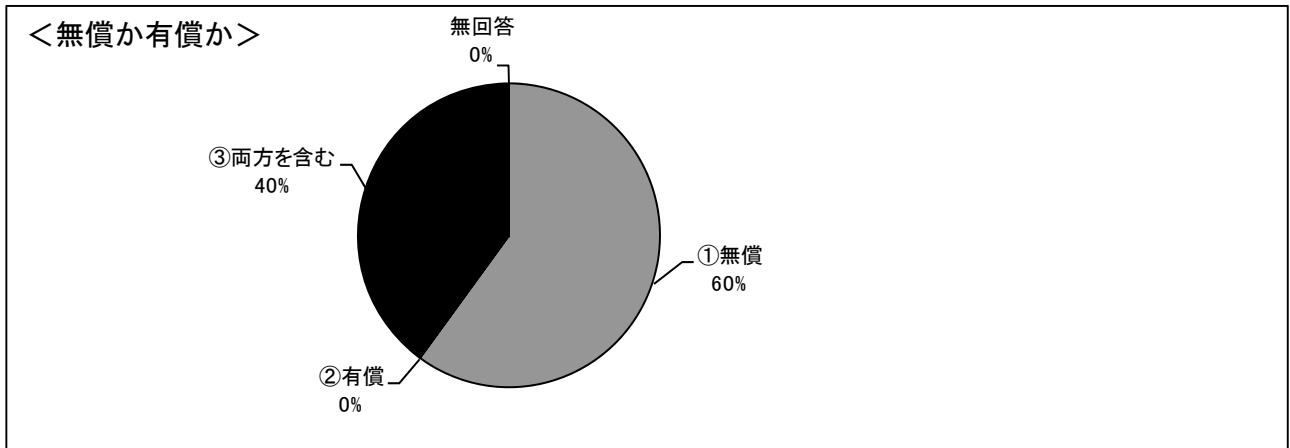


図 8-4 団体への国内アンケート調査（Q10）の回答（資料V－3 参照）

Q11 において、アクセスにパスワードが不要か必要かについては、両方を含むとする回答の割合が高かった。

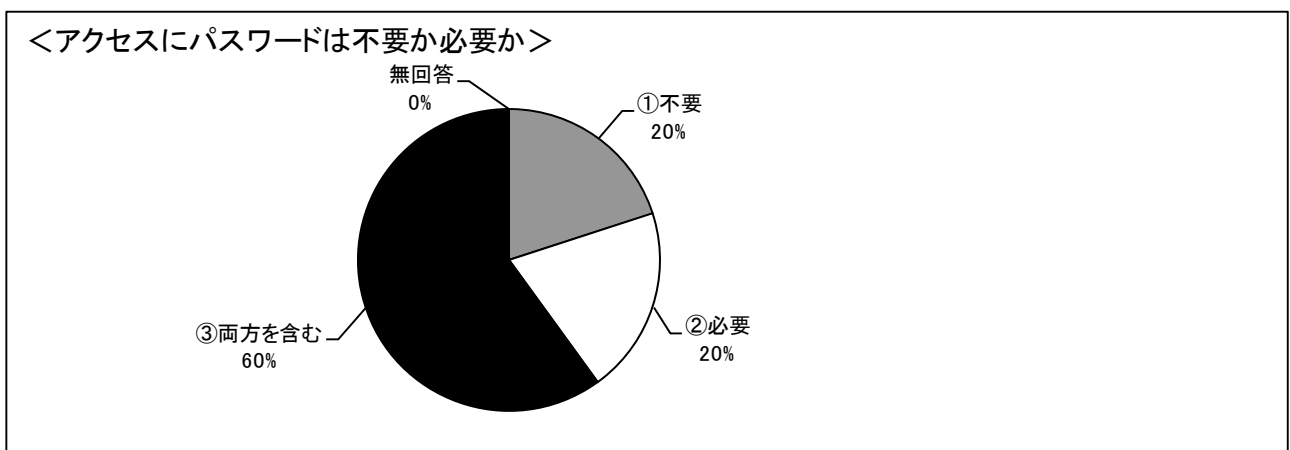


図 8-5 団体への国内アンケート調査（Q11）の回答（資料V－3 参照）

② 検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱い

Q12～Q17 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、検討段階のものをインターネット上で積極的に公開しているかどうかという設問である。技術標準及び規格については、積極的に公開している、公開する場合と公開しない場合がある、公開しない、のいずれの回答もあった。

③ 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱い

Q18～Q29 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、更新された際の旧版の取扱い及び、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する旧版の保存・保管方法に関する設問である。

技術標準については、Q18 よりいずれの機関も旧版をインターネット上から削除しており、Q19 より、削除する旧版の保存・保管方法については、4 機関の内、3 機関が印刷物を組織内部で保管するとしていた。

なお、規格については、Q20、Q21 より技術標準と同様の結果であった。

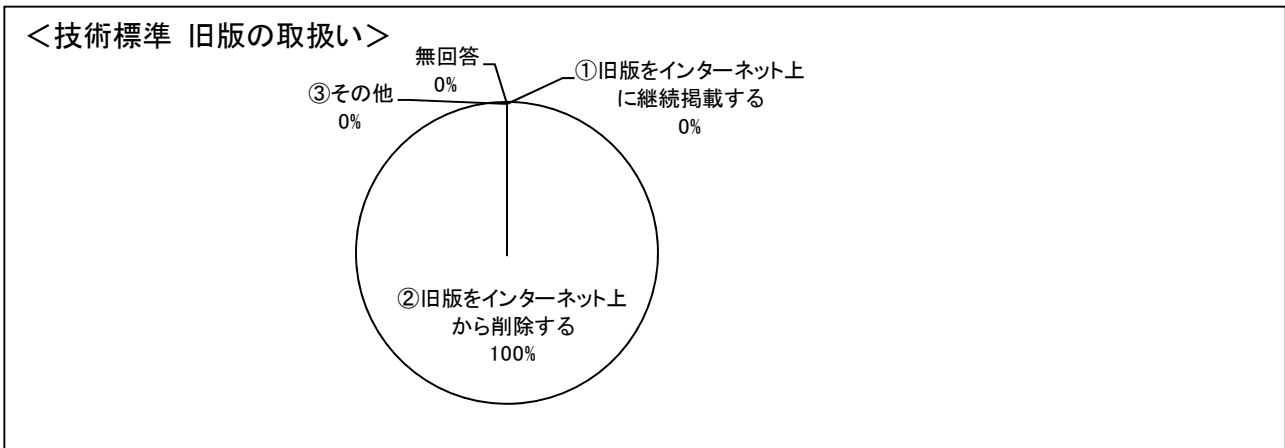


図 8-6 団体への国内アンケート調査 (Q18) の回答 (資料V-3 参照)

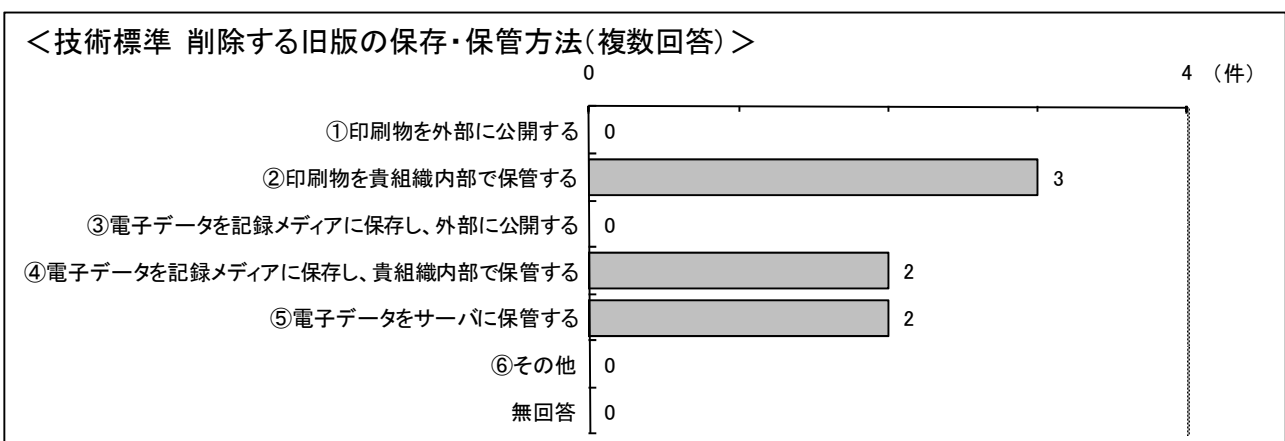


図 8-7 団体への国内アンケート調査 (Q19) の回答 (資料V-3 参照)

(ii) 企業

① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開

Q5において、インターネット上で公開している内容については、パンフレットの回答が87件と最も多かった。

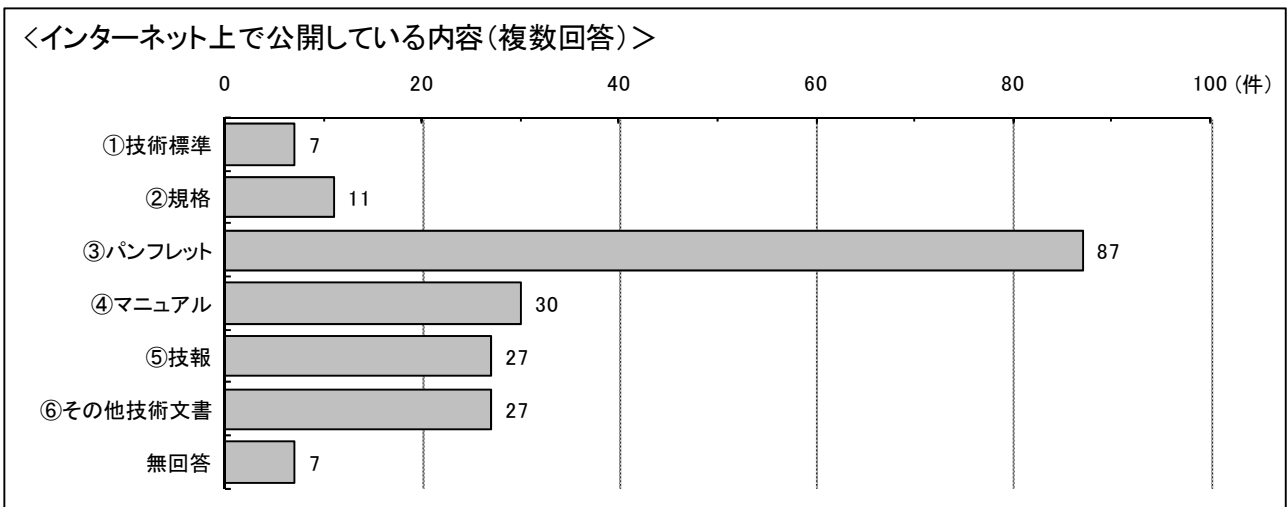


図 8-8 企業への国内アンケート調査 (Q5) の回答 (資料V-5 参照)

Q6において、公開の期間 (Q5 が複数回答の場合は、公開期間が最も短いもの) については、半永久的に公開が29%、3年以上が25%、1年~3年未満が24%であったが、1年未満とする回答もあった。

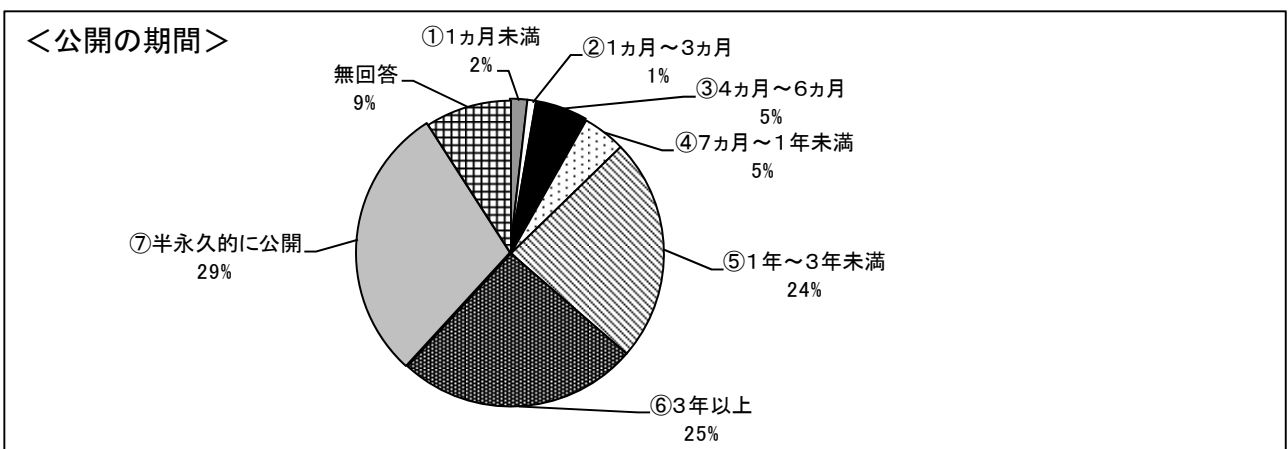


図 8-9 企業への国内アンケート調査 (Q6) の回答 (資料V-5 参照)

Q7において、更新のタイミングは、内容の修正が必要な場合に更新するが74件で最も多く、次いで、バージョンがアップしたら更新するが57件であった。

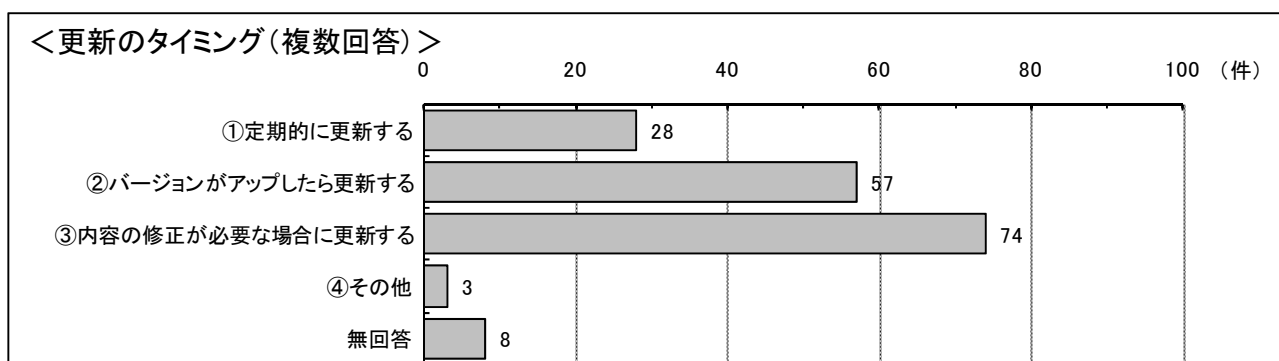


図 8-10 企業への国内アンケート調査 (Q7) の回答 (資料V-5 参照)

Q8において、インターネット上で公開している内容が無償か有償かについては、無償であるとする回答が89%であった。なお、無償の内容と有償の内容の両方を含む企業において、その内容の違いについては、「ソフトウェア製品のバージョンアップおよび取扱説明書は有償」とする企業もあった。

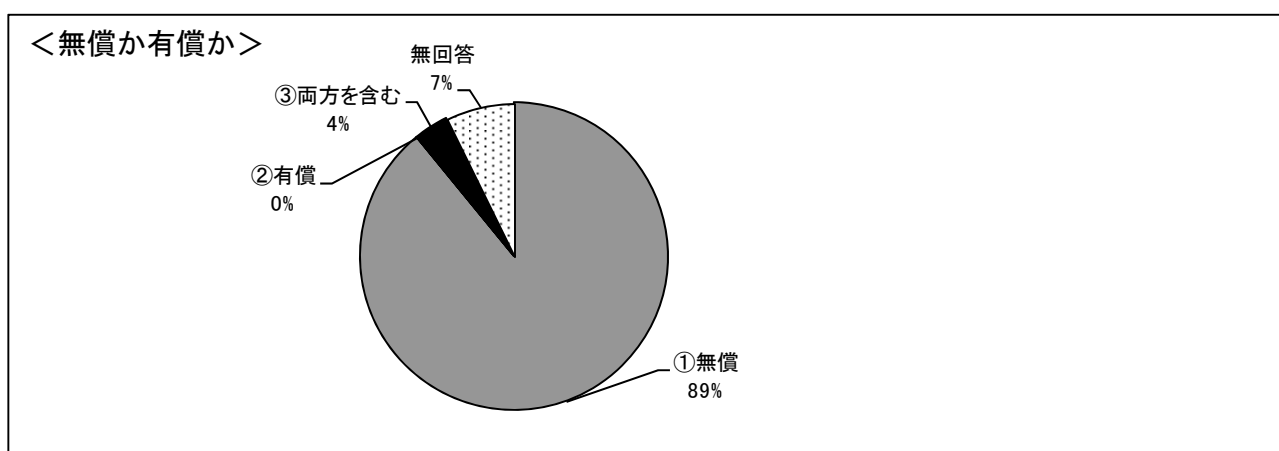


図 8-11 企業への国内アンケート調査 (Q8) の回答 (資料V-5 参照)

Q9において、インターネット上で公開している内容のアクセスにパスワードが不要か必要かについては、不要とする回答が87%であった。なお、アクセスにパスワードが不要な内容と必要な内容の両方を含む企業において、その内容の違いについては、「有償のものはパスワード要としている。」とする企業もあり、「製品仕様書とユーザーサポート情報の違い。前者はパスワードを必要とする。」とする企業もあった。

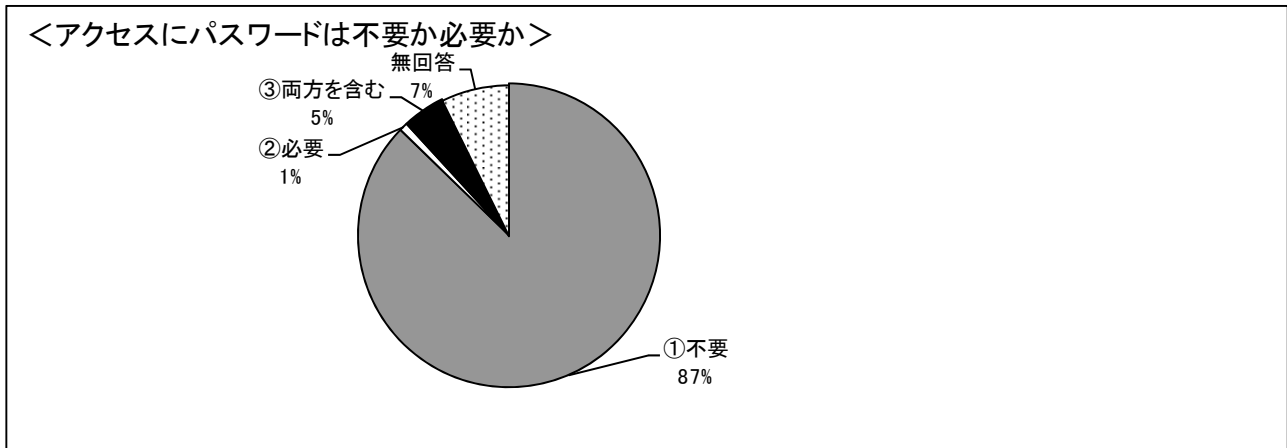


図 8-12 企業への国内アンケート調査 (Q9) の回答 (資料 V - 5 参照)

- ② 検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱い

Q10～Q15 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、検討段階のものをインターネット上で積極的に公開しているかどうかという設問である。いずれの技術文書においても、検討段階のものは公開しないしないとする回答の割合が 50%を超えていた。

- ③ 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱い

Q16～Q27 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、更新された際の旧版の取扱い及び、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する旧版の保存・保管方法に関する設問である。

パンフレットについては、Q20 より旧版をインターネット上から削除するとした回答が 87%であり、削除する旧版の保存・保管方法については、Q21 より②印刷物を社内で保管するとした回答が 31 件、④電子データを記録メディアに保存し、社内に保管するとした回答が 30 件、⑤電子データをサーバに保管するとした回答が 27 件であったが、④若しくは⑤に回答し、印刷物は保管せず、電子データのみを記録メディアに保存又はサーバに保管するとした企業は、②の印刷物を社内で保管するとした企業の数を上回っていた。



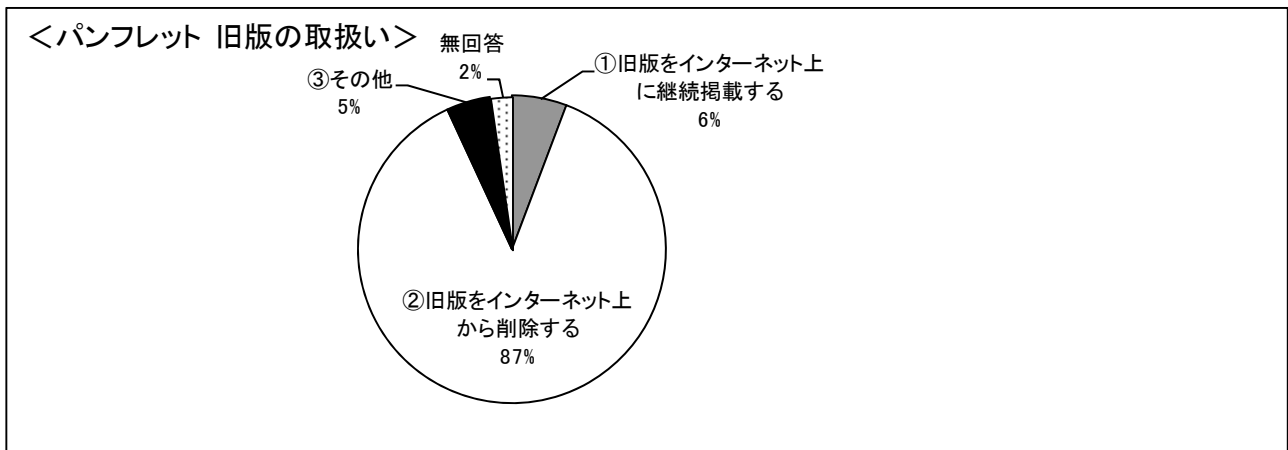


図 8-13 企業への国内アンケート調査 (Q20) の回答 (資料V-5 参照)

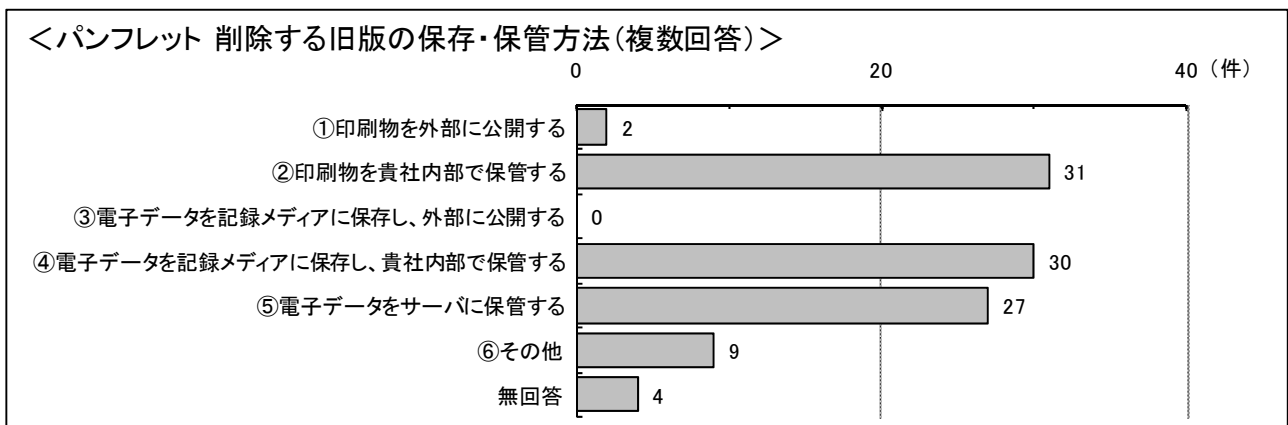


図 8-14 企業への国内アンケート調査 (Q21) の回答 (資料V-5 参照)

マニュアルについては、Q22 より旧版をインターネット上から削除するとした回答が 83% であり、削除する旧版の保存・保管方法については、Q23 より電子データをサーバに保管する、電子データを記録メディアに保存し、社内で保管するとした回答が多かった。

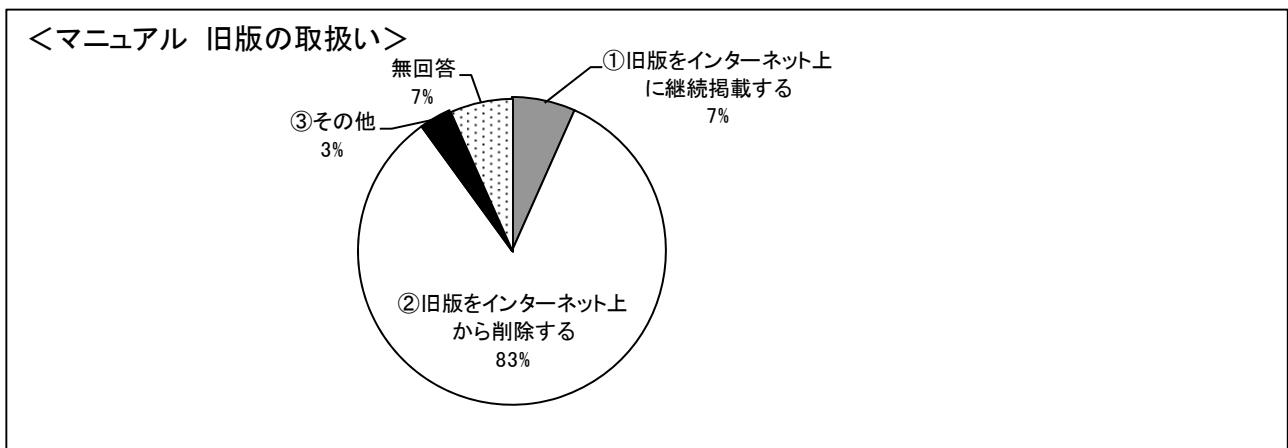


図 8-15 企業への国内アンケート調査 (Q22) の回答 (資料V-5 参照)

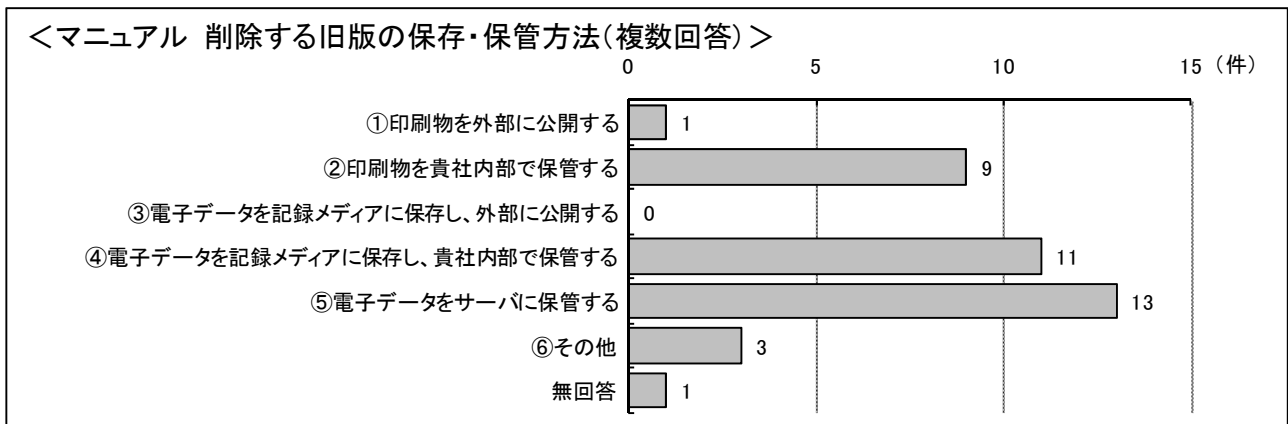


図 8-16 企業への国内アンケート調査 (Q23) の回答 (資料V-5 参照)

技報については、Q24 より旧版をインターネット上に継続掲載するとした回答が 59%あった。なお、削除した場合の旧版の保存・保管方法については、Q25 より、④の電子データを記録メディアに保存し、社内に保管するとした回答が 8 件あったが、この内 3 社は②の印刷物を社内で保管するにも回答していた。

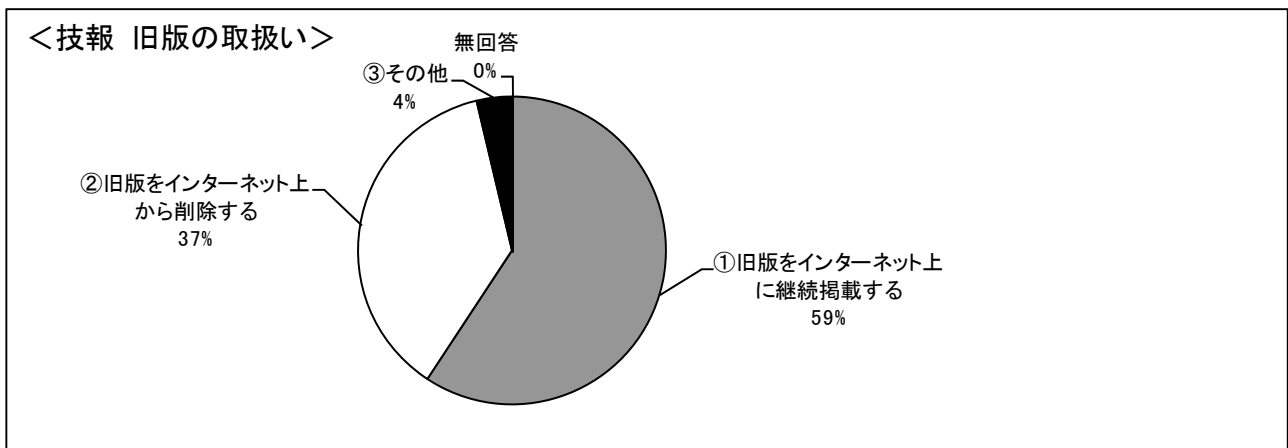


図 8-17 企業への国内アンケート調査 (Q24) の回答 (資料V-5 参照)

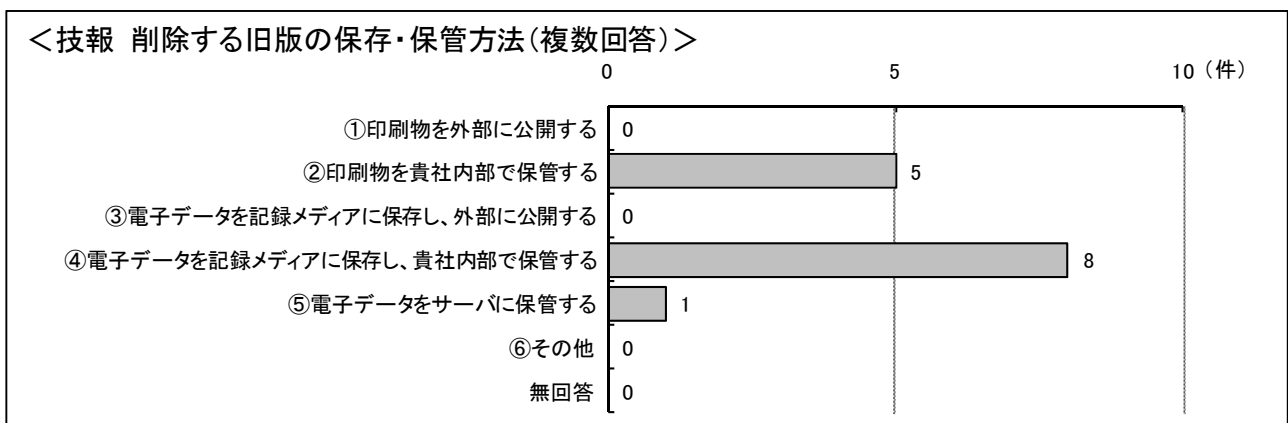


図 8-18 企業への国内アンケート調査 (Q25) の回答 (資料V-5 参照)

### 3. 国内ヒアリング調査

#### (1) 調査概要

国内アンケート調査項目をさらに詳細に把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体<sup>2</sup> 5 箇所及び技術標準やパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業<sup>3</sup> 15 箇所に対して国内ヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング項目については資料編の資料VIにも記載した。ヒアリング項目は、「団体向け」と「企業向け」を作成し、「団体向け」においては、インターネット上に公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点についての設問が追加されている。

また、企業に対する国内ヒアリング調査は、主に、第IX章でまとめるウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性等に関して行ったことから、対象企業は、技術標準やパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表し、かつ特許出願人でもある企業とし、また、本国内ヒアリング調査項目については、各社の知的財産部門で把握している範囲での回答となっている。

#### (2) 調査結果

##### (i) 団体

#### ① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

インターネット上に公開している内容としては、標準や規格、技術レポート、各種報告書等が挙げられた。

標準や規格についての更新のタイミングは、改定時や内容の修正が必要な場合に更新することが多く挙げられ、改定や修正の頻度としては、年単位の機関、年4回程度の機関、短くても1～3ヵ月位は公開しているとする機関があった。

なお、改定や修正は、履歴が分かる形でインターネット上に掲載している機関もあったが、誤記等はバージョンを変えず修正する場合もあるとする機関もあった。

---

<sup>2</sup> 情報・通信・電気機器・機械分野の技術標準や規格を策定している機関等

<sup>3</sup> 業種が情報・通信・電気機器・精密機械・化学・繊維の企業

(a) 公開している内容及びその公開期間・更新のタイミング

- 標準、仕様書、技術レポート、調査報告書、パンフレットを公開している。  
標準は、標準化会議が年4回開催され、新規制定、改定、廃止となる案件があれば更新される。
- 技術標準、技術文書、パンフレットを公開している。  
技術標準及び技術文書の更新は、適宜開催される会合（策定時、改定時、廃止時）で承認されたタイミングで行われる。パンフレットは通常年1回更新される。
- 団体標準（規格、報告書など）、ガイドライン、調査報告書、活動報告書、統計データなどを公開している。  
定期的に更新するもの、バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。  
団体規格の場合、更新の有無は、ウェブページに最終更新年が記されているので、それをもって確認することができる。一年未満で更新が行われることは稀である。
- ホームページで規格をPDFで公開している。  
公開期間は、規格が制定・発行されてから廃止されるまでである。PDFの更新は規格が改正された場合に行う。
- 標準、規格、規格書等のドラフト、審議用資料等を公開している。  
公開期間が最も短いものは1～3ヵ月位の期間公開している。  
バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。誤記等はバージョンを変えず修正することもあるが、技術者が変更によって影響があるかどうかを想定し、困らないような形で更新している。

インターネット上に公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要かについては様々であった。

「一般向けの内容については、無償でパスワード不要であるが、会員向けの内容についてはパスワードが必要」とする機関、標準等は「会員は無償であるがアクセスにパスワードが必要で、非会員は有償でパスワードが必要」とする機関、規格について冊子は有償であるがインターネット上での閲覧はパスワード不要で可能である機関、「無償であるが、すべての内容にパスワードが必要」とする機関があった。

なお、会員限定情報としては、規格のドラフト等の検討段階の技術文書もあるとする機関もあった。

(b) 公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要か。

- 一般向けの内容については、無償でパスワード不要であるが、会員向けの内容についてはパスワードが必要となる。
- 標準、仕様書、技術レポートは、会員は無償であるがアクセスにパスワードが必要で、非会員は有償でパスワードが必要。  
調査報告書は無償で一部パスワードが必要。パスワードが必要な内容は、例えば、会費を利用した調査、個人情報に抵触する可能性のある内容がある。  
パンフレットは無償でパスワードは不要。
- 解説や審議メンバーを除いた規格本体部分のみを無償で公開しており、パスワード不要で閲覧が可能となっている。全文が必要な場合は、冊子を購入してもらっている。
- 冊子として販売しているものは有償となっている。  
アクセスにパスワードが必要なものは、会員限定情報であり、団体内での活動資料（報告資料や議事録、規格のドラフト等）である。これらの活動でまとめたものは、規格や活動報告書等としてパスワード不要で公開している。
- 無償であるが、すべての内容にパスワードが必要である。さらには、正会員は、ワーキンググループの審議段階の情報にアクセスできるが、準会員はF i xされた内容のみアクセスできる。これは、標準化に賛同いただき会費を納めていただいている会員の利益のためである。

インターネット上で公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点については、技術的な点としては、「プロテクトのかかっているサイト」や「メールアドレスを入力してメールで送信されるもの」はロボットによる自動収集はできないと思われる点が挙げられた。

他方、自動収集にあたっては、情報掲載元がホームページに明記している掲載情報に対する著作権や個人情報等の取扱いへの配慮が必要な点も挙げられた。

(c) 公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点について。

(更新の頻度、画像のリンク、動的生成ページ、収集ロボット排除設定等)

- プロテクトのかかっているサイトはロボットによる自動収集はできないと思われる。
- メールアドレスを入力して、メールで送信されるものは自動収集できないと思われる。
- excel ファイルは、ファイルごとは収集できると思われるが、画面としての収集は難

しいと思われる。

- ・自動収集するにあたっては、ホームページに明記している当機関の著作権や個人情報、その他取扱い等のポリシーを守って頂く形であれば問題ない。
- ・ホームページに明記されている著作権や個人情報の取扱いへの配慮が必要な点。

② 検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

検討段階の技術標準や規格等を、積極的に公開しているかどうかについては、公開していないとする機関が3機関、公開する場合と公開しない場合があるとする機関が2機関であった。公開していないとする理由としては混乱を避けるためとする機関もあった。

(a) 積極的に公開しているかどうか。

- ・公開していない。(3機関)
- ・公開する場合と公開しない場合がある。(2機関)

③ 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

検討段階又は策定時において標準や規格が更新された際の旧版の取扱いとしては、いずれの機関も旧版をインターネット上から削除していた。削除する旧版の保存・保管方法としては、販売用の印刷物を組織内部で保管する機関、印刷物を組織内部で保管するとともに電子データもサーバに保管する機関、印刷物を組織内部で保管するとともに電子データも記録メディアに保管する機関があった。

(a) 旧版をインターネット上に継続掲載するかどうか。また、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法はどのようにしているか。

- ・旧版をホームページから削除する。規格制定毎に販売用の印刷物が作成されるので、その印刷物が組織内部で保管される。
- ・旧版をインターネット上から削除する。印刷物を組織内部で保管し、電子データをサーバに保管する。
- ・標準や規格は、旧版をインターネット上から削除し、印刷物を組織内部で保管及び電子データを記録メディアに保管する。

その他技術文書は現在のところ量が少ないので継続掲載している。

- ・旧版をインターネット上から削除する。標準規格や技術資料については、最新版に改定履歴が記載され、また、廃止されたものは、タイトルのみインターネット上に継続掲載される。
- ・旧版をインターネット上から削除する。削除する旧版の保存・保管方法はケースバイケース。

## (ii) 企業

### ① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

インターネット上に公開している内容としては、パンフレット、マニュアル、技報の他、技術参考資料、技術解説等が挙げられた。更新のタイミングとしては、技報等、定期的に更新されているものものあったが、技術参考資料等、随時のものもあり、公開期間が1ヵ月未満のものもあるとする企業もあった。修正は必要に応じて適宜行っているとする企業もあった。

#### (a) 公開している内容及びその公開期間・更新のタイミング

- ・マニュアル、技術公報誌、技術参考資料を公開している。  
マニュアルは年2回の販売に併せて掲載（昨今は、紙資源の節約のため、製品添付は簡易版のマニュアルのみで、詳細版マニュアルは電子媒体のみで提供）、技術広報誌は四半期毎に掲載、技術参考資料は随時掲載。（情報・通信）
- ・パンフレット、情報システムの適用事例、オープンソースソフトウェアの取組み、技術動向等を公開している。技術情報の公開期間は1ヵ月未満のものは少ない。更新のタイミングは、バージョンアップの都度更新。なお、プログラムやそのマニュアルのバージョンアップの場合は、旧バージョンを並行して公開することもあるが、その他の情報について内容修正が必要な場合は、修正前情報は削除し、修正後情報のみ公開に供する。（情報・通信）
- ・マニュアルを公開している。公開期間は決まっていないが概ね3年以上公開している。追加情報等があれば随時更新している。追加情報は技術情報が多い。（情報・通信）

- ・月報及び研究所の紹介を公開している。研究所の紹介についての更新は不定期で、公開期間はケースバイケースで1ヵ月未満の場合もある。（情報・通信）
- ・パンフレット、マニュアル、技報、図面、試験成績書、外観写真、CAD データ等を公開している。公開期間は、少なくとも4～6ヵ月は公開しているものが多いが、キャンペーンのようなものは数日の場合もある。  
更新のタイミングは、定期的に更新するもの、バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。特に新製品発表時や株主総会前に更新が増える傾向がある。（電気機器）
- ・パンフレット、マニュアル、技報を公開している。技報は、毎月出るものと、3ヵ月毎に出るものがある。（電気機器）
- ・パンフレット、技報、その他技術文書を公開している。パンフレット等は新製品毎、技報は4半期毎、その他技術文書は不定期に更新している。（電気機器）
- ・パンフレット、マニュアル、主要技術、技報等を公開している。（電気機器）
- ・パンフレット、マニュアル、技報を公開している。（電気機器）
- ・パンフレット、マニュアル、技術解説を公開している。半年～1年位は公開している。更新のタイミングは、定期的に更新するもの、バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。（電気機器）
- ・マニュアル、技術情報誌、商品情報、技術解説等を公開している。商品情報は少なくとも商品生産期間は公開している。更新のタイミングは随時であり、1ヵ月未満の場合もある。（電気機器）
- ・パンフレットを公開している。公開期間は不定期であるが、一製品に対し2～3年は公開している。そのスペック等を修正する場合もある。（精密機械）
- ・パンフレット、技報、各工場の製品フロー図を公開している。環境関連等のパンフレットは年1回、技報は年2回新しいものが出され、これらはバックナンバーも継続掲載している。製品フロー図は製品の入れ替え時に更新し、更新前のデータは誤解が無



いように削除している。(化学)

- ・パンフレットを公開している。内容の修正が必要な場合に更新する。1～3年は公開している。(繊維)

インターネット上に公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要かについては、無償でアクセスにパスワードは不要とする企業が多かったが、「マニュアルのダウンロードについては、『ご利用の条件』について同意していただく必要がある」とする企業や、「私的使用のための複製などは問題ないが、第三者への公衆送信等は禁じている旨をウェブ上に記載している」とする企業もあった。

また、無償であるが、一部にアクセスにパスワードが必要な情報もあるとする企業も複数あり、ごく一部に有償の内容もあるとする企業もあった。

アクセスにパスワードが必要な情報については、「技術資料・開発ツールのダウンロードを行うためには会員になる必要がありパスワードの登録が必要であるが、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用している」とする企業もあった一方、「会員サイト上に掲載する情報へのアクセスには、パスワードを設けることも。このような場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがある。これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしない」とする企業もあった。

(b) 公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要か。

- ・無償で、アクセスにパスワードは不要。(情報・通信2社、電気機器2社、化学、繊維)
- ・無償でアクセスにパスワードは不要。但し、マニュアルのダウンロードについては、「ご利用の条件」について同意していただく必要がある。(電気機器)
- ・無償でアクセスにパスワードは不要。私的使用のための複製などは問題ないが、第三者への公衆送信等は禁じている旨をウェブ上に記載している。(電気機器)
  
- ・無償であるが、一部にアクセスにパスワードが必要な情報もある。(電気機器2社)
- ・無償であるが、一部にアクセスにパスワードが必要な情報もある。アクセスにパスワードが必要なサイトの内容は、代理店に向けた販売情報が多い。(精密機械)
- ・無償である。技術資料・開発ツールのダウンロードを行うためには会員になる必要がありパスワードの登録が必要であるが、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用している。(情報・通信)

- ・ごく一部の有償の内容は基本的にパスワードが必要。(電気機器)
- ・ほとんどの内容が無償であるが、ごく一部に有償な情報もある。会員サイト上に掲載する情報へのアクセスには、パスワードを設けることも。このような場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがある。これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしない。(情報・通信)

② 検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

検討段階のパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等を、積極的に公開しているかどうかについては、公開していないとする企業が多かった。

(a) 積極的に公開しているかどうか。

- ・公開していない。(電気機器5社、情報・通信、精密機械、化学、繊維)
- ・基本的には公開していない。(情報・通信)
- ・公開する場合と公開しない場合がある。PR目的で公開する場合もある。(情報・通信)

③ 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

検討段階又は策定時においてパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いとしては、技報は数年分はバックナンバーとして公開するとともに冊子も作成しているとする企業が多かった。また、マニュアルは長く掲載していた企業もあり、理由として「内容の問合せに対応できるように」とする企業もあった。

他方、現在のところは多くを継続掲載しているとする企業やルールはないとする企業もあった。

(a) 旧版をインターネット上に継続掲載するかどうか。また、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法はどのようにしているか。

- ・技報は、過去3年分はバックナンバーとして掲載している。(電気機器)
- ・技術広報誌はバックナンバーとして旧版も公開、また冊子としても提供。マニュアルは販売終了後も、かなりの期間ダウンロード可。技術参考資料はシステムやサービス

の終了まで公開。(情報・通信)

- 技報は、民間の情報提供会社から提供されている。情報提供会社の中には、技報について、個人利用複写を可とするか、閲覧のみとするか、各社と個別に契約を結んでいるところもある。C S D Bに蓄積されている技報もある。  
マニュアルは、内容の問合せに対応できるように、継続掲載しているものもあり、紙のマニュアルを残しているものもある。(電気機器)
- 現在のところは多くを継続掲載している。特にマニュアルについては長く掲載している。(電気機器)
- 技報は数年分については継続掲載し、また、冊子を特許庁にも納めている。  
パンフレット、マニュアルは、インターネット上から削除し、電子データを社内に保管している。また、冊子も作成している。(電気機器)
- 技報はインターネットに継続掲載するとともに冊子も作成している。その他は、基本的には電子データを記録メディアに保存し、バックアップが必要な場合、サーバにも保存している。(電気機器)
- 技報はインターネット上に継続掲載し、他方冊子も作成しており、刊行物として特許庁や大学、関連企業等へ送付している。(化学)
- 月報はバックナンバーを継続掲載している場合もあるが、ルールはない。(情報・通信)
- パンフレットとマニュアルはインターネット上に継続掲載する。技術解説は1年毎にインターネット上から削除するが、インターネット公開よりも先に冊子が作成され、削除時には電子データが記録メディアとサーバに保存される。(電気機器)
- オープンソースソフトウェアのプログラムや技術資料は、各世代を継続掲載することも少なくない。一方、旧版がインターネット上から削除され、紙媒体に残されない技術情報もある。(情報・通信)
- 旧版はインターネット上から削除し、電子データをサーバに保管する。(情報・通信)

精密機械)

- ・旧版をインターネット上から削除する。電子データを記録メディアに保存し、社内で保管する。冊子も作成している。(繊維)

## 4. 小括

### (1) 団体

団体において、インターネット上に公開している情報としては、標準や規格、技術レポート、各種報告書等が挙げられたが、会費を伴う会員制がとられていることから、アクセスにパスワードが必要な情報や有償の情報も含まれることが認められた。

しかしながら、どのようなサイトへのアクセスにパスワードが必要かについては、会員向けの内容へのアクセスにパスワードが必要な機関もあったが、標準等の技術文書には全てパスワードが必要であり、会員は無償でアクセスできるが、非会員は有償でパスワードを入手する必要があるとする機関もあった。

他方、規格について冊子は有償であるがインターネット上での閲覧はパスワード不要で可能となっているとする機関もあった。

これらのことから、アクセスにパスワードが必要な情報の中にも、会員のみを対象とした一般に公開することを目的としない情報と、標準等会員以外にも有償により広く公表することを目的とした情報とが認められ、他方、冊子は有償であっても、閲覧のみはインターネット上でパスワード不要で可能である情報もあることが認められた。

なお、標準や規格については、文書の性質上、公開期間が1ヵ月未満程度の短い場合は少ないとする機関もあり、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、印刷物を組織内に保管している場合も多い傾向が認められた。

### (2) 企業

次に、企業において、インターネット上に公開している内容としては、パンフレット、マニュアル、技報の他、技術参考資料、技術解説等が挙げられ、更新のタイミングとしては、技報等、定期的に更新されているものもあったが、技術参考資料等、随時のものもあった。なお、公開期間が1ヵ月未満のものもあるとする企業もあり、修正は必要に応じ適宜行っているとする企業もあった。

公開している内容は無償でアクセスにパスワードは不要とする企業が多かったが、ダウンロードにあたっては「ご利用の条件」等に同意していただく必要があるとする企業もあ

り、一部有償の内容もあるとする企業もあった。また、会員サイトへのアクセスにパスワードが必要な場合について、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用しているとする企業もあった一方、会員サイト上に掲載する情報へのアクセスにパスワードを設ける場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがあり、これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしないとする企業もあった。

なお、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、技報は印刷物で保管されている場合が多い傾向が認められたが、その他の情報については、電子データのみが記録メディアやサーバで保管されている場合もあることが認められた。

そして、団体からも企業からも、掲載情報の自動収集にあたっては、ホームページ上に明記している掲載情報に対する著作権や個人情報等の取扱いへの配慮が求められることが挙げられた。

## IX. ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する国内調査

### 1. 序説

本章では、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理・検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業へ実施した国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査の結果をまとめる。

なお、本国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査は本報告書第VIII章にまとめたインターネット上で公開されている情報に関する調査と併せて実施したものである。

### 2. 国内アンケート調査

#### (1) 調査方法

国内アンケート調査方法の概要は以下に示すとおりである。

#### (i) 調査対象

①技術標準や規格を策定している準公的標準化団体<sup>1</sup> (17 箇所)

②日本知的財産協会の正会員企業 (898 箇所) の内、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業

(ii) 調査実施期間…………… 2009 年 10 月～11 月

(iii) 調査方法…………… 郵送方式又は電子メール配信による

(iv) 回収状況…………… 計 117 箇所  
内訳

①上記団体…………… 7 箇所

②上記企業…………… 110 箇所

---

<sup>1</sup> 情報・通信・電気機器・機械分野等の技術標準や規格を策定している機関等

## (2) 調査結果の概要

全アンケート項目及び全集計結果、自由記載については資料編の資料Vに記載するが、ここでは主だった結果をまとめる。なお、団体からの回収箇所は少なかったことから、主に企業の結果についてまとめる。

### (i) 団体

#### ① ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等（情報提供者の立場から）

Q30 は、調査対象機関がインターネット上のみで公開した情報を、特許庁が審査に利用するために、ウェブアーカイブサービスやシステムを利用する必要があると、情報提供者の立場から考えるかどうかの設問であるが、わからないとする回答が多かった。

Q31 は、情報提供者の立場から、特許庁が既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかどうか、既存のウェブアーカイブサービスの信頼性に関する設問であるが、利用できない、わからないとする回答が複数あった。

Q32 において、既存のウェブアーカイブサービスを利用できないとする理由としては、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題の他に、「誤記、不明確点の解消等が行われた際の、改版前の情報が残されて誤った情報として利用されてしまう恐れ」が挙げられた。

#### ② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

Q33 において、特許庁がウェブアーカイブを構築することについては、積極的に構築すべきとする回答と構築することに問題はないとする回答が複数あった。

Q35 において、特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象機関のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾できると考えるかについては、「手続きが煩雑でなければ許諾することができる」と考える、「現時点ではわからない」とする回答がそれぞれ複数あった。

(ii) 企業

① ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等（情報提供者の立場から）

Q28 は、調査対象企業がインターネット上のみで公開した情報を、特許庁が審査に利用するために、ウェブアーカイブサービスやシステムを利用する必要があると、情報提供者の立場から考えるかどうかの設問であるが、必要があるとする回答が 61%、不要であるとする回答が 11%、わからないとする回答が 28%であった。

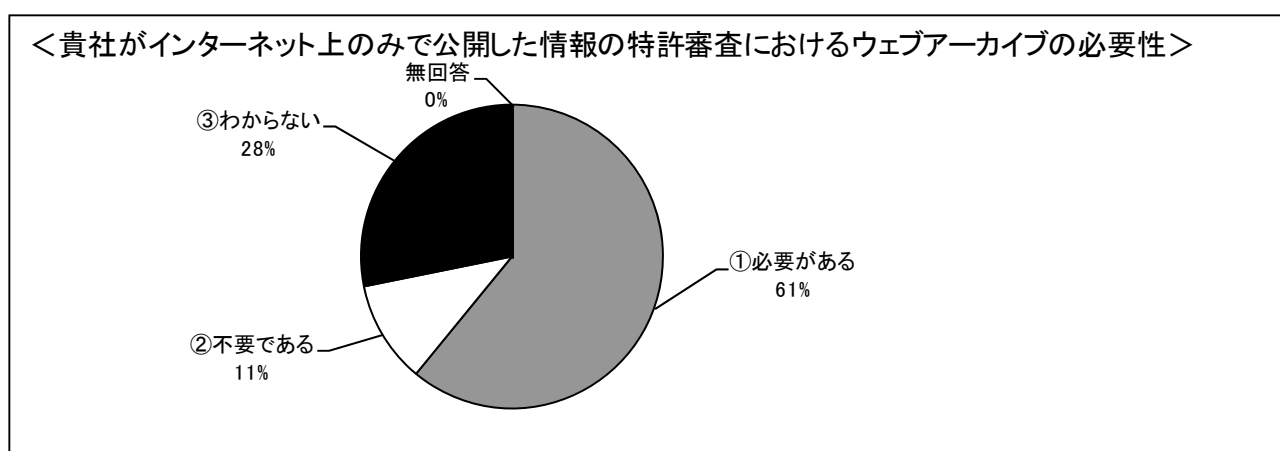


図 9-1 企業への国内アンケート調査（Q28）の回答（資料V-5 参照）

Q29 は、情報提供者の立場から、特許庁が既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかどうか、既存のウェブアーカイブサービスの信頼性に関する設問であるが、利用できるとする回答が 26%、利用できないとする回答が 17%、わからないとする回答が 57%であった。



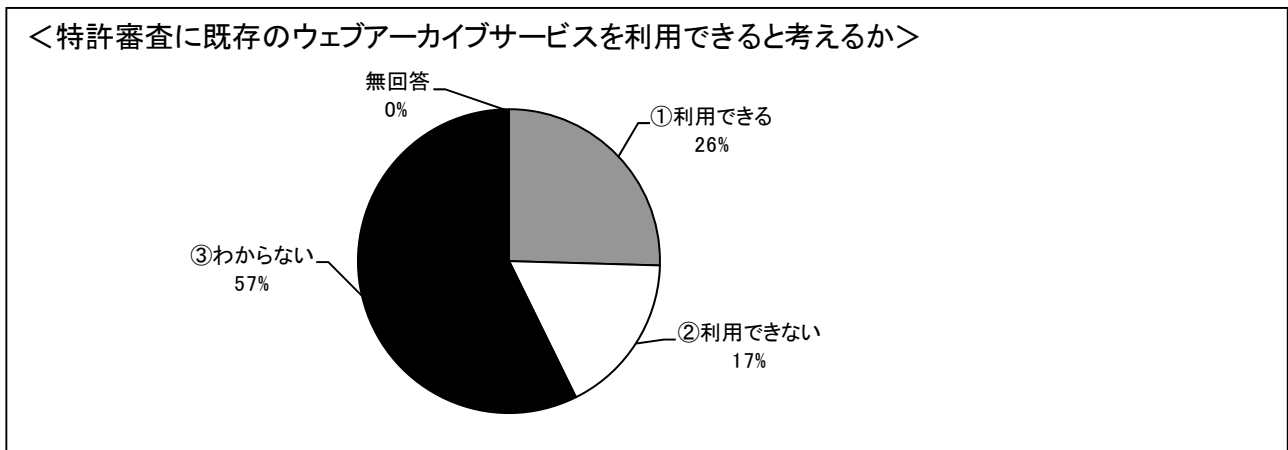


図 9-2 企業への国内アンケート調査 (Q29) の回答 (資料V-5 参照)

Q30 において、既存のウェブアーカイブサービスを利用できないとする理由としては、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題の他に、システムの問題として「現状の“WayBack Machine”では、何かの事情で、文字化けしていたり、図や写真が省略されていたりすることが多々あるため、情報源として公平性に欠ける」点や、「保存されたファイルの内容が全て表示（復元）可能な状態で保存されているか不明」な点等が挙げられた。

また、「裁判の証拠としての使用可否が不明」な点も挙げられた。

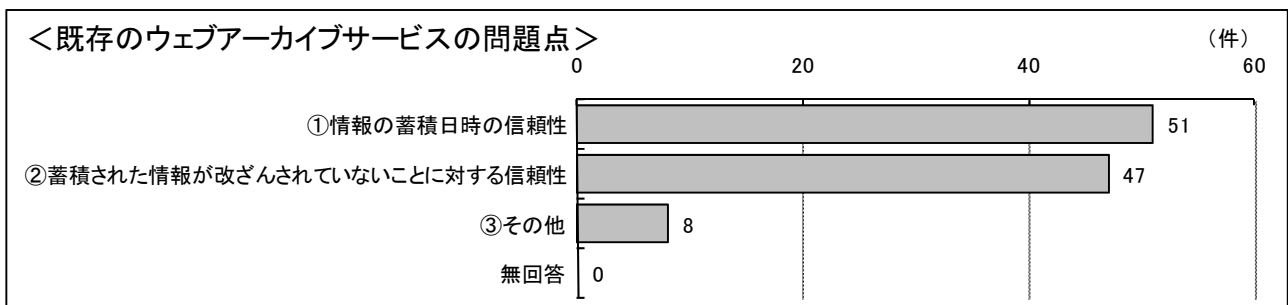


図 9-3 企業への国内アンケート調査 (Q30) の回答 (資料V-5 参照)

## ② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

Q31 において、特許庁がウェブアーカイブを構築することについては、積極的に構築すべきが 23%、構築することに問題はないが 63%、構築することに反対が 5%の回答であった。

特許庁がウェブアーカイブを構築することに反対である具体的な理由としては、「ウェブ上の技術情報は審査用資料としては不適切な場合が少なくない」、「複雑なシステムになることが予測される。それゆえに情報の信憑性に疑問がある。」、「民間などを利用すべき」、「庁内の資料として非公開となった場合、情報提供される立場では、事前にその情報の有無

を確認できないので、無効理由を回避できない」等が挙げられた。

また、その他の具体的なお考えとしては、「本件先端技術情報アーカイブにおけるクロールリングの詳細な仕様等が不明なので、回答のしようがない」とする回答もあった。

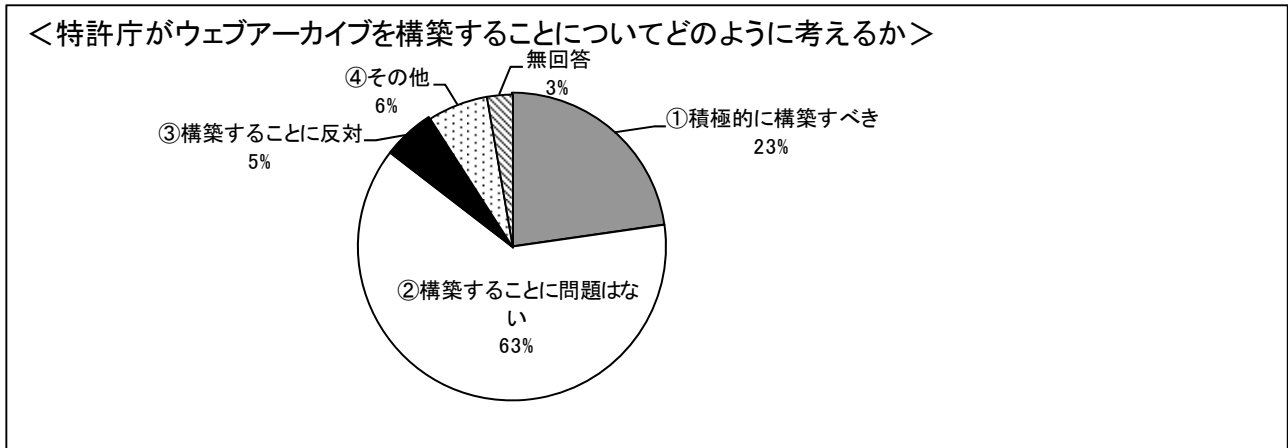


図 9-4 企業への国内アンケート調査 (Q31) の回答 (資料V-5 参照)

Q32 において、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合の問題点としては、システム運用に関しては、「データが膨大なものとなるので行政コストが増大する」等が、収集内容に関しては、「収集コンテンツの選定方法、基準をどうするか」、「特定の分野に情報が集中しないか」等や、「パスワード等で登録者にだけ開放されている情報の入手と情報提供データとしての採用可否」、「無償公開と有償公開を一律に公知情報として捉えるのか、また、制限を設ける場合はどの線で線引きをするのか」等が挙げられた。

また、「自動収集機能では、一定の制限がかけられている情報や写真やグラフ、図も公平に収集できるのか疑問」とする点も挙げられた。

そして、特許審査においては、「ウェブアーカイブの信頼性 (蓄積した日にインターネット上に存在していたか、改ざんがされていないか)、特に、特許の有効性について、裁判上問題となった場合の証拠力があるか」等、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題が多く挙げられた。

また、「インターネット上の公開情報については、公開日およびその日付の確定方法について、認識を統一する必要があるように思われる」点の他、「虚偽またはその疑いがある情報が掲載された場合はどのように扱われるのか」、「記載内容について、技術内容的あるいは誤記レベルでもミスがあったため内容を更新した場合、当該ミス情報が審査に使われる可能性、あるいは、第三者が無効審判などの情報に利用することについて、疑問は残る」点等が挙げられた。

さらに、ウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者公開については、公開しない場合の問題としては「審査官が拒絶理由通知に利用できる公知情報を出願人や第三者が拒絶理

由通知が出るまで把握しようがないケースが増える。これでは、出願人の立場からは出願前に十分な先行技術調査をすることが困難で、拒絶理由通知ではじめて不意打ち的に存在を知らされるという事態になる。また、第三者の立場からは刊行物等の提出機会が失われ、瑕疵ある特許を生み出す恐れもある」とする点等が挙げられた。他方、企業サイトからの「蓄積データを公開した場合に企業活動を阻害する場合が生じる懸念が考えられる」点も挙げられた。

次に、Q33 において、特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象企業のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾できると考えるかについては、許諾できると考えるが 25%、手続きが煩雑でなければ許諾できると考えるが 33%、許諾することはできないと考えるが 7%、現時点ではわからないが 35%の回答であった。

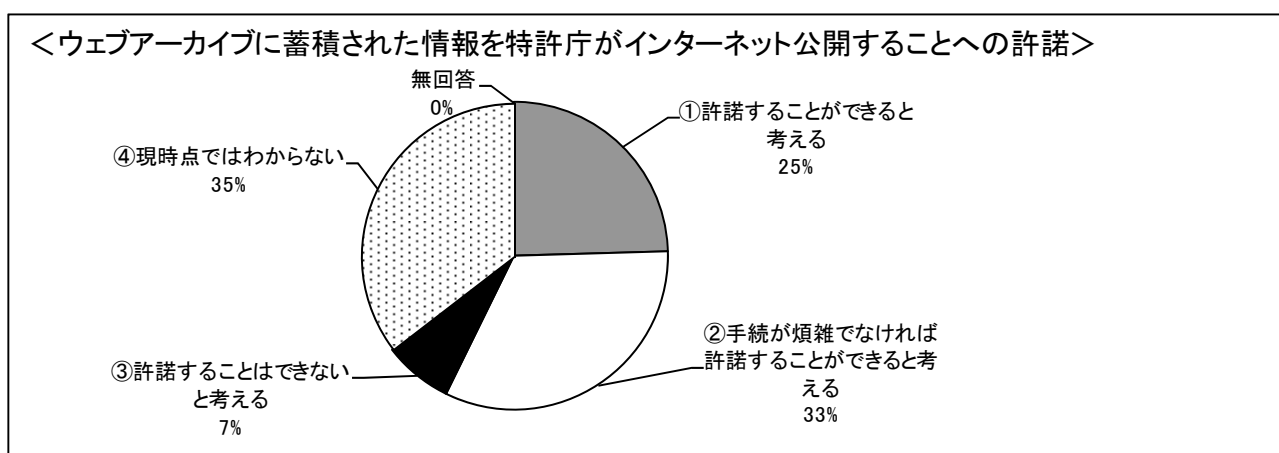


図 9-5 企業への国内アンケート調査 (Q33) の回答 (資料 V - 5 参照)

Q34 において、特許庁がウェブアーカイブを構築し、その情報を公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした回答が 81%であった。

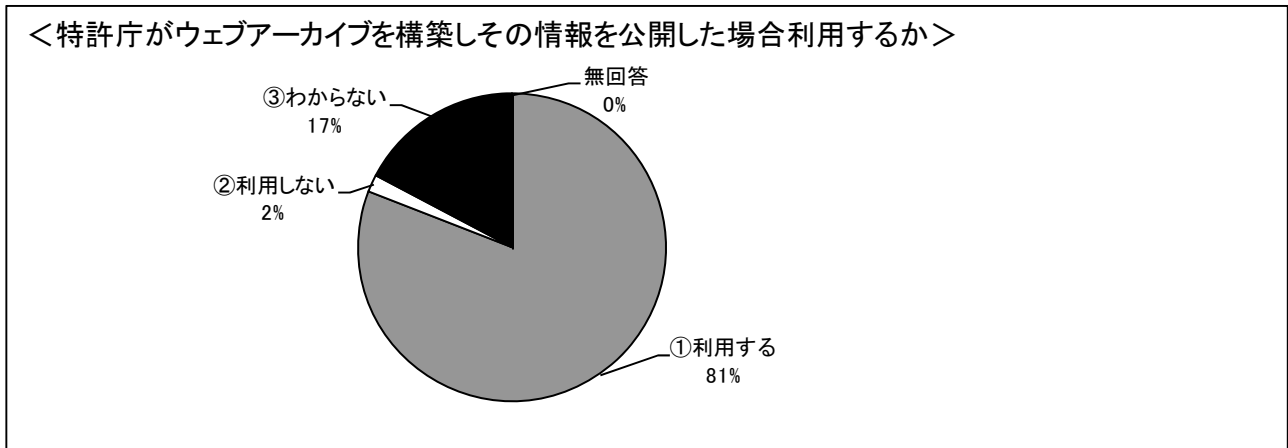


図 9-6 企業への国内アンケート調査（Q34）の回答（資料V－5 参照）

Q35 において、ウェブアーカイブに記録された先端技術情報全般についてのご意見・ご要望としては、情報の蓄積に関しては、「情報収集先の権利保護に配慮したシステム構築を要望する」や「自社の情報に内容の間違いやその他の事情があり、記録の削除が必要な状況になった場合、直ぐに削除していただける体制の確立が必要と考えます」等が挙げられた。

また、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、「特許庁内で審査官が審査のために閲覧をする事には問題はないと思います」とするご意見もあったが、「企業は先行技術調査を入念に行って特許されることを確信した上で出願を行い、将来取得される特許権を前提に研究開発計画と事業計画を立案し、膨大な費用を投じて新製品の研究開発を行います。仮に、企業が出願前にこれら新たに引用される可能性がある先行技術文献を察知できないような状況になるならば、特許されることを確信して出願した、事業計画の前提となる特許が取得できない場合も想定されます。このような出願人の不利益を回避するため、先端技術情報アーカイブを含む、新たに収集される公知文献情報の閲覧システムの提供を強くお願い致します」とする要望も複数あった。

そして、「ウェブアーカイブそのものが、もっと一般に知れ渡るようにPRを積極的に行うべきだと思います」とするご意見もあった。

### 3. 国内ヒアリング調査

#### (1) 調査概要

国内アンケート調査項目をさらに詳細に把握するために、また、企業からは特許出願人の立場よりのニーズやご意見についても把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体<sup>2</sup> 5 箇所及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表しており、かつ特許出願人でもある企業<sup>3</sup> 15 箇所に対して国内ヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング項目については資料編の資料VIにも記載した。ヒアリング項目は、「団体向け」と「企業向け」を作成し、「企業向け」においては、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかどうかについての設問が追加されている。

#### (2) 調査結果

##### (i) 団体

##### ① ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等

ウェブアーカイブサービスやシステムを特許庁が審査のために利用する必要があると考えるかについては、わからないとする機関が、既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できるかと考えるかについては、利用できないと考えるとする機関があった。既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるかについては、ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日に、その情報がインターネット上に実在していたことについての実証とその信頼性が挙げられた。

(a) ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステム（ウェブアーカイブサービスやシステム）を特許庁が審査のために利用する必要があると考えるか。
---

・わからない。（2 機関）
---------------

<sup>2</sup> 情報・通信・電気機器・機械分野の技術標準や規格を策定している機関等

<sup>3</sup> 業種が情報・通信・電気機器・精密機械・化学・繊維の企業

(b) 既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるか。

・利用できない。

(c) 既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるか。

・ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日時に、その情報がインターネット上に実在していたことについての実証とその信頼性。

## ② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについてのご意見はいずれの機関からもなかった。

(a) 積極的に構築すべきかどうか。

—

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、「会員から会費を納めていただきホームページを運営しているので、特許庁がウェブアーカイブを構築するのであれば、自動収集の範囲や方針、根拠等を事前に明確にしてほしいと考える。」点、「規格は広く使っていただくものなので、特許庁が規格の情報を収集することは問題ないと考えるが、会員サイトのようにプロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくないと考える。」点、「検討段階の文書は不完全であり、審査の利用は望ましくないと考える。」点等が挙げられた。

また、収集された情報が審査に利用された場合には、「特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起こり得るように思われる。特許庁が第三者機関に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積した情報の時刻情報や内容を認証させるのであれば、情報掲載元に真偽が求められることのないことを明確することが望まれる。」点等も挙げられた。

(b) どのような問題があると考えられるか。（複数回答）

・規格は広く使っていただくものなので、特許庁が規格の情報を収集することは問題ないと考えるが、会員サイトのようにプロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくないと考える。公開されている（誰でも見ることができる）サイトの情報を収集すべきと考える。

- ・ 検討段階の文書は不完全であり、審査の利用は望ましくないと考える。最終的に公表している内容のみの収集が望まれる。
- ・ 特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起り得るように思われる。特許庁がウェブアーカイブを構築した場合、自団体にても、特許庁とは別にウェブ掲載実証のためのアーカイブが必要となって費用が発生する問題が生じるかもしれない。特許庁が第三者機関に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積した情報の時刻情報や内容を認証させるのであれば、情報掲載元に真偽が求められることのないことを明確にすることが望まれる。
- ・ 自動収集は難しいのではないかと。新しい情報に対応していけるのか疑問がある。
- ・ ロボットでの自動収集では必要な情報だけを選別して集めるのは難しいのではないかと考える。キーワードの設定によっては関係のない情報も多数集まってしまうし、集めた情報の取捨選択にもとても手間がかかる。例え限られた分野の情報を集めるとしても、情報掲載元は多岐に渡り情報量も膨大なものとなる。最初にロボットで情報を収集し、その後人が選別する位なら、最初から人による収集の方が効率が良いようにも思われる。
- ・ 現在、全ての内容のアクセスにパスワードを設定する前提（一般には公開しない前提）で、会員から会費を納めていただきホームページを運営しているので、特許庁がウェブアーカイブを構築するのであれば、自動収集の範囲や方針、根拠等を事前に明確にしてほしいと考えるが、自動収集の範囲の切り分けは難しいのではないかと考える。他方、現在のところ、最終的な標準や規格を一般に公開していないが、法改正等でこれらを収集するという事となれば、これらについては協力の形態を検討することになると考える。
- ・ 極めて短い時間でインターネット上に公開されていた情報も蓄積されてしまうことに問題があると思われる。

特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象機関のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるかについては、「インターネット上から削除されたものは印刷物等で保管されているものもあり、手続きが煩雑でなければ許諾できるかもしれないと考える」、現時点では全ての内容が会員限定であり、アクセスにパスワードを設定しており「許諾することはできないと考える」、「具体的にどのような情報がどのよう

な形で公開されるのか、詳細をお知らせ頂いた段階で検討することになると思われる」とする機関があった。

(c) 蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるか。

- ・項目によると考えられる。公開情報の場合は問題ないが、非公開情報が対象の場合は、会員の承認が必要と考えられる。インターネット上から削除されたものは印刷物等で保管されているものもあり、手続きが煩雑でなければ許諾できるかもしれないと考える。
- ・現時点では、全ての内容のアクセスにパスワードを設定する前提（一般には公開しない前提）で、会員から会費を納めていただきHPを運営しているので、許諾することはできないと考えるが、技術標準や規格が法改正等で収集されるとなった場合にはこれを踏まえて方針を再検討する必要があると考える。
- ・具体的にどのような情報がどのような形で公開されるのか、詳細をお知らせ頂いた段階で検討することになると思われる。

蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについてのご意見はいずれの機関からもなかった。

(d) 蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうか。

—

## (ii) 企業

### ① ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等

ウェブアーカイブサービスやシステムを特許庁が審査のために利用する必要があると考えるかについては、必要があるとした企業もあったが、内容によるとする企業もあり、「飛躍的に審査の質を向上させるとは思われない」とする企業もあった。

(a) ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステム（ウェブアーカイブサービスやシステム）を特許庁が審査のために利用する必要があると考えるか。

- ・必要があると考える。インターネット上の情報も審査に利用していくべきと考える。



(情報・通信)

- ・ネット社会となっていく中で必要があると思う。(電気機器)
- ・必要があると思う。技術情報量は多い方が望ましいので。(繊維)
- ・ビジネスモデル分野や情報分野では必要があると思う。(情報・通信)
- ・必要があると思う。特にビジネスモデルやソフトウェアの分野では日付情報のない先行技術情報がウェブ上にのみ公開されている。(電気機器)
- ・電気、情報、通信分野の規格書や技報は非特許文献として利用する必要があると思う。しかしながら、企業のホームページに掲載されている技術情報は、審査に利用する必要があるとは思われないし、他の手段(紙のパフレットや展示会等)で公開済みのものも多い。(電気機器)
- ・インターネット上のみで公開された技術情報であり、その技術情報が特許審査で利用されるに値する詳細な技術情報を含む場合、利用性が求められると考える。規格書はこれに相当すると考えられるが、企業のホームページに掲載されている技術情報は紙媒体でも存在すると思われる。(電気機器)
- ・飛躍的に審査の質を向上させるとは思われない。(電気機器)
- ・化学や生物、医薬の分野においては、先端技術は特許出願書面や学会の要旨集等の印刷物で存在すると思われる。(化学)
- ・わからない。(電気機器)

既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できるかについては、利用できないとする企業もあったが、わからないとする企業も複数あった。インターネット情報は信頼性が高くないことから先行技術文献調査において利用することはあまりなく、既存のウェブアーカイブサービス(ウェイバックマシン等)も利用したことがなかったの  
でわからないとする企業もあった。

(b) 既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できるか。

- ・利用できないと考える。(電気機器2社)
- ・わからない。(情報・通信、電気機器、化学)
- ・利用できると思うが、日付情報と非改ざん性についての留意は必要と考える。(電

## 気機器)

既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるかについては、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題が多く挙げられた。

また、民間のウェブアーカイブサービスは、「民間が民間向けに構築しているため、特許審査に有用な情報とのずれや密度の低さが考えられる」点や、「恒久的に継続しない問題」を挙げた企業もあった。

他方、既存のウェブアーカイブサービスは、「削除請求ができることや収集拒否設定を行うことができることにより情報が恣意的に抜かれる問題がある」点を挙げた企業もあった。

### (c) 既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるか。

- ・蓄積されている情報の信頼性が担保されていない問題がある。(情報・通信)
- ・インターネット上の情報は、改ざんが容易であることから、ウェブアーカイブサービスの信頼性をどう捉えるかが重要。(情報・通信)
- ・裁判での証拠力。(情報・通信)
- ・日付や非改ざん性が認定されているかの問題がある。削除請求ができることや収集拒否設定を行うことができることにより情報が恣意的に抜かれる問題がある。(情報・通信)
  
- ・日付情報と非改ざん性の信頼性。(電気機器)
- ・蓄積日時にその情報が実在していたことに対する信頼性と改ざんされていないことに対する信頼性。(電気機器)
- ・公的なものでないので日付と非改ざん性に問題があると考えられる。(電気機器)
- ・公の機関のサービスでないと日付が信頼できない。(電気機器)
- ・非改ざん性及び公開日の立証の問題、また検索(特に特許分類の付与がなされていないこと)の問題があると考えられる。(電気機器)
- ・日付や非改ざん性について法的に保証されていない。民間が民間向けに構築しているため、特許審査に有用な情報とのずれや密度の低さが考えられる。(電気機器)
- ・民間が運営しているウェブアーカイブサービスの場合、恒久的に継続しない問題が考えられる。また、情報に対する公的な裏付けがない問題が考えられる。(電気機器)
  
- ・インターネット上の情報の蓄積の日付や非改ざん性が保証されていないウェブアーカイブは利用できないと考える。(繊維)

## ② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについては、積極的に構築すべきと考えた企業もあったが、「蓄積された情報について法的根拠があれば、構築することは問題ないとする企業」、「構築されたウェブアーカイブが一般にオープン（公開）にされるのであれば、構築することは問題ないとする企業」があり、また、構築するのであれば「公開されることが望まれる」とする企業が複数あった。

また、「費用対効果の検討が望まれる」、「ウェブ上には、正しい情報や誤った情報など様々なレベルの情報があるので、収集する内容によると考える」とする企業もあり、反対する企業もあった。

特に蓄積される情報の内容については、「電気、情報、通信分野の規格書は非特許文献として審査において重要であるとする」、「日付情報のない情報の蓄積も望まれる」、「ビジネスモデルやソフトウェアの分野で有用と考える」、「オープンソースの情報を蓄積するのは意味があるように思われる」とされた一方、企業サイトの技術情報については「特許出願後であるか学会等において紙媒体で先に公表されていると思われる」等とした企業も複数あった。

なお、規格書等については「規格団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうか」とする企業も複数あった。

### (a) 積極的に構築すべきかどうか。

- ・積極的に構築すべきと考える。日付情報のない情報の蓄積も望まれる。  
ウェブ上でのみ公開される情報が多い分野の蓄積が望まれる。ビジネスモデルやソフトウェアの分野で有用と考える。（電気機器）
- ・IT系の情報の蓄積を想定していると思われるので積極的に構築すべきと考える。（電気機器）
- ・出願人としては、ビジネスモデル分野や情報分野においては有用であると考えられ、公開が望まれる。（情報・通信）
- ・構築は有用であるとする。（情報・通信）
- ・蓄積された情報について法的根拠があれば、構築することは問題ないとする。（電気機器）
- ・公的機関が日付や非改ざん性を保証するのであれば構築することは問題ないとする。（繊維）
- ・構築することは問題ないとする。（化学）

- ・蓄積される情報の信憑性があるのであれば、構築することは問題ないとするが、費用対効果の検討が望まれる。企業サイトにだけ存在する技術情報があるのか疑問がある。企業サイトに掲載されている技術情報については詳細が、学会や新聞、製品発表等で先に公表されていると考える。また、規格団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうかと考える。他方、オープンソースの情報を蓄積するのは意味があるように思われる。（電気機器）
- ・インターネット情報も非特許文献として審査において重要であるとするので、構築することは問題ないとするが、第三者にも公開されることが望まれる。電気、情報、通信分野の規格書は非特許文献として審査において重要であるとする。しかしながら、企業のホームページに掲載されている技術情報は、審査に利用する必要があるとは思われず、また、蓄積されることを望まない。  
なお、規格書や技報については、情報掲載元が限られることから、情報掲載日等を個別に問合せすることもできるかと考える。（電気機器）
- ・構築されたウェブアーカイブが一般にオープン（公開）にされるのであれば、構築することは問題ないとする。（精密機械）
- ・構築するのであれば、一般にも公開されることが望まれる。なお、既存のウェブアーカイブサービスを審査に利用するよりは、特許庁が構築したものを審査に利用することが望まれる。（情報・通信）
- ・ウェブ上には、正しい情報や誤った情報など様々なレベルの情報があるので、収集する内容によると考える。なお、企業サイトの技術情報は特許出願後であるか学会等において紙媒体で先に公表されていると思われる。（情報・通信）
- ・将来、インターネット上のみで技術情報（特に規格書や論文）が公開される比率が高まって行くものと思われることを考えると、利用性が高まる時期を見据えたスケジュールで課題をクリアした上でウェブアーカイブを構築することは問題ないとする。（電気機器）
- ・反対する。投資対効果の検討が望まれるが、投資に対する効果は得られないとする。また、ウェブにしかない情報による拒絶理由通知のイメージが無く、目的が良く分からないが、特定の分野のみ蓄積されることが考えられ、不公平が生じることが考えら

れる。審査における調査は限界があるので、当事者間の争いとなったものについてのみ、その争いにおいて解決すれば良いように考える。（電気機器）

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、蓄積の段階においては、「蓄積する情報、蓄積しない情報をどう取舍選択するかや、蓄積する情報が膨大となることの問題」、「蓄積情報が特定の分野に偏ると不公平となる問題」、「アクセスにパスワードが必要な会員サイト等に掲載された情報をどのように取扱うのか懸念される」点等が挙げられた。

審査の段階においては、「ウェブアーカイブに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題」、企業サイトは適宜修正が行われていることに対する「修正前後の情報の取扱いや理由があつて削除された情報の取扱い」の問題等が挙げられ、「日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ情報は外国出願にも適用されないと問題であると考える」点も挙げられた。

公開の段階においては、著作権の問題が多く挙げられたが、「特許庁が利用するものと同程度の情報を一般にも利用可能としていただけなければ、先行技術文献調査の結果、特許性ありとして出願したものが、拒絶される確率が高くなってしまい、出願費用の負担が増大する問題」があるとした企業もあった。

企業サイトの情報が蓄積され、公開された場合の著作権法上の具体的な問題点としては、「契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じる」点が複数の企業より挙げられた。また、公開された場合、「古い情報は消費者に誤解を与える可能性がある」とし、「第三者公開されるのであれば、ウェブアーカイブ文献である注意書きと、情報掲載者の求めに応じて削除する手当てが必要であると考える」とした企業もあった。

なお、蓄積された情報の公開を、許諾を得た上で行う場合、「許諾された情報のみの公開となるため、情報の偏りが生じる可能性」の問題が挙げられた。

その他としては、「悪意で利用されることが考えられる」点や分類付与を含めた「集めた情報の整理の仕方」の問題、「コスト」の問題、ハッカー等からの「セキュリティの問題」等が挙げられた。

(b) どのような問題があると考えられるか。（複数回答）

<蓄積の段階>

- ・各分野において、抜け漏れなく情報を収集することができるかの問題がある。（情報・通信）
- ・蓄積する情報、蓄積しない情報をどう取舍選択するかや、蓄積する情報が膨大となることの問題があると考える。（情報・通信）

- ・蓄積情報が特定の分野に偏ると不公平となる問題がある。(電気機器)
- ・収集されて情報が利用される企業と、公開はしているが収集されず利用されない企業とがあると不公平となる問題がある。どのような基準で自動収集するのか事前に明確にされることが望まれる。(パスワードが必要なサイトの蓄積の有無等も含めて)(情報・通信)
- ・情報が収集される企業の規模に偏りが生じた場合、不公平を生じる可能性がある。(電気機器)
- ・収集内容。(情報・通信)
- ・収集情報のバランスが問題となると考える。ワールドワイドな言語への対応の問題があると考える。独自に標準を構築している中国の情報やロシアの情報等についてどのように対応していくのかの検討が望まれる。(審査官も翻訳なしでは内容を理解できないのではないか。)(電気機器)
- ・一般への公開を意図していないアクセスにパスワードが必要な会員サイト等に掲載された情報をどのように取扱うのか懸念される。ウェブアーカイブを構築する場合、情報掲載元への説明や情報掲載元からの意見の機会が必要であると考え。特に、商品のコピーが容易なソフトウェア業界、及びこれに類する情報財業界等においては、情報が蓄積されることに抵抗感が大きいと考えられる。(情報・通信)
- ・書き換え等がなされた場合、同一性保持権の問題があると考え。(化学)
- ・ホームページ上の情報は、一部のページ、一部の記載だけが更新されることが頻繁に行われており、各情報がいつ公開されたものであるのか、その公開日をわかりやすく表示する必要があると考え。(電気機器)

#### <審査の段階>

- ・ウェブアーカイブに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題があると考え。(電気機器)
- ・公開日およびその日付の確定方法について、特許庁が蓄積した日なのか、情報掲載元が掲載した日なのか認識を統一する必要があると思われる。(化学)
- ・特許公開公報は内容が修正されることはないが、企業のサイトは企業が適宜修正を行

っている。修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いについても検討が必要と考える。(化学)

- ・日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ情報は外国出願にも適用されないと問題であると考ええる。(電気機器、精密機械)

#### <公開の段階>

- ・特許庁が利用するものと同程度の情報を一般にも利用可能としていただければ、先行技術文献調査の結果、特許性ありとして出願したものが、拒絶される確率が高くなってしまい、出願費用の負担が増大する問題がある。(情報・通信)
- ・蓄積された情報が公開されてしまうと、契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じることが考えられる(ex. タレントやモデル等との契約)。(電気機器)
- ・掲載情報の利用許諾については、著作権が問題になる可能性がある。主に画像の2次使用の際、著作権者との契約等をクリアにしないといけない問題も発生する(2次使用に対する契約が取り交わされていないものもある)。(精密機械)
- ・企業のホームページに掲載されているパンフレットやマニュアル等がウェブアーカイブに蓄積され、第三者公開されると著作権の問題が生じる。また、古い情報は消費者に誤解を与える可能性がある(残しておきたくない情報もある)。第三者公開されるのであれば、ウェブアーカイブ文献である注意書き(つまり、古い情報である可能性があることの明示)と、情報掲載者の求めに応じて削除する手当てが必要であると考ええる。(電気機器)
- ・過去の情報が公開され続けると不具合が生じることも考えられる(種々の事情から改定する場合もあるため)。(電気機器)
- ・インターネット上に間違っただけで公開してしまい削除する場合や、数値等の間違いを修正する場合があるので、蓄積された情報の削除や修正の申し入れの機会の検討が望まれる。(繊維)
- ・蓄積情報について、情報掲載元企業に許諾を取った上で、一般公開するのであれば、許諾した企業と許諾しない企業との間に差が出て不公平となる問題がある。(情報・通信)
- ・蓄積された情報の公開を、許諾を得た上で行う場合、許諾された情報のみの公開とな

るため、情報の偏りが生じる可能性があると考えられる。(電気機器)

- ・第三者公開においては著作権の問題が生じると考える。(電気機器)
- ・著作権帰属の問題を解決する必要があると考える。(電気機器)
- ・法的観点として、著作権法上の問題があると考えられる。(情報・通信)
- ・著作権。(情報・通信)
- ・蓄積された情報が第三者の権利を侵害していた場合の取扱い。(情報・通信)

<その他>

- ・悪意で利用されることが考えられる。(電気機器、精密機械)
- ・集めた情報の整理の仕方についても問題があると考えられる。(電気機器)
- ・検索においては、キーワード検索では十分でなく、分類付与を行う必要があると考える。(電気機器)
- ・コスト(電気機器)
- ・民業を圧迫しないであろうか。(情報・通信)
- ・民間が構築するよりは信頼性があるものと考えられるが、セキュリティの問題が考えられる。ハッカー等により蓄積日時や内容が改ざんされていないことをどのように担保するかの問題が考えられる。(電気機器)
- ・裁判での証拠力。(情報・通信)

特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象企業のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるかについては、「案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるため」等により「許諾することはできないと考える」企業、「現時点ではわからない」とする企業が多かった。

(c) 蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるか。

- ・許諾することはできないと考える。案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるため。(電気機器)
- ・許諾することはできないと考える。主に画像の2次使用の際、著作権者との契約等をクリアにしなくてはならない問題が発生するため。(精密機械)
- ・許諾できないと考える。(電気機器2社)
- ・内容によると考えるが、原著作権者との契約があるものもあるので煩雑となり許諾は



難しいと考える。(情報・通信)

- ・現時点ではわからない。掲載期間の取り決め等の契約がからむ情報もあり、作業が煩雑となることが考えられる。(電気機器)
- ・著作権の問題もあり現時点ではわからない。(電気機器)
- ・現時点ではわからない。(情報・通信)
- ・先行技術文献としての利用以外に利用されることが考えられるため、インターネット上の情報提供者の許諾が得られるかどうかは、意見が分かれると思われる。(情報・通信)
- ・現時点ではわからない。現時点で技術情報と考える内容については冊子も発行していると考えているが、どのような情報の許諾を求められるかにより対応が変わってくると思われる。許諾を求められるのではなく、インターネット上の情報について、特許庁から必要な情報の提出が求められるのであれば、提出することは問題ないと考える。(化学)
- ・広く公開することを目的としている内容については許諾できると考える。(情報・通信)
- ・手続きが煩雑でなければ許諾できると考える。(繊維)

蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした企業が多かった。

(d) 蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうか。

- ・利用する。(電気機器 6 社、情報・通信 4 社、精密機械、化学、繊維)
- ・利用する。公的な情報であるので。ビジネスモデルの分野では、キーワード検索が難しいことから、IPCやFIのような分類の付与が望まれる。(電気機器)
- ・公開された技術情報の範囲が広範で、検索の使い勝手が良ければ利用すると考える。(電気機器)

蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかについては、「インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できると考える」とする企業もあったが、「タイムスタンプが確かなものであれば納得できると考える」、「蓄積される情報が、規格書や技報

であり、システムに信頼性があれば納得できると考える」とする企業もあった。そして、「運用方針の詳細説明が求められる」とし、「拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報のハードコピーが出願人の手元に届くことは必要」であり、「一瞬のみ公表された情報の取扱い」、「海外特許庁へはどのように提供されるのか」等について事前に検討されることが望まれるとする企業もあり、「公開されることが望まれる」とする企業も複数あった。

他方、「納得できないと考える」とする企業も複数あり、「大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、出願している。また、特許庁は産業界に出願前先行技術文献調査を要請している」とする企業や「出願時に出願人が先行技術文献調査できない情報があるとすると、出願人にとっても審査をする特許庁にとっても無駄な出願をすることになる。また、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨にも反するものと考えられる」とする企業もあり、また、「自社のインターネット情報が引用された場合、内容を自社にて確認し、内容が異なれば申立てをすることができるが、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題がある」とする企業もあった。

そして、先行技術文献調査が出願人に求められているが、「インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではない。蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明」、また、「蓄積された情報が公開されないのであれば、出願人にとっては、出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないことに対する説明」等が求められるとする企業もあった。

(e) 蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるか。（当該蓄積情報にタイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされていれば納得できるか。インデックス情報が予め開示されていれば納得できるか。）

- ・インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できると考える。なお、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報のハードコピーが出願人の手元に届くことは必要である。（電気機器）
- ・自動収集した内容及び自動収集した日にちがインデックス情報として予め開示されていれば納得できると考える。タイムスタンプはあった方が納得できると考える。拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報の書面が手元に届かないのであれば問題である。（繊維）

- ・蓄積された情報について法的根拠があり、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報が出願人の手元に送付されてくるのであれば、納得できると考える。現状引用文献として送付されてくるインターネット情報は見にくいものもある。見やすいものでの送付が望まれる。拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報については、包袋の一部として、IPDL等で日本中どこからでも閲覧できるような法改正が望まれる。また、海外特許庁へはどのように提供されるのか明確にすることが望まれる。(電気機器)
- ・タイムスタンプが確かなものであれば納得できると考える。  
日本で公表済みの製品に対し外国で冒認出願がなされ争いとなった場合等、関連する情報(パンフレット等)を特許庁が蓄積しているならば、特許庁が日付を認証した情報として提供できることが望まれる(当該外国特許庁が同様なウェブアーカイブを有するような状況であるのであれば相互にその情報を認め合うことが望まれる)。(電気機器)
- ・タイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされている蓄積情報が提供され、提供を受けた側でも、タイムスタンプ等の確認が出来れば、納得できると考える。(情報・通信)
- ・蓄積される情報が、規格書や技報であり、システムに信頼性があれば納得できると考えるが公開が望まれる。日付情報と非改ざん性に少しでも信頼性を欠くようなシステムは構築しないほしい。(電気機器)
- ・出願人としては公開が望まれるが、ビジネスモデル等の出願において、インターネット上の情報も審査において有用であると考えるので、受け入れると考える。(情報・通信)
- ・運用方針の詳細説明が求められる。存在証明と非改ざん性証明は信憑性があるのであれば納得できると考えるが、一瞬のみ公表された情報の取扱いなど、事前に検討される必要がある(例えば、一年間公開されていた情報のみ利用するなど)。事業を左右する案件ほど情報の信憑性について疑いを持つと考える。なお、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報のハードコピーが出願人の手元に届くことは必要である。(電気機器)

- ・情報蓄積の条件や管理内容を常に明確に開示する事が大切で、管理体制がしっかりしていれば、蓄積情報を信用することができる。特許庁のデータベースが意図的に改ざんされることは、ほとんどないと思うが、蓄積情報の信用性を疑う人が出ることもあり得なくは無い。

また、拒絶理由通知で知らされた情報が例えば1画面のみであった場合、出願人が内容に疑問を持ち、その前後やリンク先の情報を知りたいと思う可能性が考えられる。通知する情報の単位(範囲)についての検討が望まれる。

(電気機器)

- ・費用をかけて特許性を調査した上で、さらに費用をかけて出願しているので、蓄積された情報の公開が望まれるが、特許庁が蓄積した情報にタイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされていけば納得せざるを得ないとする。

公開されないのであれば、どのような情報により拒絶理由で引用される可能性があるのかを予め知らされることを望むが、先行調査にかけられる費用は限られているので、特許庁が構築するウェブアーカイブの一般への公開が望まれる。(情報・通信)

- ・先行技術文献調査が出願人に求められている。インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではない。蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明が求められる。(現状では著作権の問題で公開できないが、将来的には公開することを目指しているのか、それとも、海外にデータを持っていかれないという国益のために公開しないのか、等)(電気機器)

- ・存在証明と非改ざん性証明として、タイムスタンプは納得できるが、蓄積された情報が公開されないことは納得できない。

例えば、10年前にウェブアーカイブに蓄積され、その後インターネット上から削除された情報が拒絶理由通知で知らされたとしても納得しがたい。

蓄積された情報が公開されないのであれば、出願人にとっては、出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないことに対する説明、また、蓄積された情報が、公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていたことに対してどのように運用されるかの説明が求められる。

その他、特許庁が構築するウェブアーカイブはどのようなもので、どう使うのかの時系列での詳細な説明が求められる。(情報・通信)

- ・蓄積された情報が公開されないことには納得できないと考える。公開するために法改正が必要であるならば、法改正が望まれる。  
出願時に出願人が先行技術文献調査できない情報があるとすると、出願人にとっても審査をする特許庁にとっても無駄な出願をすることになる。  
また、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨にも反するものと考えられる。(電気機器)
- ・納得できないと考える。著作権法の手当てが望まれる。大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、出願している。特許庁は産業界に出願前先行技術文献調査を要請している。公開しないことは技術の公開を前提としている特許法の主旨に反する。また、特許庁が構築したウェブアーカイブが一般に公開されず、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報について争いとなった場合、そのウェブアーカイブ情報の関連部分について確認する必要があるが生じた場合、確認できないと問題となる。(精密機械)
- ・納得できないと考える。自社のインターネット情報が引用された場合、内容を自社にて確認し、内容が異なれば申立てをすることができるが、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題がある。(化学)

## 4. 小括

### (1) 団体

団体において、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、会員サイトのように閲覧者を限定する運用がなされ、プロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくない点や検討段階の文書は不完全であることから審査で利用することは望ましくないとする点、収集された情報が審査に利用された場合には特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起り得るようと思われる点等が挙げられ、標準や規格については、広く使っていただくものではあるが、これらの情報を含めホームページに掲載している情報は、ウェブアーカイブシステムにより自動収集され、特許審査に利用されることを想定して運用されていないことへの懸念が認められた。

## (2) 企業

次に、企業において、既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できるかについては、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシン等）を利用したことがなかったとする企業もあり、わからないとする企業もあった。

特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについては、積極的に構築すべきと考えた企業もあったが、蓄積された情報について法的根拠があれば構築することは問題ないとする企業、一般に公開にされるのであれば構築することは問題ないとする企業もあった。また、費用対効果の検討が望まれる、蓄積される内容によるとする企業もあり、反対するとした企業もあった。

特に、蓄積される情報の内容については、情報・通信・電気分野の標準や規格、ビジネスモデルやソフトウェア分野は審査において有用であるとした企業があった一方、企業サイトの技術情報については特許出願後であるか、学会や展示会、パンフレット等において紙媒体で先に公表されていると思われるとした企業が複数あった。なお、標準や規格については策定団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうかとする企業もあった。

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについて、審査の段階においては、ウェブアーカイブに蓄積された日付とウェブアーカイブ文庫に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題、企業サイトは適宜修正が行われていることに対する修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの問題、日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ文庫は外国出願に適用されるのかどうかの問題等が挙げられた。また、公開の段階においては、企業サイトの情報が蓄積され公開された場合、契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じる点が複数の企業より挙げられた。そして、企業サイトの情報が蓄積された場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるかについては、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるので許諾することはできないと考える企業、現時点ではわからないとする企業が多かった一方で、蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした企業が多く、公開されることのニーズが認められた。

蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかについては、インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、納得できるとする企業もあったが、タイムスタンプが確かなものであれば納得できる、蓄積される情報が規格書や技報であり、システムに信頼性があれば納得できるとする企業もあった。

そして、運用方針の詳細説明が求められるとし、一瞬のみ公表された情報の取扱い、海

外特許庁へはどのように提供されるのか等について事前に検討されることが望まれるとする企業もあり、また、公開されることが望まれるとする企業も複数あった。

他方、納得できないとする企業も複数あり、大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、特許出願しているとする企業や、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨に反するとする企業もあり、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題があるとする企業もあった。

そして、先行技術文献調査が出願人に求められているが、インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではないことから、蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明、また、出願人が出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないことに対する説明等が求められるとする企業もあった。

## X. 特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点

### 1. 序説

インターネット上で公開された先端技術情報について、特許庁がウェブアーカイブに記録して審査資料として利用する場合の論点・留意点としては、蓄積の段階、審査の段階、公開の段階それぞれにおいて、例えば下記の点等が想定される（図 10-1）。

そして、問題が顕在化すると想定される点のひとつとして、裁判となった場合のウェブアーカイブ文献の証拠力の問題があると考えられることから、本調査研究においては、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点について検討を行った。

また、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかの論点についても検討を行った。さらに、その他主な論点、留意点の抽出を行った。

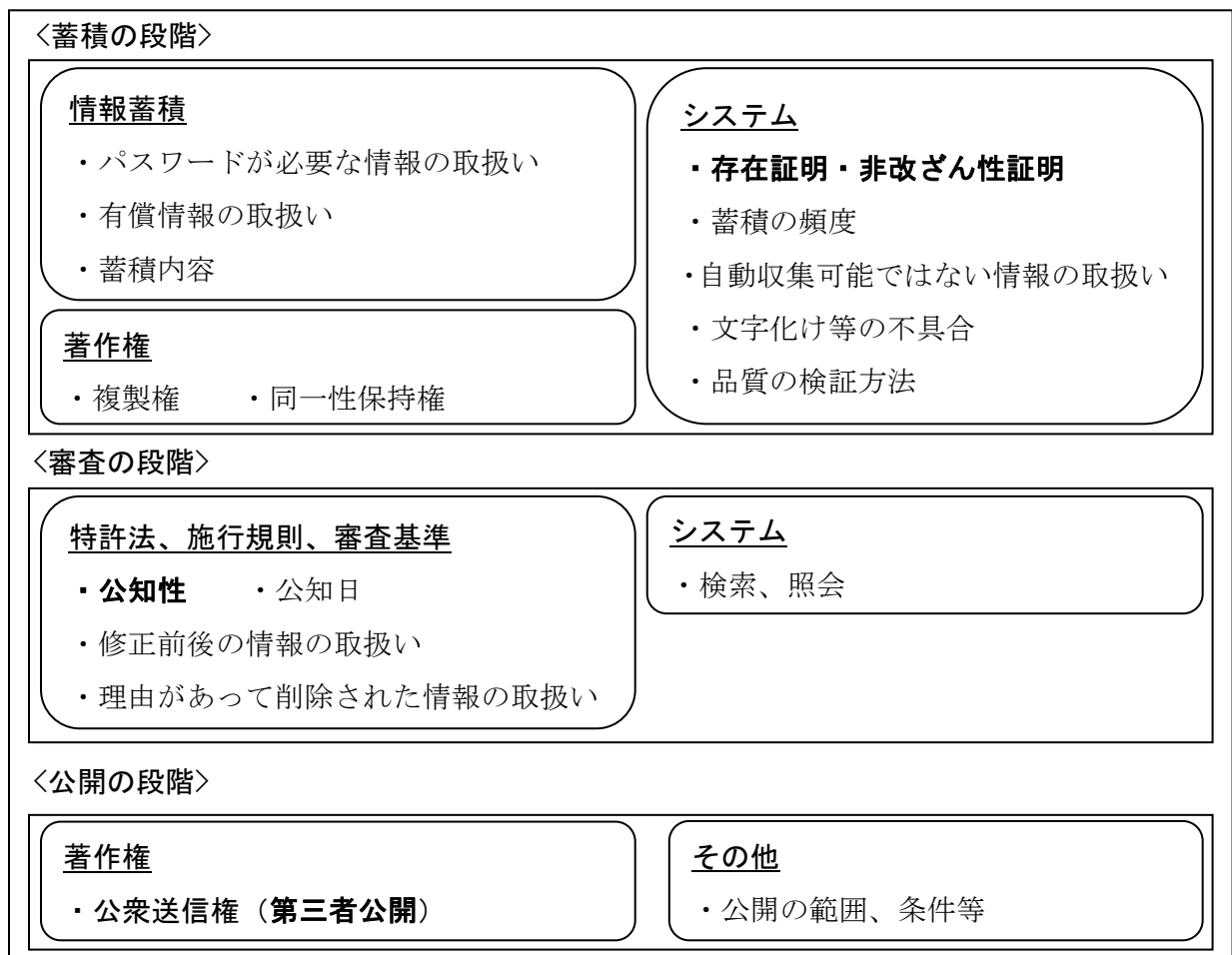


図 10-1 論点・留意点の例



## 2. 論点

### (1) ウェブアーカイブ文献の証拠力

ウェブアーカイブ文献は出版された文献のように発行日情報が無く、また、インクの上書き跡等のアナログ情報による改ざん性の推定も容易ではないことから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点がある。

#### (i) 想定されるウェブアーカイブシステム

本報告書第I章に記したように、現在、我が国特許庁においては、対象URLを設定し、設定された対象URLで公開されている情報を自動収集（クローリング）し、インデックスを作成するとともに、情報を蓄積した日付及び蓄積後に改ざんされていないことを証明する仕組みとしてタイムスタンプを導入したウェブアーカイブシステムを想定している（図10-2）。なお、想定されるタイムスタンプの概要を資料Iにまとめた。

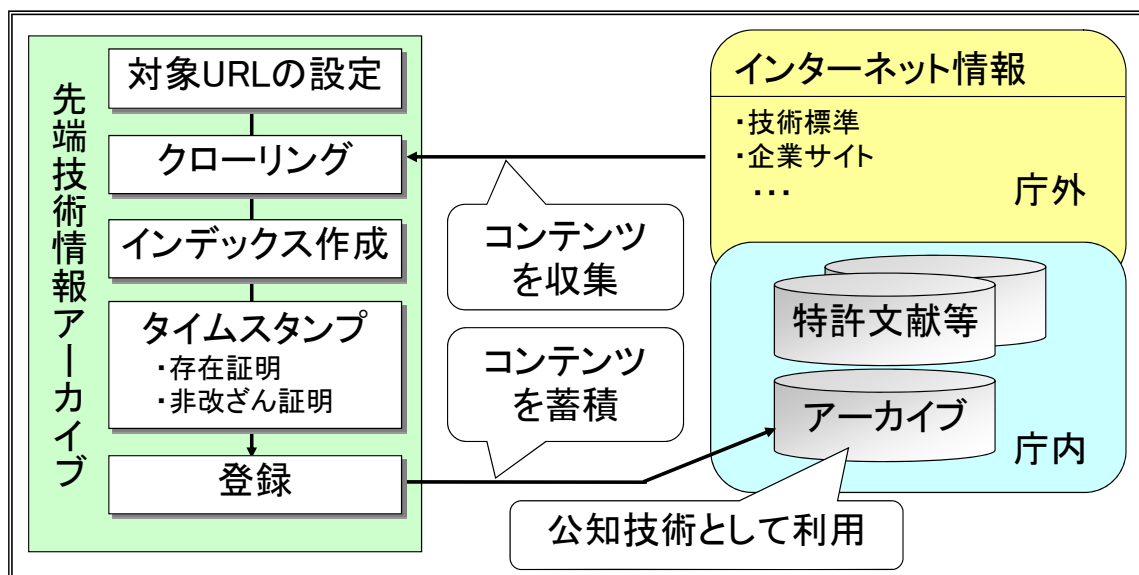


図10-2 想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図 (1)

また、本ウェブアーカイブシステムは、特許庁審査官が利用することを想定しており、蓄積された情報の第三者公開は行わないことが想定されている。このため、特許出願人は、出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できない場合が生じる（図10-3）。

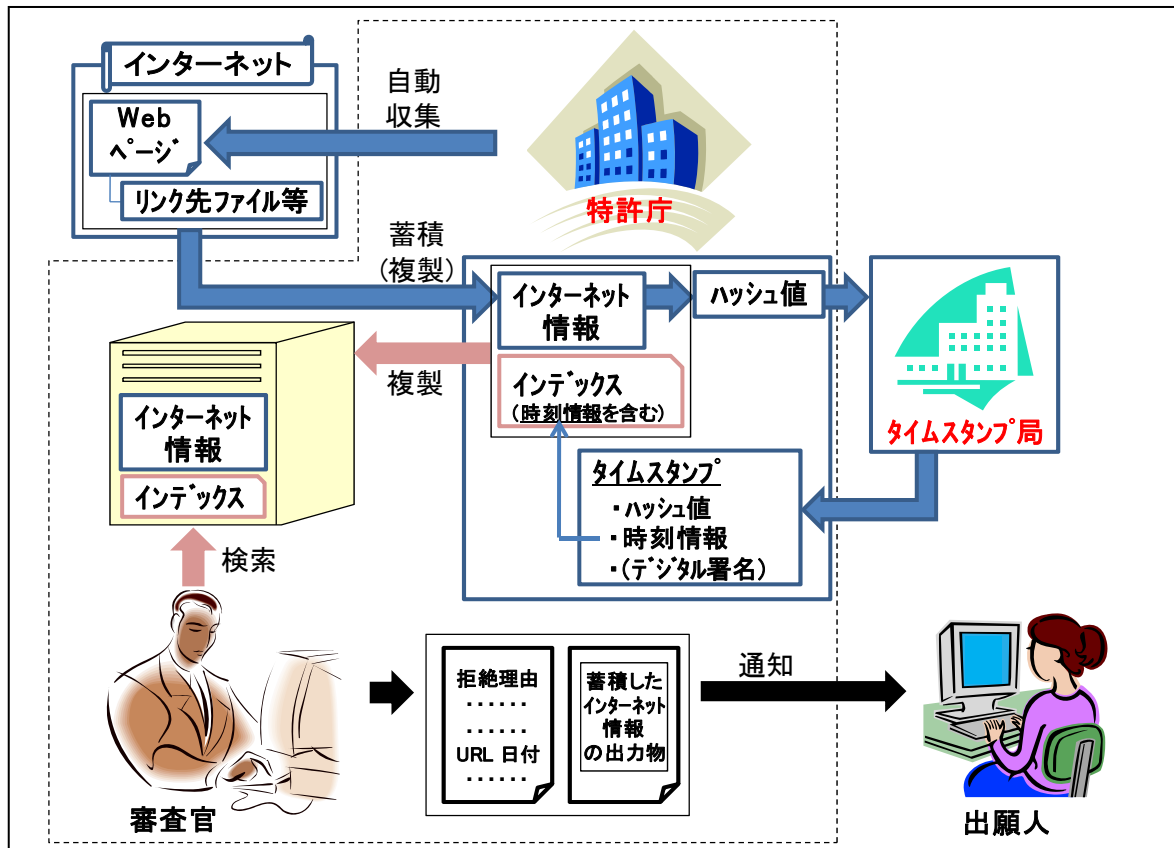


図 10-3 想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図 (2)

なお、蓄積される情報は、技術標準や規格等ある程度まとまっている文書の蓄積が想定されており、蓄積時のファイル形式は、プリントアウトされた状態に近い PDF 等の形式が想定されている。蓄積情報の記録は、特許庁の電子計算機上の記録 (HDD) が想定されており、また、収集機関は特許庁であるが、作業自体は外注 (非公務員による作成) も視野に入れることが想定されている

(ii) 裁判となった場合

蓄積情報は、電磁的記録媒体 (HDD など) に蓄積されることが想定されている。

電磁的記録媒体に蓄積された情報は、それ自体、直接に人の目で見て、読んで、内容を認識することができないという特性を有することから、従来から、民事訴訟法上の扱いについては議論がある。現在の実務において比較的多数の考え方であろうと思われる見解によれば、訴訟では、プリントアウトしたものが文書の原本として扱われ、その文書を書証に関する方式により取り調べることになるであろう。そして、文書の証拠力については、文書の記載内容が作成者の思想の表現であると認められるか否かという形式的証拠力と、立証命題となる事実を証明するにつき文書の記載内容がどの程度寄与し得るのかという実質的証拠力の問題があるとされる。議論はあり得るが、実務の傾向としては、電磁的記録

媒体に蓄積された情報をプリントアウトしたものについては、情報処理がコンピュータシステムにより機械的に行われる部分が多くを占めることもあって、形式的証拠力は問題にならないのが通常であるとされ、実質的証拠力の問題として処理される傾向にあるといえる。

そこで、ウェブアーカイブシステムについてみれば、本件蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、① 蓄積・記録過程の正確性、② 蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③ 蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される（ウェブアーカイブ情報の収集先における情報の改ざんなどの問題は、ウェブアーカイブ固有の問題ではないので、ここでの検討対象とはしない。）。

裁判となった場合には、裁判所が、文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、裁判において、ウェブアーカイブ文献の証拠力が争われる場合の想定として主なものを挙げてみると、第1に、本件①ないし③の過程を通じたウェブアーカイブシステム自体に生じ得る誤りや不正確性などが問題とされる可能性が想定される。すなわち、システム自体の信頼性に係る問題である。第2に、システムに関与する者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これは、関与者が改ざんなどを行うのを防止するシステム上の問題であると同時に、関与者の教育など労務管理的な側面も有する。第3に、特に上記②の保管過程において、外部の第三者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これもシステムの改ざんなどの防止に関するセキュリティシステムの問題であろう。

以上の想定から整理し直せば、(1) 上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、(2) 上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、(3) 本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。既に前記本編第VI章2. で検討した現実の裁判での争われ方も参考になるであろう。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があるだろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

## (2) 公知性

インターネット上への情報の掲載は容易であることから、誤りのある情報や公開する意図のなかった情報を一瞬だけ掲載してしまった後、すぐに削除されるケースがある。

このようにインターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点もある。

なお、「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第5章には電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」の記載があり、この基準の運用を適切に行ううえで、短時間とはどの程度を意味するのかの争いが生じる可能性が考えられる。

### (2) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例

インターネット等にのせられていても、次に該当するものは公衆に利用可能な情報であるとは言い難い。

- ① インターネット等にのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの。
- ② 情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）。
- ③ 情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く）。
- ④ 公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）。

(出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第5章<sup>1</sup> 4頁)

<sup>1</sup> 特許・実用新案審査基準(更新日 2009. 12. 25)

<[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu\\_kijun.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm)> [最終アクセス日 2010年3月11日]

システムにおいて、一定の間隔で複数回クローリングを行い、そのうえで情報を構築すべきか否かという観点での検討も必要と考えられるが、特許・実用新案審査基準において、「短時間だけインターネット上で公開されたもの」は「公衆に利用可能な情報であるとは言いがたいものの例」として挙げられているにすぎず、審査実務においては、審査官が審査時にインターネット上で発見した場合には通常は問題にはならないことから、短時間がどの程度かということは明確ではなく、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められるものとする。

このため、この論点は、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、より問題となるものとする。

### (3) その他論点（第三者公開）

その他の主な論点としては、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者公開が挙げられる。

ヒアリングやアンケート結果によれば、ウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者への公開のニーズはあるが、第三者にネットワークを介して公開することとすると、著作権法第23条<sup>2</sup>により、情報掲載元（著作権者）に公衆送信権の許諾を得ることが必要となる。これまでに特許庁が蓄積を進めてきている意匠やCSDB（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）のインターネット公知資料の公開にあたっては、許諾を得ることが難しい現状があり、特に、企業サイトにおいて公開された情報については、著作権者との契約により著作物の二次利用が禁じられている場合もあり、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であることから許諾することは難しいとする企業もある。

しかしながら、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、出願人は出願時に先行技術文献調査により検索できない情報により、出願が拒絶される場合が生じる。

出願人は、大きな費用をかけて先行技術文献がないことを先行技術文献調査で確認して出願し、将来取得される特許権を前提に膨大な費用を投じて研究開発を進めており、また、特許庁は先行技術文献調査を出願人に求めていることから、公開を望む企業も多い。

このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。その際には、情

---

<sup>2</sup> 第二十三条

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

報の一部のみの利用は無料としつつも、情報全体を利用する際には、利用者にコストを負担させることについても検討することも求められよう。

### 3. 留意点

#### (1) 情報蓄積時の留意点

##### (i) アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱い

情報へのアクセスにパスワードが必要な場合、例えば、特定の会員のみを対象として掲載された一般に公開することを目的としていない場合がある。また、会員以外にも有償により広く公表することを目的とする場合や印刷された冊子は有償であっても、インターネット上での閲覧はパスワード不要で無償で可能な場合もある。

特に、一般に公開することを目的としていない情報の取扱いに対しては留意が必要であると考えられるが、他方で、広く公表することを目的とする情報であっても、アクセスにパスワードが必要かどうか、また、有償であるかどうかについて、情報掲載元により様々であることが考えられることから、ウェブアーカイブシステム構築においては、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱いについて、詳細な検討が求められると考える。

##### (ii) 自動収集に対する抵抗感

ヒアリング及びアンケートの調査対象であった準公的標準化団体においても企業においても、ウェブアーカイブシステムによって掲載している情報が自動収集されることを想定してホームページを運営していない現状があった。また、出願人でもある企業においても、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシン等）も十分には知られておらず、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築予定であることを知らなかったとする企業もあった。

準公的標準化団体においても企業においても、特許庁が構築するウェブアーカイブシステムの自動収集の範囲や方針、根拠等や、審査実務における運用の詳細を十分に事前に明確にされることなく、インターネット上の公開情報が自動収集され、審査に利用されることについては、様々な懸念を抱き、抵抗を感じていることに対する対応が求められると考える。

## (2) 審査時の留意点

### (i) 公知日

現行の「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第5章<sup>3</sup>においては、「公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行う」としている。特許庁がウェブアーカイブを構築する場合には、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であると考ええる。

### (ii) 修正前後の情報や理由があって削除された情報の取扱い

インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの検討が求められると考える。また、情報掲載元から蓄積された情報の削除や修正の申し入れの機会を設けることについての検討も求められるが、その場合は情報掲載元から情報が恣意的に削除される可能性についても検討が求められると考える。

## (3) 他の特許庁との運用の調和の必要性

ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいと考える。特に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積された情報が欧米の特許庁をはじめとする他の特許庁における審査において、どのように取り扱われるかということについては、日米欧三極特許庁会合等の場を通じて、十分に議論が行われ、審査実務の調和を図る方向で検討されることが必要であると考ええる。

---

<sup>3</sup> 前掲1

## XI. まとめ

本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的として実施した。

現在既に民間のウェブアーカイブサービスは存在しており、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の審査実務において、米国のNPO法人であるインターネットアーカイブが運営しているウェイバックマシンに記録されている情報を、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を確認するために利用されていた。しかしながら、ウェイバックマシンに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等において、その信頼性に対する判断は事例により異なるものであった。

そして、我が国特許庁がウェブアーカイブを構築し、蓄積した先端技術情報を審査資料として利用する場合、問題が顕在化すると想定される点のひとつとして、裁判となった場合のウェブアーカイブ文献の証拠力の問題があると考えられることから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点について検討を行った。

また、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかの論点についても検討を行った。さらに、その他主な論点、留意点の抽出を行った。

ウェブアーカイブ文献の証拠力の問題については、ウェブアーカイブシステムについて、蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、①蓄積・記録過程の正確性、②蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される。

裁判となった場合には、裁判所が、プリントアウトした文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、(1)上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、(2)上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、(3)本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備



があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があるだろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

次に、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点については、一瞬だけ公開された情報も公衆に利用可能な情報であるといえるのかについて、現行の特許・実用新案審査基準においては、公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」が挙げられているにすぎず、今後、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められものとする。

また、ウェブアーカイブに記録された情報の公知日について、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であるとする。

また、インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があつて削除された情報の取扱いの検討が求められるとする。

さらには、ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいとする。

そして、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築し、インターネット上の公開情報を自動収集し、審査に利用するにあたっては、情報掲載元にも出願人にも、自動収集の目的や内容、範囲、方法、根拠等や、審査実務における運用の詳細が事前に十分に周知されることが望まれる。

情報掲載元においては、現状、掲載している情報が自動収集され、審査に利用されることを想定してホームページを運営しておらず、特に、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の内容は情報掲載元により様々であり、今後、これらの情報の取扱いについての詳細な検討と事前の周知が必要であるとする。

他方、出願人に対しては、蓄積内容や審査実務における運用方針の詳細についても事前

に周知されることが望まれる。なお、ウェブアーカイブそのものが広くは知られていない現状もあったが、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築した場合、蓄積された情報の公開を望む出願人が多く、このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。

そして、今後さらに、特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点、留意点等の整理・検討が進められ、的確な審査を実現し、産業の発達に寄与するシステムの検討が進められることが望まれる。

# 資料編

- 資料Ⅰ 想定されるタイムスタンプの概要
- 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査
- 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査
- 資料Ⅳ ウェブアーカイブ事業（WARP）の取り組み
- 資料Ⅴ 国内アンケート調査
- 資料Ⅵ 国内ヒアリング調査



# 資料 I

## 想定されるタイムスタンプの概要

資料 I - 1 タイムスタンプについて

資料 I - 2 タイムスタンプの各方式の概要



## 資料 I - 1 タイムスタンプについて

### a. タイムスタンプとは

電子データに時刻情報を結合することにより、

- ・その時刻にそのデータが存在したことの“存在証明”
- ・その時点から検証をする任意の時刻までの間にそのデータが改ざんされていないことの“非改ざん証明”

を第三者的に証明する技術。

### b. タイムスタンプの証明力

#### b-1. 信頼できる時刻源の確保

『タイムスタンプ局 (TSA : Time-Stamping Authority) における時刻が、国家時刻標準機関 (NTA : National Time Authority) の時刻源に基づいている。もしくは、NTAの時刻源に基づいた時刻を時刻配信局 (TA : Time Authority) から配信されていることを証明できる。』  
(p3)

#### b-2. 非改ざん性の保証

『暗号技術などを利用することで、タイムスタンプおよびそのタイムスタンプが付与されたデータが改ざんされていないことを証明できる。』 (p3)

### c. ガイドライン等

#### c-1. タイムスタンプの推奨

先使用権制度ガイドライン (事例集)

「先使用権制度の円滑な活用に向けて一戦略的なノウハウ管理のために」<sup>1</sup> (p65)

タイムスタンプには、法的な確定日付効はない点に注意する必要がありますが、時刻の先後に関する一つの証拠として、簡便な手法であり、有益であると考えられます。

#### c-2. 業務認定制度

「タイムビジネス信頼・安心認定制度」が (財) 日本データ通信協会によって2005年2月に創設・運用されており、総務省が2004年11月に制定した「タイムビジネスに係る指針」に基づき、日本国内におけるTAおよびTSA業務について審査・認定を行っている。

《参考文献》 (『』内は引用)

財団法人 日本データ通信協会 タイムビジネス協議会 (TBF) 知的財産SWG主査 白杵 稔 (編著)

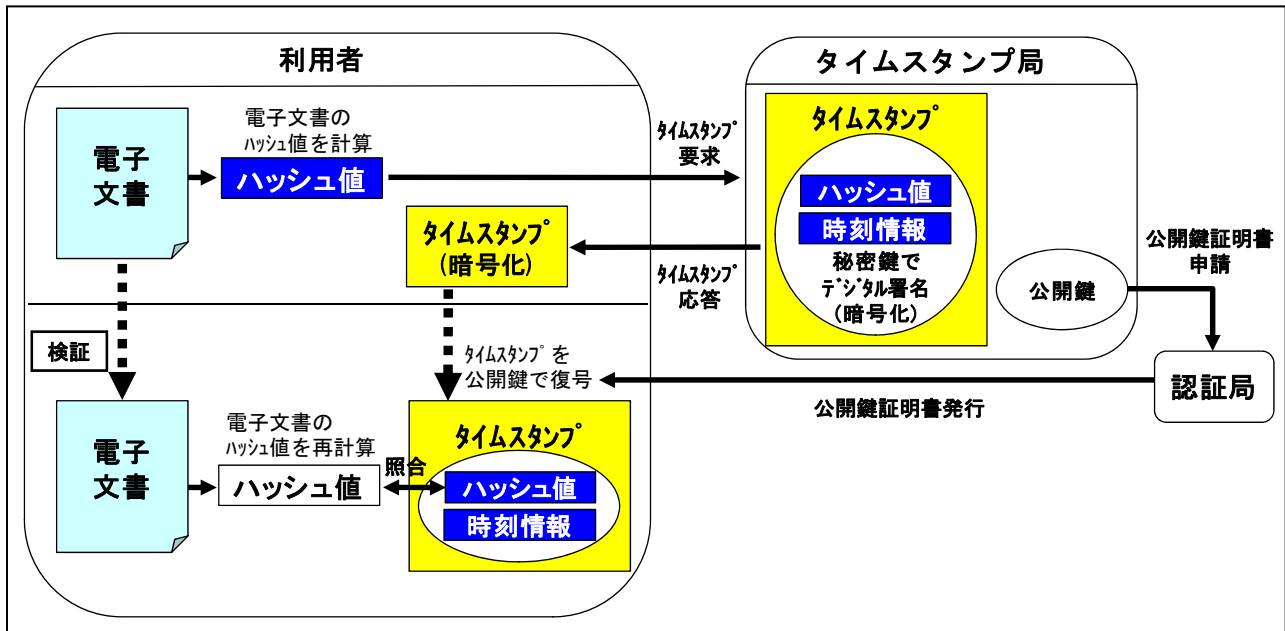
「知的財産におけるタイムスタンプの活用～先使用権の新たな立証方法～」

特許ニュース No. 12457 (平成21年3月6日)

<sup>1</sup> 特許庁 先使用権制度ガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて一戦略的なノウハウ管理のために」(第四刷) <<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf>>

## 資料 I - 2 タイムスタンプの各方式の概要

### 1. デジタル署名を使用する方式



#### a. タイムスタンプ要求

- ①利用者はまずタイムスタンプを付与したい電子文書のハッシュ値\*を算出する。
- ②これをタイムスタンプ要求としてタイムスタンプ局へ送信する。

#### b. タイムスタンプ応答

- ③タイムスタンプ局は、このハッシュ値に正確な時刻源を元に時刻情報を付与し、さらにデジタル署名した（暗号化した）ものをタイムスタンプとして利用者へ返却する。

#### c. 検証

- ④ ①の電子文書のハッシュ値を再度算出する。
- ⑤ ③のデジタル署名された（暗号化された）ハッシュ値を公開鍵で復号する。
- ⑥ ④で再度算出されたハッシュ値と⑤で復号されたハッシュ値を照合する。

\*ハッシュ値 (hash 値) : ハッシュと呼ばれるアルゴリズムを用いて生成された小さな固定長データ。ハッシュアルゴリズムは不可逆な一方関数であるため、ハッシュ値から元のデータは再現できない。また、同じハッシュ値となる2つ以上の異なるデータを作成することは、極めて困難であるとされる。

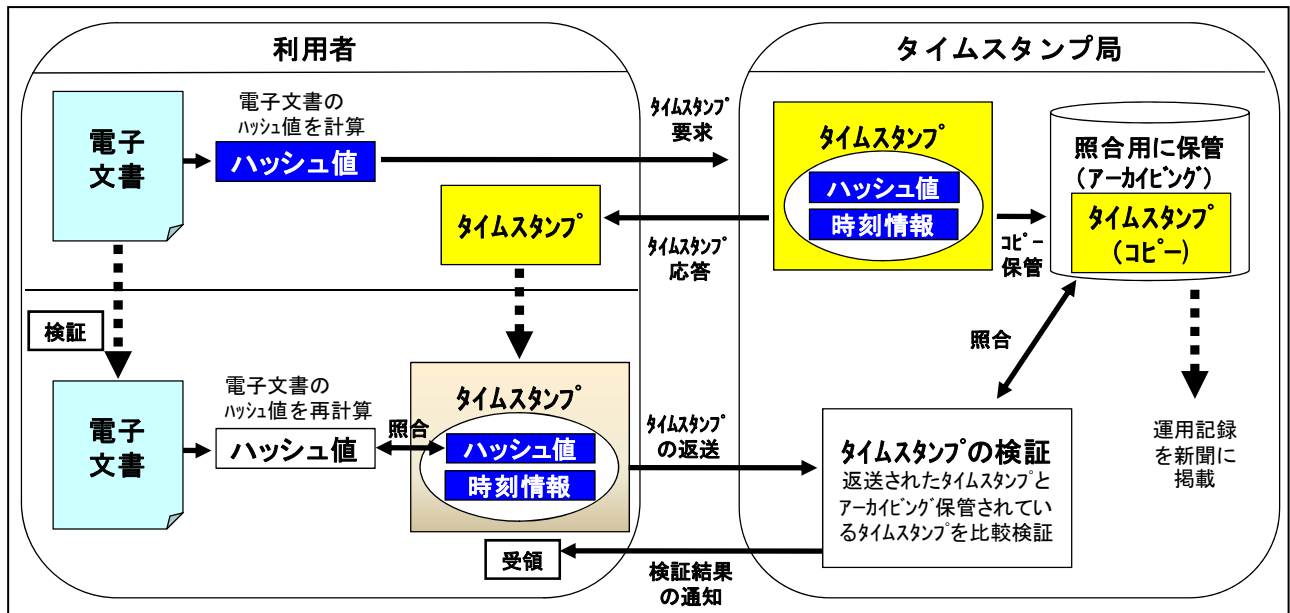
特長：公開鍵基盤 (PKI: Public Key Infrastructure, 「公開鍵」暗号方式によるセキュリティ「基盤」) が必須

長所：公開鍵証明書を用いるため第三者が検証可能

短所：公開鍵証明書に有効期限あり



## 2. アーカイビング方式



### a. タイムスタンプ要求

- ①利用者はまずタイムスタンプを付与したい電子文書のハッシュ値を算出する。
- ②これをタイムスタンプ要求としてタイムスタンプ局へ送信する。

### b. タイムスタンプ応答

- ③タイムスタンプ局は、このハッシュ値に正確な時刻源を元に時刻情報を付与したものをタイムスタンプとして利用者へ返却する。
- ④また、返却したタイムスタンプのコピーをタイムスタンプ局で保管する。

### c. 検証

- ⑤ ①の電子文書のハッシュ値を再度算出する。
- ⑥ ⑤で再度算出されたハッシュ値と③のハッシュ値を照合する。
- ⑦ ③のタイムスタンプをタイムスタンプ局に返送し、アーカイビング保管されているタイムスタンプのコピーと照合してもらい結果を受領する。

特長：不正を検出する外部エビデンスがないため、タイムスタンプ局は完全に信頼されていることが必須

長所：有効期限なし

短所：タイムスタンプ局（事業者）にタイムスタンプの検証を要求する必要あり

### 3. リンキング方式

タイムスタンプ局が複数の利用者のハッシュ値を相互に関連付けるリンク情報を生成し、各タイムスタンプがそれまでに発行された全てのタイムスタンプに依存する(リンクする)ように生成するプロトコル。

タイムスタンプ局は、リンク情報を定期的に新聞等に公開し、システム全体の安全性を確保する。

特長：リンク情報を保管するための追加的なデータベースが必要

長所：有効期限なし

短所：タイムスタンプ局（事業者）にタイムスタンプの検証を要求する必要あり

#### 《参考文献》

1. タイムビジネス認定センター>タイムスタンプとは?>タイムスタンプの方式  
<[http://www.dekyo.or.jp/tb/system/system\\_7.html](http://www.dekyo.or.jp/tb/system/system_7.html)>
2. IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）>情報セキュリティ>暗号技術>PKI 関連技術情報>PKI 関連技術解説>1.3 PKI で実現できること <<http://www.ipa.go.jp/security/pki/013.html>>
3. IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）>情報セキュリティ>暗号技術>PKI 関連技術情報>PKI 関連技術解説>2.4 デジタル署名 <<http://www.ipa.go.jp/security/pki/024.html>>
4. IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）>情報セキュリティ>暗号技術>PKI 関連技術情報>PKI 関連技術解説> 3 認証局と電子証明書 <<http://www.ipa.go.jp/security/pki/031.html>>
5. アマノタイムビジネス株式会社>タイムスタンプ  
<<http://www.e-timing.ne.jp/tsa/service/summary.html>>
6. アマノタイムビジネス株式会社>タイムスタンプ>タイムスタンプとは>仕組み  
<<http://www.e-timing.ne.jp/tsa/ts/mechanism.html>>
7. タイムスタンプサービスセキュアシール>タイムスタンプについて>SecureSeal の仕組み  
<<http://www.secureseal.jp/timestamp/about.html>>
8. IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）>情報セキュリティ>暗号技術>PKI 関連技術情報>PKI 関連技術解説>9.3 タイムスタンプ <<http://www.ipa.go.jp/security/pki/093.html>>

# 資料Ⅱ

## 海外弁護士事務所質問票調査

資料Ⅱ－1 海外弁護士事務所質問票調査概要

資料Ⅱ－2 米国（原文・日本語）

資料Ⅱ－3 英国（翻訳）

資料Ⅱ－4 英国（原文・英語）

資料Ⅱ－5 ドイツ（翻訳）

資料Ⅱ－6 ドイツ（原文・英語）

資料Ⅱ－7 欧州特許庁（翻訳）

資料Ⅱ－8 欧州特許庁（原文・英語）



## 資料Ⅱ－1 海外弁護士事務所質問票調査概要

### 1. 本調査の趣旨

日本特許庁は、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ（ウェブアーカイブ）」を構築する予定としている。

この「先端技術情報アーカイブ」は、インターネット上で公知となった情報であっても、その後（情報が記録された）サーバから削除されてしまうことがあることから、そのような情報を予め収集しておき、審査時に先行技術情報としてそれらの情報を検索し、公知技術として引用するために構築される。

しかしながら、「先端技術情報アーカイブ」の審査実務での利用、収録された情報の公知性、非改ざん性、その他要件などについて法的論点等を包括的に整理する必要がある。

本海外調査は、このような背景のもと、米国、ドイツ、英国、欧州特許庁における、

- 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い
- 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況
- 3) ウェブアーカイブサービスに記録された情報を先行技術情報として用いた審決・判決
- 4) 特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

を調査することを目的として実施した。

### 2. 調査依頼先

#### (1) 米国

Westerman, Hattori, Daniels & Adrian LLP

#### (2) 英国

Bird & Bird LLP

#### (3) ドイツ

Bird & Bird LLP

#### (4) 欧州特許庁

Bird & Bird LLP

### 3. 質問票調査項目及び結果

#### (1) 米国

資料Ⅱ－2 米国（原文・日本語）

#### (2) 英国

資料Ⅱ－3 英国（翻訳）

資料Ⅱ－4 英国（原文・英語）

#### (3) ドイツ

資料Ⅱ－5 ドイツ（翻訳）

資料Ⅱ－6 ドイツ（原文・英語）

#### (4) 欧州特許庁

資料Ⅱ－7 欧州特許庁（翻訳）

資料Ⅱ－8 欧州特許庁（原文・英語）

## 資料Ⅱ－２ 米国（原文・日本語）

### 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

Q1：インターネット上で公開された情報を蓄積し、その蓄積した情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。なお、関連する法律、規則、審査基準、ガイドライン等を明記してください。

米国はコモンローを基本とするため、米国特許庁等の行政機関の判断でも最終的には連邦裁判所の判決が拘束する。そのため、米国特許庁の運用を定める規則 MPEP 等は、連邦裁判所の判決に基づいて規定されたガイダンスである。したがって以下では、先に、判例法上の取り扱いを説明し、次いで、米国特許庁の取り扱いを説明する。

#### （1）判例法上の取り扱い

連邦巡回区控訴裁判所（以下、「CAFC」という。）の判例法上、インターネット上の開示情報は、米国特許法第 102 条 (a) および(b)における先行技術情報としての適格は認められている。アクセシビリティの要件については、従来の印刷刊行物に関する判例・基準をも引用し、事実を基礎とするケースバイケースのアプローチで判断される。日付の証拠性については、公知日の要件について直接争った決定的な判例が見当たらない。出願人の情報開示義務違反に関連して日付の開示方法が争点となった事件があるが、インターネット情報における日付の証拠性を争点とする判例は、今回の限られた時間で調査した範囲内では発見されなかった。以下、詳述する。

#### インターネット上の情報の先行技術適格

CAFC は、米国特許法第 102 条 (a) および(b)の「印刷刊行物」の意義を拡大してきた。すなわち、どのような形態にあるかを問わず、公衆にアクセス可能に頒布された情報は、第 102 条 (a) および(b)の印刷刊行物に含まれる。これに従い、インターネット上の情報も、第 102 条 (a) および(b)の先行技術として扱われる。裁判所において、パブリックアクセシビリティがあるかの判断は、事実を基礎とする、ケースバイケースのアプローチが取られる。 In re Wyer<sup>1</sup>および Amazon.com v. Barnesandnoble.com<sup>2</sup>参照。

<sup>1</sup> In re Joseph Richard Wyrer, 655 F. 2d 221 (CCPA, 1981)

<sup>2</sup> Amazon.com, Inc. v. Barnesandnoble.com, Inc. et al., 73F. Supp.2d 1228 (W.D. Wash. 1999)

## 電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティ

2008年、SRI International, Inc., v. Internet Security Systems, Inc.<sup>3</sup>（以下、「SRI事件」という。）において、CAFCはインターネットサーバ内の電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティについて審理した。

概要： 電子ドキュメントがインターネットサーバ上に保存され、保存場所を示唆する情報が電子メールを通じて第三者（論文審査員）に伝えられた。電子ドキュメントは、削除されるまで7日間、サーバ内に存在していた。そのサーバは、メンバー間でファイルを移動することを目的とし、そのホストアドレスを知る者がアクセス容易なパブリックサーバである。

争点： インターネットサーバに保存された電子ドキュメントが、第102条(b)の刊行物の要件としてのパブリックアクセシビリティを満足するか。

判決： 下級審は、上記電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティを認めた。これに対し、CAFCは、パブリックアクセシビリティを認めた下級審判決を破棄、差し戻した。CAFCの多数意見によると、電子ドキュメントに誰かが実際にアクセスした事実があることがパブリックアクセシビリティの成立要件ではないが、本件事実からは、パブリックアクセシビリティを肯定できるとまではいえない、と判断した。すなわち、パブリックアクセシビリティを否定する事実、(1)電子ドキュメントの名称や保存場所を特定できる程度にディレクトリ表示がなかったこと、および(2)公衆に公開する意図がなかったこと（非公開とされる事前審査段階の論文だった）を考慮すれば、むしろ、パブリックアクセシビリティが否定された過去の判例事実に類似するため、これらを考慮しなかった下級審の審理は不十分である、とするものである。

判断基準： CAFCは、過去において印刷刊行物のパブリックアクセシビリティ判断に使用してきた基準を、電子ドキュメントにも適用した。大きく分けると、Search Aid ToolとDisseminationの基準がある。

### (A) Search Aid Tool

図書館内のある場所に置かれた論文はアクセス可能であったかという問いに対し、検索補助“Search aid tool”、すなわち、カタログ、インデックス、職員による案内を利用できたかが判断の基準となる。インターネット上のスペースも、図書館のようにパブリックな情報蓄積スペースであ

---

<sup>3</sup> SRI International, Inc. v. Internet Security Systems, Inc. et al., 511 F. 3d 1186 (Fed. Cir. 2008)



る限りにおいて、CAFC は、電子情報のパブリックアクセシビリティを上記 Search aid tool の基準で判断する。具体的には、コンピュータ端末サイドの公衆は、ネットワークサーバ内にある電子ドキュメントを探し当てるために適切なツールおよび情報があたえられていたか、ということである。

#### (B) Dissemination

電子ドキュメントにパブリックコミュニケーションの目的があるか否か、いわゆる頒布性 (Dissemination) があるかを考慮する。印刷物の判例として、施設内に展示されたポスターのアクセシビリティを肯定した事件がある (In re Klopfenstein<sup>4</sup>参照)。ポスターがパブリックコミュニケーションを目的とするからである。上記 SRI 事件において、CAFC の多数意見は、保存場所が公に知られていない電子ドキュメントは、公衆が存在しない施設に展示されたポスターのようなものだとしながらも、本件の事前審査段階の非公開論文はパブリックコミュニケーションの目的がないことを理由に、パブリックアクセシビリティを否定している。なお、判断ファクターは、(1) 文献がアクセス可能であった期間、(2) 購読対象者の専門性、(3) 文献がコピーされなかったことの合理的な期待の存在または欠如、および (4) 文献を容易にコピーできたかどうか、である。In re Klopfenstein 参照。

反対意見： 上記パブリックアクセシビリティを否定する多数意見に対して、反対意見が付されている。参考のため、以下要点を説明する。

近年、研究者等がインターネットサーバを利用して電子ドキュメントを保存、交換する機会は増え、サーバ内の電子ドキュメントを検索、取得するコンピュータ操作は以前ほど困難とはいえない。したがって、一般に開放されたネットワークにあるホストサーバに、当該技術に関心ある者がアクセス可能であるならば、Search aid tool の基準は低くするべきである。また、インターネットは通常 24 時間アクセス利用可能であり、(1) 文献がアクセス可能であった期間のファクターは、会場内の展示ポスターなどと比較して、格段に低いはずである。さらに、電子ドキュメントの移動・コピーは大抵可能であり、(3) 文献がコピーされなかったという可能性のファクター、および (4) 文献を容易にコピーできたかのファクターも、印刷刊行物の場合と比較して、さして問題とならないはずである。

上記反対意見があることを考慮すると、今後、CAFC は、電子ドキュメントの特性を考慮し、上記の Search Aid Tool と Dissemination の基準を、さらに、適宜修正して適用していくのではないかと、

---

<sup>4</sup> In re Carl F. Klopfenstein et al., 380 F. 3d 1345 (Fed. Cir. 2004)

と考えられる。

### 電子ドキュメントの日付の証拠性

インターネット上の情報に関する「日付」の証拠性については、データベース調査 (LexisNexis) の結果、該当する判例は発見されなかった。

なお、インターネットから取得した先行技術情報に記載の日付に関し、特許庁に対する情報開示義務手続きにおいて適切な開示がなされたかが争われた地裁レベルの事件がある。これは、出願人の不正行為 (Inequitable Conduct) に関する問題であり、下記「Q 4 : インターネット上で公開されている情報の・・・利用についての課題」の項で言及する。

#### (2) 特許庁の取り扱い

公知の証拠の取り扱いに関連する法律は、米国特許法第 102 条 (a) および(b)である。さらに、米国特許庁レベルの運用は、Manual Of Patent Examining Procedure (MPEP) に規定されている。特に重要な記載は MPEP 2128 にある。

MPEP 2128 の記載に従って簡潔に示せば、インターネット上で公開された情報にアクセシビリティが認められ、かつ情報自体に日付が存在すれば、米国特許法第 102 条 (a) および(b)の判断のための公知の証拠情報として利用することができる。MPEP 2128 “Electronic Publication As Prior Art” 参照。以下、MPEP の記載を参照して、詳述する。なお、重要と思われる部分については英語表記を括弧内に付記したので参考にされたい。

インターネット上の電子パブリケーション (“Electronic Publication”) は、下記の米国特許法第 102 条 (a) および(b)における “Printed Publication” (以下、「印刷刊行物」という。) として扱われる。電子パブリケーションには、インターネット上のパブリケーションおよびオンラインデータベースが含まれる。MPEP 2128 “Status as a Printed Publication” 参照。以下、アクセシビリティの要件と、公知とされる日付の要件に分けて説明する。

#### アクセシビリティの要件

第 102 条 (a) および(b)の印刷刊行物といえるためには、電子パブリケーションが関連する技術に関心を有する者がアクセス可能であったことを要件とする (“the publication was accessible to persons concerned with the art to which the document relates” )。この要件は、上記判例法

上の取り扱いで言及した In re Wyer<sup>5</sup>および Amazon.com v. Barnesandnoble.com<sup>6</sup>等の CAFC の主要判例を引用して記載されており、それら判例の裁判官意見に基づくものである。 MPEP 2128 “Status as a Printed Publication” 参照。

特許庁（審査官）による調査分野および調査結果の記録は、電子パブリケーションのアクセシビリティを肯定するために有利な資料となる。後日、同一情報を取得するためにアクセスできなくなる可能性があるならば、その情報の特許庁コピー（Office copy）を保管しなければならない。これは、インターネットまたはオンラインデータベースの場合に、特に重要とされている。 MPEP 2128 “Status as a Printed Publication” 参照。

### 公知とされる日付の要件

インターネットまたはオンラインデータベース上の先行技術開示は、それが公に掲載（“publicly posted”）された日付をもって、公衆がアクセス可能であったものとして取り扱う（“considered to be publicly available”）。公に掲載された日付を示す証拠がない場合、すなわち、入手した情報自体に公表日（“publication date”）あるいは入手日（“retrieval date”）の記載が含まれていなければ、米国特許法第 102 条 (a) および(b)の規定における先行技術として利用することはできない。ただし、そのような情報は、技術水準に関する証拠を示すものとして利用できる（“may be relied upon”）。 MPEP 2128 “Date of Availability” 参照。 オンライン情報源から取得した電子ドキュメントについては、情報を取得した日付を [retrieved on MM DD, 200X] のように記載する。 MPEP 707.05(e) 参照。 なお、先行技術調査記録のプリントアウトは、調査を行った日付を含まなければならない。 MPEP 719.05 II.A 参照

### 米国特許庁を受理官庁とする PCT 出願の国際調査報告における取り扱い

インターネットまたはオンラインデータベース上の先行技術は、印刷刊行物の場合と同様に取り扱われる。インターネットまたはオンラインデータベース上の開示情報は、それが公に掲載（“publicly posted”）された日付をもって、公衆がアクセス可能であったものをして取り扱う（“considered to be publicly available”）。審査官が公表日（“publication date”）を特定できないが、進歩性および／または新規性に影響がありそうな場合、“L” のカテゴリーに分類し、プリントアウトした日を公表日（“publication date”）として、国際調査報告に記載する。 MPEP 1843.01 参照。

---

<sup>5</sup> 前掲 1

<sup>6</sup> 前掲 2

## 出願内容の秘密保持

審査官は、検索キーワードなどから、公開前の出願内容が外部に漏れないよう、十分に注意を払わなければならない。詳細については、Internet Usage Policy, 64 F.R. 33056, Article 9 を引用する MPEP 904.02 の下記部分を参照されたい。

### INTERNET SEARCHING (ARTICLE 9)

The ultimate responsibility for formulating individual search strategies lies with individual Patent Examiners, Scientific and Technical Information Center (STIC) staff, and anyone charged with protecting proprietary application data. When the Internet is used to search, browse, or retrieve information relating to a patent application which has not been published, other than a reissue application or reexamination proceeding, Patent Organization users **MUST** restrict search queries to the general state of the art unless the Office has established a secure link over the Internet with a specific vendor to maintain the confidentiality of the unpublished patent application. Non-secure Internet search, browse, or retrieval activities that could disclose proprietary information directed to a specific application which has not been published, other than a reissue application or reexamination proceeding, are **NOT** permitted.

This policy also applies to use of the Internet as a communications medium for connecting to commercial database providers.

Q2：インターネット上で公開された情報を蓄積し、さらにその蓄積した情報がインターネット上から削除された場合、その蓄積した情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。

### 削除されるまでの期間

インターネット情報が後日削除されたことにより、即、パブリックアクセシビリティが否定されるわけではない。In re Klopfenstein によれば、アクセスできた期間は一つの判断ファクターであり、アクセスできた期間が長いほど、パブリックアクセシビリティが肯定されやすい。換言すれば、アクセスできた期間が非常に短い場合は、パブリックアクセシビリティが否定される可能性がある、と考えられる。

上記の SRI 事件において、電子ドキュメントは削除されるまで7日間保存されていた。この点について反対意見は、パブリックアクセシビリティが肯定されたポスター展示の時間と比べて長く、パブリックアクセシビリティを肯定するのに十分な期間であると指摘する。最終的には、他の事実（容易にアクセスできたかなど）とのバランスで、総合的に判断される、と考えられる。

## 審査実務

なお、審査実務において、後日、同一情報を取得するためにアクセスできなくなる可能性があるならば、特許庁は、その情報のコピー（Office copy）を保管しなければならない。インターネットまたはオンラインデータベースのような情報源の場合に、特に重要であるとする。MPEP 2128 参照。

特許庁が保有するコピーは、削除された情報が調査時点ではアクセス可能であったことを示す一つの証拠になるであろう。ただし、それがあからといて、アクセシビリティの確実な証明になるとはいえないかも知れない。上記のように、アクセシビリティの判断には、アクセス可能であった期間など、他のファクターもかかわってくるからである。

**Q3：どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

インターネット上で公開された情報が引用される頻度が高いのは、たとえば、ビジネス方法およびソフトウェアの分野である。

### 理由：

インターネット利用が進んだ今日、多くのビジネス手続きがオンライン化され、商品やサービスがインターネットを通じて提供される機会が増えたのはいうまでもない。これに加え、米国ではビジネス方法が特許対象とされている。したがって、米国ではビジネス方法をクレームする出願は少なくない。これに伴い、ビジネス方法の分野において、インターネット上の情報が引用される頻度は比較的高いと考えられる。Wynn W. Coggins, “Prior art in the field of business method patent” (AIPLA, Fall 2002)<sup>7</sup>参照。

ソフトウェアについては、インターネット上で、様々な機種、バージョンのソフトウェアが提供されている。顕著な例では、オープンソースソフトウェアの分野において、インターネット上に多くの先行技術情報（データベース）が存在する。したがって、ソフトウェア分野の先行技術情報がインターネット上から引用される頻度は比較的高いと考えられる。たとえば、Linux SQL Databases and Tools (<http://linas.org/linux/db.html>)および“c/o Commissioner of Patents and Trademarks” (<http://www.uspto.gov/web/offices/com/hearings/priorart/comments.doc>) 参照。

<sup>7</sup> Wynn W. Coggins, Prior Art in the Field of Business Method Patents (AIPLA Fall 2002)  
<<http://www.uspto.gov/patents/resources/methods/aiplafall102paper.jsp>>

情報開示義務によるインセンティブ： 特筆すべきは、米国では出願人に情報開示義務があるため、インターネット上の先行技術情報も知る限りにおいて、特許庁に提供する義務が生じる。つまり、誠実に情報開示義務を果たし、有効な特許権を取得するため、出願人自らが、非特許文献を審査官に提供するというインセンティブがある。ましてや、上記ビジネス方法やソフトウェアに代表される分野は、審査官が容易に入手できないインターネット情報が先行技術となりやすい分野である。結果、出願人は、自衛の手段として、インターネット情報の提供は重要であることを認識するであろう。したがって、それらインターネット情報が審査においても引用される機会が多いのではないかと思われる。米国特許審査における先行技術調査の不完全性は以前から指摘されており、情報開示義務にその補完的役割を期待する向きもあるからである。 “c/o Commissioner of Patents and Trademarks” (<http://www.uspto.gov/web/offices/com/hearings/priorart/comments.doc>) 参照。

**Q4：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。**

#### 掲載内容が変更される可能性

たとえば、オンライン百貨辞典として著名な Wikipedia は、常に第三者により修正、削除される可能性にさらされている。この情報源の性質のため、掲載内容と掲載日を特定しにくいという課題がある。

なお、米国特許庁は、審査が利用できるサーチツール認可リストに Wikipedia を含めていたが、上記の問題にかんがみて 2006 年にリストから外した、といわれている。 Lorraine Woellert, *Kicking Wiki Out Of The Patent Office*, Business Week, Sep. 4, 2006 参照。ところが、その後、実際の審査での Wikipedia の引用件数は上昇の一途であるとの報告もある。 Michael White, *Wikipedia Reference Increase*, The Patent Librarian's Notebook, Feb. 15, 2009 参照。

Wikipedia は内容の信憑性に問題があるが、一般には、益々利用される頻度が増えているといえる。内容の信憑性に問題があるからといって、審査から外していいものか、慎重な判断が求められる。今後、掲載内容の信憑性に関する出願人と審査官との間の挙証責任の分担について明確な取り扱いがなされるように、早急に議論されるべきではないだろうか。

#### 日付の証拠性の問題

上述のとおり、特許審査の実務において、インターネット情報のプリントアウトに掲載日が記載されている場合は、それを公知日として取り扱い、掲載日がない場合は公知日を特定できず参考技

術情報どまりの扱いとなる。また、後日にアクセスができなくなるおそれがある場合、プリントアウトを保管するとし、少なくとも、その調査の日付が公式に記録される。 MPEP2128 参照。 このように、調査段階で、信憑性の一応のチェック、ふるいわけが入るため、結果引用されたものはある程度の信憑性が担保されると考えられる。しかしながら、裁判における取り扱いは、判例の蓄積が待たれ、今後、課題が顕在化するかも知れない。

日付の証拠性が顕在化する一場面として、出願人がインターネット上の情報を情報開示義務手続きにより提出した場合に、適切な方法で、日付を提示したかが問題となる可能性がある。開示情報の日付を改ざんしたり、削除すれば、不正行為の意図があるとして、特許権が行使不能となるおそれがあるからである。また、そのような意図がなくても、信憑性の低い情報に基づく開示が裁判で取り沙汰される可能性がある。この点、CAFC の判例はなく、地裁レベルの事件が存在する (Rackable Systems, Inc. v. Super Micro Computer, Inc (N.D. Cal. 2007)<sup>8</sup>)。以下に紹介する。

上記の事件では、出願人がインターネット上から取得した情報シートを情報開示義務手続きで提出したところ、それには「印刷した日付」と「コピーライトの年代表示」が記録されていた。後日、侵害被疑者から、それら日付について審査官に注意を喚起していたならば特許性の判断に影響があったのではないか、したがって不正行為ではないか、というのが争点である。本件では、不正行為とまではいえない、と判断された。

上記のように、信憑性が低いインターネット情報の不確かな部分が、特許後、裁判で問題とされることは想定される。出願人は、情報開示義務として提出する情報の日付や内容に不正行為の疑いが生じないよう、注意が必要であろう。今後、ルール改正に際しては、信憑性が低いインターネット情報を提供する場合において、出願人が負担すべき義務の範囲をより明確にすることはできないか、議論されるべきかも知れない。

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

**Q 5 : 貴国におけるウェブアーカイブサービスおよびその他把握しておられるウェブアーカイブサービスを教えてください。**

(ex. 「Internet Archive Wayback Machine」, 議会図書館の「Minerva」)

米国特許庁のウェブサイトにおいて、非特許文献の先行技術調査のためのインターネットリサーチツールの認可リストが公開されている。例として、下記に、ビジネス方法 (クラス 705) の場合

<sup>8</sup> Rackable Systems, Inc. v. Super Micro Computer, Inc., 2007 U.S. Dist. LEXIS 33824 (N.D. Cal. 2007)

のデータベースの認可リストを引用したので、参考にされたい。なお、そのリスト中に、上記質問で言及されている“Internet Archive”も含まれている。

なお、詳しくは、USPTO Patents Search Templates を参照されたい。

(<http://www.uspto.gov/web/patents/searchtemplates/searchtemplates.htm>)

引用開始：

## NON-PATENT LITERATURE RESOURCES

The resources listed are those that USPTO staff have found consistently yield the most relevant search results. Commercial databases available through a single vendor can generally be searched simultaneously, although it is preferable to search full text and bibliographic databases in separate groupings. In addition to the use of subscription databases and public Internet sites, it is recommended that books, manuals, standards and specifications be considered in the search for prior art.

### **ABI/INFORM**

Dialog Coverage: 1971 - present, Full Text: 1991 - present  
STN Coverage: 1971 - present, Full Text: 1991 - present  
Covers worldwide business and management issues.

Includes details on virtually every aspect of business, including company histories, competitive intelligence, and new product development.

### **ACM Digital Library**

ACM Coverage: Dates - vary, Full Text: Dates - vary  
Citations and full text articles from ACM journals, newsletters, and conference proceedings.

### **Business & Industry™ (B&I)**

Dialog Coverage: 1994 - present, Full Text: 1994 - present  
Facts, figures, and key events dealing with public and private companies, industries, markets products for all manufacturing and service industries at an international level.

### **Business Wire**

Dialog Coverage: 1999 - present, Full Text: 1999 - present  
Full text of news releases issued by approximately 10,000 corporations, universities, research institutes, hospitals, and other organizations.

### **Dialog Global Reporter**

Dialog Coverage: 1997 - present, Full Text: 1997 - present  
Global news source.

Covers newspapers, business magazines, and newswires from all regions of the world, including emerging markets. English-language abstracts are provided for non-English-language sources. This file provides unique prior art.

### **Dictionary.com**

Lexico Publishing Group, LLC Coverage: - N/A, Full Text: - N/A  
Multi-source dictionary search service.

Using a wide variety of dictionaries and encyclopedias can be useful in clarifying terminology.

### **Dissertation Abstracts Online**

Dialog Coverage: 1861 - present, Full Text: - N/A  
STN Coverage: 1861 - present, Full Text: - N/A  
Subject, title, and author guide to virtually every American dissertation accepted at an accredited institution.

### **Dissertations and Theses - Full Text**

ProQuest Coverage: 1861 - present, Full Text: Dates - vary  
Doctoral dissertations and Master's theses.

### **EBSCOhost Research Databases**

EBSCO Coverage: Dates - vary, Full Text: Dates - vary  
Multidisciplinary collection of databases.

### **Examiner's Electronic Digest Database**

USPTO Coverage: - , Full Text: -



USPTO internal database that contains examiner contributed articles.  
**Financial Times**

Dialog Coverage: 1982 - present, Full Text: 1982 - present  
Daily newspaper of global affairs.

**Gale Group Computer Database™**

Dialog Coverage: 1983 - present, Full Text: 1988 - present  
Information about the computer, electronics, and telecommunications industries.

**Gale Group Globalbase™**

Dialog Coverage: 1986 - 2002, Full Text: - N/A  
Worldwide coverage of companies, products, and industries with a primary focus on Europe.

**Gale Group New Product Announcements/Plus (NPA/Plus)**

Dialog Coverage: 1985 - present, Full Text: 1985 - present  
Full text press releases from all industries covering announcements related to products, with a focus on new products and services.

**Gale Group Newsletter Database™**

Dialog Coverage: 1988 - present, Full Text: 1988 - present  
Full text of specialized industry newsletters that provide information on companies, products, markets, and technologies.

**Gale Group PROMT**

Dialog Coverage: 1990 - present, Full Text: 1990 - present  
STN Coverage: 1978 - present, Full Text: 1978 - present  
International coverage of companies, products, markets, and applied technologies for all industries.

Abstracts and full text records from trade and business journals, newsletters and releases, analyst reports, annual reports, and some local newspapers.

**Gale Group Trade & Industry Database™**

Dialog Coverage: 1976 - present, Full Text: 1976 - present  
Coverage of international company, industry, product and market information.

Coverage of international company, industry, product and market information with an emphasis on earnings, management techniques and changes, and product evaluations.

**Inside Conferences**

Dialog Coverage: 1993 - present, Full Text: - N/A  
Contains details of all papers given at every congress, symposium, conference, exposition, workshop, and meeting received at the British Library Document Supply Centre.

**Inspec (The Database for Physics, Electronics and Computing)**

Dialog Coverage: 1898 - present, Full Text: - N/A  
Dialog DataStar Coverage: 1969 - present, Full Text: - N/A  
Questel Orbit Coverage: 1969 - present, Full Text: - N/A  
STN Coverage: 1969 - present, Full Text: - N/A  
Inspec (The Database for Physics, Electronics and Computing) corresponds to the three Science Abstracts print publications: Physics Abstracts, Electrical and Electronics Abstracts, and Computer and Control Abstracts.

**Internet and Personal Computing Abstracts**

EBSCO Coverage: 1980's - present, Full Text: - N/A  
Literature related to personal computing products and developments in business, the Internet, the home, and all other applied areas.

**JSTOR Journals**

JSTOR Coverage: Dates - vary, Full Text: Dates - vary  
Business collection brings together core titles in economics and finance, including many publications from the leading scholarly societies.

**McGraw-Hill Companies Publications Online**

Dialog Coverage: 1985 - present, Full Text: 1985 - present  
Provides the complete text for many major McGraw-Hill publications.

This database covers specific industries, i.e., aerospace, electronics, and construction.

**New York Times**

Dialog Coverage: 1980 - present, Full Text: 1980 - present  
New York Times full text database.

**PR Newswire**

Dialog Coverage: 1999 - present, Full Text: 1999 - present

Complete text of news releases prepared by U.S. companies, public relations agencies, trade associations, city, state, federal and municipal government agencies, and other sources covering the entire spectrum of news.

**ProQuest Direct**

ProQuest Coverage: Dates - vary, Full Text: 1986 - present  
Current periodicals and newspapers, as well as archives of major newspapers.

This resource is often useful in preliminary searching of application.

**San Jose Mercury News**

Dialog Coverage: 1985 - present, Full Text: 1985 - present  
Full text file provides local, national, and international news coverage with particular emphasis on high technology and industry developments in Silicon Valley.

**TecInfoSource (formerly SoftBase: Reviews, Companies, and Products)**

Dialog Coverage: 1994 - present, Full Text: - N/A  
Covers emerging technologies, established technology products and their track record in the marketplace across multiple industries.

**Wall Street Journal Abstracts**

Dialog Coverage: 1973 - present, Full Text: - N/A  
Contains abstracts of all articles published in the Eastern 3-star Edition of The Wall Street Journal newspaper.

**Wilson Applied Science & Technology Abstracts**

Dialog Coverage: 1983 - present, Full Text: - N/A  
Science and technology journal abstracts.

**xreferplus**

xrefer Coverage: - , Full Text: Dates - vary  
Online reference collection from over 50 publishers.

Using a wide variety of dictionaries and encyclopedias can be useful in clarifying terminology.

## INTERNET SEARCH TOOLS

An Internet search should be considered when a search of the resources listed above fails to locate relevant prior art. A preliminary Internet search may be performed to obtain an overview of the technology, and to identify additional search terms and related product information.

**Google TM**

Google Coverage: - N/A, Full Text: - N/A  
Internet search engine.

Advanced search features used to identify relevant prior art.

**Internet Archive**

Internet Archive Coverage: - N/A, Full Text: - N/A  
Provides permanent access to historical collections that exist in digital format.

Used to date web pages, and to identify companies that were using something similar to the invention years ago.

**Yahoo!**

Yahoo! Inc. Coverage: - N/A, Full Text: - N/A  
Internet search engine.

Advanced search features used to identify relevant prior art.

引用終了。

**Q 6 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

上記のとおり、審査において、米国特許庁が認可するインターネットリサーチツールが利用されている。審査官は、それらを用いて、独自に調査することができる。 MPEP 901.06(a) B 参照。

なお、Q4の回答で言及したとおり、Wikipediaのように認可リストから削除されたサイトが利用されているという実態も報告されている。

**Q7：ウェブアーカイブサービスに記録された情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。**

Q1の「インターネット上で公開された情報・・・を蓄積を利用するための条件（要件）」に対する回答と同様のことがいえるであろう。

**Q8：ウェブアーカイブサービスに記録された情報がインターネット上から削除された場合、その蓄積した文献自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。**

Q2の「インターネット上で公開された情報・・・がインターネット上から削除された場合」に対する回答と同様のことがいえるであろう。

**Q9：審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。**

ウェブアーカイブサービスの場合、利用に際して一定の自己責任がある。まず、その情報源を利用するために、サービスの提供者が提示する個別の利用規約に同意する必要がある。また、情報源の性質上、第三者の権利を侵害する等の可能性にも十分に注意を払う必要がある。さらに、先行技術情報として利用を促進するには、利用しやすい特別の認証（Authentication）システムがあれば米国特許庁として便利であろう。以下、詳細を説明する。

第一に、ウェブアーカイブサービスは、所蔵の情報をパブリックに対して公開しているが、すべての情報を、無制約、無制限に利用できるとは限らない。

たとえば、Internet Archive社を例に挙げると、アーカイブ所有者の利用規約（Terms of Use）に準じて同サービスを利用する必要がある。下記Internet Archive社のQ&Aからの抜粋参照。

## Can people download sites from the Wayback?

Our terms of use specify that users of the Wayback Machine are not to copy data from the collection. If there are special circumstances that you think the Archive should consider, please contact info at archive dot org.

Internet Archive 社の利用規約によると、アーカイブサービスに登録され、利用できる情報であっても、第三者の権利（著作権等）に抵触する可能性が排除されるわけではなく、それは利用する側の責任において判断すべきであると記載されている。下記利用規約からの抜粋参照。

Some of the content available through the Archive may be governed by local, national, and/or international laws and regulations, and your use of such content is solely at your own risk. You agree to abide by all applicable laws and regulations, including intellectual property laws, in connection with your use of the Archive. In particular, you certify that your use of any part of the Archive's Collections will be noncommercial and will be limited to noninfringing or fair use under copyright law.

上記のように、特許公開公報や図書館に所蔵物と比べて、利用者側が置かれる状況はいささか複雑である。現在、米国特許庁は、Internet Archive 社のウェブサイトを確認 Search tool リストに掲載しており（Q5 の回答を参照）、現在において、特に問題は報じられていないようであるが、コンテンツに関する第三者の権利主張あるいは紛争に巻き込まれる可能性を低減するため、将来的には、通常の情報源に対するよりも慎重な利用体制をとることが考えられる。

第二に、法律上の利用のための認証（Authentication）を得るためには、提供者の協力が不可欠である。たとえば、Internet Archive 社は、基本的に、法律上の利用（Legal use）は意図していないと記載しているが、掲載の事実について一定の認証サービスを設けている。下記 Internet Archive 社の Q&A からの抜粋、および Internet Archive 社の Standard Affidavit のコピー参照。

## How can I get pages authenticated from the Wayback Machine? How can use the pages in court?

The Wayback Machine tool was not designed for legal use. We do have a legal request policy found at our legal page. Please read through the entire policy before contacting us with your questions. We do have a standard affidavit as well as a FAQ section for lawyers. We would prefer that before you contact us for such services, you see if the other side will

stipulate instead. We do not have an in-house legal staff, so this service takes away from our normal duties. Once you have read through our policy, if you still have questions, please contact us for more information.

上記のような認証サービスは、裁判上での利用を可能とするために宣誓書 (Affidavit) を提供するものであるが、有料であること、また個別対応となることから、信憑性のある先行技術情報源として自由に利用するためのシステムとはなっていないようである。米国特許庁にとっては、一応の証拠収集手段としての、より効率的、さらには自動的な認証システムの方が好ましいであろう。たとえば、ウェブアーカイブサービスの提供者の協力のもとに、信頼性ある先行技術情報の取得をバックアップするための特別の認証サービスを提供者サイドに設けてもらうことができれば、便利であろう。

さらに、先行技術情報の認証のための要件については、米国での判例はまだなく、その登場が待たれるところであるが、上記 Internet Archive の情報の証拠性について、下記ヨーロッパ特許庁に関連の審決があるので、参考のため、紹介する。 T1134/06 - 3.2.04<sup>9</sup>参照。 審決理由に下記の記述がある。

"Where a disclosure has been retrieved from [such a resource], further evidence concerning the history of the disclosure, whether and how it has been modified since the date it originally appeared on a web site will be necessary. This could be in the form of an authoritative statement from the archivist. Alternatively, an appropriate statement as to the content, either from the owner or author of the archived web site which included the disclosure may suffice."

上記の審決によると、インターネットアーカイブから取得した情報の証拠性を支持するものとしている。アーカイブ所有者等から提供される一定の書面は考慮され得ることが示唆されている。(注：上記のヨーロッパ特許庁の審決は、あくまで一種の参考情報として紹介したものであり、米国においてそのまま適用可能であるとか、あるいは法的効力があるという意味ではない。)

---

<sup>9</sup> Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EP0(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>>

### 3) ウェブアーカイブサービスに記録された情報を先行技術情報として用いた審決・判決

Q10: 貴国において、ウェブアーカイブサービスに記録された情報が先行技術情報に用いられ、その証拠性(信頼性)が争われた審決・判決を教えてください。

事件名称、事件番号、裁判所、判決日時等で特定し、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。また、判例の出所(使用した裁判例集・データベース等)を明示してください。

データベース調査 (LexisNexis) では、米国内で、ウェブアーカイブサービスに記録された情報の証拠性が争われた審決・判決は発見されなかった。ただし、サーバに保存された電子ドキュメントのアクセシビリティについては上記 SRI 事件の CAFC 判決を参照されたい。

### 4) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

Q11: 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

米国特許庁の元審査官である弊事務所のパートナー弁護士の見解によると、下記の理由により、米国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は特に必要とされないと考えられる。また、そのような計画はおそらくないと思われる。

特許庁外において、Internet Archive (<http://www.archive.org/index.php>) のような有用データベースが登場している。今後も増大する傾向にあると考えられる。その背景として、第一に、米国は IT 業界を牽引する Microsoft や Google が拠点とする IT 先進国である。第二に、米国では審査の質が低いと非難される半面、それに対するプライベートセクタからの問題提議も盛んである。アンチパテントの非営利団体も存在する。すなわち、営利団体、非営利団体の両方が牽引し、公共に資するビジネスとしてウェブアーカイブシステムが急速に広まる土壤があるといえる。そして最後に、上記の状況において民間企業ができることを、政府があえて先導し、または参入することは好まれない。

**Q 1 2 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。**

公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等を例示しているが、米国においても同様のことがいえるであろう。また、米国特許庁においては、十分な予算を確保できるか大きな課題であろう。特許庁の予算不足の問題は今日も取り沙汰されている。

著作権の問題に関しては、米国著作権法第 108 条の“Limitation on Exclusive Rights: Reproduction by Libraries and Archive”がある。これが適用される限りにおいて、著作権がウェブアーカイブシステムを構築するために大きな障害とはならないと考えられる。すなわち、第 108 条によれば、公益に資する図書館、アーカイブのための複製は、複製回数等に一定の制限はあるが、著作権の効力は及ばない、とされている。

**Q 1 3 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、望まれる構成・機能（収録することでの確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等）を教えてください。**

Q 1 1 に対する回答のとおり、米国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する予定はないと考えられるので、本質問に対する回答は必要ないと思われるが、しいて挙げるならば、次のことがいえるであろう。まず、一般のアーカイブサービスと同様、できるだけ頻繁な情報収集が必要であろう。また、自動的な日付の電子的な付与（Stamp）など、客観的に先行技術としての証拠性を高めるための構成、機能が要求されるであろう。

## 5) その他関連事項について

**Q 1 4 : 米国特許法は先発明主義を採用しているため、実験ノート等の日付により発明を争うケースがありますが、近年は実験ノート等も電子化されているものと思われます。電子化された実験ノート等の日付や内容の改ざん性について争われた審決・判決がありましたら教えてください。**

事件名称、事件番号、裁判所、判決日時等で特定し、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。また、判例の出所(使用した裁判例集・データベース等)を明示してください。

データベース調査 (LexisNexis) では、電子化された実験ノート等の日付により発明日を争われ

たケースは発見されなかった。

他方、37 CFR § 41.152 “Applicability of the Federal Rules of Evidence” によると、特許出願インターフェアレンス手続きに関して、電子記録証拠に関する連邦の規定が適用される。これによると、電子化された実験ノートの証拠性は認められる。

電子記録証拠に関する連邦の規定によれば、証拠として認められるために、2つの要件がある。第一に、立会人 (witness) のもと電子記録の公証 (authentication or identification) を取る必要がある。第二に、伝聞証拠 (hearsay) にあらず、証拠として適格であることである。たとえば、発明者が出廷できない場合における電子実験ノートの提出は本来伝聞証拠とされるべきところ、通例のビジネス業務としてなされた“ビジネス記録”は伝聞証拠排除の例外とする規定 (規則803(6)) を適用することとし、証拠適格が認められる、とされる。 Chief Administrative Patent Judge, *Bruce H. Stoner Jr.*, “Admissibility of Electronic Record,” Folly and Lardner (2001) 参照。

以上



資料Ⅱ－3 英国（翻訳）

1) 審査実務におけるインターネット上の情報\*の取扱い

\*インターネット上の情報とは、“ウェブ上で公開された情報”である。

Q1：インターネット上で公開された情報がウェブ上でアクセス可能である場合、その情報を公知情報として利用するための要件を教えてください。なお、関連する法律、規則、審査基準、ガイドライン等を明記してください。

例えば、インターネット上で公開された情報を公知であるとみなすことを規定する法律はありますか？特許審査におけるインターネット上で公開された情報の利用を制限若しくは認める規則はありますか（e.g. 著作権）？インターネット上で公開された情報が出願前に公知であったかどうかをどのように決定しますか？その情報は、現在の形態で公開されていたか、さもなければ、改変されたかをどのように決定しますか？インターネット上で公開された情報の引用方法に関するガイドンスはありますか？ウェブアーカイブにある情報や紙形式である情報の引用に関するガイドンスはありますか？特許出願が公開前の場合のインターネット検索に関するガイドンスはありますか？インターネットサービスの同意は要求されますか？インターネットの利用はインターネットサービスの権利を侵害しますか？

英国法はインターネット上の情報が公衆に利用可能とされるのかについて具体的に規定していない。

もともと、1977年特許法（Patent Act 1977）（「特許法」）第2条は、次の通り定めている。

「第2条 新規性

(1) 発明はそれが技術水準の一部を構成しないときは、新規なものと認められる。

(2) 発明についての技術水準とは、すべての事項（製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。）で当該発明の優先日前の何れかの時に（連合王国におけるか外国におけるかを問わず）公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解されなければならない。」

インターネット上の情報が「公衆に対し利用可能なものとされた」か否かは、それぞれの事例における事実の問題となる。通常は、公衆の利用可能なウェブサイト上に情報が利用可能なものとされたとき、また当該情報が公衆が利用できるほど十分な期間ウェブサイト上に残されているとき、それは技術水準の一部を構成する。この判断は、蓋然性の均衡に基づき行われる。

1988年著作権・意匠・特許法 (Copyright Designs and Patents Act 1988) (「CDPA」) は、第2条及び第16-26条において、著作権者の排他的権利を定めており、侵害を構成する行為を定義している。CDPAは、特許審査過程におけるインターネット上の情報の利用についても、それが著作権侵害を構成するかどうかについても具体的には言及していない。もっとも、CDPAは、第45条(1)において、「著作権は、立法手続き又は司法手続きのために行われる行為によっては侵害されない。」と定めている。CDPA第178条は、「司法手続き」は「個人の法律上の権利又は責任に影響を与える事項について判断する権限を有する裁判所、審判所又は人の面前における手続き」を含むと定義している。このため、我々の見解では、特許審査はCDPAのための「司法手続き」であり、第45条(1)に定める侵害の例外が適用される。

我々の知る限りでは、特許審査過程において自らの著作物が引用されることについて異議を唱えたものはないので、第45条(1)が特許審査に適用されるか否かの問題が、裁判所において審理されたことはない。

特許審査便覧 (Manual of Patent Practice) 第2.25項によれば、「文献に記載された又はそれに関連する公開日は、実際に公開が行われた日と推定され、これと異なる申立ては、証拠により証明されなければならない。」日付のないインターネット上の文献が該当日前に利用可能とされているかどうかを判断するために、審査官は、インターネットアーカイブ (archive.org) を参照することができる (以下の問6を参照)。インターネット上の文献が該当日前に利用可能とされたかどうか、及びそれが変更されたか否かの問題は、蓋然性の均衡に基づき判断される。この点は、知的財産庁 (「IPO」) の最近の決定で確認されている (HSBC France, BL0/180/09, 29 June 2009, Hearing Office B Micklewright<sup>1</sup>)。この決定では、第18パラグラフにおいて、蓋然性の均衡に基づきインターネット上で開示された情報の日付及び内容を評価するのが妥当であるとされている。

特許審査便覧第17.54項によれば、「インターネット上で開示された情報について検討するにあたって、たとえ公開日が証明できないか又は当該文献が調査の対象となっている発明の優先日の後に公開された可能性があるとしても、調査審査官は、非常に関連があるとみなされる文献を引用すべきである。そのような文献は、カバーレターに「公開」日は証明できない (又は当該文献は技術水準に含まれないと考えられる) が、開示された情報は非常に関連があり、おそらくは技術水準の一部を構成する関連特許出願が存在すると考えられるとの注記を添付して、カテゴリ-Aにより引用すべきである。調査の更新時に、審査官はこれに対応する特許出願を調査すべきである。」

特許審査便覧は、第17.75b項においてインターネット上の文献を引用するときは、審査官は著

<sup>1</sup> HSBC France, BL 0/180/09, 29 June 2009

[http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL\\_Number=0/180/09](http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL_Number=0/180/09)

作者を「最小の識別可能な組織単位」に帰し、「発行者としてインターネットサイトを管理する組織とすることができる。サイトの URL 及びアクセスした日も含めるべきである。」便覧には、例として次のものが挙げられている。

M Holland, Guide to citing Internet resources [online], published 2002, Bournemouth University,

[http://www.bournemouth.ac.uk/library/using/guide\\_to\\_citing\\_internet\\_sourc.html](http://www.bournemouth.ac.uk/library/using/guide_to_citing_internet_sourc.html), [アクセスした日：2003年10月22日]から入手できる。

我々の知る限りでは、特許出願が未公開の場合に、インターネット上の情報を調査することに関連して具体的な指針は存在しない。

**Q 2 : インターネット上で公開された情報がインターネット上から削除された後、その情報を公知の証拠情報として利用するための要件を教えてください。(その情報は、もはやインターネット上で入手することはできないが、審査官が、その情報が削除される前に、例えば印刷等で、ウェブから情報を取り出している場合について教えてください。)**

重要な日は、公衆に対し情報が利用可能となった日であるので、引用時に当該の情報がまだインターネット上で利用可能かどうかや削除されてしまったかどうかは重要ではない。審査官が蓋然性の均衡に基づき（例えば、公開物に記載された日付、それが印刷された日付又は評判の良いインターネットアーカイブのウェブページに帰属する日付スタンプに言及することによって）文献が該当日前に公衆に対して利用可能とされたことを証明できる場合は、当該の情報は技術水準の一部を構成すると見なされることになる。

**Q 3 : どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

インターネット上の文献は、主題を問わず発明に関連して引用することができる。もっとも、当該の文献は、コンピュータゲームやライフサイクルの短いその他の製品を含めて、情報技術又はソフトウェア技術に関連して引用されることが最も多いだろう（EPO 公報 2009 年 8 月-9 月「欧州特許庁からのインターネットの引用に係る通知」<sup>2)</sup>）。この理由は、ソフトウェア開発者がインターネット上に情報を投稿する可能性が非常に高く、印刷メディアよりもこの方法による公開を好むと考えられるためである。

---

<sup>2)</sup> Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462  
<[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08\\_09\\_09/08\\_4569.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf)>

**Q4：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用について、その情報がウェブアーカイブに記録されていない場合の課題を教えてください。**

インターネット上の情報がウェブアーカイブに蓄積されていない場合、該当日前に公衆に対して利用可能とされたと提示することは難しいと考えられる。ただし、当該の文献そのものに日付がつけられており、ハードコピーにも記載されているか又は該当日前にインターネットから印刷された場合は、この限りではない。当該文献がなおもインターネット上で利用可能であり、該当日より前の日付がつけられているが、ウェブアーカイブには蓄積されていない場合、当該文献は変更され、更新され又は操作されることがあるというリスクが存在する。ウェブサイトは定期的に更新されるので、いつインターネット上の文献が現在の形で利用可能とされたのかを確認することは難しいかもしれない。もっとも、蓋然性の均衡に基づき、当該の情報が該当日前にインターネット上で公開されたとき、それは有効な引用の根拠を構成することになる。

## 2) ウェブアーカイブサービス\*\*の審査での利用状況

\*\*ウェブアーカイブサービスの例としては、“Internet Archive Wayback Machine (米国)”がある。

**Q5：英国におけるウェブアーカイブサービスおよびその他把握しておられるウェブアーカイブサービスを教えてください。**

(ex. 英国の英国図書館等の「UKWAC」、ドイツの国立図書館の Kopal, 米国の「Internet Archive Wayback Machine」)

- デンマークのネットアーカイブ .de、王立図書館 (www.netarchive.dk)
- 北欧のウェブアーカイブ (http://nwatoolset.sourceforge.net)
- フランスの国立図書館 (www.bnf.fr)
- ヨーロッパアーカイブ (www.europarchive.org)
- フィンランドのウェブアーカイブ国立図書館  
(www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html)
- オーストラリアのウェブアーカイブ・パンドラ (www.pandora.nla.gov.au/about.html)
- スウェーデン王立図書館

英国図書館のウェブアーカイブは、UK ウェブアーカイブの名称で知っているが、これは www.webarchive.org.uk. で利用可能である。

**Q 6 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

審査官が技術水準の判断を行わなければならないとき、審査官は、インターネットを情報源として利用し、情報がウェブページ上に含まれており、それ自体が日付のつけられた文献ではない場合には、審査官は、当該情報の公開の日付を付けるために、インターネットアーカイブを利用することが多々ある。

**Q 7 : ウェブアーカイブサービスに記録された情報がまだインターネット上にある場合、その情報を公知の証拠情報として利用するための要件を教えてください。**

例えば、ウェブアーカイブサービスの情報を公知であるとみなすことを規定する法律はありますか？特許審査におけるウェブアーカイブサービスの情報の利用を制限若しくは認める規則はありますか (e. g. 著作権)？ウェブアーカイブサービスの情報が出願前に公知であったかどうかをどのように決定しますか？その情報は、現在の形態で公開されていたか、さもなければ、改変されたかをどのように決定しますか？ウェブアーカイブサービスの情報の引用方法に関するガイダンスはありますか？ウェブアーカイブサービスの同意は要求されますか？記録されているインターネット情報の利用はウェブアーカイブサービスの権利を侵害しますか？

ウェブアーカイブに記録された情報は、インターネット上で公開された情報（上記の間1への回答を参照）と同じように取り扱われる。ただし、蓋然性の均衡に基づき、ウェブアーカイブから日付のスタンプがなされたページが特定の日付に利用可能となったことを証明する方がインターネットアーカイブに含まれていない、日付のないインターネット上の情報について証明するよりも容易である場合は、除かれる。

ウェブアーカイブに記録された情報の利用及び特許審査の過程においてそうするか否かがウェブアーカイブの権利侵害に繋がることに特に関連する法規は存在しない。もっとも、我々の見解では、第45条（1）が適用されることになるので、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査のための利用は著作権を侵害することにはならない。

ただし、特許審査過程においてウェブアーカイブに記録された資料の利用がウェブアーカイブのデータベース権を侵害することがある（1997年データベース規則における著作権及び権利-SI 1997/3032を参照）。付則1第6条（1）は、「特定の行為の実施がある議会法により（それが可決されたなら）特別に権限を与える場合、当該法が別段の規定をしない限りは、当該行為の実施はデータベースのデータベース権を侵害しない。」特許審査は、議会法（1977年特許法）により権限を与えられているので、この例外を適用することができる。もっとも、これが裁判所で検討されたことはなく、この規定の解釈に関する注釈を見つけることはできなかった。

ウェブアーカイブに記録された情報の利用は、一般にユーザーのリスクにより行われる。例えば、

internetarchive.orgは、その利用条件の中で、「アーカイブにより提供されるコンテンツの中には、現地法、国内法規又は国際法規の適用対象となるものがある。該当するコンテンツを利用する場合は、ユーザー自身のリスクのみによるものとする」と述べている。

**Q 8 : ウェブアーカイブサービスに記録された情報がインターネット上から削除された後、ウェブアーカイブサービスが蓄積した文献自体を公知の証拠情報として利用するための条件(要件)を教えてください。**

例えば、ウェブアーカイブサービスの同意は要求されますか？蓄積されたインターネット情報の利用はウェブアーカイブサービスの権利を侵害しますか？

上記の問7への回答を参照のこと。

**Q 9 : 審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。**

ウェブアーカイブに記録された情報を先行技術として使用することに関連する問題は、インターネット上の公開物を先行技術として使用することに関連する問題と同じである。

上記 Q1 と Q 7 の回答を参照されたい。

### 3) ウェブアーカイブサービスに記録された情報を先行技術情報として用いた審決・判決

**Q 1 0 : 貴国において、ウェブアーカイブサービスに記録された情報が先行技術情報に用いられ、その証拠性(信頼性)が争われた審決・判決を教えてください。**

事件名称、事件番号、裁判所、判決日時等で特定し、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。また、判例の出所(使用した裁判例集・データベース等)を明示してください。

我々の知る限りでは、英国においてウェブアーカイブに記録された情報の信頼性について具体的に論じられた事件はこれまでになかった。インターネット上で公開された情報を公衆に対し利用可能とされた情報として利用することについて論じている決定で最近のものは、BL0/180/09<sup>3</sup>である。

この件では、IPO は、新規性の欠如を理由として特許出願を拒絶するかどうかを判断する上で、

<sup>3</sup> 前掲 1

インターネット上に開示された情報の信頼性について検討しなければならなかった。

問題となったインターネット上で開示された情報は、コンピュータマガジンに掲載され、インターネット上の2つのサイトにおいて提供された。この記事の日付は2004年2月20日となっていたが、審査官は、その記事の紙原稿の所在を突き止めることができなかった。公開された日付を示す唯一の証拠は、インターネット上に掲載された記事において特定された日付だけであった。記事を掲載するウェブページはアーカイブに記録されていなかった。そこで記事が2004年2月20日に公衆に対し利用可能とされたのか、またそれが公開されてから当該サイトが変更されていないかについて疑念が呈された。

IPOは、別の事件(T1134/06<sup>4</sup>)においてインターネット上の文献については高度な立証責任が適用されるべきとしたEPOの決定の拘束を受けないと述べている。英国におけるインターネット上で公開された情報の日付及び内容は、蓋然性の均衡に基づき評価されるべきである。記事を掲載したウェブサイトは、コンピュータ分野では発行の歴史が長く、非常に良い評判を得ていると考えられた。このため、その日付及び内容は、信頼できないよりも信頼できる可能性の方が高いと判断された。当該の記事が紙原稿により発行されたことを立証する必要はなかった。

#### 4) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

**Q 1 1 : 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。**

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

我々の見解では、特に特許審査のためにウェブアーカイブシステムを構築することに伴う費用及び困難さはそれによる利益を上回るもので、IPOはウェブアーカイブシステムを構築するべきではないと考える。archive.orgのインターネットアーカイブを利用し、蓋然性の均衡に基づき公開日を評価する現行の制度は妥当であり、IPOが独自のウェブアーカイブシステムを創設する必要はない。我々の知る限りでは、IPOは、現在ウェブアーカイブを構築していないし、その予定もない。

<sup>4</sup> Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>>

Q12：貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。

現行の法的枠組みにおいて、ウェブアーカイブは、コンテンツをアーカイブに記録されている著作権者すべてから許可を得ない限りは、アーカイブに記録されたコンテンツの著作権を必ず侵害するようである。このような許可を得ることは、限られたドメイン（例えば、大学のホームページ）であれば可能かもしれないが、アーカイブに幅広い数の出所からの資料が含まれる場合には不可能であると考えられる。CDPA は、著作権侵害の限定的な例外を所定の図書館及びアーカイブ（CDPA 第 37-44 条）に認めると規定しているが、これらの条文はウェブページのアーカイブに対しては適用されない。

ウェブアーカイブへのインターネット上の情報の蓄積は、英国法に基づき著作権侵害となるだろうが、一方、実務ではウェブアーカイブの運営者は、該当する著作権者から異議を申し立てられることはないかもしれない。これは運営者がアーカイブの「オプトアウト」により選択権を与えている場合が、特にそうである。例えば、インターネットアーカイブはこの選択権を提供している。

ウェブアーカイブに個人情報記録されている場合、アーカイブの運営者は 1995 年 EU データ保護指令（EU Data Protection Directive 1995）を実施する英国法の 1988 年データ保護法（Data Protection Act 1988）に基づく義務について検討する必要があると考えられる。

またウェブアーカイブの運営者は、アーカイブに記録されたページが中傷的、猥褻的であり、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反することに対する責任を問われることがあるかもしれない。

2003 年法定納本図書館法（Legal Deposit Libraries Act 2003）第 9 条は、英国図書館委員会（British Library Board）のメンバーである一部の図書館がアーカイブを置くときは、著作権侵害の対象とはならないと定めている。この免除規定は、印刷以外のメディア（例えば、インターネット上の公開物）における公開物に適用される。ただし、この法律は、すべてのウェブアーカイブに拡大して適用されるのではなく、英国図書館委員会のメンバーが運営するウェブアーカイブにのみ適用される。



**Q 1 3 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、望まれる構成・機能（収録することでの確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等）を教えてください。**

特許庁が構築したウェブアーカイブは、いずれも次の機能を有しているべきである。

- キーワード又は主題検索
- 日付検索（特定の日において又はその前に利用可能であった文献の検索）
- IPC コード検索
- 発行者検索

アーカイブは、それがいずれかの時点でどのように変更されたとしても、ページ／インターネット公開物が初めて利用可能とされた日付について信頼できるログを維持する必要がある。特許庁の構築するアーカイブは、特許庁の事務及び裁判所において証拠として認められるインターネット上の公開物の内容及び日付を確認できるものである必要がある。

ウェブアーカイブは、公衆が調査のために利用できることが理想的である。こうすることは、特許出願者が特許出願の提出前に技術水準について判断する上で大いに助けとなる。もっとも、こうすることで、ウェブアーカイブの運営者には、著作権侵害及び中傷的、猥褻的で、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反する、アーカイブに記録されたページに関連して、責任の問題を生じさせることがある。アーカイブが公衆により利用可能であるときは、特許庁は、公衆がアーカイブに蓄積された情報を操作することはできないと確信できる必要がある。特許庁は、アーカイブに記録された情報を利用できることによる公共の利益と、アーカイブが公衆の利用に供された場合に特許庁が負うリスクとのバランスを取る必要があるだろう。

## 5) その他関連事項について

**Q 1 4 : Manual of Patent Practice 中の参照資料に「Internet Searching Manual」という資料が出てきます。貴事務所にて入手できる場合はご送付いただくか、インターネット上で無料で入手できる場合は、入手できるサイトを御紹介ください。**

IPO の特許審査官に対して指針を提供するためにインターネット調査マニュアル（Internet Searching Manual）が著されたが、広く配布する予定はないと IPO から報告があった。これはインターネット上では入手できない。

資料Ⅱ－4 英国 (原文・英語)

1) Treatment of online information\* in the course of examination

\* Online information is “information publicized on the web”

Q1: Describe the requirements for using online information as publicly-known information whilst the information is accessible on the web. Specify the relevant articles of the laws, regulations, examination guidelines, other guidelines, etc.

For example, is there any law which provides that online information can be considered to be information made available to the public? Is there any legislation which restricts or permits the use of online information in patent examination (e.g. copyright)? How do you determine whether online information was made available to the public before the filing of the application? How do you determine whether information was published in its current form or whether it has been altered? Is there any guidance relating to the method of citation of online information? Is there any guidance relating to the citation of information which appears in a web archive and in paper form? Is there any guidance relating to searching of online information in cases where the patent application has not yet been published? Is the consent of the online information service required? Does the use of the online information infringe the online information service's rights?

English legislation does not specifically state whether online information is made available to the public.

However, section 2 of the Patents Act 1977 ( “the Patents Act” ) states:

*2 Novelty*

*(1) An invention shall be taken to be new if it does not form part of the state of the art.*

*(2) The state of the art in the case of an invention shall be taken to comprise all matter (whether a product, a process, information about either, or anything else) which has at any time before the priority date of that invention been made available to the public (whether in the United Kingdom or elsewhere) by written or oral description by use or in any other way.*

Whether or not online information has been “made available to the public” will be a question of fact in each case. Ordinarily, if information is made available on a website which is accessible by members of the public, and if the information remains on that website for long enough that a member of the public might have been able to access it, then it will form part of the state of the art. This will be determined on the balance of probabilities.

The Copyright Designs and Patents Act 1988 ( “the CDPA” ) sets out at sections 2 and 16-26 the exclusive rights of a copyright owner and defines those acts which constitute infringement. The CDPA does not specifically refer to the use of online information in the course of patent examination and whether or not this constitutes copyright infringement. However, the CDPA states at s45(1) that “*Copyright is not infringed by anything done for the purposes of parliamentary or judicial proceedings*” . Section 178 of the CDPA defines “*judicial proceedings*” as including “*proceedings before any court, tribunal or person having authority to decide any matter affecting a person’s legal rights or liabilities.*” Therefore, in our view, patent examination is a “judicial proceeding” for the purposes of the CDPA and the exception to infringement provided at s45(1) will apply.

As far as we are aware, no one has ever objected to the citation of their copyright work in the course of patent examination and so the issue of whether or not s45(1) applies to patent examination has not been tested in the courts.

In accordance with the Manual of Patent Practice, para 2.25, “*A date of publication which appears on or in connection with a document is presumed to be the date on which publication actually took place, and any allegation to the contrary must be established by evidence.*” In order to determine whether an undated online document was available before the relevant date, the examiner may refer to the Internet archives (archive.org) - see question 6 below. The questions of whether an online document was made available before the relevant date and whether or not it has been altered are decided on the balance of probabilities. This is confirmed in a recent decision of the Intellectual Property Office ( “IPO” ) (*HSBC France*, BL0/180/09, 29 June 2009, Hearing Office B Micklewright<sup>1</sup>), which says at para 18 that it is appropriate to assess the date and contents of Internet disclosures on the balance of probabilities.

---

<sup>1</sup> HSBC France, BL 0/180/09, 29 June 2009  
<[http://www.ipso.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL\\_Number=0/180/09](http://www.ipso.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL_Number=0/180/09)>

In accordance with the Manual of Patent Practice, para 17.54 “*In considering internet disclosures, the search examiner should cite any documents which are considered to be highly relevant, even if no publication date can be established or there is a possibility that the document was published later than the priority date of the invention being searched. Such documents should be cited under category A with an accompanying note in the covering letter to say that a ‘publication’ date cannot be established (or the document appears to fall outside the state of the art) but that the disclosure appears highly relevant and there may well be a related patent application which does form part of the state of the art. When updating the search, the examiner should search for such corresponding patent applications.*”

The Manual of Patent Practice says at para 17.75b that when citing online documents, the examiner should ascribe authorship to the “*smallest identifiable organisational unit, and the publisher can refer to the organisation maintaining the Internet site. The URL of the site and the date accessed should also be included.*” It provides as an example:

M Holland, “Guide to citing Internet resources” [online], published 2002, Bournemouth University.

Available

[http://www.bournemouth.ac.uk/library/using/guide\\_to\\_citing\\_internet\\_sourc.html](http://www.bournemouth.ac.uk/library/using/guide_to_citing_internet_sourc.html),

[Accessed 22 Oct 2003].

As far as we are aware, there is no specific guidance relating to searching online information in cases where the patent application has not yet been published.

**Q2: Describe the requirements for using online information as publicly-known evidential information after the information is deleted from the Internet. (In this scenario, the Examiner retrieved the information from the web (e.g. printed the information) before it was deleted. The information is no longer available on the Internet).**

As the crucial date is the date on which the information was made available to the public, it does not matter whether or not the information is still available online at the time of citation or whether it has been deleted. As long as the Examiner can show that on the balance of probabilities the document was made available to the public before the relevant date (for example, by reference to a date contained in the publication, the date on which it was printed

or a date stamp ascribed to the web page in a reputable Internet archive) then the information will be considered to form part of the state of the art.

**Q3: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Online documents can be cited in relation to inventions covering any subject matter. However, they are perhaps most often cited in relation to information or software technology including computer games and other products with a short life cycle (Official Journal of the EPO Aug–Sept 2009 “Notice from the European Patent Office concerning internet citations”<sup>2</sup>). This is because software developers are highly likely to post information online and may prefer this method of publication to print media.

**Q4: Describe the issues related to the use of online information as prior art information, when the information is not stored in a web archive.**

Where online information is not stored in a web archive, it can be difficult to provide that it was made available to the public before the relevant date, unless the document itself is dated, also appears in hard copy or was printed from the Internet prior to the relevant date. If the document is still available online and is dated earlier than the relevant date but is not stored in a web archive, there is a risk that the document may have been amended, updated or manipulated. As websites are regularly updated, it can be difficult to ascertain when an online document was made available in its current form. However, if, on the balance of probabilities the information was published on the Internet before the relevant date, then it will form the basis of a valid citation.

---

<sup>2</sup> Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462  
<[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08\\_09\\_09/08\\_4569.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf)>

## 2) The use of web archiving service\*\* in the course of examination

\*\*An example of web archiving service is “Internet Archive Wayback Machine(U.S.)” .

**Q5: Describe all the UK and non-UK web archiving services that you are aware of. (e. g., UKWAC of the British Library, Kopal of the German National Library, Internet Archive Wayback Machine of the U.S.)**

- Denmark Netarchive.dk and the Royal Library ([www.netarchive.dk](http://www.netarchive.dk))
- The Nordic Web Archive (<http://nwatoolset.sourceforge.net>)
- France- Bibliotheque de France ([www.bnf.fr](http://www.bnf.fr))
- European Archive ([www.europarchive.org](http://www.europarchive.org))
- The National Library of Finland’ s Web Archive ([www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html](http://www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html))
- Australia’ s Web Archive Pandora ([www.pandora.nla.gov.au/about.html](http://www.pandora.nla.gov.au/about.html))
- Sweden-Kulturarw

We know the British Library web archive by the name UK Web Archive and it is available at [www.webarchive.org.uk](http://www.webarchive.org.uk).

**Q6: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

When an examiner is faced with determining the state of the art, he or she will use the Internet as a source of information and where information is contained on a webpage and is not itself a dated document, then the examiner will often use the Internet archive in order to date the publication of the information.

Q7: Describe the requirements for using the information of the web archiving service as publicly-known evidential information whilst the information is still online .

e.g. Is there any law which provides that the information of the web archiving service can be considered to be information made available to the public? Is there any legislation which restricts or permits the use of the information of the web archiving service in patent examination (e.g. copyright)? How do you determine whether the information of the web archiving service was made available to the public before the filing of the application? How do you determine whether information was published in its current form or whether it has been altered? Is there any guidance relating to the method of citation of the information of the web archiving service? Is the consent of the web-archive service required? Does the use of the archived online information infringe the web-archiving service' s rights?

Web archived information is treated in the same way as online information (see answer to question 1 above), except that it will be easier to establish, on the balance of probabilities, that a date stamped page from a web archive was made available on a particular date than undated online information which is not contained in the Internet archive.

There is no legislation specifically relating to the use of web archived information and whether or not doing so in the course of patent examination infringes the web archive' s rights. However, in our view s45(1) will apply and the use of web archived information for the purposes of patent examination will therefore not infringe copyright.

However, the use of web-archived material in the course of patent examination may infringe the web archive' s database rights (see the Copyright and Rights in Databases Regulations 1997 - SI 1997/3032). Schedule 1, 6(1) provides that "*where the doing of a particular act is specifically authorised by an Act of Parliament, whenever passed, then, unless the Act provides otherwise, the doing of that act does not infringe database right in a database.*" As patent examination is authorised by an Act of Parliament (the Patents Act 1977), this exception may apply although this has not been tested in court and we have not found any commentary on the interpretation of this provision.

Use of web archived information will generally be at the user' s risk. For example, internetarchive.org states in its terms of use that "*Some of the content available through the Archive may be governed by local, national and/or international laws and regulations,*

*and your use of such content is solely at your own risk.”*

Q8: Describe the requirements for using the information of the web archiving service as publicly-known evidential information which has been stored in a web-archive after the information was deleted from the Internet. e. g. Is the consent of the web-archive required? Does the use of the online archive information infringe the web-archiving service' s rights?

See the answer to question 7 above.

Q9: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.

The issues relating to the use of web-archived information as prior art are the same as the issues relating to the use of Internet publications as prior art.

See answers above to questions 1 and 7.

3) The patent office' s decisions and court decisions where the web-archived information was used as prior art information

Q10: Describe the patent office' s decisions and court decisions where the reliability (credibility) of the web-archived information, which was used as prior art information, was disputed.

Specify each decision by the name of the case, the case number, the court in charge, the judgment date, etc., and provide us with a summary and the key points from the perspective of this study. Also specify the source of the decision (the casebook, database, etc., from which the decision was cited).

As far as we are aware, there have been no cases in the UK which have specifically discussed the reliability of web-archived information. The most recent decision we are aware of which discusses the use of online information as information made available to the public is BLO/180/09<sup>3</sup>.

---

<sup>3</sup> 前掲 1



In that case, the IPO had to consider the reliability of an Internet disclosure in deciding whether to refuse a patent application because of lack of novelty.

The Internet disclosure in question had appeared in a computing magazine and was available on the Internet on two separate sites. The article was dated 20 February 2004 but the examiner had not been able to locate a paper copy of the article. The only evidence of the date of publication was the date specified in the article which appeared on the Internet. The web pages featuring the article had not been archived. The questions arose as to whether the article had been made available to the public on 20 February 2004 and whether the site had been altered since its publication.

The IPO stated that it was not bound by decisions of the EPO, which had previously stated in another case (T1134/06<sup>4</sup>) that a higher standard of burden of proof should be applied to Internet documents. The date and content of Internet disclosures in the UK should be assessed on the balance of probabilities. The websites which had featured the article were considered to be highly reputable with a long publishing history in the computing world. The date and the content was therefore considered more likely to be reliable than not. There was no need to establish that the article had been published in a paper copy.

#### **4) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive**

**Q11. Do you think that a web archive should be created by the patent office? If yes, why?  
Is the patent office currently creating a web archive or planning to do so?**

In our view, the cost of and difficulties associated with establishing a web archive specifically for the purpose of patent examination outweighs the benefits and we do not believe that the IPO should create a web archive. The current system of using the Internet archives at archive.org and assessing the date of publication on the balance of probabilities is adequate and it is not necessary for the IPO to create its own web archive. As far as we are aware, the IPO is not currently creating a web archive or planning to do so.

---

<sup>4</sup> Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>>

**Q12: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archiving system (the criteria for publicly-known information, prevention of falsification, treatment under the copyright law, technical problems such as the garbling of characters, etc.).**

Under the current statutory scheme, web archiving appears to inevitably involve infringing copyright in the archived content, unless permission is obtained from each and every copyright owner whose content is stored in the archive. This might be possible in the context of a limited domain (eg. a University website) but would not be possible if the archive was to include material from a wide number of sources. The CDPA does include limited exceptions to copyright infringement for prescribed libraries and archives (CDPA sections 37-44) but these sections do not apply to the archiving of web pages.

While storing online information in a web archive will be an infringement of copyright under English law, in practice, the web archive operator may not face objection from the relevant copyright owners, particularly if they provide a facility to “opt-out” of the archive. For example, the Internet archive provides this option.

If the web archive held any personal data, the operator of the archive would need to consider its obligations under the Data Protection Act 1988, which implements the EU Data Protection Directive 1995 into UK law.

A web archive operator may also potentially face liability for archived pages which are defamatory, indecent, a breach of privacy or which are otherwise in breach of the law.

Section 9 of the Legal Deposit Libraries Act 2003 exempts certain libraries which are members of the British Library Board from copyright infringement when they make deposits into their archives. This exception applies to publications in mediums other than print (eg. Internet publications). However, this legislation does not extend to all web archives, only to those operated by members of the British Library Board.

**Q13: Describe the desirable structure and functions of a web archiving system, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

Any web archive created by the patent office should include the following features:

- Key word and/or subject matter search
- Date search (to search for documents that were available as at, or prior to, a specified date)
- IPC code search
- Publisher search

The archive would need to keep a reliable log of the dates on which web pages/Internet publications were first made available, whether they were amended at any time and if so how. The patent office archive would need to be able to provide confirmation of the content and date of online publication which would be accepted as evidence in patent office proceedings and in the courts.

Ideally, the web archive would be open to the public for searching. This would greatly assist patent applicants to determine the state of the art prior to filing any patent application. However, this may create liability issues for the web archive operator in relation to copyright infringement and archived pages which are defamatory, indecent, a breach of privacy or which are otherwise in breach of the law. If the archive was accessible by the public, the Patent Office would need to be confident that members of the public could not manipulate any information stored in the archive. The patent office would need to balance the public interest in being able to access the archived information against the risks to the patent office if the archive was open to the public.

## 5) Other relevant matters

**Q14: Regarding the “Internet Searching Manual” mentioned in the Manual of Patent Practice, it would be appreciated if you could send us a copy of the “Internet Searching Manual” or inform us of the website where it is available for free.**

We have been advised by the IPO that the Internet Searching Manual was written to provide

guidance to IPO patent examiners and that it is not intended for wider circulation. It is not available online.

資料Ⅱ－５ ドイツ（翻訳）

1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

Q1：インターネット上で公開された情報を蓄積し、その蓄積した情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。なお、関連する法律、規則、審査基準、ガイドライン等を明記してください。

規定：

ドイツ特許法（PatG）第3条は、技術水準は、当該出願の有効となった日より前に、書面若しくは口頭による説明、実施、又はその他の方法によって公衆に入手可能となったすべての情報を含むと定めている。

実用新案法（GebrMG）第3条は、技術水準は、当該出願の有効となった日より前に、書面による説明又は実用新案法の意味における公衆による使用によって公衆に入手可能となったすべての情報を含むと定めている。

2009年9月2日の特許法第43条に関する先行技術文献を決定するためのガイドラインの第5章に基づけば、審査部は先行技術の決定において、現存の技術手段及びその情報源を採用しなければならない。

2005年6月13日の商標出願審査に関するガイドラインの第IV章5.3に基づけば、研究は、辞書、辞典、技術文献及びインターネットなど、あらゆる利用可能な出所に基づき行うべきである。

ドイツ著作権法（UrhG）第16条、第19a条、第53条は、著作権者の著作物の複製権や公衆に利用可能とする権利、そして他の理由により著作物を再現する他人の権利について定めている。

コメント：

特許法第3条は、「先行技術」であるとするための情報を公衆に利用可能とする「方法」を規定している。これを理由として、インターネットは情報源として使用されてきた。もともと、このためには、出願の有効となった日より前に公開されていたことを証明するための証拠が求められる。いずれにせよ、先行技術とみなされるためには、文献がどのようにして、またいつ公的に利用可能とされたのかが証明されなければならない。この証明は、各場合に依って異なっているので、インターネットによってのみ利用可能とされる情報である場合は証明が難しいかもしれない。

www.archive.org 又は「The Wayback Machine」など、オンラインアーカイブは、情報がどのようにして、またいつ公開されたのかの証拠を提供することができる。

ただし、ドイツ連邦特許裁判所 (BPatG) 判決 17 W (pat) 1/02<sup>1</sup> (「コンピュータネットワーク上の情報」) によれば、インターネットアドレスの履歴を記録しているとされる、インターネットアーカイブへの参照表示 (例えば、http://www.archive.org) を提供するのでは不十分である。またさらに、当該のオンラインアーカイブから取り出した情報の信頼性は、他のインターネットアドレスから取り出した情報の信頼性と同等であるとも指摘した。また、そうしたアーカイブは、一般に完全でも、現在存在しているものに即しているものでもない。

このため、特定のインターネットアドレス上でいつ、そして何の情報が公衆に利用可能とされたのかを証明することは難しい。例えば、オンラインアーカイブは、ウェブページがどのくらいインターネット上に存在し、どの情報が提供されたのか、又はウェブページのコンテンツが短期間に変更されたかどうかという印象を与えるかもしれない。これとは別の疑問は、ウェブページが非常に短い間 (例えば、1 時間未満) のみインターネット上にあった場合、ウェブページが公衆に利用可能とされたのかどうかという点である。

従って、情報が先行技術であるかどうかの問題は、それぞれの事件において判断される必要がある。

17 W (pat) 1/02<sup>2</sup>判決に関する詳細については、Q4 を参照。

著作権法第 53 条に基づきアーカイブに記録されたインターネット上の情報の**法的利用**について：

第 53 条 (2) 2. によれば、複製が紙形式で存在するか、又はアナログ形式でのみ使用される場合、又はアーカイブが公共の利益のために活用される場合 (経済的な理由なく)、著作物は、アーカイブ構築のために複製することができる。

ウェブアーカイブは、こうした例外には含まれない。ウェブアーカイブは、同時に複数の利用者に対して情報を (二度目の) 複製することを認めている。このため、権利者の権利が守られていると保証することはできない。

また、第 53 条 (6) に基づけば、複製物を頒布させてはならないのであり、オンラインアーカイブ

---

<sup>1</sup> Computer network Information (Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court (BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

<sup>2</sup> 前掲 1

ブのウェブページはこれに該当する。

さらにドイツ連邦通常裁判所は、複製物は第三者が使用できると（も）意図されている場合、当該複製物は著作権法第53条第2項第2号の例外に含まれないと判断した(BGH 16. 01. 1997 I ZR 9/95 "CB-infobank I"; GRUR 1997, Heft 6, 459<sup>3</sup>)。

**Q 2 : インターネット上で公開された情報を蓄積し、さらにその蓄積した情報がインターネット上から削除された場合、その蓄積した情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。**

原則として、情報が削除されているかどうかは問題とされない。特定の日（つまり優先日）にどのように、どこで、何が公衆に利用可能とされたのかが証明されなければならない。この時点は、必ず過去のいつかとなる。公開の証明は、ウェブアーカイブから提供される情報（アーカイブのタイムスタンプ、アイテムそのものが示す公開の時、同じアイテムの公開期間）によって行われることがある。

Q4 も参照。いつ何の情報が公開されたとの証拠がある場合、情報はようやく公知の証拠となる情報として見なすことができる。BPatG 17 W (pat) 1/02<sup>4</sup>の判決によれば、オンラインアーカイブは「通常の」インターネットアドレスであるので、証拠そのものが存在することにはならない。

**Q 3 : どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

インターネットはソフトウェア技術やソフトウェア製品など、「新技術」のために最も利用されている通信プラットフォームであるので、この分野で利用可能なオンライン上の情報は多い。それぞれの技術及び製品情報はインターネット上で議論、公開され、これによってウェブは他の出所に加えて先行技術の貴重な出所となった。

**Q 4 : インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。**

ドイツ連邦特許裁判所 (BPatG) 判決 17 W (pat) 1/02<sup>5</sup> (「コンピュータネットワーク上の情報」)

<sup>3</sup> CB-infobank I, Federal Supreme Court (BGH), Decision of 16. 01. 1997, Docket No. I ZR 9/95, GRUR 1997, 459

<sup>4</sup> 前掲 1

<sup>5</sup> 前掲 1

によれば、インターネットアドレスの履歴を記録しているとされる、インターネットアーカイブへの参照表示（例えば、<http://www.archive.org>）を提供するのでは不十分である。さらに、当該のオンラインアーカイブから取り込まれた情報の信頼性は、他のインターネットアドレスから取り込まれた情報の信頼性と同等である。また、そうしたアーカイブは、一般に完全でも、現在存在しているものに即しているものでもない。

このため、いつ何の情報がインターネットアドレス上において公衆に利用可能とされたのかを証明することは難しい。

これに対して、ウェブページが例えば新聞記事を包含するときは、ウェブページが変更される可能性は非常に低いが、これは（新聞の非デジタルアーカイブを検討すると）変更は確定的なものだからである。また、証拠について検討されるべきであり、それによりオンラインアーカイブに記録されている情報が先行技術であるか否かが判断されなければならない。

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

**Q 5 : ドイツにおけるウェブアーカイブサービスおよびその他把握しておられるウェブアーカイブサービスを教えてください。**

(ex. 英国の英国図書館等の「UKWAC」、ドイツの国立図書館の Kopal, 米国の「Internet Archive Wayback Machine」)

Wayback Machine;

archive.org;

Google cache;

**Q 6 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

上記 (Q1) に示した通り、インターネットは、先行技術について判断する上での情報源の一つである。

各審査官はインターネットを情報源の一つ（又は唯一の情報源）として使用すると推測することができる。もっとも、例えば、それがウェブページであるのか、インターネット上で提供されている記事であるのかによって、その結果は非常に異なることがある。



Q7：ウェブアーカイブサービスに記録された情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。

Q1 と Q4 で論じられた問題（出願人と審査官に関して先行技術に関する規則は同じである）

Q8：ウェブアーカイブサービスに記録された情報がインターネット上から削除された場合、その蓄積した文献自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件(要件)を教えてください。

Q2（出願人と審査官について先行技術に関する規則は同じである）

Q9：審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。

Q1 と Q4（出願人と審査官について先行技術に関する規則は同じである）の回答を参照。

### 3) ウェブアーカイブサービスに記録された情報を先行技術情報として用いた審決・判決

Q10：独連邦特許裁判所判決 17 W (pat) 1/02 について、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。

概要：

出願の主題が特許性から除外されるコンピュータプログラムであったことから、出願は拒絶された。審査部は、先行技術の引例として7つのインターネットアドレスを引用した。

連邦特許裁判所は、出願の有効となる日より前に先行技術が存在したことを証明する必要があったとの理由から、審査が適切ではなかったと主張した（BGH, GRUR 1985, 1035 - “Mehtylomonas” の判決も参照）。同裁判所は、審査部がこの証拠を提供しなかったとの見解を示した。インターネットから取り出した情報によって、いつ情報が公開されたかを判断することはできない。

また、同裁判所は、インターネットアドレスの履歴を記録しているとされる、インターネットアーカイブへの参照（例えば、<http://www.archive.org>）を提供するのでは不十分であるとの見解を示した。当該のオンラインアーカイブから取り込まれた情報の信頼性は、他のインターネットアドレスから取り込まれた情報の信頼性と同等である。また、そうしたアーカイブは、一般に完全でも、

現在存在しているものに即しているものでもない。

**Q 1 1 : 貴国において、ウェブアーカイブサービスに記録された情報が先行技術情報に用いられ、その証拠性(信頼性)が争われた審決・判決を教えてください。**

事件名称、事件番号、裁判所、判決日時等で特定し、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。また、判例の出所(使用した裁判例集・データベース等)を明示してください。

次の情報は、連邦特許裁判所のホームページ及びBeck 出版社から取り込んだものである。

例えば、23 W (pat) 359/04<sup>6</sup>判決は、インターネットアーカイブ [www.archive.org](http://www.archive.org) からの公開物を証拠とする先行技術文献 (D10) に言及している。ただし、裁判所がこの文献を基にしてこの事件の判決を下すことはなかった。インターネットアーカイブの「証拠としての」有効性の判断は回避されたようである。

さらに、14 W (pat) 28/04<sup>7</sup>判決は、インターネットアドレスを介して提供される「ニュースレター」について、新規性を欠くとの理由から出願が拒絶された事例について論じている。この出願拒絶に対して、出願人は、審判請求を行い、その中でインターネットアーカイブが操作されている可能性があると主張した。「ニュースレター」が先行技術の証拠であるかについては判断されなかったが、この審判請求は認められた。同裁判所は、仮に「ニュースレター」が先行技術文献であったとしても、新規性を損ねることはないと述べている。

14 W (pat) 50/05<sup>8</sup>判決にも同様の事例が見受けられるが、ここでは、インターネットからの情報が引用された。ここでも、クレームされた主題は、これがオンライン上の情報であっても、(それが先行技術であると仮定して) 新規性を有すると主張された。

<sup>6</sup> Federal Patents Court (BPatG), Decision of 3. May. 2007, Docket No. 23 W (pat) 359/04

<sup>7</sup> Federal Patents Court (BPatG), Decision of 27. November. 2007, Docket No. 14 W (pat) 28/04

<sup>8</sup> Federal Patents Court (BPatG), Decision of 22. September. 2008, Docket No. 14 W (pat) 50/05

#### 4) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

**Q 1 2 :** 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

そのようなウェブアーカイブがあれば、インターネットからの情報が先行技術として受け入れられていないという現状は解決することができるだろう。ただし、ウェブアーカイブは、既存のオンラインアーカイブについて連邦特許裁判所が打ち出した問題のある見解（17 W (pat) 1/02 判決）を回避するために「真の」公開の証拠を提出する必要がある。

ドイツ特許庁からの情報によれば、世界的データベースの構築の方が望ましい解決策であるとのことである。そのようなデータベース構築の意思があるか、現在同様のプロジェクトが存在するのにかについての情報は入手できなかった。

**Q 1 3 :** 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。

おそらくは著作権法（UrhG）が主な課題となるだろう。情報／ウェブページはドイツ特許庁内での使用を目的として複製することができるが、審査において引用されると、やはり他の者に公開されることになる。ドイツ特許庁は、出願人に、さらには電子ファイルの閲覧により公衆にも提供することとなるため、さらに複製を作成することになる。

これに対して、そのようなアーカイブでは、すべての関係者が平等な取扱いを受けることを保証するために、出願人及び代理人が利用できる必要がある。もともと、これによって、権利者の権利を侵害すると考えられる。この点は、現行のオンラインアーカイブサービスが示している。

例えば、複製物は第三者が使用できると（も）意図されている場合、当該複製物は著作権法第53条第2項第2号の例外に含まれないと判断した（BGH 16. 01. 1997 I ZR 9/95 "CB-infobank I"; GRUR 1997, Heft 6, 459）。ドイツ特許庁のウェブアーカイブシステムも、この場合に該当するだろう。

さらに、ウェブアーカイブシステムには、文書のダウンロード元のウェブサイトが「公衆に利用可能とされている」との要件を充足することを証明する文書と共に、情報の蓄積が行われる必要がある。

文書は、改ざん防止のため、文書の内容が変更できないことを保証するフォーマットにより蓄積される必要がある。

文書がもはやデジタル形式では利用できないとき、高質な取込みが必要となる。

**Q 1 4 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、望まれる構成・機能 (収録することでの的確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等) を教えてください。**

現行のアーカイブと同じ構造、機能とすべきである。

- (技術) 分野の分類
- キーワード検索
- 日付別の検索 (～から/～まで)
- 公開日
- 発行者

さらに次のものを提供すべきである。

- 公開日の証明
- 公開内容の証明 (蓄積文書が改ざんされていないことの証明)
- 公開されていたことを証明する証明機関 (例えば、特許庁)

1) Treatment of online information in the course of examination

Q1: Describe the conditions (requirements) for legally using archived online information as publicly-known evidential information. Specify the relevant articles of the laws, regulations, examination guidelines, other guidelines, etc.

Regulations:

§ 3 of the German Patent Law (PatG) states that prior art includes all information that was made publicly available via written or oral description, via prior use, or via any other manner before the effective date of the application.

§ 3 of the Utility Model Law (GebrMG) states that prior art includes all information that was made publicly available via written description or via a public use within the scope of the GebrMG before the effective date of the application.

According to Chapter 5 of the guidelines for determining the prior art documents, pursuant to § 43 PatG of 02. September 2009, the examining division has to employ existing technical means and its sources of information to determine the prior art.

According to Chapter IV, 5.3 of the guidelines for examination of trademark applications of 13. June 2005, the research should be based on all available sources, such as dictionaries, lexica, technical literature, and the internet.

§ § 16, 19a and 53 German Copyright law (UrhG) set out the owner's right to copy a work or to make it available to the public, and the right of others to duplicate the work for other reasons. These Articles will be discussed further below.

Comments:

§ 3 PatG specifies “any manner” of making information publicly available **to be prior art**. For this reason the internet has been used as a source of information. This, however, requires evidence to prove the publication prior to the effective date of the application. In any case, to be considered as prior art, it has to be proven how and when a document was made

publicly available. This proof will vary from case to case and may be difficult for information which is only available via the internet.

Online archives, such as [www.archive.org](http://www.archive.org) or “The Wayback Machine”, may provide evidence on how and when information was made public.

However, according to the decision of the German Federal Patent Court (BPatG), 17 W (pat) 1/02<sup>1</sup> (“Computernetzwerk-Information”), it is not sufficient to provide a reference to an internet archive (e.g. <http://www.archive.org>), which supposedly keeps record of the history of an internet address. It was further noted that the reliability of the information retrieved from such online archives is no better than that of information from any other internet address. In addition, those archives are usually neither complete nor contemporary.

It is therefore difficult to prove when and what information has been made publicly available on a particular internet address. For instance, the online archives may give an impression of how long a web page was online and which information was provided or whether the content of the web page was modified at short intervals. A further question is whether a web page has been made publicly available if it was online for only a very short time (e.g. less than an hour).

Thus, whether information is prior art needs to be decided for each single case.

see Q4 for further details on the decision 17 W (pat) 1/02<sup>2</sup>

The **legal use** of archived online information under § 53 UrhG:

According to § 53 (2), 2. a work can be copied for building an archive, as long as the copy is on paper or is only used in analog form, or if the archive is utilized for the public benefit (without economic reasons).

A web archive does not fall within these exceptions. The web archive allows the (second) copying of information to a plurality of users at the same time. It, therefore, cannot be assured that the rights of the owner are preserved.

In addition, according to § 53 (6), the copied items should not be disseminated, which would

---

<sup>1</sup> Computer network Information (Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court (BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

<sup>2</sup> 前掲 1

be the case for web pages in an online archive.

Further, the German Federal Court decided that a copy does not fall within the exception of § 53 Abs. 2 Nr. 2 UrhG, if it is (also) intended that the copy may be used by a third party (BGH 16.01.1997 I ZR 9/95 "CB-infobank I"; GRUR 1997, Heft 6, 459<sup>3</sup>). This would be the case for a web archiving system of the GPTO.

**Q2: Describe the conditions (requirements) for legally using archived online information as publicly-known evidential information after the information is deleted from the Internet.**

In principle it does not matter whether the information is deleted. It has to be proven how, when and what was publicly available at a particular date (i. e. priority date). This point of time will always be in the past. The proof of publication may be made by information available from the web archive (such as time stamps of the archive, time of publication from the item itself, duration of publication of the same item).

See also Q4: Information will only be seen as publicly-known evidential information, if there is evidence for when and what information has been published. According to the decision of BPatG 17 W (pat) 1/02<sup>4</sup>, online archives are a "normal" internet address, so that no evidence will be present per se.

**Q3: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Since the internet is the most used communication platform for the "new technologies", such as software technology and software products, there is more online information available in this field. Respective technology and product information is discussed and published online, which renders the web a valuable source for prior art in addition to other sources.

---

<sup>3</sup> CB-infobank I, Federal Supreme Court (BGH), Decision of 16.01.1997, Docket No. I ZR 9/95, GRUR 1997, 459

<sup>4</sup> 前掲 1

**Q4: Describe the issues related to the use of online information as prior art information.**

According to the decision of the German Federal Patent Court (BPatG), 17 W (pat) 1/02<sup>5</sup> ( “Computernetzwerk-Information” ), it is not sufficient to provide a reference to an internet archive (e. g. <http://www.archive.org>), which supposedly keeps record of the history of an internet address. The reliability of the information retrieved from such online archives is no better than that of information from any other internet address. In addition, those archives are usually neither complete nor contemporary.

It is therefore difficult to prove when and what information has been made publicly available on an internet address.

On the other hand, if a web page contains, for example, a newspaper article, the chances that the web page has been modified are rather low, since the modification is determinable (by looking into the non-digital archives of the newspaper). Further, the evidence has to be considered and it has to be determined whether the information found in an online archive is prior art or not.

## 2) The use of web archiving service in the course of examination

**Q5: Describe all the German and non-German web archiving services that you are aware of.**

Wayback Machine;  
archive.org;  
Google cache;

**Q6: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

As shown above (Q1), the internet is one source of information when determining the prior art.

It can be assumed that each examiner will use the internet as a (or the) source of information. The result, however, can vary broadly, e. g. whether it is a web page or an article provided online.

---

<sup>5</sup> 前掲 1



**Q7: Describe the conditions (requirements) for legally using web-archived information as publicly-known evidential information.**

See Q1 and issues discussed under Q4 (regulations on prior art are the same for applicant and examiner)

**Q8: Describe the conditions (requirements) for legally using web-archived information as publicly-known evidential information after the information is deleted from the Internet.**

See Q2 (regulations on prior art are the same for applicant and examiner)

**Q9: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.**

See answer of Q1 and Q4 (regulations on prior art are the same for applicant and examiner)

**3) The patent office' s decisions and court decisions where the web-archived information was used as prior art information**

**Q10: Regarding the judgment of the Bundespatentgericht, No. 17 W (pat) 1/02, provide us with a summary of the case and the key points from the perspective of this study.**

Summary:

The application was rejected, since its subject matter was a computer program, which is excluded from patentability. The examining division cited seven internet addresses as prior art references.

The Court argued that the examination was not proper, since it had to be proven that the prior art existed before the effective date of the application and that its content was available (see also decision of the *BGH*, GRUR 1985, 1035 - "Mehtylomonas" ). The Court was of the opinion that the examining division had not provided this evidence. Information retrieved via the internet does not allow you to determine when the information has been published.

Further, the Court is of the opinion that it is not sufficient to provide a reference to an internet archive (e.g. <http://www.archive.org>), which supposedly keeps record of the history of an internet address. The reliability of the information retrieved from such online archives is no better than that of information from any other internet address. In addition, those archives are usually neither complete nor contemporary.

**Q11: Describe the patent office' s decisions and court decisions where the reliability (credibility) of the web-archived information, which was used as prior art information, was disputed. (except for Q10)**

The following information has been retrieved from the internet address of the BPatG, as well as from publishing house "Beck" :

The decision 23 W (pat) 359/04<sup>6</sup>, for example, mentioned a prior art document (D10) which had evidence of publication from the internet archive [www.archive.org](http://www.archive.org). The Court did not, however, decide the case on the basis of this document. It seems that the determination of validity of the online archive "evidence" has been avoided.

Further, the decision 14 W (pat) 28/04<sup>7</sup> discusses a case, where the application was rejected due to lack of novelty regarding a "newsletter" available via an internet address. The applicant filed an appeal against the rejection of the application arguing that there could be a possibility that the internet archive had been manipulated. The appeal was successful, although it was not decided whether the "newsletter" was evidentially prior art. . The Court stated that even if the "newsletter" is a prior art document, it does not destroy novelty.

The decision 14 W (pat) 50/05<sup>8</sup> includes a similar case, where information from the internet has been cited. It has again been argued that the claimed subject matter is novel despite this online information (assuming it is prior art).

---

<sup>6</sup> Federal Patents Court (BPatG), Decision of 3. May. 2007, Docket No. 23 W (pat) 359/04

<sup>7</sup> Federal Patents Court (BPatG), Decision of 27. November. 2007, Docket No. 14 W (pat) 28/04

<sup>8</sup> Federal Patents Court (BPatG), Decision of 22. September. 2008, Docket No. 14 W (pat) 50/05

#### 4) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive

**Q12. Do you think that a web archive should be created by the patent office? If yes, why? Is the patent office currently creating a web archive or planning to do so?**

Such a web-archive would provide a solution to the current situation, where information from the internet is not accepted as prior art. However, it needs to provide “real” proof of publication to avoid the problematic position created by the BPatG (17 W (pat) 1/02) with respect to existing online archives.

According to information from the GPTO, a worldwide database would be the preferred solution. Information as to whether there is an intention to create such a database or whether there are currently any similar projects could not be obtained.

**Q13: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archiving system (the criteria for publicly-known information, prevention of falsification, treatment under the copyright law, technical problems such as the garbling of characters, etc.).**

The copyright act (UrhG) will presumably be the main issue. While the information/web pages may be copied for the internal use of the GPTO, it will still be made publicly available to others when cited during examination. The GPTO would prepare a further copy to be provided to the applicant or even the public by online file inspection.

On the other hand, such an archive needs to be available for applicants and representatives to ensure that all the parties involved receive equal treatment. This, however, would infringe the rights of the owner, as it is the case with current online archive services.

For instance, the German Federal Court decided that a copy does not fall under the exception of § 53 Abs. 2 Nr. 2 UrhG, if it is (also) intended that a third party may use the copy (BGH 16.01.1997 I ZR 9/95 “CB-infobank I”; GRUR 1997, Heft 6, 459). This would be the case for a web archiving system of the GPTO.

Further, the web archiving system has to store information together with the documents which

prove that the website from which the documents were downloaded fulfill the requirements for “being publicly available”

The documents have to be stored in a format which ensures that the content of the documents cannot be changed in order to prevent falsification.

High quality scans are necessary, if the documents are not already digitally available.

**Q14: Describe the desirable structure and functions of a web archiving system, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

It should have the same structure and functions as current archives:

- classification of (technical) field
- key word search
- search by date (From / To)
- publication date
- publisher

It should further provide:

- proof of publication date
- proof of published content (prevent falsification of stored documents)
- certifying authority for proof of publication, e.g. Patent office

## 資料Ⅱ－７ 欧州特許庁（翻訳）

### 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

Q1：インターネット上で公開された情報を蓄積し、その蓄積した情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。なお、関連する法律、規則、審査基準、ガイドライン等を明記してください。

欧州特許条約（EPC）はインターネット上の情報が公衆に利用可能とされるのかについては具体的に規定していない。

もっとも、EPC は第 54 条で次の通り規定している。

- (1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。
- (2) 欧州特許出願の出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。

インターネット上の情報が「公衆に利用可能になった」か否かは、それぞれの事例における事実の問題となる。通常は、公衆の利用可能なウェブサイト上に情報が利用可能なものとされたとき、また当該の情報が公衆が利用できるほど十分な期間ウェブサイト上に残されているとき、それは技術水準の一部を構成する。

欧州特許庁の審査便覧 C 部第 IV 章 6.1 は、技術水準の定義の広さに言及し、以下の通り規定している。

「関連情報が公衆に利用可能となった地理的所在地又は言語若しくは方法に対する制限はない。」さらに「書面による説明、すなわち、文献は、関係する日に、公衆がその文献の内容について知識を取得でき、かつ、その知識の使用又は普及を制限する秘密保持の制約が存在していなければ、公衆に利用可能であったものとみなすべきである。」

欧州特許庁は、「欧州特許庁からのインターネット上の引用に係る通知<sup>1</sup>（「EPO 通知」）を発行した。EPO 通知は、「先行技術調査は、インターネット上の出所も対象とすることができる。」としている。

<sup>1</sup> Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462  
<[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08\\_09\\_09/08\\_4569.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf)>

よって、インターネット上の情報が EP 出願に関連する技術水準の一部を構成するのは明白である。

続いて EPO 通知は、次のように述べている。「インターネット上で開示された情報は、その情報が一般に掲載された日から公開されたとみなされる。特許審査官が特定したインターネット上で開示されている情報が操作されている可能性は非常に低いと考えられるので、具体的にこれとは反対の事実がない限りは、この日を正確な掲載日として受け入れる。」

欧州特許 (EP) 出願の審査過程におけるインターネット上の情報の利用が著作権を侵害するか否かについては、適用される国内法によって異なる。

欧州特許庁の技術審判部における審理 (*Konami Corporation*, T 1134/06 -3.2.04、2007 年 1 月 16 日<sup>2</sup>) において、技術審判部は、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成することを立証するためには、「この開示された情報が公衆に利用可能となったのはいつ、何が、そしてどの条件においてか。」という、先行使用や先行口頭開示と同じ問いに回答しなければならないと判示した。また技術審判部は、インターネット上で開示された情報を先行技術として利用するときは、厳格な立証基準が採用されるべきとも判示している。インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成するとの事実は、「合理的な疑いを超えて」証明されるべきである。

ウェブサイトが評判の良い又は信頼の置ける発行者の印刷刊行物の電子版であるときは、内容及び日付は文字通りに解釈することができ、立証の必要はない (4.2 項)。さもないならば、例えばインターネット上に情報を投稿した者又は当該の日の前に情報を利用したいずれかの者からの証拠が求められる (3.2 項)。

コナミ事件では、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成するためには該当日の前に利用可能であったことが「合理的な疑いを超えて」立証されなければならないと判示された。しかし、最近出された EPO 通知は「蓋然性の均衡 (balance of probabilities)」による審査が行われるべきことを述べている。このため、EPO でどの基準が適用されるかは不明である。もっとも、EPO 通知には拘束力がなく、指針とすることのみを目的として出されたので、EPO ではコナミ事件で確立された高度な立証基準が引き続き適用されると考えられる。

---

<sup>2</sup> Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>>

EPO の審査便覧 B 部第 XII 章 5 は、調査部は例えば、当該文献の正確な刊行日若しくは公衆の利用可能となった日付に疑義があるとの理由によって、その文献を廃棄してはならないと定めている。調査部は、当該文献の日付を確認するよう努めるが、それでも関連性を有する場合はすべて、調査報告書中に当該文献を引用しなければならない。

EPO の審査便覧 B 部第 X 章 9.1 は、文献は、必要な書誌事項を列記して明確に引用しなければならないが、また WIPO 標準 ST. 14 を遵守すべきであるが、「この要件は、文献を明確かつ容易に表示するために不要であり、この条件を厳格に遵守すれば、莫大な追加の費用及び努力を必要とするであろう特別な場合には、その適用除外の余地を残している」と定めている。

我々の知る限り、EP 出願が未公開である場合のインターネット上での情報検索に関しては具体的な指針は存在しない。

**Q 2 : インターネット上で公開された情報を蓄積し、さらにその蓄積した情報がインターネット上から削除された場合、その蓄積した情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。**

重要な日は、公衆に対し情報が利用可能となった日であるので、引用時に当該の情報がまだインターネット上で利用可能かどうかや削除されてしまったかどうかは重要ではない。審査官が該日前に当該文献が公衆に対し利用可能とされたことを証明できる場合は、当該の情報は技術水準の一部を構成すると判断される。

**Q 3 : どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

インターネット上に開示された文献は、主題を問わず発明に関連して引用することができる。もっとも、当該の文献は、コンピュータゲームやライフサイクルの短いその他の製品を含めて、情報技術又はソフトウェア技術に関連して引用されることが最も多いだろう (EPO 通知)。この理由は、ソフトウェア開発者がインターネット上に情報を投稿する可能性が非常に高く、また印刷メディアよりもこの方法による公開を好むと考えられるためである。

**Q4：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。**

「合理的な疑いを超えて」インターネット上の情報が該当日に利用可能であることを証明する立証責任を果たすことは難しいかもしれない。当該文献がインターネット上で利用可能なまま残されており、該当日前の日付のものであるが、ウェブアーカイブに蓄積されていないか、信頼のおける出所のものではない場合、当該文献の変更、更新又は操作が行われている可能性がある。ウェブサイトは定期的に更新されるものなので、いつインターネット上の情報が現状の形態で利用可能となったかを確認することは難しいかもしれない。

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

**Q5：欧州におけるウェブアーカイブサービスおよびその他把握しておられるウェブアーカイブサービスを教えてください。**

(ex. 英国の英国図書館等の「UKWAC」、ドイツの国立図書館の Kopal, 米国の「Internet Archive Wayback Machine」)

- デンマークのネットアーカイブ.dk、王立図書館 ([www.netarchive.dk](http://www.netarchive.dk))
- 北欧のネットアーカイブ (<http://nwatoolset.sourceforge.net>)
- フランスの国立図書館 ([www.bnf.fr](http://www.bnf.fr))
- ヨーロッパアーカイブ ([www.europarchive.org](http://www.europarchive.org))
- フィンランドのウェブアーカイブ国立図書館 ([www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html](http://www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html))
- オーストラリアのウェブアーカイブ・パンドラ ([www.pandora.nla.gov.au/about.html](http://www.pandora.nla.gov.au/about.html))
- スウェーデン王立図書館

英国図書館のウェブアーカイブは、UK ウェブアーカイブの名称で知っているが、これは [www.webarchive.org.uk](http://www.webarchive.org.uk) で利用可能である。

**Q6：ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

審査官が技術水準の判断を行わなければならないとき、審査官は、インターネットを情報源として使用し、情報がウェブページに含まれており、それが信頼のできる日付がつけられた文献ではない場合は、審査官は、当該情報の公開の日付をつけるために、インターネットアーカイブを利用す



ることが多々ある。EPO 通知は、「インターネットアーカイブが不完全であるという事実は、それがアーカイブに記録しているデータの信頼性を損ねない」としている。

**Q7： ウェブアーカイブサービスに記録された情報自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。**

問1と問2への回答を参照のこと。

ウェブアーカイブに記録された情報は、インターネット上で公開された情報（上記の問1への回答を参照）と同じように取り扱われる。ただし、インターネットアーカイブから日付のスタンプがなされたページが特定の日付に利用可能となったことを証明する方がインターネットアーカイブに記録されておらず、日付の入れられていないインターネット上の情報について証明するよりも容易である場合は、除かれる。

特許審査過程におけるウェブアーカイブに記録された情報の使用が著作権侵害を構成するか否かは、関連する国内法に依って異なる。印刷されたインターネット上の情報の場合と同じように、ウェブアーカイブから印刷された情報は、一見したところは、印刷されたウェブページ又は文献の著作権を侵害するが、関連する国内法に基づき著作権侵害の例外が定められている場合は該当しない。さらに、ウェブアーカイブに記録された資料を特許審査過程において使用すれば、ウェブアーカイブが（データベースとしての）ウェブアーカイブについて有する著作権又はそれらのデータベース権を侵害する可能性がある。なお、これについても、関連する国内法、特にECデータベース指令（EC Database Directive）（96/9/EC）がどのように実施されているかに依って異なる。

ウェブアーカイブに記録された情報の利用は、一般にユーザーのリスクにより行われる。例えば、internetarchive.orgは、その利用条件の中で「アーカイブにより提供されるコンテンツの中には、現地法、国内法規又は国際法規の適用対象となるものがある。該当するコンテンツを利用する場合は利用者自身のリスクのみによるものとする。」と述べている。

**Q8： ウェブアーカイブサービスに記録された情報がインターネット上から削除された場合、その蓄積した文献自体を公知の証拠情報として適法的に利用するための条件（要件）を教えてください。**

上記Q7の回答を参照されたい。

**Q 9 : 審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。**

ウェブアーカイブに記録された情報を先行技術として使用することに関連する問題は、インターネット上の公開物を先行技術として使用することに関連する問題と同じである。

上記 Q1 と Q7 の回答を参照されたい。

### 3) ウェブアーカイブサービスに記録された情報を先行技術情報として用いた審決・判決

**Q 10 : 欧州特許庁審判部審決 T1134/06(2007)<sup>3</sup>について、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。**

技術審判部は、EPO の審査部がコンピュータゲームシステム関連の欧州特許出願に対する特許の付与を拒絶したことを受けて、インターネットアーカイブにより開示されていた情報の先行技術としての信頼性を検討するよう求められた。

技術審判部は、書面による記述により利用可能とされる従来の印刷物の形での先行技術の信頼性と、EPC 第 54 条 (2) に基づき、口頭の説明又はその他のあらゆる方法により公衆に利用可能とされた情報の信頼性との間に相違がある点を指摘した。技術審判部は、インターネットを用いて公衆に利用可能とされた情報の信頼性については、口頭の情報と同じように判断されるべきと考えた。「インターネット上での開示情報はいつ、何が、どの状況で公衆に利用可能となったのか」という問いに回答しなければならない。これらの問いについては、合理的な疑いを超えた厳格な立証基準により判断がなされなければならない。

インターネットが一時的な性質のものであり、ウェブサイトの更新はすぐにまた容易にでき、規制がなく、大半のウェブサイトは不確かなものであるとの理由から、技術審判部は、ウェブサイトのコンテンツの信頼性が高いこと、及び関連情報がいつ公開されたのかを立証することは難しいことが多いと考えた。さらに、問題とされているインターネット上で開示された情報は、ウェブアーカイブからのものであったので、技術審判部は、リンクが保存されていないかもしれないこと、そしてアーカイブに記録されているフォーマットが元のフォーマットに忠実でない可能性があるとの理由から、さらなる問題を提起すると見なした。こうした状況を受けて、信頼性を証明するために更なる証拠が求められたが、この証拠は提供されていない。そのため立証基準が満たされず、イ

<sup>3</sup> 前掲 2

インターネットアーカイブにより開示された情報は技術水準の一部を構成するとは見なされなかった。

**Q 1 1 : 貴国において、ウェブアーカイブサービスに記録された情報が先行技術情報に用いられ、その証拠性(信頼性)が争われた審決・判決を教えてください。**

事件名称、事件番号、裁判所、判決日時等で特定し、本調査研究の観点から見た重要事項、及び事件の概要を、記載してください。また、判例の出所(使用した裁判例集・データベース等)を明示してください。

T1134/06<sup>4</sup>事件の第 3.3.1 パラグラフで引用された別の 2 つの判決の以下に示す概要によって、インターネット上の情報の信頼性が争われた事件の例を示すことができる。

「T 91/98<sup>5</sup>事件で、審判部は、Lexis-Nexis データベース (インターネットリソース) から該当日から大分経ってから取り出された見出しの頭書きに記載されている日付は、配布日と一致するとは見なし得ないし、また正しい日付である必要もないと判示した。宣誓供述書及び宣誓書も、必要とされる確実性をもって、提供日を立証するとは見なされなかった。」(欧州特許庁審判部 (「BoA」) (The Wellcome Foundation Limited) , T 91/98 - 3.3.4, 2001 年 5 月 29 日)

「T 373/03<sup>6</sup>事件で、審判部は、インターネットから回復された PBS 文書の著作日も、コードに組み込まれた作成日も、該当日前の提供日を証明するとは受け取らなかった。」(欧州特許庁審判部 (「BoA」) (Itag Technologies B.V.) T 373/03 - 3.4.01 2005 年 9 月 2 日)

「いずれの事件も、インターネットから取り出された情報そのものは除外されなかった。もともと、2 つの事件は該当するような情報の正確な提供日を判断する上での難しさを実証している。」(T1134/06)

---

<sup>4</sup> 前掲 2

<sup>5</sup> THE WELLCOME FOUNDATION LIMITED / Antiviral nucleosides, T 0091/98, the decision of 29 May 2001, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t980091eu1.pdf>>

<sup>6</sup> Itag Technologies B.V., T 0373/03, the decision of 2 September 2005, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t030373eu1.pdf>>

#### 4) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

**Q 1 2 :** 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

我々の見解では、特に特許審査のためにウェブアーカイブシステムを構築することの費用及び困難さは構築によって得られる利益を上回るので、現時点で EPO はウェブアーカイブシステムを構築するべきであるとは思わない。特許審査のために特に維持されるグローバルなウェブアーカイブシステムは、EPO のウェブアーカイブシステムよりも要請があると考えられる。我々の知る限りでは、現在 EPO ではウェブアーカイブシステムを構築していないし、またその予定もない。

**Q 1 3 :** 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。

侵害について該当する例外を定めていない法域においては、ウェブアーカイブは、コンテンツをアーカイブに記録されている著作権者すべてから許可を得ない限りは、アーカイブに記録されたコンテンツの著作権を必ず侵害するようである。もっとも、アーカイブに自らのコンテンツを蓄積されている著作権者全員から許可を得ている場合はそうとは限らない。許可を得ることは、限定されたドメイン（例えば、大学のホームページ）に関連しては可能であるかもしれないが、アーカイブに幅広い数の出所からの資料を含める場合は、不可能であると考えられる。

ウェブアーカイブへのインターネット上の情報の蓄積は、適用される国内法に基づき著作権侵害となり得るが、一方、実務ではウェブアーカイブの運営者は、該当する著作権者から異議を申立てられることがないかもしれない。これは運営者がアーカイブの「オプトアウト」により選択権を与えている場合が、特にそうである。例えば、インターネットアーカイブはこの選択権を提供している。

ウェブアーカイブに個人情報記録されている場合、アーカイブの運営者は、1995 年 EU データ保護指令（EU Data Protection Directive 1995）を実施するための各国の欧州法に基づく義務について検討する必要があると考えられる。

またウェブアーカイブの運営者は、アーカイブに記録されたページが中傷的、猥褻的であり、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反することに対する責任を問われることがあるかもしれない。

**Q 1 4 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、望まれる構成・機能 (収録することでの的確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等) を教えてください。**

特許庁が構築したウェブアーカイブは、いずれも次の特徴を有しているべきである。

- キーワード又は主題検索
- 日付検索 (特定の日において又はその前に利用可能であった文献の検索)
- IPC コード検索
- 発行者検索

アーカイブは、それがいずれかの時点でどのように変更されたとしても、ページ/インターネット公開物が初めて利用可能とされた日付について信頼できるログを維持する必要がある。特許庁の構築するアーカイブは、特許庁の事務及び裁判所において証拠として認められるインターネット上の公開物の内容及び日付を確認できるものである必要がある。

ウェブアーカイブは、公衆が調査のために利用できることが理想的である。こうすることは、特許出願者が特許出願の提出前に技術水準について判断する上で大いに助けとなる。もっとも、こうすることで、ウェブアーカイブの運営者には、著作権侵害及び中傷的、猥褻的で、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反する、アーカイブに記録されたページに関連して、責任の問題を生じさせることがある。アーカイブが公衆により利用可能であるときは、特許庁は、公衆がアーカイブに蓄積された情報を操作することはできないと確信できる必要がある。特許庁は、アーカイブに記録された情報を利用できることによる公共の利益と、アーカイブが公衆の利用に供された場合に特許庁が負うリスクとのバランスを取る必要があるだろう。

1) Treatment of online information in the course of examination

Q1: Describe the conditions (requirements) for legally using archived online information as publicly-known evidential information. Specify the relevant articles of the laws, regulations, examination guidelines, other guidelines, etc.

The European Patent Convention (EPC) does not specifically state whether online information is made available to the public.

However, the EPC, Article 54 states that:

- (1) An invention shall be considered to be new if it does not form part of the state of the art.*
- (2) The state of the art shall be held to comprise everything made available to the public by means of a written description, by use, or in any other way, before the date of filing of the European patent application.*

Whether or not online information has been “made available to the public” will be a question of fact in each case. Ordinarily, if information is made available on a website which is accessible by members of the public, and if the information remains on that website for long enough that a member of the public might have been able to access it, then it will form part of the state of the art.

The Guidelines for Examination in the EPO C-IV 6.1 notes the width of the definition of the state of the art and states that:

*“There are no restrictions whatever as to the geographical location where or the language or manner in which the relevant information was made available to the public” and later “A written description i. e. a document, should be regarded as made available to the public if, at the relevant date, it was possible for members of the public to gain knowledge of the content of the document and there was no bar of confidentiality restricting the use or dissemination of such knowledge.”*

The EPO has issued a “Notice from the European Patent Office concerning internet citations”<sup>1</sup> ( “EPO Notice” ). The EPO Notice states that “*the search for prior art can also cover internet sources*” .

Accordingly, it is clear that online information will form part of the state of the art in relation to any EP Application.

The EPO Notice goes on to say that “*Information disclosed on the internet is considered to be publicly available as of the date the information was publicly posted. It is considered very unlikely that an internet disclosure identified by a patent examiner has been manipulated and therefore unless there are specific indications to the contrary, the date will be accepted as being correct.*”

Whether or not the use of online information in the course of examining a European Patent (EP) Application infringes copyright will depend on the applicable national laws.

In a hearing before the Technical Board of Appeal ( “TBoA” ) of the European Patent Office (*Konami Corporation*, T 1134/06 - 3.2.04, 16 January 2007<sup>2</sup>), the TBoA found that in order to establish that an internet disclosure forms part of the state of the art, the same questions must be answered as with prior use or prior oral disclosure, namely “*when, what and under which circumstances this disclosure has been made available to the public*” . The TBoA also found that if an Internet disclosure is to be used as prior art, a strict standard of proof should be adopted. The fact that an Internet disclosure is part of the state of the art should be proved “beyond any reasonable doubt” . Where a website belongs to a reputable or trusted publisher electronic versions of paper publication, content and date can be taken at face value, and the need for supporting evidence can be dispensed with (para 4.2). Otherwise evidence, for example, from the person who posted the information on the Internet or from someone who accessed the information before the relevant date, will be required (para 3.2).

Although in *Konami* it was found that for an Internet disclosure to form part of the state of the art its availability before the relevant date had to be proved “beyond any reasonable doubt” , the recently issued EPO Notice refers to the relevant test as being the “balance

---

<sup>1</sup> Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462  
<[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08\\_09\\_09/08\\_4569.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf)>

<sup>2</sup> *Konami Corporation/Internet citations*, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>>

of probabilities” . Therefore, it is unclear which standard applies in the EPO. However, as the EPO Notice is not binding and was issued for guidance purposes only, in our view, the higher standard of proof as set out in *Konami* continues to apply in the EPO.

The Guidelines for Examination in the EPO B-XII 5 states that Search Divisions should not discard documents because of doubt as regards for example the exact date of publication or public availability. The Search Division should try to ascertain the date of the document but should nevertheless always cite the documents in the search report if it is relevant.

The Guidelines for Examination in the EPO B-X 9.1- state that documents must be cited unambiguously indicating all the necessary bibliographic elements and should comply with WIPO Standard ST. 14 but “*this does not exclude deviations in those special cases where strict adherence, whilst not necessary for the clear and easy identification, would require considerable extra cost and effort.*”

As far as we are aware, there is no specific guidance relating to searching online information in cases where the EP application has not yet been published.

**Q2: Describe the conditions (requirements) for legally using archived online information as publicly-known evidential information after the information is deleted from the Internet.**

As the crucial date is the date on which the information was made available to the public, it does not matter whether or not the information is still available online at the time of citation or whether it has been deleted. As long as the Examiner can show that the document was made available to the public before the relevant date then the information will be considered to form part of the state of the art.

**Q3: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Online documents can be cited in relation to inventions covering any subject matter. However, they are perhaps most often cited in relation to information or software technology including computer games and other products with a short life cycle (the EPO Notice). This is because software developers are highly likely to post information online and may prefer this method



of publication to print media.

**Q4: Describe the issues related to the use of online information as prior art information.**

It can be difficult to satisfy the evidentiary burden of proving “beyond any reasonable doubt” that online information was available at the relevant date. If the document is still available online and is dated earlier than the relevant date but is not stored in a web archive or is not from a reputable source, there is a risk that the document may have been amended, updated or manipulated. As websites are regularly updated, it can be difficult to ascertain when an online document was made available in its current form.

## 2) The use of web archiving service in the course of examination

**Q5: Describe all the European and non-European web archiving services that you are aware of.**

(e. g., UKWAC of the British Library, Kopal of the German National Library, Internet Archive Wayback Machine of the U.S.)

- Denmark Netarchive.dk and the Royal Library ([www.netarchive.dk](http://www.netarchive.dk))
- The Nordic Web Archive (<http://nwatoolset.sourceforge.net>)
- France- Bibliotheque de France ([www.bnf.fr](http://www.bnf.fr))
- European Archive ([www.europarchive.org](http://www.europarchive.org))
- The National Library of Finland’ s Web Archive ([www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html](http://www.nationallibrary.fi/services/digitaalisetkokoelmat/webarchive.html))
- Australia’ s Web Archive Pandora ([www.pandora.nla.gov.au/about.html](http://www.pandora.nla.gov.au/about.html))
- Sweden-Kulturarw

We know the British Library web archive by the name UK Web Archive and it is available at [www.webarchive.org.uk](http://www.webarchive.org.uk).

**Q6: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

When an examiner is faced with determining the state of the art, he or she will use the Internet

as a source of information and where information is contained on a webpage and is not itself a reliably dated document, then the examiner will often use the Internet archive in order to date the publication of the information. The EPO Notice states that “the fact that the Internet Archive is incomplete does not detract from the credibility of the data it does archive.”

**Q7: Describe the conditions (requirements) for legally using web-archived information as publicly-known evidential information.**

See the answers above to questions 1 and 2.

Web archived information is treated in the same way as online information (see answer to question 1 above), except that it may be easier to establish that a date stamped page from the Internet Archive was made available on a particular date than undated online information which is not contained in the Internet archive.

Whether or not the use of web archived information in the course of patent examination constitutes copyright infringement will depend on the relevant national laws. As with printing online information, printing information from a web archive will, on the face of it, infringe copyright in the web page or document that is printed, unless an exception to copyright infringement is available under the relevant national laws. In addition, the use of web-archived material in the course of patent examination may infringe the web archive’s copyright in the web archive (as a database) and/or their database rights. Again, this will depend on the relevant national laws and in particular how the EC Database Directive (96/9/EC) has been implemented.

Use of web archived information will generally be at the user’s risk. For example, internetarchive.org states in its terms of use that “*Some of the content available through the Archive may be governed by local, national and/or international laws and regulations, and your use of such content is solely at your own risk.*”

**Q8: Describe the conditions (requirements) for legally using web-archived information as publicly-known evidential information after the information is deleted from the Internet.**

See the answer to question 7 above.

**Q9: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.**

The issues relating to the use of web-archived information as prior art are the same as the issues relating to the use of Internet publications as prior art.

See answers above to questions 1 and 7.

**3) The patent office's decisions and court decisions where the web-archived information was used as prior art information**

**Q10: Regarding the judgment of the EPO, Board of Appeal, No. T1134/06(2007)<sup>3</sup>, provide us with a summary of the case and the key points from the perspective of this study.**

The TBoA was required to consider the reliability of an internet archive disclosure as prior art following the refusal of the Examining Division of the EPO to grant a patent for a European patent application relating to a computer game system.

The TBoA noted the difference between the reliability of prior art in the form of traditional publications made available by written description and the reliability of information made available to the public by means of an oral description, or in any other way, pursuant to Article 54(2) EPC. The TBoA considered that the reliability of information made available to the public via the Internet should be judged in the same way as oral information. The questions "when was the Internet disclosure made available to the public, what was made available to the public and under which circumstances was it made available to the public?" must be answered. These questions must be decided with a strict standard of proof beyond any reasonable doubt.

---

<sup>3</sup> 前掲2

Because of the transient nature of the internet and the speed and ease at which websites can be updated, the lack of regulation and the insecure nature of most websites, the TBoA considered that is often difficult to establish with a high degree of reliability the content of a website, and when the relevant information was published. In addition, the Internet disclosures in question were from a web archive and the TBoA considered that web archived information poses further problems because links may not be preserved and the archiving format may not be true to the original format. Further evidence was required to prove reliability in these circumstances and this evidence had not been provided. Therefore, the standard of proof had not been met and the internet archive disclosure was found not to form part of the state of the art.

**Q11: Describe the patent office' s decisions and court decisions where the reliability (credibility) of the web-archived information, which was used as prior art information, was disputed. (except for Q10)**

**Specify each decision by the name of the case, the case number, the court in charge, the judgment date, etc., and provide us with a summary and the key points from the perspective of this study. Also specify the source of the decision (the casebook, database, etc., from which the decision was cited).**

The following summaries of two other decisions cited in case T1134/06<sup>4</sup> at paragraph 3.3.1 provide examples of instances where the reliability of online information was disputed:

*“In T 91/98<sup>5</sup> the Board ruled that a date mentioned in the heading of an entry, which was retrieved from the Lexis-Nexis database (an Internet resource) much later than the relevant dates in question, could not be equated with the distribution date and, in particular, need not be right. Affidavits and declarations were also not found to establish the date of availability with the required degree of certainty.”*

(Boards of Appeal ( “BoA” ) of the European Patent Office (*The Wellcome Foundation Limited*), T 91/98 - 3.3.4, 29 May 2001)

---

<sup>4</sup> 前掲2

<sup>5</sup> THE WELLCOME FOUNDATION LIMITED, T 0091/98, the decision of 29 May 2001, EPO(Technical Board of Appeal) <<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t980091eu1.pdf>>

*“In T 373/03<sup>6</sup> neither the author date of a PBS document recovered from the Internet nor its date of creation as found embedded in the code were accepted by the Board as proving a date of availability before the relevant dates in question.”*

(Boards of Appeal ( “BoA” ) of the European Patent Office (*Itag Technologies B. V.*), T 373/03-3.4.01 2 September 2005)

*“In both cases the information retrieved from the Internet was not excluded per se. However, both cases demonstrate the difficulties in determining the exact date of availability of such information”* (T1134/06)

#### 4) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive

**Q12. Do you think that a web archive should be created by the patent office? If yes, why? Is the patent office currently creating a web archive or planning to do so?**

In our view, the cost of and difficulties associated with establishing a web archive specifically for the purpose of patent examination outweighs the benefits and we do not believe that the EPO should create a web archive at this time. A global web archive specifically maintained for the purposes of patent examination may hold more appeal than an EPO web archive. As far as we are aware, the EPO is not currently creating a web archive or planning to do so.

**Q13: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archiving system (the criteria for publicly-known information, prevention of falsification, treatment under the copyright law, technical problems such as the garbling of characters, etc.)**

Web archiving appears to inevitably involve infringing copyright in the archived content in those jurisdictions which do not provide a relevant exception to infringement, unless permission is obtained from each and every copyright owner whose content is stored in the archive. This might be possible in the context of a limited domain (eg. a University website) but would not be possible if the archive was to include material from a wide number of sources.

---

<sup>6</sup> *Itag Technologies B. V.*, T 0373/03, the decision of 2 September 2005, EPO(Technical Board of Appeal)  
<<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t030373eu1.pdf>>

While storing online information in a web archive may be an infringement of copyright under the applicable national laws, in practice, the web archive operator may not face objection from the relevant copyright owners, particularly if they provide a facility to “opt-out” of the archive. For example, the Internet archive provides this option.

If a web archive held any personal data, the operator of the archive would need to consider its obligations under the national European laws implementing the EU Data Protection Directive 1995.

A web archive operator may also potentially face liability for archived pages which are defamatory, indecent, a breach of privacy or which are otherwise in breach of the law.

**Q14: Describe the desirable structure and functions of a web archiving system, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

Any web archive created by the patent office should include the following features:

- Key word and/or subject matter search
- Date search (to search for documents that were available as at, or prior to, a specified date)
- IPC code search
- Publisher search

The archive would need to keep a reliable log of the dates on which web pages/Internet publications were first made available, whether they were amended at any time and if so how. The patent office archive would need to be able to provide confirmation of the content and date of online publication which would be accepted as evidence in patent office proceedings and in the courts.

Ideally, the web archive would be open to the public for searching. This would greatly assist patent applicants to determine the state of the art prior to filing any patent application. However, this may create liability issues for the web archive operator in relation to copyright infringement and archived pages which are defamatory, indecent, a

breach of privacy or which are otherwise in breach of the law. If the archive was accessible by the public, the Patent Office would need to be confident that members of the public could not manipulate any information stored in the archive. The patent office would need to balance the public interest in being able to access the archived information against the risks to the patent office if the archive was open to the public.





# 資料Ⅲ

## 海外知財庁質問票調査

資料Ⅲ－1 海外知財庁質問票調査概要

資料Ⅲ－2 米国（翻訳）

資料Ⅲ－3 米国（原文・英語）

資料Ⅲ－4 英国（翻訳）

資料Ⅲ－5 英国（原文・英語）

資料Ⅲ－6 ドイツ（翻訳）

資料Ⅲ－7 ドイツ（原文・英語）

資料Ⅲ－8 欧州特許庁（翻訳）

資料Ⅲ－9 欧州特許庁（原文・英語）



## 資料Ⅲ－1 海外知財庁質問票調査概要

### 1. 本調査の趣旨

日本特許庁は、先端技術情報を自動収集機能によって庁内に登録するウェブアーカイブを構築する予定としている。このウェブアーカイブは、日本特許庁審査官が利用することを想定している。

このウェブアーカイブは、インターネット上で公知となった情報であっても、その後削除され、閲覧できなくなることがあることから、そのような情報を予め収集しておき、先行技術情報としてそれらの情報を検索し、公知技術として引用するために構築される。

しかしながら、このウェブアーカイブを構築する際には、日本特許庁は、審査実務での利用、収録された情報の公知性、非改ざん性、その他要件などについての法的論点等を包括的に整理する必要がある。

本海外調査は、このような背景のもと、米国、ドイツ、英国、欧州特許庁の各知財庁における、

- 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い
  - 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況
  - 3) 特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題
- を調査することを目的として実施した。

### 2. 質問票調査項目及び結果

#### (1) 米国

資料Ⅲ－2 米国（翻訳）

資料Ⅲ－3 米国（原文・英語）

#### (2) 英国

資料Ⅲ－4 英国（翻訳）

資料Ⅲ－5 英国（原文・英語）

#### (3) ドイツ

資料Ⅲ－6 ドイツ（翻訳）

資料Ⅲ－7 ドイツ（原文・英語）

#### (4) 欧州特許庁

資料Ⅲ－8 欧州特許庁（翻訳）

資料Ⅲ－9 欧州特許庁（原文・英語）

## 資料Ⅲ－２ 米国（翻訳）

### 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

**Q1：どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

インターネット上の情報(online information)は、インターネット上で提供される特定のデータベース検索で得られる情報とは区別しなければならない。米国特許商標庁の調査・情報リソース管理局は、正確性及び信頼性から、これらデータベースを選抜する。米国特許審査官によるこうした特定データベースへのアクセスは概ね安全であるが、一般的なインターネット検索は安全性に欠ける。

インターネット上の情報は、あらゆる技術分野において利用可能であり、従ってあらゆる技術分野の特許審査官にとって有用なものである。もっとも、初期段階の技術、発展のスピードの速い技術及び金融関連技術の分野の特許審査官は、こうした分野の特許出願の審査にはインターネット上の情報が有用であるだけでなく、不可欠でさえあると考えている。インターネットからの情報引用を必要とする主な理由は、伝統的な形態の先行技術文献には必要な情報がないという点にある。インターネット上の情報を利用するもう一つの理由は、こうした分野では、安全な特定データベースが未開発であるという点である。

**Q2：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。**

インターネットの利用について米国特許商標庁が主に懸念するのは、出願人とインターネット上でやりとりするあらゆる連絡及びデータが暗号化されておらず、また、安全でないということである。特許庁職員は、インターネットを特許出願の調査に利用する場合には、対象技術の一般的状況の判断に範囲を限定して調査を行わなければならない。情報通信の安全性に関する問題と、調査の請求があったことが権限のない者に把握されてしまうという問題は、未だ解決されていない。このため、特許審査官は、適切な判断を行い、不特定の特許出願のみを調査対象とすることが求められる。

米国特許商標庁のインターネット利用に関する方針のうち、インターネット上の情報に適用されるものは以下の通りである。

第9条 個々の調査に関する方針の策定は、最終的には各々の特許審査官、科学技術情報センター（STIC）職員及び独占的出願データの保護担当者の責務である。特許出願（再発行請求又は再審査手続を除く）に関する情報の検索、ブラウズ又は取得にあたりインターネットを利用する場合には、特許当局のインターネット利用者は、検索クエリの範囲を対象技術の一般的状況のみとしなければならない。特定の特許出願（再発行請求又は再審査手続を除く）を対象とした、独占的情報の漏示につながるようなインターネット上の検索、ブラウズ又は取得は許されない。

この方針は、商用データベース事業者との連絡手段としてのインターネットの利用についても適用される。

#### 第10条 調査方針の文書化

特許当局者であって、特許出願の調査目的でインターネットを利用する者はすべて、MPEP719.05(B)(6)に定める確立した慣行及び手続に従い、調査方針を文書化しなければならない。

#### 第11条 引用

特許当局者であって、特許出願の調査目的でインターネットを利用する者はすべて、MPEP719.05(B)(6)に定める確立した慣行及び手続に従い、その調査分野及び調査結果を記録しなければならない。

サブパラグラフ A インターネット上のドキュメントを引用する場合には、参照資料に通常付される情報を記載しなければならない（様式 PT0-892）。さらに、引用には、将来検索しようとする者による当該ドキュメントの取得に必要な情報を付さなければならない。電子的情報の引用に関するガイドラインは、本方針の添付書類に記載されている。

サブパラグラフ B 特許庁審査官又は STIC 職員は、インターネット上で発見したドキュメントがオリジナル版ではない場合には、引用した資料すべてについて、オリジナル版のドキュメントのコピー又は対象ドキュメント若しくはウェブ・オブジェクトのオリジナル版を入手すべく調査するものとする。注記：スキャン画像は、オリジナル版のコピーとみなされる。電子バージョンのみのドキュメントは、オリジナル版である。

#### 第12条 専門能力の開発

インターネットは、専門能力の開発のための手段として認知されている。インターネットは、あらゆる技術分野における技術的及び法律的な動向を常時把握するのに有用である。例えば、会議やセミナーの最新情報の取得や、適切なメーリングリスト運営者からのメール受領などのためにインターネットを用いることは許容される。

添付書類—電子文献の引用に関するガイドライン

国際標準化機構（ISO）は、電子文献の標準化された引用方法を定めている。フォーマットは、1997年11月15日に発表されたISO690-2に定められている。ISO690-2に定めるフォーマットは、1996年秋に米国特許商標庁が提案したフォーマットと整合的である。

ISO690-2では、刊行物のドキュメンテーションに関するISO標準がいくつか参照されている。かかるISO標準は、「ISO4:1984 ドキュメンテーションー標題語句の短縮規則及び出版物の標題」、「ISO639:1998 言語名コード、及びISO690:1987 ドキュメンテーションー参考文献ー目次、形式及び構成（ISO690-2の母体となる基準）」、「ISO832:1994 情報及びドキュメンテーションー文献目録の記述及び参考文献ー文献目録用語の略記法」、「ISO2108:1992 情報及びドキュメンテーションー国際標準図書番号（ISBN）」、「ISO3297:1986 ドキュメンテーションー国際標準逐次刊行物番号（ISSN）」、「ISO5127-1:1983 ドキュメンテーション及び情報ー用語ー第一部：基本用語」、「ISO8601:1988 データ要素及び交換書式ー情報交換ー日付及び時間の表現」、「ISO/TR 9544:1988 情報処理ー電子出版ー用語集」、「ISO/IEC DIS 11179-3 情報技術ーデータ要素標準化の調整」と称されるものである。

## 書誌的引用の要素

典型的な書誌的引用の要素は、下記の通りである。

a. 著者ー個人又は法人

b. 標題

標題は、次の二通りの一般的分類がなされる。

出典著作物（学術論文、定期刊行物、会議、選集／編集物など）を表示したもの。

論文、章、又は著作物の一部を記述したもの。

c. 出版日

d. 出版者

e. 論文番号／通し番号／その他の認識番号

f. 編集者

g. 頁番号

h. 巻数

i. 号数

j. 版

一つの印刷文献に、上記の全要素が含まれていない場合もある。もっとも、著作物に応じた要素は含まれている。学術論文の場合には、巻数及び／又は号数は、必須要素でない場合があるし、定期刊行物の場合には、版という要素は該当しない。従って、伝統的な印刷刊行物であっても、引用のフォーマットは、引用対象となる文献によって異なることに注意すべきである。

上記は、電子刊行物の領域についてもあてはまる。電子ドキュメントであって、これに対応する印刷媒体のオリジナル版があるものは、伝統的な書誌要素を有している場合が多い。対応する印刷物がない電子刊行物については、印刷刊行物の特徴を数多く有しているように見えても、伝統的な書誌要素を備えていないことが多い。

## 電子文献引用の要素

電子文献と、印刷媒体の文献の違いは何か。まず、印刷刊行物の引用の基本要素は、電子的形態にもあてはまると言える。基本的要素には、標題（電子メールの場合であっても、「件名」の行が標題の要素となりうる）、作成者（著者）、出版者及び出版日（電子刊行物の場合には、これは書類の検証を行う者にとって問題の多い要素である）が含まれる。印刷刊行物に特有であるが、電子刊行物には必ずしも特有でない要素は、巻、号及び頁番号などである。電子文献は、印刷文献の要素とは別の要素を有する。これらの要素は、例えば以下に挙げる通りである。

### a. 媒体の種類

CD-ROM 又はその他の光学的記録媒体  
ディスクレット又はその他の電磁的記録媒体  
インターネット等のオンライン

### b. 入手先

文献の取得に必要な情報。オンラインのインターネット文献については、ディレクトリ、ファイル名等に加えアドレス情報がある。

### c. 日付

掲載日又は出版日

出版日は、著者／作成者がドキュメントを掲示した日となる。該当する日がない場合には、システム管理者又はウェブマスターがオンラインシステムにドキュメントを掲載した日をもってこれに代えることができる。

アクセス日

ユーザがドキュメントを発見し、これを閲覧した日となる。ユーザが個人的利用の目的でドキュメントをダウンロードする場合もある。この日付により、読者は、参照されているドキュメントのアクセス時点でのバージョン／版を知ることができる。ドキュメントがその時点より後に改変された場合でも、ユーザが参照するドキュメントについて混乱が生じない。

## 提案されるフォーマット

審査官が電子的ソースからドキュメントを取得する場合には、有用性を判断したうえで、適宜こ

れを引用する。仮に、審査官が引用に必要な書誌要素をすべて探し出したとして、次の課題は、引用のフォーマット化である。

電子ドキュメントに関しては、句読点が興味深い問題である。従来、学者や図書館研究者は、句読点を、引用の中で書誌要素を区切る手段として用いてきた。電子ドキュメントの取得の場合には、句読点は引用の一部となっている。URL、ディレクトリ、ファイル名等を表示するにあたり、正確な引用の作成には句読点が必要である。従って、混乱を避けるため、引用の中では句読点の数を制限すべきである。

電子ドキュメントのアップデートは容易であり、かつ頻繁に行われうるため、ISO690-2 は、すべて日付の引用には月、日、年及び時刻を用いるように推奨している。標準的な月の略記法 (Jan., Feb., Mar. など) や、完全な数字の表記法 (年-月-日という標準フォーマットを用いる) に従った日付に関する推奨はない。

さらに、定期刊行物の標題、国、郡等の標準的な略記法は、電子的引用に適用される。

下記のフォーマットは、審査官による電子ドキュメントの引用方法に関する提案である。但し、反復的な引用については考慮されていない。これは、サンプリングである。

#### CD-ROM、ディスク、商用データベース

著者 (出版日) 標題 ソース (「ソース」とは、著作物全体をいう。すなわち、定期刊行物の標題など) [媒体の種類]、巻 (号)、頁、入手先:

サンプル:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search.  
Database. [CD-ROM], 17(2), 1-2. Available: UMI. File: General  
Periodicals Index.

#### FTP

著者 (出版日) 標題 ソース [媒体の種類]、巻 (号)、頁、入手先: アクセス日:

サンプル:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search.  
Database. [Online], 17(2), 1-2.

Available FTP: ftp.database.edu Directory: pubs/journals/  
database.online/vol17 File: 002dbs.txt Accessed on: February 1,  
1999.



## 電子メール、リストサーバ、ユーズネット

著者 (出版日/掲載日)

標題 ソース (「件名」の行をもって標題/ソースに代えることができる) [媒体の種類] 巻  
(号) 頁 入手先: (リストサーバのアドレスのリストを掲載するか、「個人の電子メール」  
を記載する。)

アクセス日 (又は受信日):

サンプル:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an  
online search. Database. [Online], 17(2), 1-2. Available: personal  
e-mail. Received on: February 1, 1999.

又は

Smith, Joe. Here's some search advice.

[Online] Available: PACS-L@UHUPVM1.uh.edu Accessed on: February 1,  
1999.

## ゴーファー

著者 (出版日) 標題 ソース [媒体の種類] 巻 (号) 頁 入手先: アクセス日:  
サンプル:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search.  
Database. [Online] 17(2), 1-2. Available Gopher: meckler.dbs.org /  
Database/pubs/journals/vol17/Howsearch Accessed on: February 1,  
1999.

## ウェブサイト

著者 (出版日) 標題 ソース [媒体の種類] 巻 (号) 頁 入手先: 最新更新日: ア  
クセス日:

サンプル:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search. Database  
[Online] 17(2), 1-2. Available Web Site: www/meckler.database.org/  
Database/pbs/journals/vol17/002dbs.txt Last update: January 1999  
Accessed on: February 1, 1999.

審査官は、各自の記録について、引用に関する重要な要素が欠けていると判断した場合には、特許庁の司書又は技術情報担当専門官に相談することが推奨される。情報担当専門官は、審査官と協力して、日付、著書又はその他の必要な要素を調査する。

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

**Q 3 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

オンライン検索で発見された、先行技術文献に該当しうる資料の信頼性及び日付が、電子ドキュメントそれ自体からは明らかでない場合には、これらの要素の判断のためにウェブアーカイブを利用することができる。

**Q 4 : 審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。**

他の刊行物と同様、電子刊行物は、当該分野における通常の知識を有する者に教示されていると考えられる全ての内容について、依拠することができる。MPEP2121. 01、2123 及び 2128. 01 を参照のこと。ドキュメントが公開された刊行物に該当するためには、必ずしも当該ドキュメントが印刷文書である必要はないということに注意すべきである。「文書の複製、データの保存及びデータシステムの読み込みに関する技術の現在の水準からすれば、文書の「伝播可能性」は、1836 年の特許法で導入された概念と同じ意味での「印刷」の有無とはほとんど無関係であることが多い。」(In re Wyer, 655 F.2d 221, 226, 210 USPQ 790, 794 (CCPA 1981))

オンラインデータベース、インターネット刊行物などの電子刊行物は、当該ドキュメントに関する技術分野に従事する者がアクセス可能である限り、35 U. S. C. § 102(a)及び(b)に定める意味における「印刷された刊行物」とみなされる。従って、「情報が印刷若しくは手書きされているか、又はマイクロフィルム、磁気的ディスク若しくは磁気的テープに保存されているかにかかわらず、当該情報が「印刷された刊行物」に該当すると主張する者は、当該情報が流布されているか又はその他の方法で当該文書に関連する技術分野に従事する者が利用及びアクセス可能となっていることを立証する十分な証拠を提出しなければならない。(Wyer, 655 F.2d at 227, 210 USPQ at 795, Amazon.com v. Barnesandnoble.com, 73 F. Supp. 2d 1228, 53 USPQ 2d 1115, 1119 (W.D. Wash. 1999))

同一又は同内容の文書の電子バージョンと印刷バージョンが相当程度異なっている場合には、各バージョンを引用すべきであり、各バージョンの記載内容に基づき独立した参照文献として依拠しなければならない。MPEP2128 参照。

**注記：**インターネット又はオンラインデータベース上での先行技術の開示は、当該情報が公然と掲載された日をもって公知とみなされる。但し、当該情報に日付が付されており、また、一時的なものではなく、かつ、再度読み込みのための索引が付されていることを条件とする。一時的な情報の例としては、保存、読み込み又は印刷のできないウェブ・ブロードキャストが挙げられる。例えば、保存記録されないライブの同時放送映像（live simulcast feed）や、画面に合わせて「フラッシュ」する音声（audio）又は映像（video）の「ストリーミング」などである。

調査分野や調査結果の記録を義務づける特許庁の方針は、審査官が引用するインターネットやオンラインデータベースの参照文献が「当該ドキュメントの関連する技術分野に従事する者にアクセス可能であり、従ってかかる者によるコンテンツの利用が可能となる可能性が高い」ことの判定に資することを重視している（*In re Wyer*, 655 F.2d at 221, 210 USPQ at 790）。電子ドキュメントの再取得が将来できなくなる可能性がある場合には、当該ドキュメントの特許庁用コピーを保存しなければならない。このことは、インターネットやオンラインデータベースのようなソースに関しては特に重要である。MPEP2128 参照。

### 先行技術としてのウェブサイト

ウェブサイトは、掲載日が判明し、かつ、それが発明日より前であれば、引用文献として用いることができる。

### 先行技術としてのソフトウェア

ソフトウェア製品は、最初にインストールされた日又は発売日を基準として、先行技術として依拠することができる。（*In re Epstein*, 32 F.3d 1559, 31 USPQ2d 1817 (Fed. Cir. 1994)）。さらに、それ自体では先行技術文献に該当しない要約のデータベース出力が、当該ソフトウェア製品が「出願日から遡って過去1年より前の日に最初にインストールされ又は発売された」ことの立証に適宜用いられたことがある。

### ビジネスモデル特許の審査官が、ウェブサイトの日付特定のために用いるリソース

審査官は、ウェブサイトを先行技術として引用できるようにするため、商用データベース及びウェイバックマシンを用いて、ウェブサイトへの掲載日付の特定を行う。

#### A. 商用データベース

商用データベースが、審査官によるウェブサイトの日付特定によく用いられる。ウェブサイトの日付の特定には記事を用いることができるが、依拠できるのは、記事に記載された日付まで遡るこ

とができるウェブサイトの情報に限られる。

## B. ウェイバックマシン

ウェイバックマシンにより、アーカイブされたウェブページを 1996 年まで遡って探すことができる（アーカイブされたウェブページには日付が付されている）。ウェイバックマシンは、全部とまではいかないが、多くのウェブページをカバーしている。

アーカイブされたウェブページは、<http://attrasoft.com>にて閲覧が可能である。

日付が付されておらず掲載日もないが、ウェイバックマシンでアーカイブされたウェブサイトのリンク先として現在アクセスでき、又は過去においてアクセス可能であった電子ドキュメントには、当該ウェブサイトのアーカイブ日付が付される。

### 1. ウェイバックマシン—注意事項

アーカイブされたウェブページ上のリンクをクリックしても、他のアーカイブページに常に移動できるわけではない。現在のウェブページに移動してしまう場合もある。

「web.archives.org」及びアーカイブ日付が URL に含まれている場合には、当該アーカイブされたページが引き続き表示されている。これらが URL に含まれていない場合には、リンク先の URL をコピーし、ウェイバックマシン上に貼り付け、当該 URL のアーカイブされたウェブページを検索する。

MPEP2128 も参照のこと。

[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100\\_2128.htm#sect2128](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100_2128.htm#sect2128)

### 3) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

**Q 5 : 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。**

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

米国特許商標庁によるウェブアーカイブの構築は、現在の優先課題ではないし、検討中のプロジェクトでもない。今のところ、「ウェイバックマシン」のウェブアーカイブにより、電子ドキュメントの十分な検証が行える。

**Q 6 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。**

なお、以下に回答の参考として、日本特許庁の場合を記します。

[日本特許庁の場合 :

インターネット上で公開された情報を蓄積した日の証明、蓄積した後の非改ざん性の証明をどのようにするかの課題があります。また、蓄積した情報を第三者に公開するためには、著作権法第23条の公衆送信権の問題があります。また、情報を蓄積する際、著作権法第20条の同一性保持権が問題となる可能性があります。さらには、システムの問題ですが、文字化け等の不具合の検証方法の課題があります。]

米国特許商標庁では、すべての電子ドキュメントについて統計的に信頼できる日付特定メカニズムを定める必要があると思われる。民間のウェイバックマシンのウェブアーカイブを用いる現在の慣行では、アーカイブ日付が正しくないことの立証責任が特許出願人に課されているし、また、政府の行為は通常正しいと推定されるので、米国特許商標庁が、アーカイブ日を付した独自のウェブアーカイブを構築すれば、アーカイブ日付の立証は問題とならなくなる。

ウェブアーカイブの構築には、著作権上の問題が生じる可能性がある。しかし、米国特許商標庁の著作権専門官からの回答がないため、かかる問題をここで検討するのは妥当でない。

米国特許商標庁が直面する可能性があると考えられる問題のうち、最も重要な問題は、膨大となることが見込まれるデータベースの制作及び維持にかかるコストの正当化である。

**Q 7 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、望まれる構成・機能（収録することでの的確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等）を教えてください。**

ウェブアーカイブによって、米国特許商標庁職員及び公衆の双方に利用可能な、全文サーチシステムが提供されることが期待される。コンテンツに関しては、上記に述べた要素を盛り込む必要がある（質問2参照）。

資料Ⅲ－3 米国（原文・英語）

1) The use of online information in the course of examination

**Q1: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Online information is to be distinguished from information available searching specific databases available through the Internet. The USPTO's Search and Information Resources Administration screens these databases for both accuracy and reliability. Moreover, access to these databases by US patent examiners is generally secure, whereas general online searching is not.

Online information is available in all technical fields and may therefore be useful to patent examiners in any technical field. However, patent examiners in nascent technologies, fast-evolving technologies, and in the financial arts have found online information not only useful, but even essential in the examination of patent applications in these areas. The primary reason for needing to cite to online information is the lack of relevant information in more traditional sources of prior art. Another reason for using online information is that secure, specific databases are not yet available in these fields.

**Q2: Describe the issues related to the use of online information as prior art information.**

A primary concern of the USPTO in the use of the Internet is the fact that all communications and data transmitted from or to applicant by the **Internet may be neither encrypted nor secure**. Where the Internet is used to search patent applications, PTO employees must restrict their search operations to determining the general state of **the art**. Because security issues concerning transmission and capture of search requests by unauthorized individuals have not yet been resolved, Patent Examiners are to exercise good judgment and restrict their searches to nonspecific patent application uses.

The USPTO Internet policy on Internet use as it applies to online information is as follows:

Article 9. The ultimate responsibility for formulating individual search strategies lies with individual Patent Examiners, Scientific and Technical Information Center (STIC) staff, and anyone charged with protecting proprietary application data. When the Internet is used to search, browse, or retrieve information relating to a patent application, other than a reissue application or reexamination proceeding, Patent Organization users MUST restrict search queries to the general state of the art. Internet search, browse, or retrieval activities that could disclose proprietary information directed to a specific application, other than a reissue application or reexamination proceeding, are NOT permitted.

This policy also applies to use of the Internet as a communications medium for connecting to commercial database providers.

#### Article 10. Documenting Search Strategies

All Patent Organization users of the Internet for patent application searches shall document their search strategies in accordance with established practices and procedures as set forth in MPEP 719.05 subsection (B) (6).

#### Article 11. Citations

All Patent Organization users of the Internet for patent application searches shall record their fields of search and search results in accordance with established practices and procedures as set forth in MPEP 719.05 subsection (B) (6).

Subparagraph A. Internet document citations should include information which is normally included for reference documents (i. e., Form PTO-892). In addition, any information which would aid a future searcher in locating the document should be included in the citation. Guidelines for citing electronic information can be found as an attachment to this policy.

Subparagraph B. When a document found on the Internet is not the original publication, then the Patent Examiner or STIC staff shall pursue the acquisition of a copy of the originally published document or an original of the document or Web object in question for all references cited. Note: scanned images are considered to be a copy of the original publication. Electronic-only documents are original publications.

#### Article 12. Professional Development

The Internet is recognized as a tool for professional development. It may be useful for keeping informed of technological and legal developments in all art areas. For example, use of the Internet for keeping abreast of conferences, seminars, and for receiving mail from appropriate list servers is acceptable.

Attachment--Guidelines for Citing Electronic Resources

The International Organization for Standardization (ISO) has created a standardized method for citing electronic resources. The formats are set forth in document ISO 690-2, which was published on November 15, 1997. The formats in ISO 690-2 are consistent with those proposed by the PTO in the fall of 1996.

ISO 690-2 references several ISO standards relating to documentation of publications. These are namely ISO 4:1984 Documentation--Rules for the abbreviation of title words and titles of publications; ISO 639:1988 Code for the representation of names of languages; ISO 690:1987 Documentation--Bibliographic references--content, form, and structure (the parent standard of 690-2); ISO 832:1994 Information and documentation--bibliographic description and references--Rules for the abbreviation of typical words; ISO 2108:1992 Information and documentation--International standard book numbering (ISBN); ISO 3297:1986 Documentation--International standard serial numbering (ISSN); ISO 5127-1:1983 Documentation and information--Vocabulary--Part 1: Basic concepts; ISO 8601:1988 Date elements and interchange formats--Information interchange--Representation of dates and times; ISO/TR 9544:1988 Information processing--computer-assisted publishing--Vocabulary; and ISO/IEC DIS 11179-3 Information technology--Coordination of data element standardization.

#### Elements of a Bibliographic Citation

The typical elements of a bibliographic citation are:

- a. Author(s)--individual and corporate
- b. Title

Titles fall into two general categories:

Those that denote the source work (monograph, journal, conference, anthology/compilation, etc.)

Those that describe the paper, chapter, or portion of work

- c. Publication Date
- d. Publisher
- e. Report number/Series Number/Other identifying number
- f. Editor(s)
- g. Page numbers
- h. Volume number



- i. Issue number
- j. Edition

A single print resource may not have all of the elements listed above; however, they will possess those which are appropriate to the work. In the case of monographs the volume and/or issue number may not be essential; as with journals the element for edition will be nonexistent. Therefore, it can be noted that even in traditional print publications the format of citations will vary with the resource being cited.

The same can be said for the realm of electronic publications. Electronic documents with originally published print equivalents will have most traditional bibliographic elements. Those that have no print equivalents will most likely not have traditional elements, even though they may look like and seem to possess many qualities of print publications.

#### Elements of Electronic Resource Citations

What makes the electronic resource different from the print resource? Initially it is safe to state that basic elements of a print citation are also applicable to the electronic form. These basic elements will include a title (even in the case of electronic mail in which the subject line can become the title element), originator (author), publisher, and publication date (although with electronic publications this element often raises problems for those verifying the document). Characteristics which are inherent to print publications but may not be to the electronic form include volumes, issues, and page numbers. The electronic resource will have elements in addition to the print resource. These elements include:

- a. Type of Media

- CD-ROM or other optical storage media

- Diskette or other magnetic storage media

- Online, including the Internet

- b. Availability

The information required to retrieve the resource. In the case of online Internet resources this would include address-type information, along with directories, filenames, etc.

- c. Date(s)

- Posted/Publication

The publication date is the date the author/originator affixes to the document. If that is not present, the date the system administrator or webmaster placed the document on the online system can be substituted.

Accessed on

The date the user found and read the document. They may also have downloaded the document for personal use. This date will provide future readers with documentation as to what version/edition the document was on when it was accessed. If a document was altered subsequently there will not be confusion as to which document the user is referring to.

#### Proposed Formats

When an examiner retrieves a document from an electronic source, he/she will determine if it is useful and will cite it if appropriate. Assuming the examiner has located all pertinent bibliographic elements for a citation, the next task will be to format the citation.

Punctuation is an interesting problem for electronic documents. Traditionally, academics and library scientists have used punctuation as a means for separating bibliographic elements in a citation. In the case of retrieving electronic documents, punctuation becomes part of the citation. When expressing URLs, directories, filenames, etc., punctuation marks are required to create an accurate citation. Therefore, limit the amount of punctuation in the citation in order to avoid confusion.

Due to the ease and potential frequency of updates of electronic documents, ISO 690-2 recommends the use of month, date, year, and time of day on all date citations. There is no stated preference for dates using standard abbreviated months (Jan., Feb., Mar.) or complete numeric transcription (using standard format of year-month-date).

Additionally, standard abbreviations for journal titles, countries, provinces, etc. should be applied to electronic citations.

The following formats are proposals for how an examiner might cite an electronic document. However, all possible citation iterations are not included; this is a sampling.

CD-ROM, Diskette, Commercial Database

Author. (publication date). Title. Source (``source'' defined as the entire work, i. e. journal title). [Type of Medium], volume (issue), paging. Available:

Sample:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search. Database. [CD-ROM], 17(2), 1-2.  
Available: UMI. File: General Periodicals Index.

#### FTP

Author. (publication date). Title. Source. [Type of Medium], volume (issue), paging.  
Available: Accessed on:

Sample:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search.  
Database. [Online], 17(2), 1-2.

Available FTP: ftp.database.edu Directory: pubs/journals/database.online/vol17 File:  
002dbs.txt Accessed on: February 1, 1999.

#### E-mail, Listservs, Usenet

Author. (publication/posted date). Title. Source (or Subject Line replaces  
title/source). [Type of Medium], volume (issue), paging. Available: (either list the  
listserv address or fill this position with ``personal e-mail'') Accessed on (or received  
on):

Sample:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search. Database. [Online], 17(2), 1-2.  
Available: personal e-mail. Received on: February 1, 1999.

OR

Smith, Joe. Here's some search advice. [Online] Available: PACS-L@UHUPVM1.uh.edu  
Accessed on: February 1, 1999.

#### Gopher

Author. (publication date). Title. Source. [Type of Medium] volume (issue), paging.  
Available: Accessed on:

Sample:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search.  
Database. [Online] 17(2), 1-2. Available Gopher: meckler.dbs.org /Database/pubs/journals/  
vol17/Howsearch Accessed on: February 1, 1999.

## Web Site

Author. (publication date). Title. Source. [Type of Medium] volume (issue), paging.  
Available: Last update: Accessed on:

Sample:

Smith, Joe. (January 1999). How to do an online search. Database [Online] 17(2), 1-2.  
Available Web Site: [www/meckler.database.org/Database/pbs/journals/vol17/002dbs.txt](http://www/meckler.database.org/Database/pbs/journals/vol17/002dbs.txt) Last  
update: January 1999 Accessed on: February 1, 1999.

Examiners are encouraged to speak to a PTO librarian or technical information specialist when they find that crucial elements to the citation are lacking in their records. The information specialist will work with the examiner to verify dates, authors, and other elements as needed.

## 2) The use of web archiving service in the course of examination

**Q3: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

Where the authenticity and date of a potential prior art document found during an online search is not apparent from the electronic document itself, the web archive can be used to determine these elements.

**Q4: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.**

An electronic publication, like any publication, may be relied upon for all that it would have suggested to one having ordinary skill in the art. See MPEP 2121.01, 2123 and 2128.01. One should note that for a document to be considered a published document, that document need not necessarily be a printed document. “Given the state of technology in document duplication, data storage and data systems retrieval, the ‘probability of dissemination’ of an item very often has little to do with whether or not it is ‘printed’ in the sense of that word when it was introduced into the patent statutes in 1836.” In *re Wyer*, 655 F.2d 221, 226, 210 USPQ 790, 794 (CCPA 1981).

An electronic publication, including an on-line database or Internet publication, is

considered to be a “printed publication” within the meaning of 35 U.S.C. § 102(a) and (b) provided the publication was accessible to persons concerned with the art to which the document relates. Thus, “whether information is printed, handwritten, or on microfilm or magnetic disk or tape, etc., the individual who wishes to characterize the information as a printed publication should produce sufficient evidence of its dissemination or that it has been otherwise available and accessible to persons concerned with the art to which the document relates” *Wyer*, 655 F.2d at 227, 210 USPQ at 795, *Amazon.com v. Barnesandnoble.com*, 73 F. Supp. 2d 1228, 53 USPQ 2d 1115, 1119 (W.D. Wash. 1999)

In situations where the electronic version and the published version of the same or corresponding document differ appreciably, each version may need to be cited and relied upon as independent references based on what they each disclose. MPEP 2128.

**Note:** Prior art disclosures on the Internet or in an on-line database are considered to be publicly available as of the date the item was publicly posted. This is provided that the item is dated and not temporal, and can be indexed for subsequent retrieval. An example of a temporal item is a web broadcast that cannot be saved, retrieved or printed, e.g., a live simulcast feed that is not archived, and a “streaming” audio or video that “flashes” across the screen.

The office policy requiring recordation of the field of search and search results weighs in favor of finding that Internet and on-line database references cited by the examiner are “accessible to persons concerned with the art to which the document relates and thus most likely to avail themselves of its contents.” *In re Wyer*, 655 F.2d at 221, 210 USPQ at 790. Office copies of an electronic document must be retained if the same document may not be available for retrieval in the future. This is especially important for sources such as the Internet and on-line databases. See MPEP 2128.

#### **WEBSITES AS PRIOR ART**

Websites can be used as references if posting dates can be found, and those posting dates predate the invention.

#### **SOFTWARE PRODUCTS AS PRIOR ART**

Software products can be relied upon as prior art as of the date they were first installed or released. *In re Epstein*, 32 F.3d 1559, 31 USPQ2d 1817 (Fed. Cir. 1994). Additionally, database printouts of abstracts which were not themselves prior art publications were

properly relied upon as providing evidence that the software products referenced therein were “first installed” or “released” more than one year prior to applicant’s filing date.

#### **RESOURCES BUSINESS METHODS EXAMINERS USE TO ESTABLISH WEBSITE DATES**

Examiners utilize commercial databases and the Wayback Machine to help establish website posting dates in order to qualify the website as prior art.

##### **A. COMMERCIAL DATABASES**

Commercial Databases are often used by Examiners to discover dates for websites. Articles can be used to provide the date of the website, however, only information in the website that can be traced back to the date provided by the article can be relied upon.

##### **B. WAYBACK MACHINE**

The Wayback Machine finds archived web pages back to 1996 (each archived page is dated), and it covers many, but not all, web pages.

Find archived pages for: <http://attrasoft.com>

Electronic documents that are not themselves dated and have no posting date, but are/were available as links on a website that is archived on the Wayback Machine, are dated as of the archived date of the website.

##### **1. WAYBACK MACHINE – CAUTION**

Clicking on links within an archived web page does not always take you to another archive page. It may link you to a current web page.

If “web.archives.org” and the archive date is part of the URL, you are still in the archived pages. If it is not part of the URL, copy the URL you linked to, paste it into the Wayback Machine, and search for archived pages of that URL.

See also MPEP 2128:

[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100\\_2128.htm#sect2128](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100_2128.htm#sect2128)

### **3) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive**

**Q5. Do you think that a web archive should be created by patent office itself? If yes, why?**

**Is the patent office currently creating or planning to create a web archive?**

The creation of a web archive by the USPTO is neither a current priority nor is it a project

under consideration. At the present time, the existence of the “Wayback Machine” web archive provides a satisfactory verification of electronic documents.

**Q6: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archive.**

**For your reference, the following is a sample answer in the case of the JPO.**

(In the case of the JPO)

The JPO would face the issues of how to prove the date of archiving the online information and how to prove that the information has not been falsified after being archived. If the JPO discloses the archived information to third parties, it would face the issue of the rights of public transmission specified in Article 23 of the Copyright Act. Furthermore, in archiving online information, the JPO would face the issue of the right to maintain integrity specified in Article 20 of the Copyright Act. On the technical side, the JPO could face the issue of how to solve such problem as the garbling of characters.

The USPTO would have to provide a statistically reliable dating mechanism for all electronic documents. As the current practice with the private Wayback Machine web archive places the burden of proving that the archival date is incorrect on the patent applicant, and acts performed by the government are generally presumed correct, the proof of archival date would not present an issue if the USPTO created its own web archive with applied archival dates.

The creation of a web archive may create copyright issues. However, absent a response from the USPTO copyright experts, it would be inappropriate to address these issues here.

The most significant issue the USPTO believes it would face would be justifying the expense of creating and maintaining such a potentially massive database.

**Q7: Describe the desirable structure and functions of a web archive, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

A web archive would desirably provide a fully text searchable system available to both USPTO staff as well as the public. With regard to content, it should contain those elements

identified above (see question 2).



## 資料Ⅲ－４ 英国（翻訳）

### 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

**Q1：どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

インターネット上で得た情報の引用は、あらゆる技術分野に関連すると考えられる。もともと、ウェブ上の文書は、コンピュータ分野では相当量の技術情報がインターネット上で提供されていることやこの分野にはビジネス手法などが含まれることから、この分野において最も関連があるといえる。特許出願の調査のために特にインターネットが役立つ他の分野としては、電気通信分野がある。

**Q2：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。**

インターネット上で得た情報の利用に関連して三つの重要な問題が生じている。第一は、開示情報が公衆に利用可能とされた日付とその日以降に変更されたかの立証の問題である。第二は、当業者が関連する技術的特徴を判断できるほど十分な技術情報を提供するインターネット上の文書を見つける問題である。第三の問題は、インターネット上の検索エンジンにキーワードを入力するときに発明を開示しないように注意が必要である点である。これらの問題は、特許審査過程における先行技術文献としてのウェブページの有用性を限定しており、第二の問題はアーカイブによっては解決されないと考えられる。それでも、英国の特許審査官はウェブ上の先行技術を定期的に参考にしており、これらは審査過程において有効に用いられている。

インターネット上の情報の引用を巡る問題が議論された最近の事例は、HSBC France の出願、BL 0/180/09（英国知的財産庁のウェブサイト [http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL\\_Number=0/180/09](http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL_Number=0/180/09) から入手できる）である。

この事例では、IPO の口頭審理担当官 (hearing officer) が進歩性に関連してインターネット上の引例の日付及び開示内容について検討した。この事例では、欧州特許庁の慣行 (EPO practice) について論じられたが、この判決が交付されてから欧州特許庁の慣行は変更しており、今では [www.archive.org](http://www.archive.org) で確認した日付を重視している。

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

**Q 3 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

英国の特許審査官は、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を証明するためにウェブアーカイブサービス [www.archive.org](http://www.archive.org) を利用している。このサービスにより確認された日付は、一般に有効な日付と考えられている。ただし、英国の裁判所はこの日付の信頼性をまだ検討したことがない。英国知的財産庁が出した最近の決定 (*Ranger Services Ltd' s application*, BL 0/362/09) では、口頭審理担当官は [www.archive.org](http://www.archive.org) が提供したウェブページの日付を有効な日付として受け入れている。この決定は、以下の URL から入手できる。

[http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl.htm?BL\\_Number=0%2F362%2F09](http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl.htm?BL_Number=0%2F362%2F09)

**Q 4 : 審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。**

[www.archive.org](http://www.archive.org) は、完全なものではなく、そこで入手できないウェブページも多々ある。その他ウェブアーカイブに記録された情報を先行技術として利用する際の問題は、上記 Q2 で論じたその他のインターネット上の先行技術の問題と同じである。

## 3) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

**Q 5 : 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。**

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許審査官にとって有用なツールとなると考えられる。ただし、検索が有効に行えることとそのコンテンツの日付が法律上確かなものであることが条件となる。もっとも、そのようなアーカイブを構築・管理することは特にすでに [www.archive.org](http://www.archive.org) が提供しているような有用な機能について考慮すれば、非常に大変な作業であると考えられる。費用対利益の分析では、特許庁主導のアーカイブが [www.archive.org](http://www.archive.org) など既存のサービスの他に提供し得る利益と、そのようなアーカイブの設置・管理のための費用とを慎重に検討することになるだろう。いくつかの特許庁が共同で参加して、このようなアーカイブを多国間ベースでか、WIPO によるか

して構築するかどうかを検討することも考えられるだろう。ただし、この場合もやはり、そのようなアーカイブが費用の妥当性を示すために、既存のサービスに対して著しい利益をもたらしてくれることが望まれる。費用対利益の分析はやはり不可欠であるだろう。

英国知的財産庁は、今のところ、ウェブアーカイブを設置する予定はない。

**Q 6 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築とした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。**

なお、以下に回答の参考として、日本特許庁の場合を記します。

[日本特許庁の場合 :

インターネット上で公開された情報を蓄積した日の証明、蓄積した後の非改ざん性の証明をどのようにするか課題があります。また、蓄積した情報を第三者に公開するためには、著作権法第23条の公衆送信権の問題があります。また、情報を蓄積する際、著作権法第20条の同一性保持権が問題となる可能性があります。さらには、システムの問題ですが、文字化け等の不具合の検証方法の課題があります。]

ウェブアーカイブを構築する上での重要な問題は、費用であると考えられる。この費用には、アーカイブ設置費用とアーカイブの維持費用の両方が含まれる。

英国の著作権法がそのようなアーカイブの設置を認めるかどうか、またその成果を第三者（特許出願人、他の特許庁、一般公衆）と共有することが許されるのかどうか、という点でいくらかの法律上の問題もあると考えられる。アーカイブがウェブページに与える日付が法律上確かなものとなることを確保するために、しかもそれをインターネット上ではもはや公衆に利用可能とはなっていないが、過去になっていたウェブページについても保証するために、アーカイブの設計段階では、法律上の助言も必要となると考えられる。

1977年英国特許法第2条(2)は、「技術水準とは、すべての事項（製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。）で当該発明の優先日前の何れかの時に（連合王国におけるか外国におけるかを問わず）公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない」と定めている。従って、非公のアーカイブに記録され、他の手段では公衆に対し利用可能なものではなくなったウェブページは、英国ではやはり何れかの時に公衆に対し利用可能なものとされた、技術水準を構成すると思われる。

また、重大な技術上の問題もある。アーカイブに記録されたウェブページには日付印はどのように適用されるのであろうか。何を根拠として、ウェブページはアーカイブに追加されるのであろうか。記録はどのような方法で検索できるのであろうか。例えば、ウェブページに分類用語 (classification terms) は適用されるのであろうか。アーカイブは自動的に行われるのであろうか。それとも人の手で行われるのであろうか。また、アーカイブを蓄積するためにはどのくらいの容量のサーバーが必要なのであろうか。こうした技術上の問題は克服できると考えられるが、それによって生じるシステムの費用は大きな要因となるだろう。

**Q7：貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築するとした場合、望まれる構成・機能（収録することでの確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等）を教えてください。**

インターネット上で開示される情報には、様々な種類のものがある。

1. 既存の文書アーカイブに記録されている学术论文、ジャーナル、その他技術文書（無償のものも、購読料が必要なものもある）
2. 技術や製品について報告したり、議論したりする技術ニュースサイトやインターネット上のフォーラム
3. 自社の製品やサービスに関する情報を提供する製品やサービスの提供業者のウェブページ
4. ユーザーが編集可能な情報を提供する Wikipedia など、インタラクティブなウェブサイト
5. 運営手法に発明を用いているウェブサイト（特にコンピューティング／ビジネス手法の分野、例えば、インターネット販売システム）
6. 自身のウェブページ、ブログなどで技術について語る他のウェブユーザー

一般に、上記の1や2のタイプの開示情報の日付を判断するのはむしろ容易である。もっとも、3から6のタイプは、日付を判断するのに問題が生じる可能性がある。公のウェブ上で見つかった文献の日付を確認するために用いられるだけであっても、アーカイブが大幅に価値 (value) を追加すると考えられるのはこの分野においてである。Archive.orgはこの目的ですでに有用なツールとなっている。使用したキーワードを開示せずに検索できる安全なアーカイブは、既存のウェブ検索・アーカイビングツール以上に価値が追加されると考えられる。

ウェブアーカイブの運用方法は、いくつか考えられる。

1. 実際のウェブの構造 (URL、リンクなど) を反映し、Google のような検索エンジンを使って検索可能とすることが考えられる。こうすれば十分に自動化でき、ページ間のリンクを維持すること

もできる。ただし、体系的な検索は難しくなる。

2. データベースの記録や項目を使ってより組織的なデータベースの構造にウェブのコンテンツを蓄積し、データベースツールを使って検索可能とすることが考えられる。こうすればより組織的に検索することが可能となるが、一方適切なソフトウェアを使えば自動蓄積の機能が維持されるだろう。ページ間のリンクをどう維持するのかという疑問が生じると考えられる（このページ間のリンクは、単一の製品や技術の断片についてリンクされたいくつかのページを見る場合に、非常に役に立つ）。

3. ウェブページが特許明細書と同様の方法で蓄積されているパテント様式のデータベース。分類用語(classification terms)、キーワード、抄録、要約などの値を追加することが考えられる。もっとも、このためにはアーカイブを設置・維持するために大量に手動で介入を行うことになる。アーカイブがこれをベースに行われると、主題、特定のタイプのオンライン文書、特定のウェブドメインにより焦点を合わせなければならないと考えられる。

特許審査官が最大限に利用できるようにするために、ウェブアーカイブは以下を備えている必要があると考えられる。

1. アーカイブに記録されたページのそれぞれに法律上確かな方法で日付印を付し、定期的な間隔でアーカイブを行う。
2. 非公開の検索を可能とする強力な検索ツールを含む（つまり、使用されたキーワードが公衆に開示されない検索を行う）。
3. 特定の技術分野に限定されるとしても、大量の記録を含む。
4. 審査官にとっては分類用語(classification terms)は有用であるが、ウェブページに追加するには費用がかかると考えられる。

資料Ⅲ－5 英国 (原文・英語)

1) The use of online information in the course of examination

**Q1: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Internet-based citations can be relevant to all fields of technology. Web-based documents however tend to be most relevant in the field of computing as there is considerable technical information available in this field online and this field also includes business methods and the like. Another field for which the internet is particularly useful for searching patent applications is the field of telecommunications.

**Q2: Describe the issues related to the use of online information as prior art information.**

Three key issues arise in relation to the use of online information. The first is the problem of establishing the date the disclosure was made available to the public and whether it has been amended since that date. The second is the problem of finding web-based documents that provide enough technical information for the skilled person to be able to determine the relevant technical features. A third issue is the need to be careful not to disclose the invention when entering keywords into web-based search engines. These issues limit the usefulness of web pages as prior art documents in the patent examination process and the second of these issues would not be resolved by an archive. Nevertheless web-based prior art is regularly cited by UK patent examiners and used effectively in the examination process.

A recent case in which the issues surrounding internet citations were discussed is that of HSBC France's application, BL 0/180/09, available from the UK IPO's website at <http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BLNumber=0/180/09>. In this case the IPO hearing officer considered the date and disclosure of an internet citation in the context of inventive step. This case discussed EPO practice but it should be noted that EPO practice has changed since this decision was issued and they now give more weight to dates verified by [www.archive.org](http://www.archive.org).

## 2) The use of web archiving service in the course of examination

**Q3: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

UK patent examiners use the web archiving service [www.archive.org](http://www.archive.org) to provide evidence of the date a particular web page was available to the public. A date verified by this service is generally considered to be a valid date although the UK courts have not yet considered the reliability of such dates. In a recent decision issued by the UK's Intellectual Property Office, that in *Ranger Services Ltd's application*, BL 0/362/09, the hearing officer accepted the date of a web page provided by [www.archive.org](http://www.archive.org) as a valid date. This decision is available at

[http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl.htm?BL\\_Number=0%2F362%2F09](http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl.htm?BL_Number=0%2F362%2F09)

**Q4: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.**

[www.archive.org](http://www.archive.org) is not complete and many web pages are not available on it. Other issues in using web-archived information as prior art are the same as those for other online prior art, as discussed in Q2 above.

## 3) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive

**Q5. Do you think that a web archive should be created by patent office itself? If yes, why?**

**Is the patent office currently creating or planning to create a web archive?**

A web archive created by a patent office would be a useful tool for patent examiners provided it could be effectively searched and the dates of its contents were legally secure. It could however be a very large task to create and maintain such an archive, particularly given the useful function [www.archive.org](http://www.archive.org) already provides. A cost-benefit analysis would carefully examine the benefits that a patent office-based archive would provide over and above existing services such as [www.archive.org](http://www.archive.org) against the costs of setting up and maintaining such an archive. There could be a case for patent offices joining together to consider whether to

create such an archive, either on a multilateral basis or through WIPO. We would however still wish to see such an archive deliver significant benefits over existing services in order to justify the cost. A cost-benefit analysis would still be essential.

The UK Intellectual Property Office currently has no plans to set up a web archive.

**Q6: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archive.**

**For your reference, the following is a sample answer in the case of the JPO.**

(In the case of the JPO)

The JPO would face the issues of how to prove the date of archiving the online information and how to prove that the information has not been falsified after being archived. If the JPO discloses the archived information to third parties, it would face the issue of the rights of public transmission specified in Article 23 of the Copyright Act. Furthermore, in archiving online information, the JPO would face the issue of the right to maintain integrity specified in Article 20 of the Copyright Act. On the technical side, the JPO could face the issue of how to solve such problem as the garbling of characters.

A key issue in creating a web archive would be the cost, including both the cost of setting up the archive and the cost of maintaining the archive.

There may also be some legal issues in terms of whether UK copyright legislation would allow us to set up such an archive, and whether we would be allowed to share the results with third parties (patent applicants, other patent offices, and the general public). Legal advice would also be necessary during the design of the archive to ensure the dates it gave to web pages would be legally secure even for web pages no longer available to the public on the web but which were in the past.

Section 2(2) of the UK Patents Act 1977 states that “the state of the art shall be taken to comprise all matter (whether a produce, a process, information about either, or anything else) which has *at any time before the priority date of the invention* been made available to the public (whether in the United Kingdom or elsewhere) by written or oral description, by use or in any other way.” . Thus it would seem that web pages archived in a non-public



archive and no longer made available to the public by other means would in the UK still constitute part of the state of the art providing they were at some point made available to the public.

There are also significant technical issues. How would date stamps be applied to web pages archived in the archive? On what basis are web pages added to the archive? In what way will the records be searchable? For example would classification terms be applied to web pages? Would the archiving be automatic or manual? How large would the servers need to be in order to store the archive? These technical issues could be overcome, but the cost of the resulting system would be a large factor.

**Q7: Describe the desirable structure and functions of a web archive, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

There are different types of web disclosure:

1. Academic papers, journals and other technical documents in existing document archives (some free, some subscription-based).
2. Technical news websites and online forums reporting on and discussing technology and products.
3. Product or service provider web pages that provide information on their own products and services.
4. Interactive websites such as Wikipedia which provide information editable by users.
5. Web sites that use inventions in the way they operate (particularly in the computing/business method field, e.g. an online sales system).
6. Other web users discussing technology in their own web pages, blogs, etc.

It is generally more straightforward to determine the dates of disclosures of types 1 or 2 above. Types 3 to 6 however can cause problems in determining dates. It is in these areas where an archive would add considerable value even if it was only used to check dates of documents found on the public web. Archive.org is already a useful tool for this purpose. A secure archive which could be searched without disclosing the keywords used would add value over and above existing web searching and archiving tools.

A web archive could operate in several ways.

1. It could mirror the real web in structure (URLs, links etc) and be searchable using a search engine such as Google. This could be fully automated and maintain links between pages. It would however be more difficult to search systematically.
2. It could store web content in a more formal database structure using database records and fields and be searchable using database tools. This would allow some more formal searching whilst perhaps, with the appropriate software, maintaining an automated archive function. A question would arise over how links between pages would be maintained (this is very useful when looking at a number of linked pages around a single product or piece of technology).
3. A patent-style database where web pages are stored in a similar way to patent specifications. Value could be added such as classification terms, keywords, abstracts or summaries, etc. This would however involve a huge amount of manual intervention in order to set up and maintain the archive. If an archive was done on this basis, it would have to be much more focused on subject matter, particular types of online documents, or particular web domains.

In order to be of maximum use to patent examiners, a web archive would have to:

1. Date-stamp each archived page in a legally secure manner, and archive at regular intervals.
2. Include powerful search tools which allow private searching (that is, searching where the keywords used are not disclosed to the public).
3. Include a significant number of records, even if restricted to certain areas of technology.
4. Classification terms would be useful to examiners but would be costly to add to web pages.

資料Ⅲ－6 ドイツ（翻訳）

1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

Q1：どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。

国際特許分類（IPC）に基づく対象分野

- 1) H04L デジタル情報の伝送、電信通信のための方法
- 2) G06F 電氣的デジタルデータ処理
- 3) A61K 医薬用製剤、医薬品
- 4) B64C 飛行機、ヘリコプタ
- 5) C12N 生物化学、微生物または酵素

ライブラリ別で示す引用された情報の種別（library-based types）

- 1) ジャーナルの記事（約 55%）
- 2) シンポジウム・会議に関する報告書（約 20%）
- 3) 論文（約 15%）
- 4) 企業の発表物（約 5%）

理由については、Q2 を参照のこと。

Q2：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。

- 1) データベース（IEEE, Elsevier, Wiley など）へのアクセスが、インターネット経由でできる。審査手続で引用される先行技術の非特許文献の 50%以上がインターネット上で入手できるものである。
- 2) 関連する先行技術が主に最新の研究報告などに見られる。これらは、まだ公開済みの特許文献には含まれていない主題であり、インターネット上でしか見つけることができない（インターネット検索した全件数の 50%以上）。
- 3) トレンドの認識、開発の方向性（約 10-20%）
- 4) 主題についての基礎知識又は一般的知識（約 20%）

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

Q3 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。

現在、ドイツ特許商標庁は、無料の商業プロバイダ、上述の「Internet Archive Wayback Machine (米国)」を利用している。

理由 :

- 1) 公開日の確認 (頻繁に行われる)
- 2) インターネット上で利用できなくなった内容の確認 (頻度は少ない)
- 3) 異なる公開段階や公開資料の修正の確認 (頻度は少ない)

Q4 : 審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。

Q3 を参照のこと。

## 3) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

Q5 : 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

- 1) 特許法に基づき関連する、真正な公開資料の情報を改ざん防止された環境で利用できるウェブアーカイブを構築することは有用である。そのようなウェブアーカイブは、少なくとも特許庁の委託により構築されるべきであり、また特許法の要件を充足するためのものである場合、特許庁の監督の下で運用されなければならない。主要な特許庁がそのようなウェブアーカイブを共同で運営することができないかも模索すべきである。
- 2) 膨大な格納スペースが必要となるので、**含める公開資料は、有用な基準に基づき選択/制限**すべきである。現在、ドイツ特許商標庁では一般に、この問題に関して何の見解も採択されていない。
- 3) フィージビリティ・スタディ (試行プロジェクト「NPL-ZDB」) の範囲内で、現在ドイツ特許商標庁は、**非特許文献データベース**を作成している。このデータベースの目的は、少なくとも次のものが引用できるように確保することである。審査手続において引用された先

行技術、審査部門が今後の審査手続に関連する可能性があると考える最新技術。

このデータベースの編集は主に著作権による制限を受ける。

以下に、想定されるデータベースの項目（テーブル項目「NPL-ZDB」）の一覧を示す。

非特許文献の種別

題名

公開日

真の公開日？

著作者

IPC サーチファイル

ファイル番号

公開の許容（著作権制限）

ジャーナル／年報／会議報告書

書籍／研究論文…（完全な題名）

団体・組織

編集者

発行者

発行地

ISBN

ISSN

抄録／論文番号（paper number）

巻／年

版／号の名称

シリーズ

交付番号

頁番号

URL/URN/DOI

その他出典識別コード

クロスレファレンス

Q 6 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築とした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。

なお、以下に回答の参考として、日本特許庁の場合を記します。

[日本特許庁の場合：

インターネット上で公開された情報を蓄積した日の証明、蓄積した後の非改ざん性の証明をどのようにするか課題があります。また、蓄積した情報を第三者に公開するためには、著作権法第23条の公衆送信権の問題があります。また、情報を蓄積する際、著作権法第20条の同一性保持権が問題となる可能性があります。さらには、システムの問題ですが、文字化け等の不具合の検証方法の課題があります。]

Q5 を参照のこと。 JPO の内容と DPMA の意見は一致する。

Q 7 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築とした場合、望まれる構成・機能（収録することでの的確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等）を教えてください。

- 1) Q3 と Q5 を参照のこと。
- 2) 現在、ドイツ特許商標庁は、ウェブアーカイブについて具体的な要件を採択していない。

資料Ⅲ－ 7 ドイツ（原文・英語）

1) The use of online information in the course of examination

**Q1: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Subject fields according to the IPC:

- 1) H04L, electric communication technique, transmission of digital information
- 2) G06F, electric digital data processing
- 3) A61K, preparations for medical purposes, medicines
- 4) B64C, aeroplanes, helicopters
- 5) C12N, biochemistry, micro-organisms or enzymes

Library-based types of information cited :

- 1) Articles from journals (about 55%)
- 2) Reports on symposiums and conferences (about 20%)
- 3) Dissertations, theses (about 15%)
- 4) Corporate publications (about 5%)

For reasons please refer to Q2.

**Q2: Describe the issues related to the use of online information as prior art information.**

- 1) Access to databases (IEEE, Elsevier, Wiley, etc.) that can preferably be reached via the Internet. More than 50% of non-patent literature of the prior art cited in the procedure are available on the web.
- 2) Relevant prior art is predominantly found e.g. in the latest research reports, etc. These are subject matters that have not yet found entry into published patent literature and can be found on the web only (more than 50% of all web searches).
- 3) Recognition of trends, directions of development (about 10 to 20%)
- 4) Basic or general introductions to a subject matter (about 20 %)

## 2) The use of web archiving service in the course of examination

**Q3: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

Presently, the DPMA uses the free commercial providers, as the above mentioned 'Internet Archive Wayback Machine (U.S.)'.

Reasons:

- 1) Ascertainment of the **publication date** (frequently)
- 2) Ascertainment of content no longer available on the web (less frequently)
- 3) Ascertainment of different publication stages or modifications of a publication (less frequently)

**Q4: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.**

See Q3.

## 3) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive

**Q5. Do you think that a web archive should be created by patent office itself? If yes, why?**

**Is the patent office currently creating or planning to create a web archive?**

- 1) It is useful to **create web archives** where the genuine **data of publications, which are of relevance under patent law**, are available in a tamper-proof environment. Such web archives must, at the very least, be commissioned by patent offices and be managed under their supervision if they are to satisfy patent law requirements. It should be explored whether the major patent offices might run such a web archive jointly.
- 2) Due to the immense storage space required, **the publications to be included** should be **selected / limited** according to useful criteria. Currently, there is no generally adopted opinion about this issue at the DPMA.
- 3) Within the scope of a feasibility study (pilot project 'NPL-ZDB'), the DPMA currently establishes a **non-patent literature database**. The aim of this database is to ensure that at least the following can be cited: the prior art cited in procedures and a



state of the art which the examining section considers to be of possible relevance for future procedures. The compilation of this database is mainly restricted by copyright. Below you will find a list of the envisaged database fields (table fields 'NPL-ZDB'):

Type of non-patent literature

Title

Date of publication

Date of publication trustworthy ?

Author

IPC search file

File number

Publication admissible (copyright restriction)

Journal / yearbook / conference report

Book / monograph ... (full title)

Organisation

Editor

Publisher

Place of publication

ISBN

ISSN

Abstract / paper number

Volume / year

Designation of edition / issue

Series

Issue number

Page numbers

URL/URN/DOI

Other source identifiers

Cross reference

**Q6: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archive.**

**For your reference, the following is a sample answer in the case of the JPO.**

(In the case of the JPO)

The JPO would face the issues of how to prove the date of archiving the online information and how to prove that the information has not been falsified after being archived. If the JPO discloses the archived information to third parties, it would face the issue of the rights of public transmission specified in Article 23 of the Copyright Act. Furthermore, in archiving online information, the JPO would face the issue of the right to maintain integrity specified in Article 20 of the Copyright Act. On the technical side, the JPO could face the issue of how to solve such problem as the garbling of characters.

See Q5. The contents of the JPO and DPMA statements are corresponding.

**Q7: Describe the desirable structure and functions of a web archive, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

- 1) See Q3 and Q5
- 2) Currently, the DPMA has not adopted any further concrete requirements for a web archive.

## 資料Ⅲ－８ 欧州特許庁（翻訳）

### 1) 審査実務におけるインターネット上の情報の取扱い

**Q1：どのような分野もしくは内容で、インターネット上で公開された情報を引用する頻度が高いか教えてください。また、その理由についても教えてください。**

質問にある分析を行うためには広範囲に渡って検討する必要がある。

その一部を挙げれば、インターネット上の情報が引用される機会が多いのは、他の科学文献が利用できない分野である。例えば、ビデオゲーム（興味のあるフォーラム、チャットルーム）やソフトウェアを使用する発明に対するソフトウェアマニュアル（EPO ではソフトウェア特許そのものは存在しない）である。

**Q2：インターネット上で公開されている情報の、先行技術情報としての利用についての課題を教えてください。**

欧州特許条約第 54 条 2 項は、技術水準とは、あらゆる方法によって公衆に利用可能となったすべてのものであると定義している。従って、インターネット上の公開物（テキスト、画像、ビデオ、オーディオまたはその他のタイプの情報であるかを問わない。）は特許出願に対して先行技術として利用することができる。

これらの問題は、主に公開日に関連するものである。

審判部（特に T 1134/06）が単独で高度の基準の証拠を求めるとの審決を出しているにもかかわらず、EPO は通知を出して、より一般的な「蓋然性が高いと判断されること (balance of probabilities)」が必要なだけであると示した。すなわち、申立ては、それが真実である可能性が真実ではない可能性より高ければ、正しいものと認められる。

これは、インターネット上の公開物に付される公開日がそれに反する具体的な指摘がない限りは、一応有効であると受け入れられていることを意味する。出願人／権利者は、当該の日付が有効ではない理由について具体的な論拠を提供しなければならないだろう（一方、「インターネットは信用できない」といった一般的な論拠は認められない可能性が高い）。

「自由心証 (free evaluation of evidence)」主義によれば、審査部は、すべての証拠をインターネット上で公開された時及び状況に関して意見を形成するかについて自由に判断・検討する。

これらの一般原則を超えて、どの日付がインターネット上の公開時に付されたのか（または電子コピー内に組み込まれたのか）、そしてどの程度、当該の日付が公開日を示すのかの判断は、各個別の事例の独立した問題である。例えば、ある文書は外部からのアクセスから当初は保護されており（例えば、パスワードやファイヤーウォールにより）、その後公衆に利用可能とされたのかもしれない。

## 2) ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

**Q 3 : ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況を教えてください。**

特定のウェブページの公開日を立証・確認するために Wayback Machine (archive.org) が使用されることが時折ある。

- インターネットアーカイブ（または相当する物）が、唯一の出所であるとき。例えば、文書そのものが消滅したとき。
- インターネットアーカイブが特定の文書がその時に利用可能であったことを示す二次的証拠として使用されるとき。

データの許容性には何時でも、たとえ出願人が一見合意している場合であっても、異議を申立てることができる。何時でもとは、審査の終りごろであるが、異議申立てあるいは審判までを意味する。

**Q 4 : 審査実務におけるウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての取扱い上の課題を教えてください。**

### 網羅性と利用性 (Comprehensiveness and usability)

アーカイブは網羅的ではないので、アーカイブで特定のウェブページが見つかるものと当てにすることはできない。特定のウェブページがアーカイブに記録されていたとしても、それが特許出願の該当日前にアーカイブに記録されていたものと信頼することはできない。全文や日付別での検索能力を欠いていることは審査官にとっては不利益である。最後に、動的ウェブページは常に完全にアーカイブに記録されているのではないので、ページの一部要素が欠落している可能性がある。

### 有効性 (Validity)

アーカイブに蓄積された情報は、正しいものと推定される。データの誤りや操作は理論上可能ではあるが、これが生じる可能性は非常に低いと推定される。従って、当該データが誤っていたり、操作されたものであることは出願人／権利者が示すこととなるであろう。

ただし、アーカイブに記録されたページの URL から見えてくる日付は、そのページの全セクションに適用されることを保証する必要がある。例えば、画像やフレームには、個々の記録された日付があったり、(ウェブページ上に現在も存在するので、そこから取り出されて)「ライブで」さえあったりするかもしれない。この判断には、多くの審査官が持ち合わせていない一定の技術専門知識が求められる。

最後に、インターネットをブラウジングする者が目にするページではなくあるページのソースコードのみがアーカイブに記録されている点を指摘する。この点は今のところは問題とはなっていないが、ブラウザとウェブの標準がさらに開発されれば、アーカイブを閲覧するために使用されている最新のウェブブラウザでは、(廃止された標準で書かれた)古いウェブページを正確に表示できないということも起こりうる。

### 3) 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築する場合の課題

**Q5 : 貴国特許庁によるウェブアーカイブシステム構築は必要と考えますでしょうか。もし必要と考える場合その理由を教えてください。**

また、貴国特許庁におきまして、ウェブアーカイブシステムを構築中、もしくは構築予定とされておりますか教えてください。

EPO は現在ウェブアーカイブの構築を行っていないし、またその予定もない。議論が行われ、現在も進行中であるが、これまでにこの意味での結論が下されたことはない。ただし、EPO は、原則として、特許付与という公務の枠内で当該のアーカイブの構築・使用について権限を有すると考えられる。

Wayback Machine は、上述した様々な不利益に見られるように、特許庁のニーズに合わせられたものではない。非特許文献の文書化(すなわち、分類、全文、日付別など、既存の審査官の調査ツールにより検索可能とすること)は、インターネット上に公開されるものであろうと、従来の方法で出版されるのであろうと、検索の品質を確保するための特許庁の重要な責務である。

T 1134/06 (インターネット上での公開の状況が合理的疑いを超えて” beyond reasonable doubt” 証明されることを求める)の理由付けが EPO の審判部に普及しているとすれば、調査の質、従って最終的に付与される特許の質を確保するために網羅的かつ調査可能なアーカイブが必要となる。調査・審査手続は、本質的に行政上のものであり、高度な立証基準によって求められる程度までインターネット上の公開物を調査するために必要な時間又は資源を認めない。ただし、インターネット上の公開物は、調査文書に不可欠なものとみなされる。今後この重要性は増すであろう。

**Q 6 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築とした場合、どのような課題（公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合等）があるか教えてください。**

なお、以下に回答の参考として、日本特許庁の場合を記します。

[日本特許庁の場合 :

インターネット上で公開された情報を蓄積した日の証明、蓄積した後の非改ざん性の証明をどのようにするか課題があります。また、蓄積した情報を第三者に公開するためには、著作権法第23条の公衆送信権の問題があります。また、情報を蓄積する際、著作権法第20条の同一性保持権が問題となる可能性があります。さらには、システムの問題ですが、文字化け等の不具合の検証方法の課題があります。]

EPO の場合

- 日本国特許庁と同様に、日付の立証と内容の完全性の問題がある。
- 当該のアーカイブの構築・維持費の問題：誰がその費用を負担するのか。その費用は、対応する事例の数や重要性に見合うのか。
- 著作権：当該の情報のダウンロードには、通常著作権者の許可を要する。ただし、ダウンロードの権利が例えばクリエイティブコモンズライセンス等に基づき付与されている場合は別である。
- 非特許文献全般にすでに当てはまるもう一つの著作権の側面は、包袋閲覧プロセスの範囲内で公衆に対して利用可能とされるという点である。

**Q 7 : 貴国特許庁がウェブアーカイブシステムを構築とした場合、望まれる構成・機能（収録することでの的確な審査に資する技術情報、検索、照会、第三者への公開等）を教えてください。**

アーカイブは、EPO の職員、出願人、公衆のすべてがアーカイブの信頼性に絶対的な自信を持つに足る確実性及び正確性を備えるように設計される必要がある。公衆がアーカイブを利用できないのであれば、これを達成することは難しい。

アーカイブは、アーカイブに記録されたウェブページを、記録された日に利用者に表示された通りに提供する必要があるし、またこの機能を将来にわたって維持すべきである。

アーカイブは、日付別の検索を可能とし、また全文検索も可能であることが好ましい。

日本国特許庁が質問 1 で提示しているように、インターネット上の引例は、どのウェブサイトが最も多く引用されているのかを判明させるべく分析することができる。こうしたウェブサイトをまずは記録することができる。アーカイブへの記録を（少なくとも最初は）主に技術的内容を記載するウェブサイト限定する。

また、こうしたアーカイブがアーカイブに記録されていないインターネット上の公開物を「引用

不可能」にしてしまうことはなく、それらも公開日を確認する既存の手段を使用して、先行技術として引用し続けることができることも言及されるべきである。

資料Ⅲ－9 欧州特許庁（原文・英語）

1) The use of online information in the course of examination

**Q1: Identify the fields or subject matters in connection of which online information is often cited. Explain the reasons.**

Such an analysis would require an extensive study.

Some elements: online information has more chances to be cited in fields where no other scientific literature is available. Examples are video games (interesting fora, chat rooms) or some software manuals for inventions using software (no software patents per se at the EPO).

**Q2: Describe the issues related to the use of online information as prior art information.**

Article 54(2) EPC defines the state of the art as comprising everything made available to the public in any way. Consequently, Internet publications (whether text, images, video, audio or any other type of information) can be used as prior art against a patent application

The issues are mainly related to the publication date.

Despite isolated decisions of the Boards of Appeal (in particular T 1134/06) requiring a higher standard of proof, the EPO has issued a notice indicating that it will only require the more usual ‘balance of probabilities’. That is to say, an allegation will be accepted as correct if it is more likely to be true than it is to be untrue.

This means that publication dates given on Internet publications are prima facie accepted as being valid unless there are specific indications to the contrary. The applicant/proprietor would have to provide concrete arguments as to why the date is not valid (whereas generic arguments, such as ‘the Internet is unreliable’, will likely be disregarded).

According to the principles of ‘free evaluation of evidence’, the examining division will weigh up and consider all evidence at its disposal to form an opinion on timing and



circumstances of an Internet publication.

- Beyond these general principles it may be a separate issue in each individual case to determine which *dates* are given on an Internet publication (or embedded within the electronic copy), and to what extent such a date represents a *date of publication*. For example, a document might have been posted on a site which was initially protected against external access (eg: password, firewall) and made publicly available only later.

## 2) The use of web archiving service in the course of examination

**Q3: Describe whether and how web archiving service is used in the course of examination.**

The Wayback Machine (archive.org) is sometimes used to establish or confirm a date of publication of a particular web page:

- sometimes Internet Archive (or equivalent) is the only source, for example if the document itself has disappeared;
- sometimes the Internet Archive is used as secondary evidence to show that a particular document was available in time

The acceptability of data can be challenged at any time, even after apparent agreement by the applicant; any time can mean late in examination, but also as late as opposition or appeal

**Q4: Describe the issues related to the use of web-archived information as prior art information in the course of examination.**

### - Comprehensiveness and usability

The archive is not comprehensive and so one cannot rely on finding a particular web page in the archive, or if it was archived, that it was archived prior to the relevant date of the patent application. The lack of the ability to search by fulltext and by date is disadvantageous to examiners. Finally, dynamic web pages are not always completely archived, so elements of a page may be missing.

### Validity

The information stored in the archive is assumed to be correct. Mistakes and manipulations of the data are theoretical possibilities, but the chance of this happening is assumed to

be very low. Consequently, it would be for the applicant/proprietor to show that the date is incorrect or has been manipulated.

However, one has to ensure that the date apparent from the URL of the archived page applies to all sections of the page. For example, images and frames may have individual archiving dates or may even be 'live' (taken from the web page as it currently exists). This requires a certain technical expertise which many examiners do not have.

Finally, it is noted that only the source code of a page is archived, and not the page as would be seen by a person browsing the Internet. While this is not yet an issue, as browsers and web standards develop further, it could happen that the modern web browsers used to view the archive are no longer able to accurately render an old web page (written to obsolete standards).

### 3) Issues faced by the patent office in your country in creating a web archive

**Q5. Do you think that a web archive should be created by patent office itself? If yes, why?**

**Is the patent office currently creating or planning to create a web archive?**

The EPO is currently not creating or planning to create a web archive. Discussions have taken place and are still going on but no decision in this sense has been taken so far. However, the EPO would in principle be competent for the creation and the use of such an archive in the frame of its official duty of patent granting.

The Wayback Machine is not tailored to the needs of patent offices, as can be seen by the various disadvantages noted above. Documenting (i. e. making searchable by existing examiner search tools, e. g. by classification, fulltext, dates) non-patent literature, whether published on the Internet or traditionally, is a key task of a patent office to ensure quality of search.

If the reasoning of T 1134/06 (requiring the circumstances of an Internet publication to be proven beyond reasonable doubt) prevails in the EPO Boards of Appeal, a comprehensive and searchable archive will be necessary to ensure quality of the search and therefore of

the finally granted patents. The search and examination procedures are administrative in nature and do not allow the time or the resources necessary to investigate Internet publications to the extent required by a higher standard of proof. However, Internet publications are considered an essential part of the search documentation; this importance will increase in the future.

**Q6: Describe the issues that the patent office could face in the course of creating a web archive.**

**For your reference, the following is a sample answer in the case of the JPO.**

(In the case of the JPO)

The JPO would face the issues of how to prove the date of archiving the online information and how to prove that the information has not been falsified after being archived. If the JPO discloses the archived information to third parties, it would face the issue of the rights of public transmission specified in Article 23 of the Copyright Act. Furthermore, in archiving online information, the JPO would face the issue of the right to maintain integrity specified in Article 20 of the Copyright Act. On the technical side, the JPO could face the issue of how to solve such problem as the garbling of characters.

In the case of the EPO:

- similarly to the JPO, the issue of proof of date and of integrity of content.
- the issue of costs of creating and maintaining such an archive: who would bear those costs. Are those costs justified by the number and the importance of corresponding cases?
- Copyright: the download of such information would normally require consent of the copyright holder, unless such right has been granted, e.g. under a creative commons license or equivalent.
- Another copyright aspect which already applies to NPL in general is the availability to the public within the file inspection process.

**Q7: Describe the desirable structure and functions of a web archive, if created by the patent office (technical information that should be archived for proper examination, search, reference, disclosure to third parties).**

An archive would have to be designed to be secure and accurate enough such that EPO staff,

applicants and the general public all have absolute confidence in the reliability of the archive. This will be difficult to achieve if the archive is not publicly accessible. The archive will have to produce an archived web page exactly as it would have appeared to a user on the day of archiving, and it should retain this capability long into the future. The archive should be searchable by date and preferably also by fulltext. As JPO proposed in Question 1, Internet citations could be analysed to see which web sites are most cited. These could be archived first. Limit archive (at least initially) to those websites with largely technical content.

It should also be noted that such an archive would not render non-archived Internet publications 'unusable' ; these would continue to be citable as prior art using the existing means of establishing a publication date.

# 資料IV

## ウェブアーカイブ事業（WARP）の取り組み

### 資料IV－1 国会図書館によるウェブアーカイブ事業 （WARP）の取り組み



資料Ⅳ－１ 国会図書館によるウェブアーカイブ事業（WARP）の取り組み

国立国会図書館  
National Diet Library

## 国会図書館によるウェブアーカイブ事業 (WARP)の取り組み

国立国会図書館  
関西館電子図書館課  
平成21年8月7日

国立国会図書館  
National Diet Library

### 1. WARPの沿革と事業内容

- 国会図書館
  - 国内発行出版物(有体物)の納本図書館  
    <=インターネット上で(のみ)流通する情報資源の増大
- WARP(Web Archiving Project:国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業)
  - 平成11年:納本制度調査会(現審議会)答申
    - 納本制度とは別に契約にて個別収集
  - 平成14年:実験プロジェクトとして運用開始
  - 平成18年:本格事業化
    - アーカイブデータの全文検索対応
  - 平成22年:システムリニューアル
    - 制度収集開始

平成21年8月7日「産業財産権制度問題調査研究」プレゼンテーション 1

## 1. WARPの沿革と事業内容

### ■ 収集実績(平成21年7月現在)

コレクション名	タイトル数	個体数	ファイル数	容量(GB)	
サイト	国の機関	55	519	23,241,645	2,461
	都道府県	38	217	26,229,500	2,279
	政令指定都市	15	88	10,859,317	953
	市町村合併	1,740	6,334	19,758,635	1,404
	法人・機構	179	1,255	33,554,861	2,035
	大学	345	817	28,111,143	3,479
	イベント	97	262	554,950	26
	【サイト小計】	2,469	9,492	142,310,051	12,637
電子雑誌	1,914	11,159	7,387,263	1,103	
合計	4,383	20,651	149,697,314	13,740	

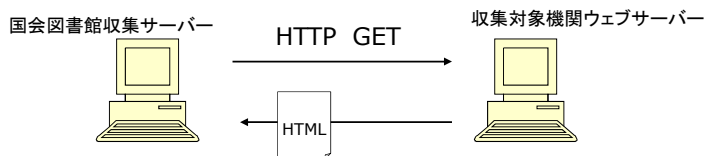
平成21年8月7日「産業財産権制度問題調査研究」プレゼンテーション

2

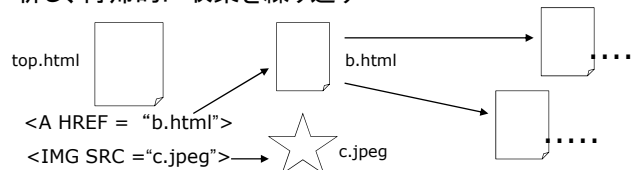
## 2. ウェブアーカイブのしくみ

### ■ 収集のしくみ

- HTTP GETコマンドにより、HTML・JPEG・DOC等のファイルをリンクを辿って、順次ダウンロード



- 起点となるページ(トップページ)からリンク記述(HREFやIMG等)を解析し、再帰的に収集を繰り返す



平成21年8月7日「産業財産権制度問題調査研究」プレゼンテーション

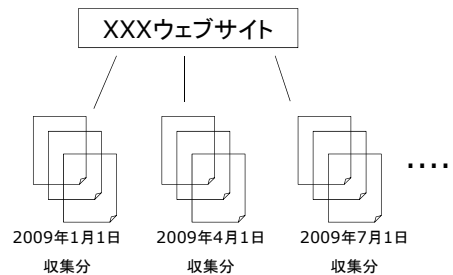
3



## 2. ウェブアーカイブのしくみ

### ■ 収集のしくみ 2

- 収集対象サイトに対して、継続して収集を行う。各収集ごとにウェブアーカイブデータ(ウェブサイト構成ファイルのひとかたまり)が作成される(=収集個体)。



## 3. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — 収集準備編

### ■ 収集対象機関との個別許諾契約

#### □ 許諾事項

##### ■ 著作権処理に係る事項

- 複製権(著作権法第21条)
- 同一性保持権(著作権法第20条第1項)
- 公衆送信権(著作権法第23条)

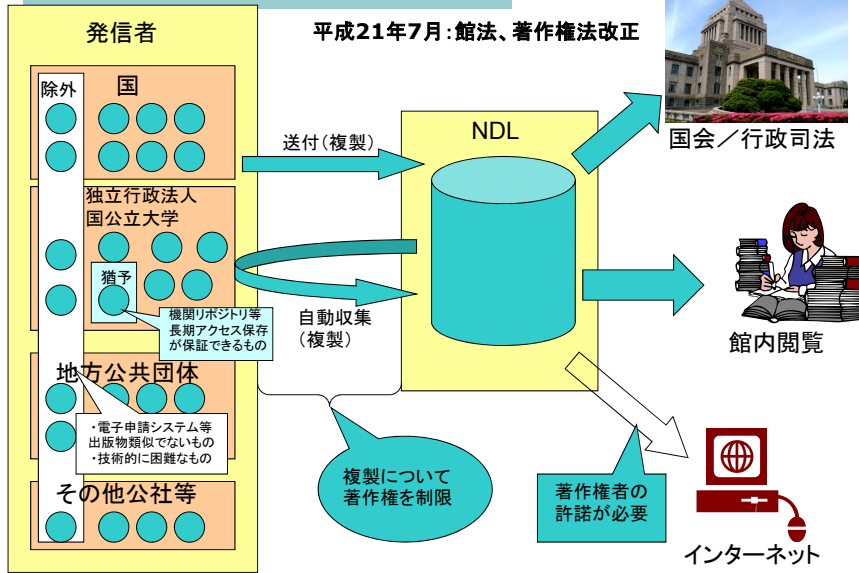
##### ■ その他

- 収集ロボット排除設定の解除
- 収集に伴う対価

#### □ 許諾率、回答率

- 許諾率(有効回答中の許諾の割合)は95%超だが、回答率は65%~70%

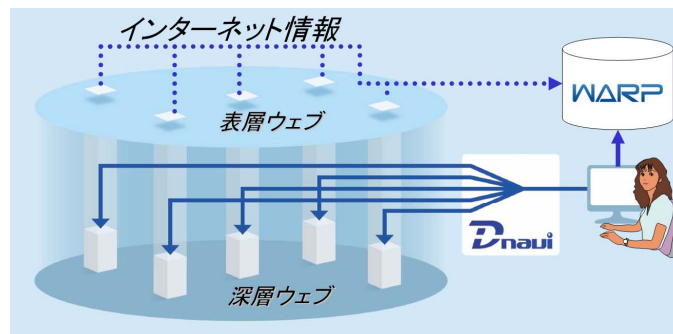
### 3. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — 収集準備編 (参考: 収集制度化)



平成21年8月7日「産業財産権制度問題調査研究」プレゼンテーション

### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — 収集編

- 収集ロボットによる収集可能範囲
  - 表層ウェブと深層ウェブ
  - => 表層ウェブのみ収集可能



平成21年8月7日「産業財産権制度問題調査研究」プレゼンテーション

#### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 – 収集編

- 収集に係る技術的課題
  - 収集ロボット排除設定(robots.txt)
    - 収集先機関による収集除外指定
  - Javaスクリプト等による動的生成ページ
  - ロボットだましのサイト構成(リンクの無限ループ)
  - 収集結果確認(オリジナルページとの同一性確認)
    - 現在のサイトはサイズ、ファイル容量とも膨大  
=>すべてのページ(ファイル)の品質確認(目視)は困難
    - 収集ログによる収集状況の確認
      - 収集ファイル名(URL)
      - ファイルサイズ
      - 取得日時
- =>ある特定の日時(収集時点)、場所(URL)に特定のファイルが存在していたことの証し

#### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 – 収集編

- 収集に係る技術的課題(続き)
  - 収集の頻度
    - アーカイブの利用目的およびストレージ容量との兼ね合いで頻度を決定(月1回、年4回...)
    - 収集先の更新状況を都度、検知できればベストだが...

#### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — 保存・整理編

##### ■ メタデータの付与

- 利用者検索の便宜用にメタデータを収集サイト単位で作成

##### □ メタデータ

- インターネット情報資源の内容、所在、権利情報等を記述するための二次情報(データのためのデータ)

cf. 目録(本の目録カード、景品の目録...等、対象そのものの代わりとなるもの)

##### ■ DublinCore

- メタデータ国際標準。15の基本エレメント(要素)からなる。

- 国立国会図書館メタデータ記述要素(DC-NDL)

<http://www.ndl.go.jp/jp/standards/index.html>

#### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — 提供(公開)編

##### ■ 全文検索用検索データの作成

- アーカイブデータ内の文字列検索を可能とする。

- 提供画面の構成に工夫が必要

=>いつ時点で収集したアーカイブで、どのファイルのどこにヒットしたのか

##### ■ 提供の態様

- 館内(施設内)提供とインターネット公開

- 制度に基づく収集であっても、インターネット公開は著作権者許諾が必要

- インターネット公開コンテンツ提供画面の必要事項

- アーカイブデータであることの明示

- 収集日(タイムスタンプ)の表示

- アーカイブデータの利用に関する注意喚起

#### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — 提供(公開)編

- 収集元および利用者からの利用制限の申し出対応
  - 公的機関が非公開と決定した事項
  - 人権侵害、個人情報に係る事項
  - 著作権に係る事項
  - その他違法性が明白である事項

#### 4. ウェブアーカイブを巡る諸課題 — その他

- その他の課題
  - 収集データの検疫(ウィルス対策)
    - 収集時および一定期間経過後の検疫
  - 改ざん
    - 収集元オリジナルデータの改ざん
      - 収集結果確認にてある程度対応可
    - 収集データの改ざん
      - ウェブアーカイブの規模によるが、改ざん検知ソフトにて対応可能か？
  - 障害対応
    - システム障害
    - 天災等(Disaster Recovery)
      - ウェブアーカイブの特性上、データ消失は致命的
      - 収集原本データの遠隔地分散保管等



# 資料 V

## 国内アンケート調査

資料 V - 1 国内アンケート調査概要

資料 V - 2 アンケート項目（団体）

資料 V - 3 集計結果（団体）

資料 V - 4 アンケート項目（企業）

資料 V - 5 集計結果（企業）





## 資料V-1 国内アンケート調査概要

インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するため、また、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理、検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業200箇所強に対して、アンケート調査を実施した。

### 1. 調査方法

#### (1) 調査対象

①技術標準や規格を策定している準公的標準化団体<sup>1</sup> (17 箇所)

②日本知的財産協会の正会員企業 (898 箇所) の内、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業

(2) 調査実施期間…………… 2009年10月～11月

(3) 調査方法…………… 郵送方式又は電子メール配信による

(4) 回収状況…………… 計 117 箇所  
内訳

①上記団体…………… 7 箇所

②上記企業…………… 110 箇所

### 2. アンケート調査項目及び集計結果

#### (1) 団体

資料V-2 アンケート項目 (団体)

資料V-3 集計結果 (団体)

#### (2) 企業

資料V-4 アンケート項目 (企業)

資料V-5 集計結果 (企業)

---

<sup>1</sup> 情報・通信・電気機器・機械分野等の技術標準や規格を策定している機関等

資料V-2 アンケート項目（団体）

ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する  
アンケート調査ご協力のお願い

平成 21 年 10 月 26 日  
財団法人 知的財産研究所

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は知的財産研究所の活動にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今年度、知的財産研究所は、特許庁からの委託を受け、「ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する調査研究」を行っております。

本アンケート調査は、この調査研究において行われるもので、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて、整理・検討するための基礎資料を作成することを目的としています。

本アンケート調査は、

- a) 準公的標準化団体
- b) 規格策定団体
- c) 日本知的財産協会の会員の内、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業

にお願いしております。

ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【アンケートの記入にあたって】

1. ご回答は平成 21 年 10 月 1 日現在の業務等に基づいてご記入をお願いします。
2. ご回答いただいた内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外には一切使用致しません。担当部門の必要最低限の従業員のみがアクセス可能とし、外部からのアクセスは厳重に管理し、個別情報を公表するなどのご迷惑をおかけすることは決してございません。ありのままをご記入くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
3. 本調査研究におきまして、電話や訪問によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。その際には、重ねてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

【ご記入上のお願い】

1. ご回答は、この調査票に直接ご記入ください。
2. ご回答は、選択肢形式と自由記述形式とがあります。選択肢形式では、特に指定のない場合は、あてはまる回答を1つだけ選び、□にチェックを入れてください。（□の中に×を記載してください）尚、選択された番号によっては、「詳細」「理由」等をご記入頂く場合がございますが、それらにつきましては、各記入欄にそれぞれご記入ください。また、自由記述形式では、記入欄にご記入ください。
3. 調査票は、平成 21 年 11 月 20 日（金）までに、同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、お願いします。切手は不要です。

**【アンケート返信先・お問い合わせ先】**

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地 精興竹橋共同ビル 5 F

TEL : 03-5281-5672、FAX : 03-5281-5676

財団法人 知的財産研究所 担当 : 小尾 (おび)、川畑 (かわはた)、内田 (うちだ)

**《本アンケートの構成》**

本アンケート調査は以下のような構成をとっております。特に、Ⅱ～Ⅳの質問にご回答いただけますと幸いです。調査の趣旨をご理解の上、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- I. 回答者の一般情報
- Ⅱ. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について
- Ⅲ. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて
- Ⅳ. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて
- V. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について
- Ⅵ. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について

特許庁は、新検索システムに関し「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)<sup>1</sup>」を公表し、当該最適化計画において、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できる「先端技術情報アーカイブ」を構築する予定としております。

特許審査における先行技術文献の調査対象としては、特許公報や刊行物、商用データベースが活用されているところではありますが、近年、これら以外にインターネット上でのみ公開された(紙などの媒体の存在しない)情報についても調査の対象としての重要度が増しております。紙などの媒体が存在せず、商用データベースにも蓄積がなく、インターネットでのみ公開された情報は、その後サーバから削除されてしまうことで閲覧が不可能となることもあり得ることから、これらを公開時に蓄積する「先端技術情報アーカイブ」を構築し、審査資料として利用することが期待されています。

このような背景より、本アンケート調査は、審査実務におけるウェブアーカイブ<sup>2</sup>に記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料とすることを目的としています。

可能な限り多くの設問に対して回答をしていただければ幸甚でございますが、質問数が大変多くなっておりますので、回答できるところのみでも回答していただければと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<sup>1</sup> 特許庁 HOME > 施策情報 > 業務・システム最適化計画 > 「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」の策定について - 2008. 10. 30

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system\\_saitekika\\_sakutei.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system_saitekika_sakutei.htm)

<sup>2</sup> ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するシステムやサービス

ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する  
アンケート調査

◆お差し支えなければ、ご連絡先を教えてください◆

ご記入いただいた方で、E-mail アドレスをご記入いただき、アンケート調査結果の送付を希望される方に、本アンケートの調査結果の PDF データを E-mail にてお送りいたします。

御社名：
ご所属部署：
お名前：
ご住所：
E-mail アドレス：
電話番号：
FAX 番号：
アンケートの調査結果の要否： <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

I. 回答者の一般情報

アンケートにご回答いただく貴組織・貴社の概要について教えてください。

<p>Q 1. 団体・業種<sup>3</sup> (業種が複数にわたる場合は、主要業種にチェックをつけてください)</p>	<p>《団体》</p> <p>【準公的標準化団体】</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 社団法人</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 財団法人</p> <p><input type="checkbox"/> (3) その他（下記の欄に<u>具体的な団体種別</u>をご記入ください。）</p> <p>【準公的標準化団体以外の規格等を策定している団体】</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 企業団体</p> <p><input type="checkbox"/> (5) その他（下記の欄に<u>具体的な団体種別</u>をご記入ください。）</p> <p>《業種》</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 農林水産業</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 鉱業</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 建設業</p> <p>【製造業】</p> <p><input type="checkbox"/> (9) 食品工業</p> <p><input type="checkbox"/> (10) 繊維工業</p> <p><input type="checkbox"/> (11) パルプ・紙工業</p> <p><input type="checkbox"/> (12) 印刷業</p> <p><input type="checkbox"/> (13) 総合化学・化学繊維工業</p>
--	---

<sup>3</sup> この分類は、科学技術研究調査産業分類に基づくものであり、日本標準産業分類との対比は次の URL をご参照願います。

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep073j/html/rep073jk.html>

	<input type="checkbox"/> (14) 油脂・塗料工業 <input type="checkbox"/> (15) 医薬品工業 <input type="checkbox"/> (16) 13～15 以外の化学工業 <input type="checkbox"/> (17) 石油製品・石炭製品工業 <input type="checkbox"/> (18) プラスチック製品工業 <input type="checkbox"/> (19) ゴム製品工業 <input type="checkbox"/> (20) 窯業 <input type="checkbox"/> (21) 鉄鋼業 <input type="checkbox"/> (22) 非鉄金属工業 <input type="checkbox"/> (23) 金属製品工業 <input type="checkbox"/> (24) 機械工業 <input type="checkbox"/> (25) 電気機械器具工業 <input type="checkbox"/> (26) 通信・電子・電気計測器工業 <input type="checkbox"/> (27) 自動車工業 <input type="checkbox"/> (28) 27 以外の輸送用機械工業 <input type="checkbox"/> (29) 精密機械工業 <input type="checkbox"/> (30) 9～29 以外の工業 <b>【サービス業】</b> <input type="checkbox"/> (31) 運輸・公益業 <input type="checkbox"/> (32) 情報通信業 <input type="checkbox"/> (33) 卸売業 <input type="checkbox"/> (34) 小売業 <input type="checkbox"/> (35) 金融・保険業 <input type="checkbox"/> (36) 不動産業 <input type="checkbox"/> (37) 飲食店・宿泊業 <input type="checkbox"/> (38) 31～37 以外のサービス業 <b>【学術関連機関】</b> <input type="checkbox"/> (39) 教育機関（大学等） <input type="checkbox"/> (40) 公的研究機関 <input type="checkbox"/> (41) 39～40 以外の学術関連機関 <b>【その他】</b> <input type="checkbox"/> (42) その他（下記の欄に具体的な業種をご記入ください。）
Q 2. 資本金 （平成 20 年度決算時）	<input type="checkbox"/> (1) 1000 万円未満 <input type="checkbox"/> (2) 1000 万円～1 億円未満 <input type="checkbox"/> (3) 1 億円～10 億円未満 <input type="checkbox"/> (4) 10 億円～100 億円未満 <input type="checkbox"/> (5) 100 億円～1,000 億円未満 <input type="checkbox"/> (6) 1,000 億円以上
Q 3. 売上高 （平成 20 年度決算時）	<input type="checkbox"/> (1) 1000 万円未満 <input type="checkbox"/> (2) 1000 万円～1 億円未満 <input type="checkbox"/> (3) 1 億円～10 億円未満 <input type="checkbox"/> (4) 10 億円～100 億円未満 <input type="checkbox"/> (5) 100 億円～1,000 億円未満 <input type="checkbox"/> (6) 1,000 億円以上
Q 4. 従業員数 （平成 20 年度決算時）	<input type="checkbox"/> (1) 100 人未満 <input type="checkbox"/> (2) 100 人以上、500 人未満 <input type="checkbox"/> (3) 500 人以上、1000 人未満 <input type="checkbox"/> (4) 1000 人以上、5000 人未満 <input type="checkbox"/> (5) 5000 人以上、10000 人未満 <input type="checkbox"/> (6) 10000 人以上

- ◎ Q 1で(3), (5), (42)にチェックをつけた場合、下の欄に具体的な団体種別・業種をご記入ください。

具体的な団体種別・業種の記入欄

## II. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

- Q 5. 貴組織・貴社は、技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開をしておりますかお答えください。

- (1) 公開している。  
 (2) 公開していない。

Q 6へ

- Q 6. 貴組織・貴社は、技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報その他技術文書等のインターネットによる公開をしていない理由をお選びください。

- (1) 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等は、印刷物で公開をおこなっている。  
 (2) その他（下記の欄に具体的な理由をご記入ください。）

具体的な理由の記入欄

Q 7へ

- ◎ Q 6をお答えいただいた方は、Q 33までお進みください。

その間の質問にはご回答いただかなくて結構です。

(Q 6をお答えいただいた方には、ご回答いただく質問数が少なくなりますが、何卒ご返送いただきますよう、ご協力お願いいたします。)

Q 7. 貴組織・貴社がインターネットで公開している内容をお選び下さい。

(複数回答可)

<input type="checkbox"/> (1) 技術標準
<input type="checkbox"/> (2) 規格
<input type="checkbox"/> (3) パンフレット
<input type="checkbox"/> (4) マニュアル
<input type="checkbox"/> (5) 技報
<input type="checkbox"/> (6) その他技術文書 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)

具体的な内容の記入欄

Q 8. Q 7 の内容についての、公開の期間についてお選び下さい。(Q 7 が複数回答の場合、公開期間が最も短いものについてお答えください。)

<input type="checkbox"/> (1) 1 月未満
<input type="checkbox"/> (2) 1 カ月～3 カ月
<input type="checkbox"/> (3) 4 カ月～6 カ月
<input type="checkbox"/> (4) 7 カ月～1 年未満
<input type="checkbox"/> (5) 1 年～3 年未満
<input type="checkbox"/> (6) 3 年以上 (ただし、(7) を除く)
<input type="checkbox"/> (7) 半永久的に公開

Q 9. Q 7 の内容についての、更新のタイミングについてお答えください。

(複数回答可)

<input type="checkbox"/> (1) 定期的に更新する。
<input type="checkbox"/> (2) バージョンがアップしたら更新する。
<input type="checkbox"/> (3) 内容の修正が必要な場合に更新する。
<input type="checkbox"/> (4) その他 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)

具体的な内容の記入欄

Q10. Q7の内容は、無償か有償かお答えください。両方を含む場合、無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。

<input type="checkbox"/> (1) 無償 <input type="checkbox"/> (2) 有償 <input type="checkbox"/> (3) 両方を含む(下記の欄に無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかご記入ください)
---

無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかの記入欄

----------------------

Q11. Q7の内容は、アクセスにパスワードは不要か必要かお答えください。両方を含む場合、不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。

<input type="checkbox"/> (1) 不要 <input type="checkbox"/> (2) 必要 <input type="checkbox"/> (3) 両方を含む(下記の欄に不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかご記入ください)
---

不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかの記入欄

----------------------

### Ⅲ. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

Q12. 【Q7で(1)技術標準を選んだ場合、お答えください。】

検討段階の技術標準をインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1) 積極的に公開している。 <input type="checkbox"/> (2) 公開する場合と公開しない場合がある。 <input type="checkbox"/> (3) 公開しない。
--



Q13. 【Q7で(2)規格を選んだ場合、お答えください。】

検討段階の規格をインターネットで公開しているかについてお選びください。

- (1)積極的に公開している。
- (2)公開する場合と公開しない場合がある。
- (3)公開しない。

Q14. 【Q7で(3)パンフレットを選んだ場合、お答えください。】

検討段階のパンフレットをインターネットで公開しているかについてお選びください。

- (1)積極的に公開している。
- (2)公開する場合と公開しない場合がある。
- (3)公開しない。

Q15. 【Q7で(4)マニュアルを選んだ場合、お答えください。】

検討段階のマニュアルをインターネットで公開しているかについてお選びください。

- (1)積極的に公開している。
- (2)公開する場合と公開しない場合がある。
- (3)公開しない。

Q16. 【Q7で(5)技報を選んだ場合、お答えください。】

検討段階の技報をインターネットで公開しているかについてお選びください。

- (1)積極的に公開している。
- (2)公開する場合と公開しない場合がある。
- (3)公開しない。

Q17. 【Q7で(6)その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】

検討段階のその他技術文書をインターネットで公開しているかについてお選びください。

- (1)積極的に公開している。
- (2)公開する場合と公開しない場合がある。
- (3)公開しない。

#### IV. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

##### Q 1 8. 【Q 7で (1) 技術標準を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において技術標準が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
<input type="checkbox"/> (2)旧版をインターネット上から削除する。
<input type="checkbox"/> (3)その他 (下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)

Q 1 9へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q 1 9. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (5)電子データをサーバに保管する。
<input type="checkbox"/> (6)その他 (下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。)

具体的な保存・保管方法等の記入欄

##### Q 2 0. 【Q 7で (2) 規格を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において規格が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
<input type="checkbox"/> (2)旧版をインターネット上から削除する。
<input type="checkbox"/> (3)その他 (下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)

Q 2 1へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q 2 1. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1)印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。
- (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。
- (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5)電子データをサーバに保管する。
- (6)その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）

具体的な保存・保管方法等の記入欄

--

Q 2 2. 【Q7で(3)パンフレットを選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時においてパンフレットが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

- (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
- (2)旧版をインターネット上から削除する。
- (3)その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）

Q 2 3 へ

具体的な取扱い内容の記入欄

--

Q 2 3. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1)印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。
- (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。
- (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5)電子データをサーバに保管する。
- (6)その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）

具体的な保存・保管方法等の記入欄

--

Q 2 4. 【Q 7で (4) マニュアルを選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時においてマニュアルが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
<input type="checkbox"/> (2)旧版をインターネット上から削除する。
<input type="checkbox"/> (3)その他 (下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)

Q 2 5へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q 2 5. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (5)電子データをサーバに保管する。
<input type="checkbox"/> (6)その他 (下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。)

具体的な保存・保管方法等の記入欄

Q 2 6. 【Q 7で (5) 技報を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において技報が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
<input type="checkbox"/> (2)旧版をインターネット上から削除する。
<input type="checkbox"/> (3)その他 (下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)

Q 2 7へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q 2 7. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
- (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
- (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5)電子データをサーバに保管する。
- (6)その他 (下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。)

具体的な保存・保管方法等の記入欄

--

Q 2 8. 【Q 7で (6) その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時においてその他技術文書が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

- (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
- (2)旧版をインターネット上から削除する。
- (3)その他 (下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)

Q 2 9へ

具体的な取扱い内容の記入欄

--

Q 2 9. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
- (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
- (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5)電子データをサーバに保管する。
- (6)その他 (下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。)

具体的な保存・保管方法等の記入欄

--

## V. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について

既存のウェブアーカイブサービス<sup>4</sup>の例といたしましては、例えば、米国のウェイバックマシーン<sup>5</sup> (Wayback Machine) が挙げられます。ウェイバックマシーンは1996年、米国議会図書館やスミソニアン博物館などの機関との協力により、デジタルコンテンツの永久ライブラリを構築するために設立され、現在は850億ページ程度のコンテンツを有しております。

なお、ウェイバックマシーンにおいては、探したい公開サイトのURLを指定すると、収録されているものについては、そのサイトの過去のページをみることができます。

このようなウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について、情報提供者のお立場からお答えください。

Q 3 0. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用するために、ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステムを、特許庁が利用する必要があると考えるかお答えください。

(情報提供者から見た特許庁の審査におけるウェブアーカイブの必要性についてお答えください)。

- (1) 必要がある
- (2) 不要である
- (3) わからない

Q 3 1. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用する際に、既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかお答えください。

(情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの信頼性をお答えください)。

- (1) 利用できる
- (2) 利用できない
- (3) わからない

Q 3 2 へ

Q 3 2. 特許庁が審査のために既存のウェブアーカイブサービスを利用した場合、どのような問題点があり、利用できないと考えるかお答えください。(複数回答可)

(情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの問題点をお答えください)。

- (1) ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日時に、その情報がインターネット上に実在していたことについての信頼性。
- (2) ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積した後に、その情報が改ざんされていないことに対する信頼性。
- (3) その他 (下記の欄に具体的な問題点をご記入ください) ↓

<sup>4</sup> ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービス

<sup>5</sup> <http://www.archive.org/web/web.php>

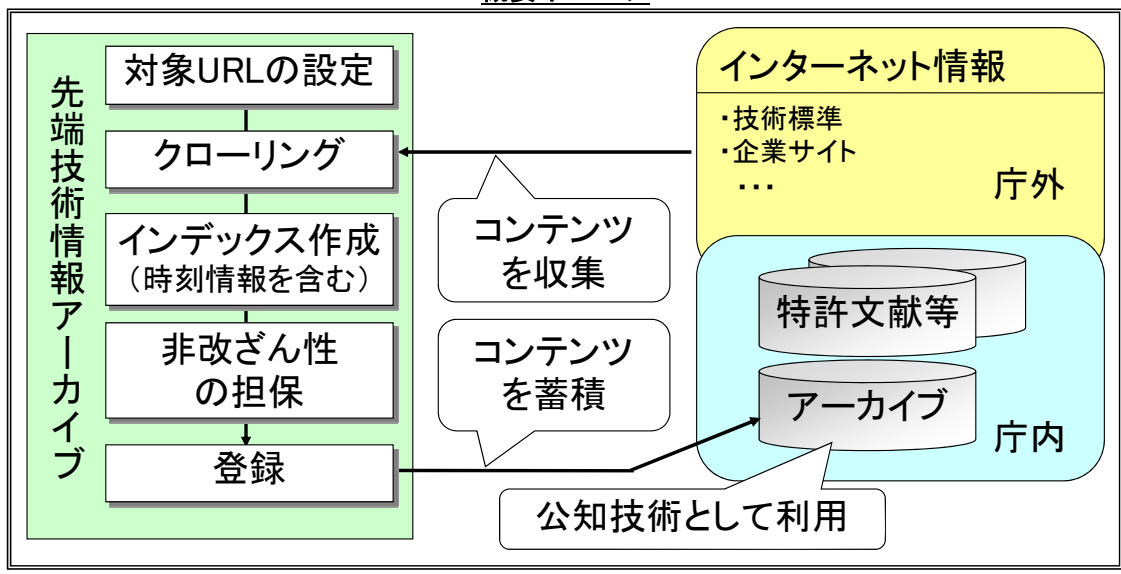
↓

具体的な問題点の記入欄

**VI. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について**

特許庁は以下の概要イメージのような「先端技術情報アーカイブ（ウェブアーカイブ）」システムの構築を想定されております。特許庁がこのようなウェブアーカイブを構築する場合について、お答えください。

**概要イメージ**



Q 3 3. 特許庁が、審査資料として利用するために、商用データベースなどでは得られない、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築することについてどのように考えるかお答えください。

<input type="checkbox"/> (1) 積極的に構築すべき	
<input type="checkbox"/> (2) 構築することに問題はない	
<input type="checkbox"/> (3) 構築することに反対（下記の欄に具体的な理由をご記入ください）	└──┬──┘
<input type="checkbox"/> (4) その他（下記の欄に具体的なお考えをご記入ください）	└──┬──┘

構築することに反対である具体的な理由の記入欄
その他の具体的な考えの記入欄

Q 3 4. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるか下記の欄にご記入ください。

--



Q35. 【貴組織・貴社が、規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開を行っている場合お答えください】

特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築した場合、当該ウェブアーカイブに蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを、承諾することができるかとお答えください。

<input type="checkbox"/> (1) 承諾することができる
<input type="checkbox"/> (2) 手続きが煩雑でなければ承諾することができる
<input type="checkbox"/> (3) 承諾することはできない
<input type="checkbox"/> (4) 現時点ではわからない

Q36. 【貴組織・貴社が、特許・実用新案の出願人でもある場合お答えください】

特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できるウェブアーカイブを構築し、その情報を公開した場合、利用するかどうかお答えください。

<input type="checkbox"/> (1) 利用する
<input type="checkbox"/> (2) 利用しない (下記の欄に <u>具体的な理由</u> をご記入ください)
<input type="checkbox"/> (3) わからない (下記の欄に <u>具体的な理由</u> をご記入ください)

利用しない具体的な理由の記入欄

--

利用するかわからない具体的な理由の記入欄

--

Q 3 7. ウェブアーカイブに記録された先端技術情報全般について、ご意見・ご要望等を下記の欄にご記入ください。



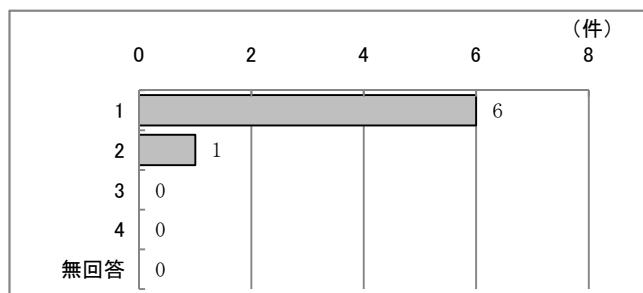
以上でアンケートは終わりです。ご協力、ありがとうございました。

資料V-3 集計結果 (団体)

I. 回答者の一般情報

Q1. 団体

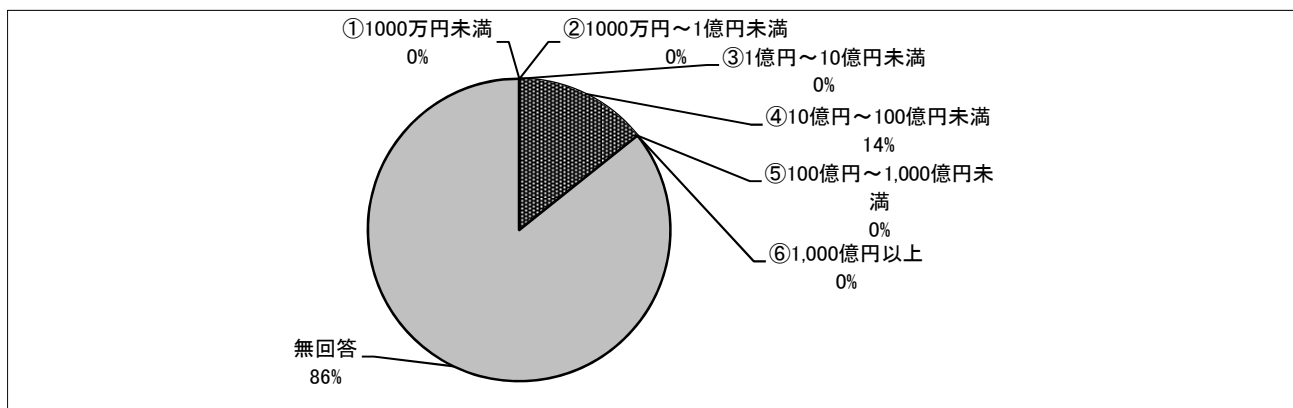
	件数	割合
1 社団法人	6	86%
2 財団法人	1	14%
3 企業団体	0	0%
4 その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	7	100%



Q 2. 資本金（平成20年度決算時）

（単数回答）

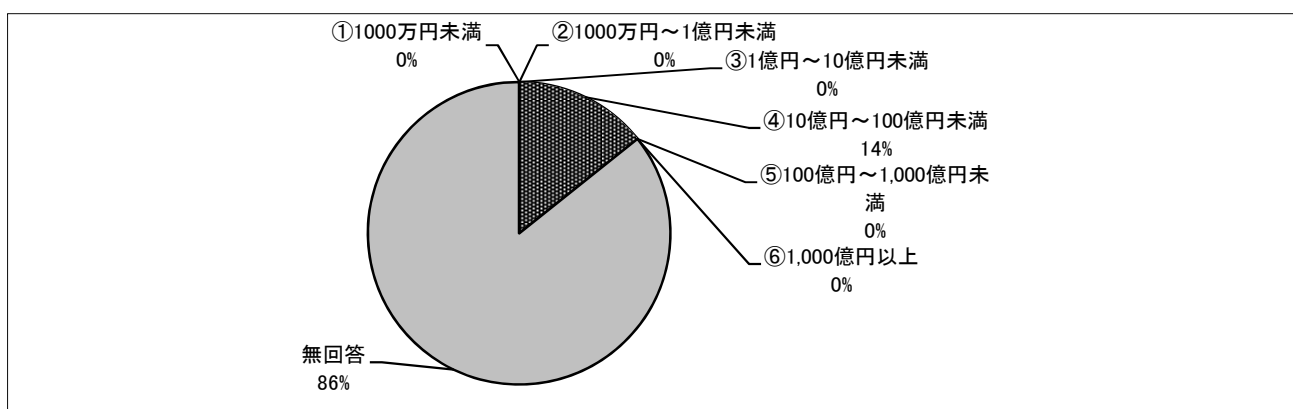
	件数	割合
① 1000万円未満	0	0%
② 1000万円～1億円未満	0	0%
③ 1億円～10億円未満	0	0%
④ 10億円～100億円未満	1	14%
⑤ 100億円～1,000億円未満	0	0%
⑥ 1,000億円以上	0	0%
無回答	6	86%
合計	7	100%



Q 3. 売上高（平成20年度決算時）

（単数回答）

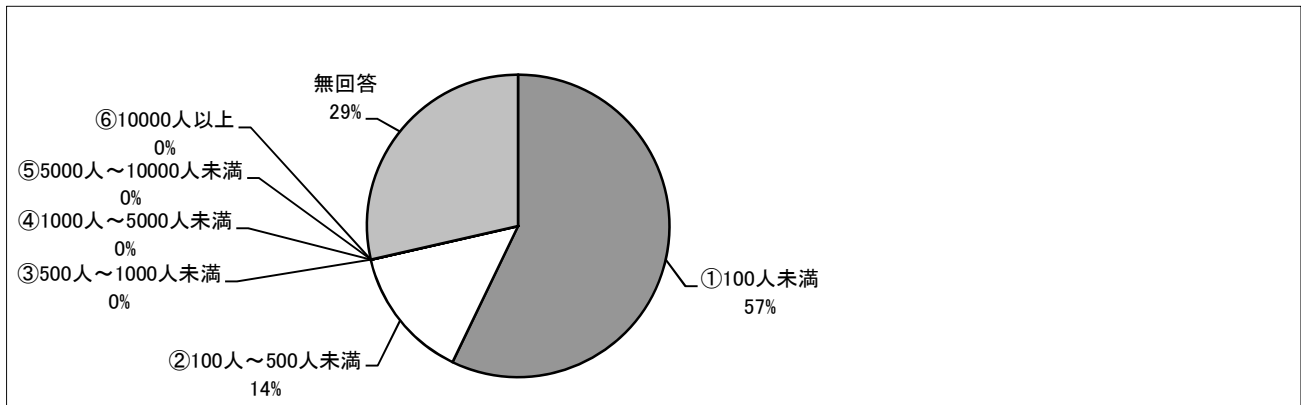
	件数	割合
① 1000万円未満	0	0%
② 1000万円～1億円未満	0	0%
③ 1億円～10億円未満	0	0%
④ 10億円～100億円未満	1	14%
⑤ 100億円～1,000億円未満	0	0%
⑥ 1,000億円以上	0	0%
無回答	6	86%
合計	7	100%



Q 4. 従業員数（平成20年度決算時）

（単数回答）

	件数	割合
① 100人未満	4	57%
② 100人～500人未満	1	14%
③ 500人～1000人未満	0	0%
④ 1000人～5000人未満	0	0%
⑤ 5000人～10000人未満	0	0%
⑥ 10000人以上	0	0%
無回答	2	29%
合計	7	100%

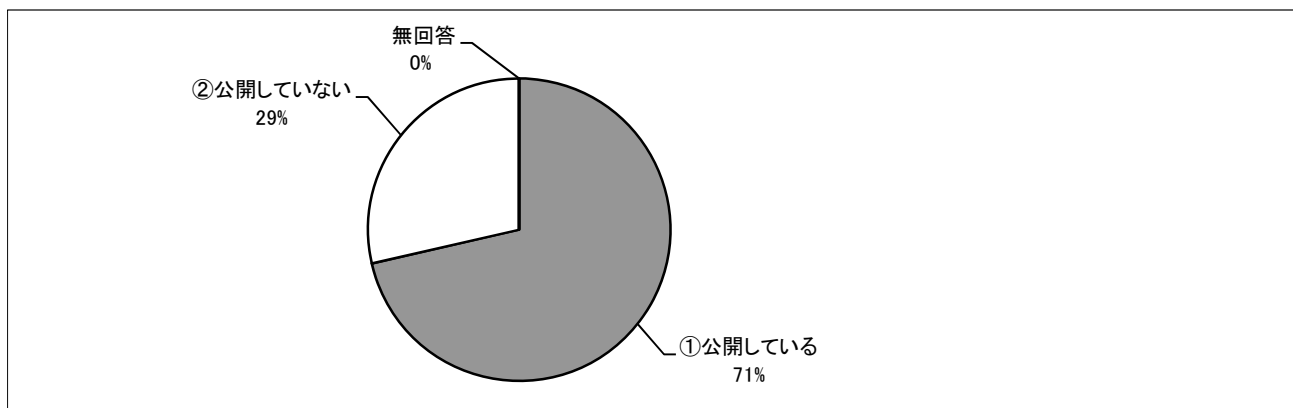


Ⅱ. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

Q 5. 貴組織・貴社は、技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開をしておりますかお答えください。

(単数回答)

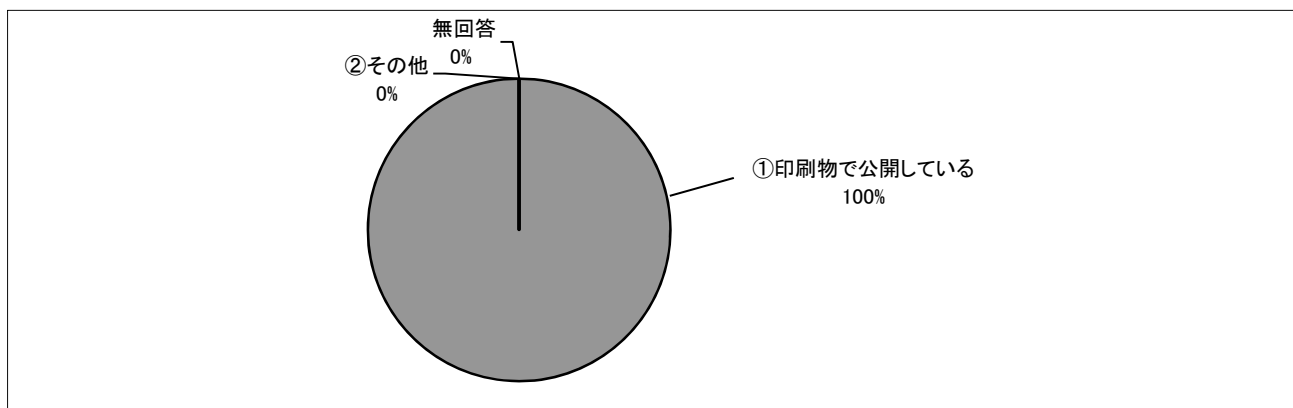
	件数	割合
① 公開している。	5	71%
② 公開していない。	2	29%
無回答	0	0%
合計	7	100%



Q 6. 貴組織・貴社は、技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報その他技術文書等のインターネットによる公開をしていない理由をお選びください。

(単数回答)

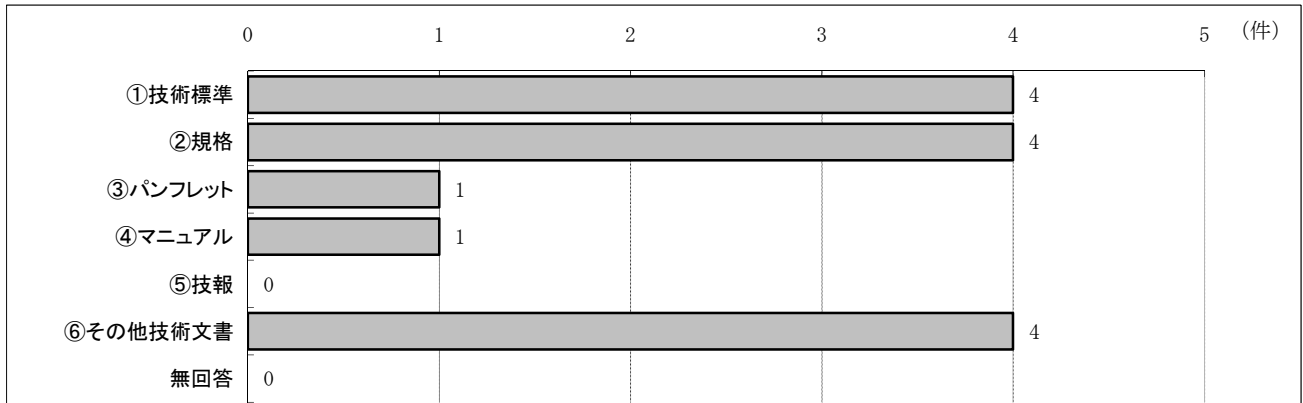
	件数	割合
① 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等は、印刷物で公開している（印刷物を販売する、頒布する等）。	2	100%
② その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	2	100%



Q7. 貴組織・貴社がインターネットで公開している内容をお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 技術標準	4	31%
② 規格	4	31%
③ パンフレット	1	8%
④ マニュアル	1	8%
⑤ 技報	0	0%
⑥ その他技術文書 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)	4	23%
無回答	0	0%
合計	14	100%



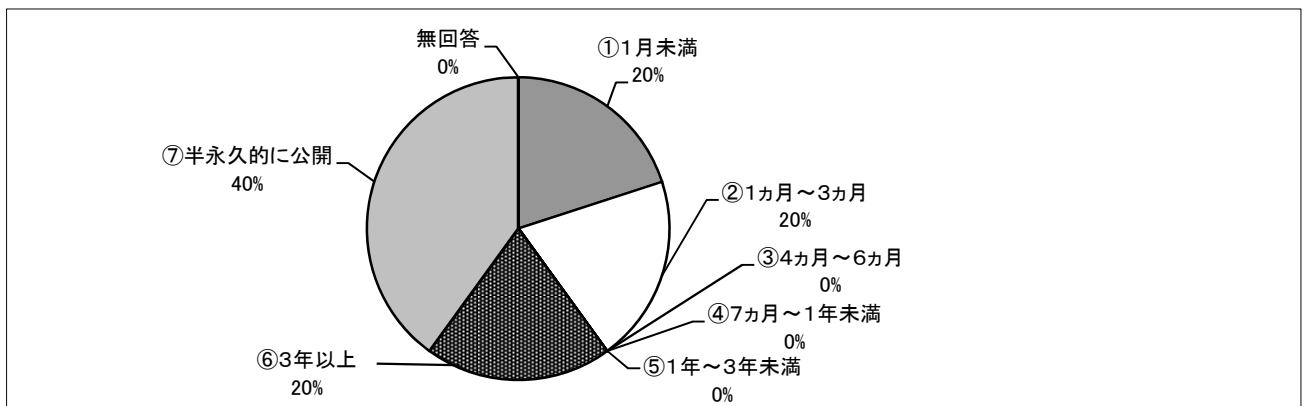
「⑥ その他技術文書」の具体的な内容

- ・ 機関紙 (技術レポート) の公開
- ・ ガイドライン類、調査報告書、統計データ等
- ・ 規格書等のドラフト、審議用資料等

Q8. Q7の内容についての、公開の期間についてお選び下さい。(Q7が複数回答の場合、公開期間が最も短いものについてお答えください。)

(単数回答)

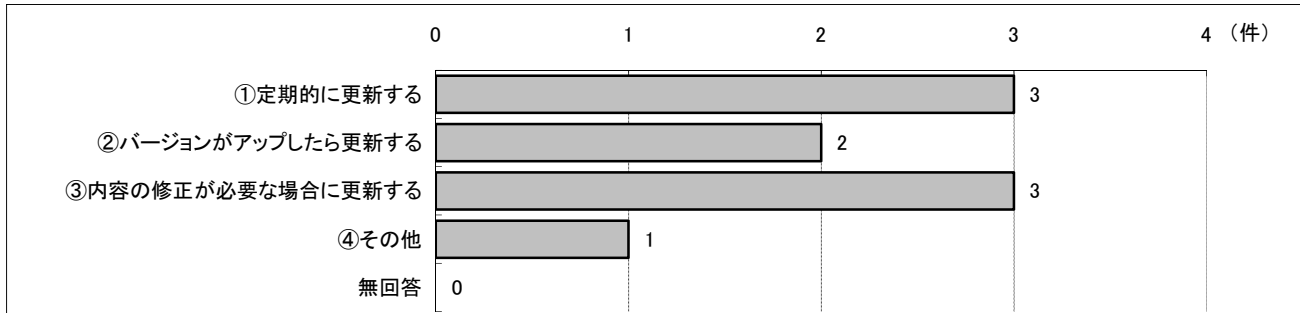
	件数	割合
① 1月未満	1	20%
② 1ヵ月～3ヵ月	1	20%
③ 4ヵ月～6ヵ月	0	0%
④ 7ヵ月～1年未満	0	0%
⑤ 1年～3年未満	0	0%
⑥ 3年以上 (ただし、(7)を除く)	1	20%
⑦ 半永久的に公開	2	40%
無回答	0	0%
合計	5	100%



Q 9. Q 7の内容についての、更新のタイミングについてお答えください。

(複数回答)

	件数	割合
① 定期的に更新する。	3	38%
② バージョンがアップしたら更新する。	2	25%
③ 内容の修正が必要な場合に更新する。	3	38%
④ その他 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)	1	0%
無回答	0	0%
合計	9	100%



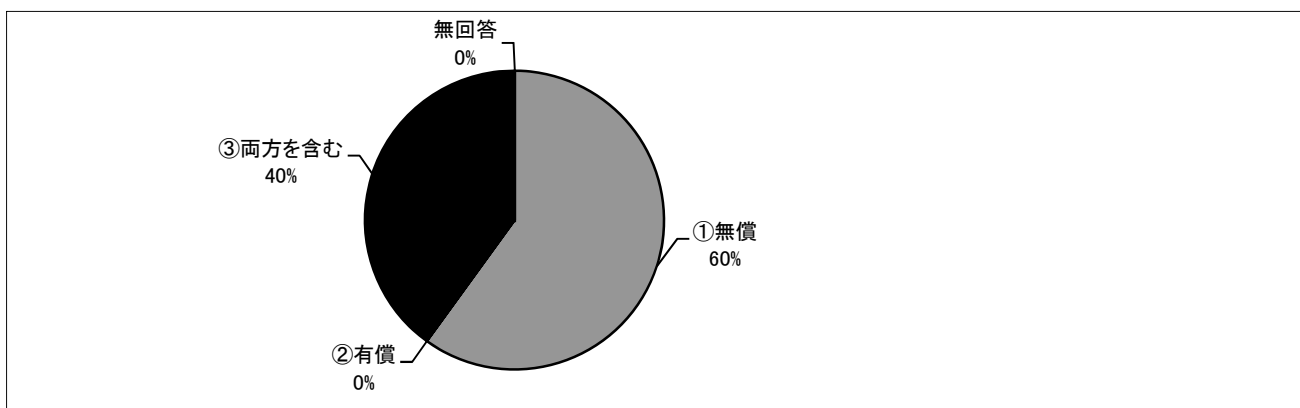
「④ その他」の具体的な内容

- ・発行されるごとに追加している。

Q 10. Q 7の内容は、無償か有償かお答えください。両方を含む場合、無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。

(単数回答)

	件数	割合
① 無償	3	60%
② 有償	0	0%
③ 両方を含む (下記の欄に無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。)	2	40%
無回答	0	0%
合計	5	100%



「③ 両方を含む」について、無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのか

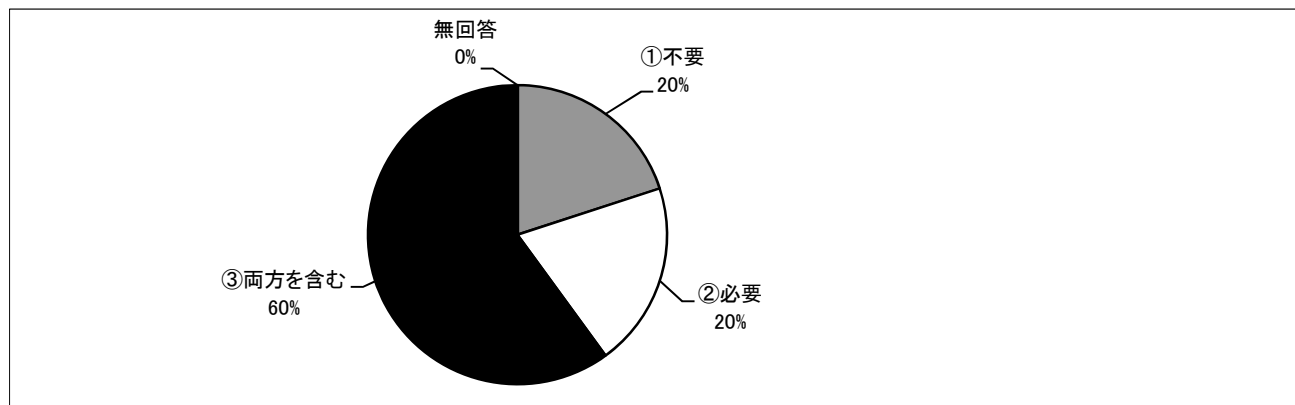
- ・製本されたものは有償で販売している。
- ・規格、標準、活動報告書類は無償提供。調査報告書、協会集計のデータ集類は有償にて提供している。



Q11. Q7の内容は、アクセスにパスワードは不要か必要かお答えください。両方を含む場合、不要内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。

(単数回答)

	件数	割合
① 不要	1	20%
② 必要	1	20%
③ 両方を含む (下記の欄に不要内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。)	3	60%
無回答	0	0%
合計	5	100%



「③ 両方を含む」について、アクセスにパスワード不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのか

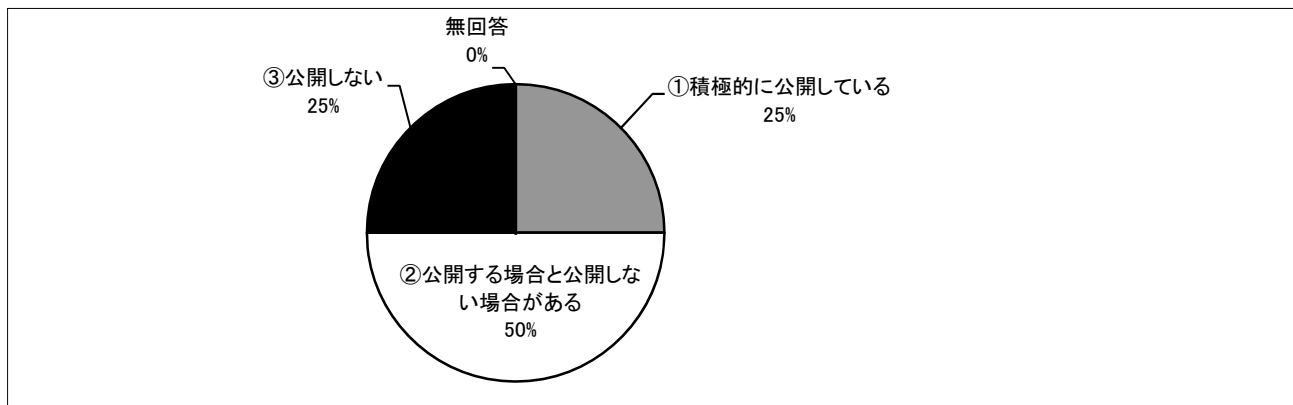
- ・ 2年以上前の文献はパスワード不要。最新2年間はパスワード要。いずれ全てパスワード要となる予定。
- ・ 協会会員限定情報はパスワードを設定。
- ・ 会員であることのメリット、デメリットを明らかにするため。

Ⅲ. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

Q12. 【Q7で①技術標準を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階の技術標準をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

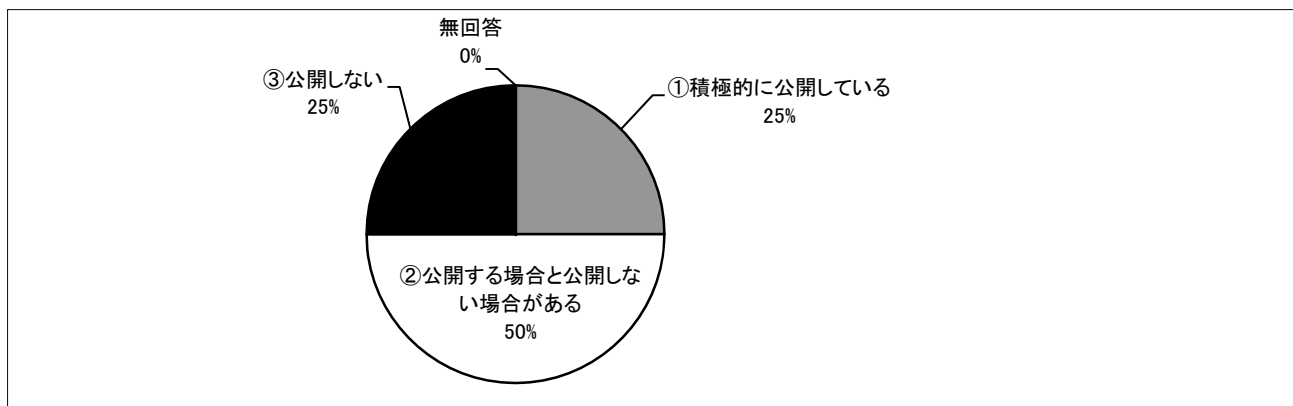
	件数	割合
① 積極的に公開している。	1	25%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	2	50%
③ 公開しない。	1	25%
無回答	0	0%
合計	4	100%



Q13. 【Q7で②規格を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階の規格をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

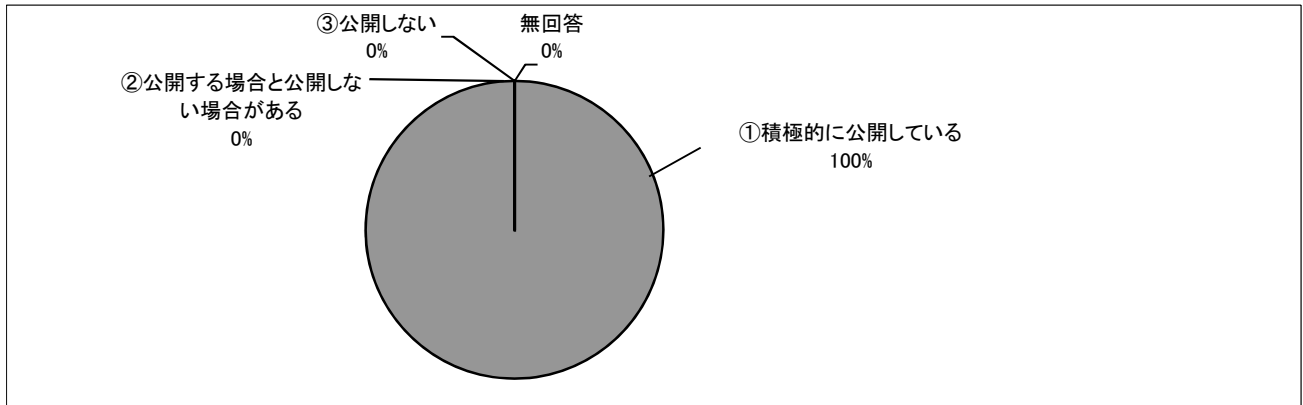
	件数	割合
① 積極的に公開している。	1	25%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	2	50%
③ 公開しない。	1	25%
無回答	0	0%
合計	4	100%



Q14. 【Q7で③パンフレットを選んだ場合、お答えください。  
検討段階のパンフレットをインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

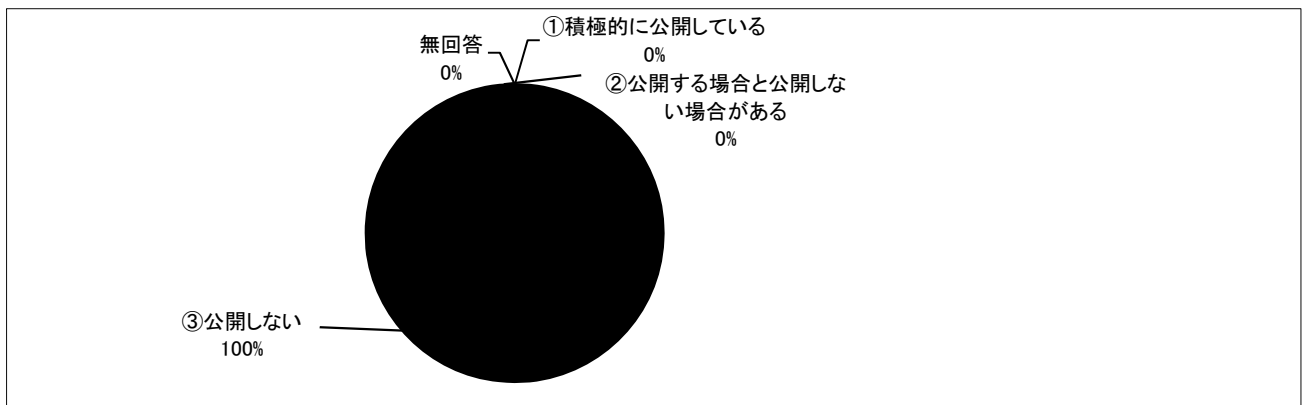
	件数	割合
① 積極的に公開している。	1	100%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	0	0%
③ 公開しない。	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%



Q15. 【Q7で④マニュアルを選んだ場合、お答えください。  
検討段階のマニュアルをインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に公開している。	0	0%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	0	0%
③ 公開しない。	1	100%
無回答	0	0%
合計	1	100%



Q16. 【Q7で⑤技報を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階の技報をインターネットで公開しているかについてお選びください。

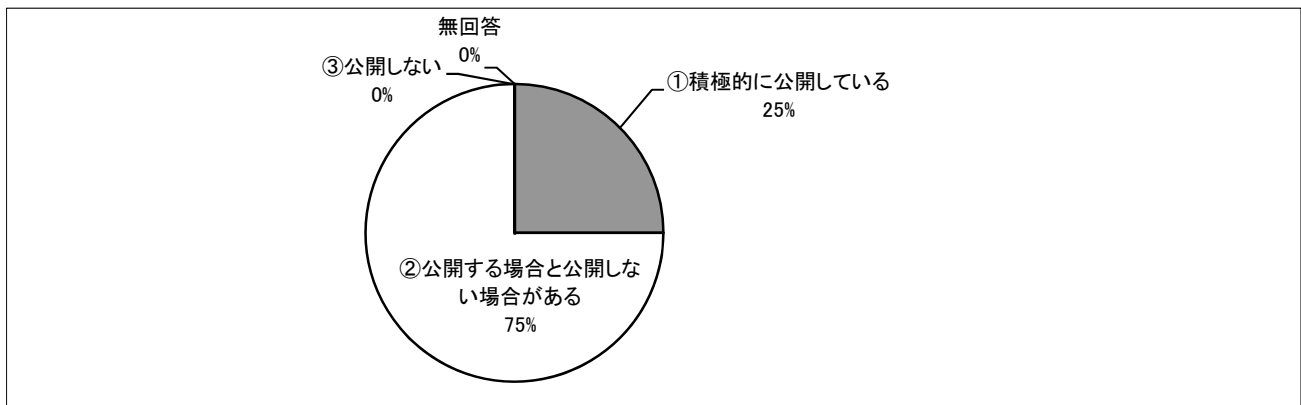
(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に公開している。	0	0%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	0	0%
③ 公開しない。	0	0%
無回答	0	0%
合計	0	0%

Q17. 【Q7で⑥その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階のその他技術文書をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に公開している。	1	25%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	3	75%
③ 公開しない。	0	0%
無回答	0	0%
合計	4	100%

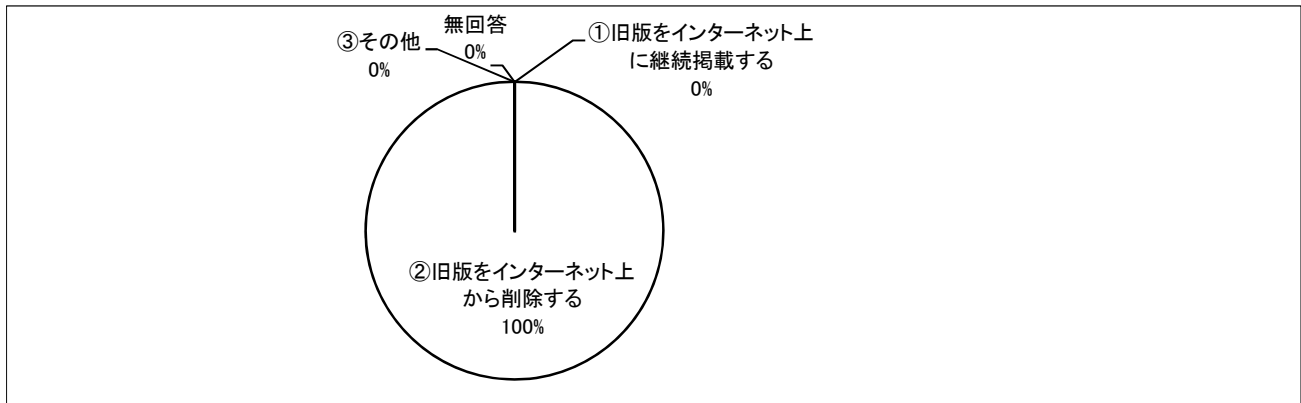


IV. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

Q18. 【Q7で①技術標準を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時において技術標準が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

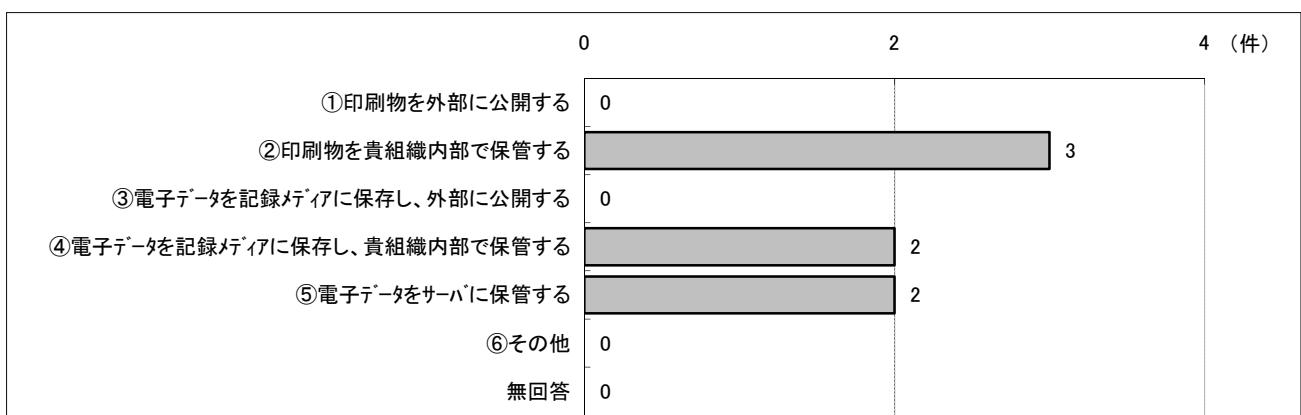
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	4	100%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	4	100%



Q19. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	3	43%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	2	29%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	2	29%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	7	100%

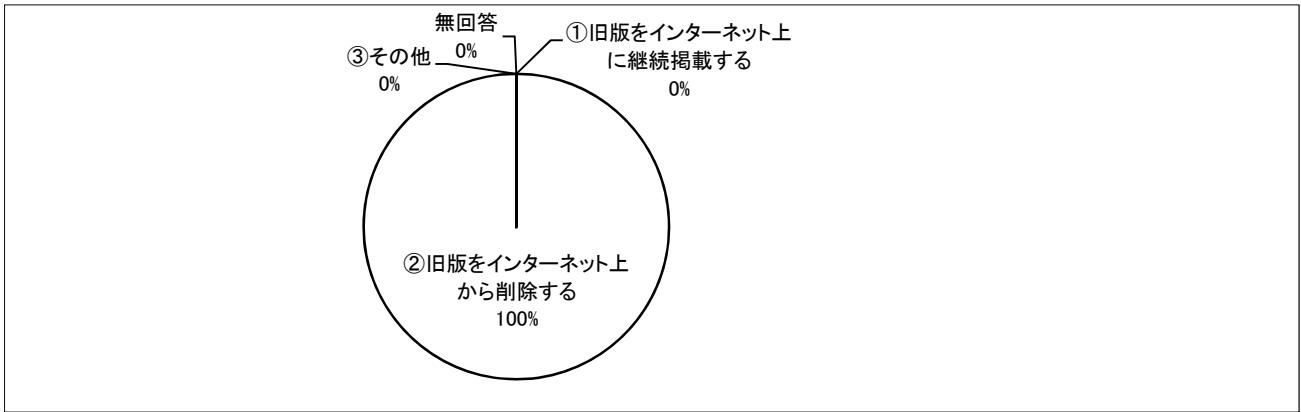


Q20. 【Q7で②規格を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において規格が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

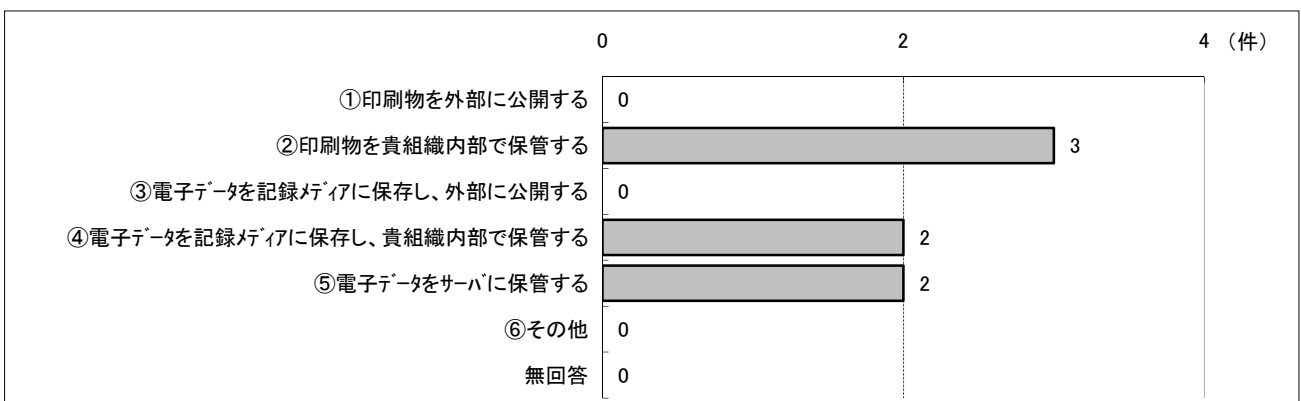
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	4	100%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	4	100%



Q21. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

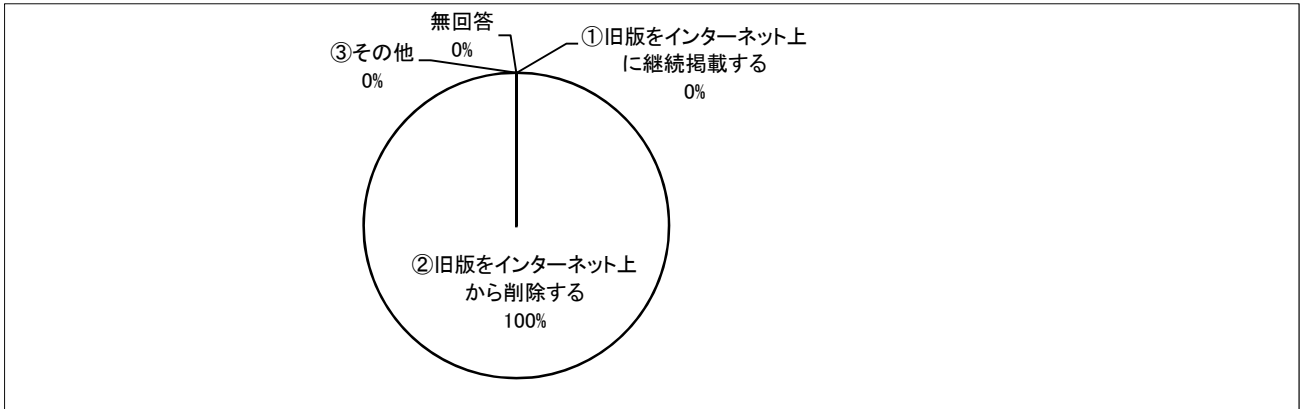
	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	3	43%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	2	29%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	2	29%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	7	100%



Q 2 2. 【Q 7で③パンフレットを選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時においてパンフレットが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

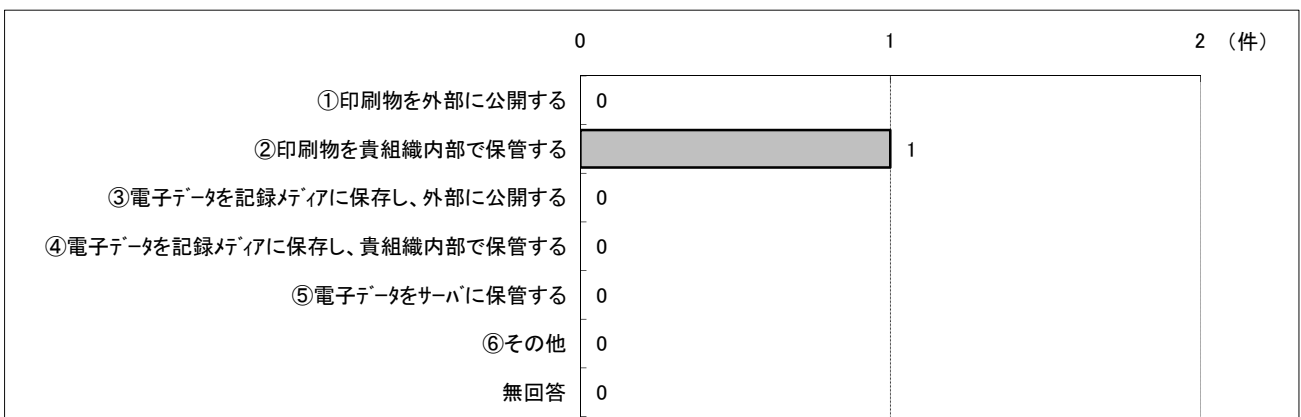
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	1	100%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%



Q 2 3. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

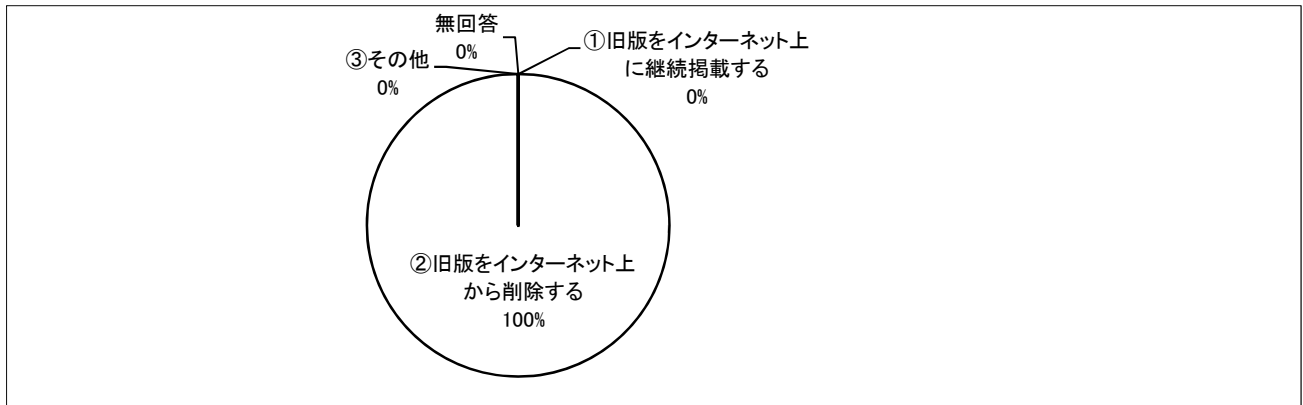
	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	1	100%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	0	0%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	0	0%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%



Q 2 4. 【Q 7で④マニュアルを選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時においてマニュアルが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	1	100%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%



Q 2 5. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	1	50%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	0	0%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	1	50%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	2	100%

	0	1	2 (件)
①印刷物を外部に公開する	0		
②印刷物を貴組織内部で保管する		1	
③電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する	0		
④電子データを記録メディアに保存し、貴組織内部で保管する	0		
⑤電子データをサーバに保管する		1	
⑥その他	0		
無回答	0		



Q26. 【Q7で⑤技報を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時において技報が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	0	0%
③ その他(下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)	0	0%
無回答	0	0%
合計	0	0%

Q27. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

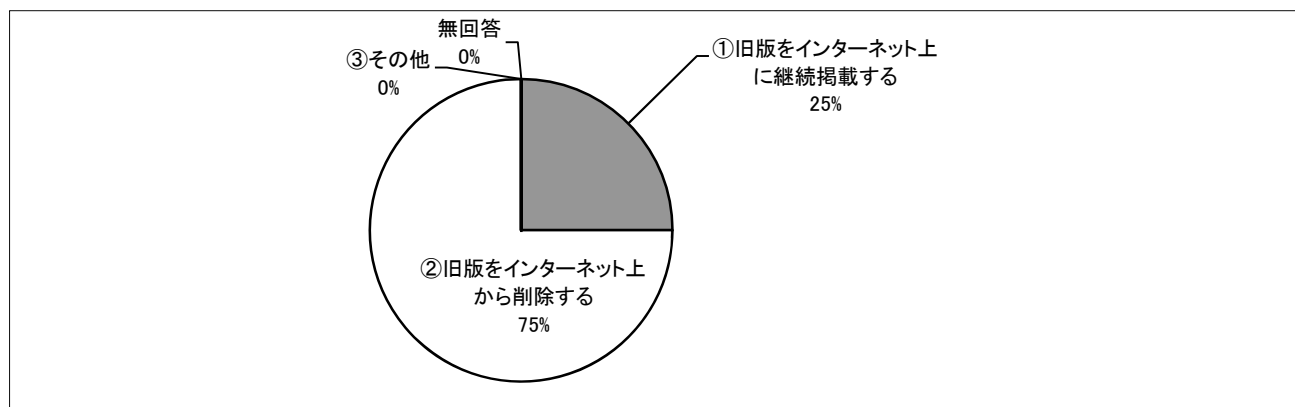
(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する(印刷物を販売する、頒布する等)。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	0	0%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する(電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	0	0%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	0	0%
⑥ その他(下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。)	0	0%
無回答	0	0%
合計	0	0%

Q28. 【Q7で⑥その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時においてその他技術文書が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

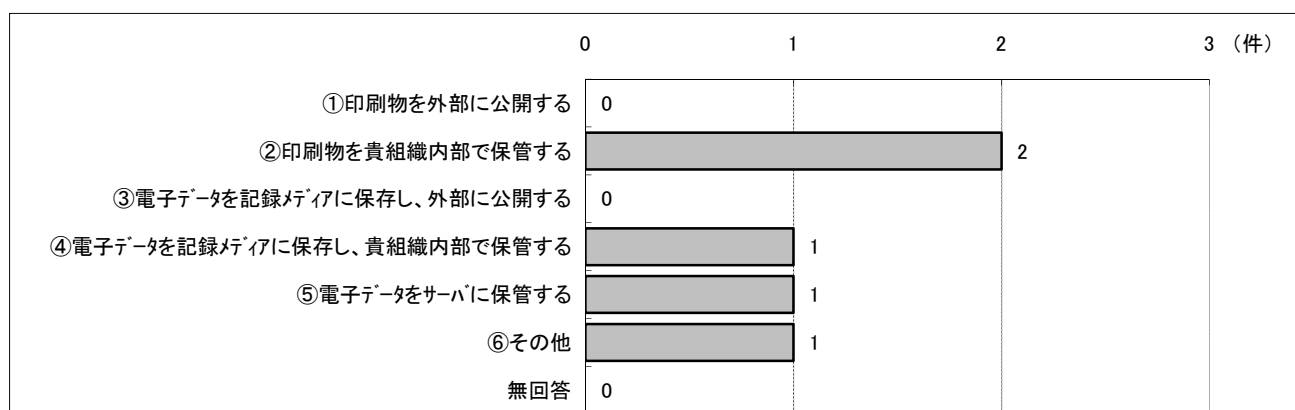
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	1	25%
② 旧版をインターネット上から削除する。	3	75%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	4	100%



Q29. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	2	40%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	1	20%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	1	20%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	1	20%
無回答	0	0%
合計	5	100%



「⑥ その他」の具体的な保存・保管方法等

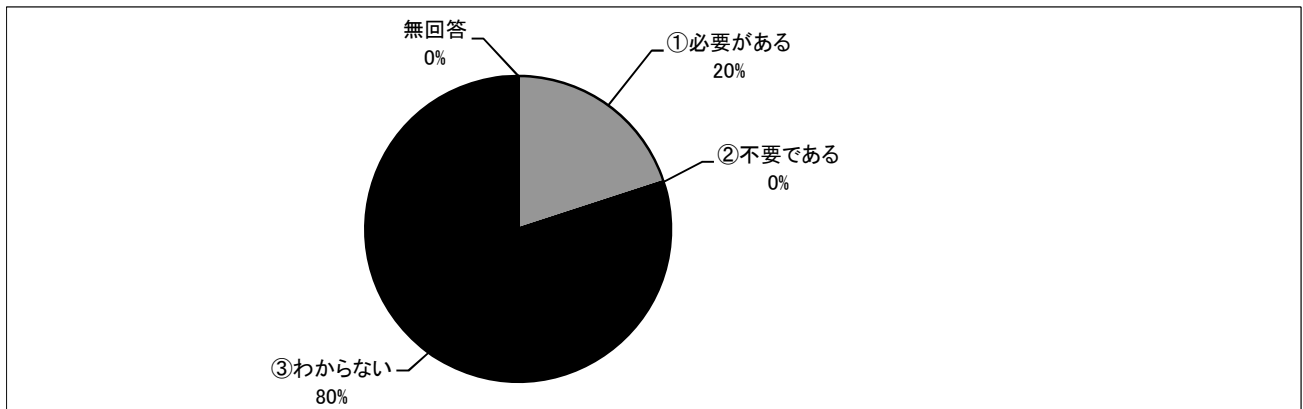
・ 機関紙としても全て保管している。

## V. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について

Q30. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用するために、ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステムを、特許庁が利用する必要があると考えるかお答えください。  
 (情報提供者から見た特許庁の審査におけるウェブアーカイブの必要性についてお答えください)。

(単数回答)

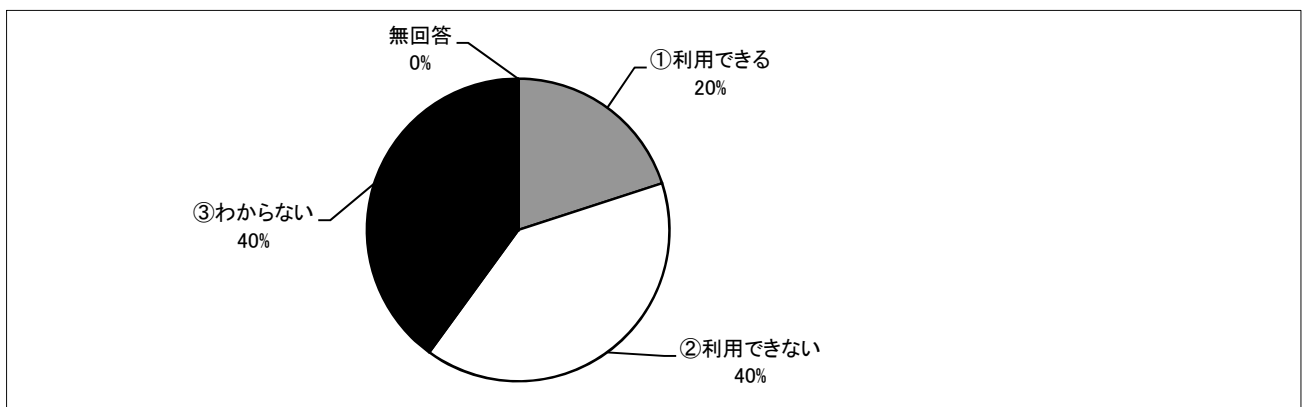
	件数	割合
① 必要がある	1	20%
② 不要である	0	0%
③ わからない	4	80%
無回答	0	0%
合計	5	100%



Q31. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用する際に、既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかお答えください。  
 (情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの信頼性をお答えください)。

(単数回答)

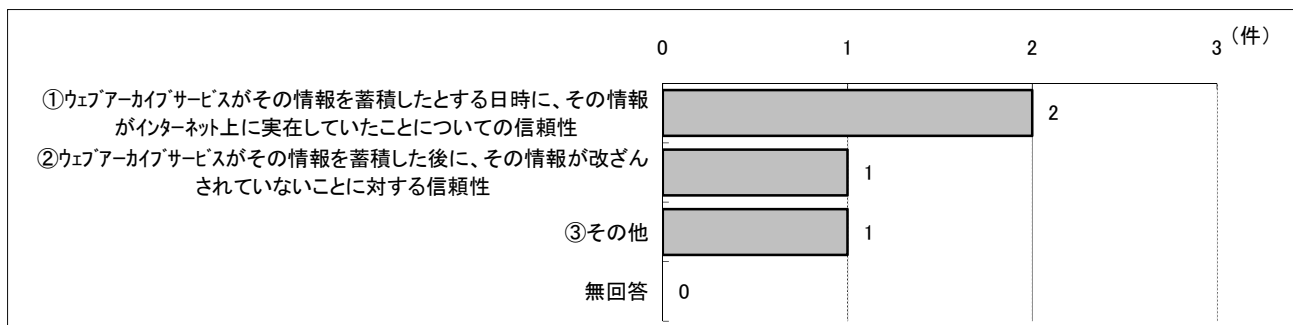
	件数	割合
① 利用できる	1	20%
② 利用できない	2	40%
③ わからない	2	40%
無回答	0	0%
合計	5	100%



Q32. 特許庁が審査のために既存のウェブアーカイブサービスを利用した場合、どのような問題点があり、利用できないと考えるかお答えください。  
 (情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの問題点をお答えください)。

(複数回答)

	件数	割合
① ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日時に、その情報がインターネット上に実在していたことについての信頼性。	2	50%
② ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積した後に、その情報が改ざんされていないことに対する信頼性。	1	25%
③ その他(下記の欄に具体的な問題点をご記入ください。)	1	25%
無回答	0	0%
合計	4	100%



「③ その他」の具体的な問題点

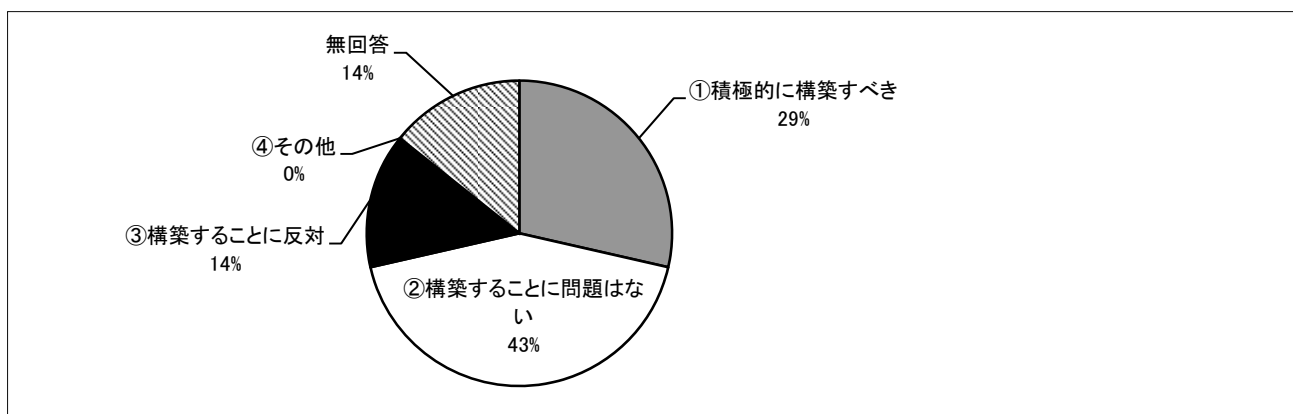
- ・ 誤記、不明確点の解消等が行われた際の、改版前の情報が残されて誤った情報として利用されてしまう恐れ。

**VI. 特許庁がインターネット上の公開技術を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について**

**Q 3 3.** 特許庁が、審査資料として利用するために、商用データベースなどでは得られない、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築することについてどのように考えるかお答えください。

(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に構築すべき	2	29%
② 構築することに問題はない	3	43%
③ 構築することに反対 (下記の欄に具体的な理由をご記入ください。)	1	14%
④ その他 (下記の欄に具体的なお考えをご記入ください。)	0	0%
無回答	1	14%
合計	7	100%



**「③ 構築することに反対」である具体的な理由**

- ・ 不特定多数に公開されている情報、特許公報、公開広報等を審査資料として利用すべきと考えます。

**「④ その他」の具体的なお考え**

- ・ 特許を取得しても海外（韓国・中国等）にコピーされることを防止するのは困難である。それならばアンチ・パテントの方向が良いのではないか。本システム運用で特許登録が厳しくなる方向に動くと思う。（ハードル高）

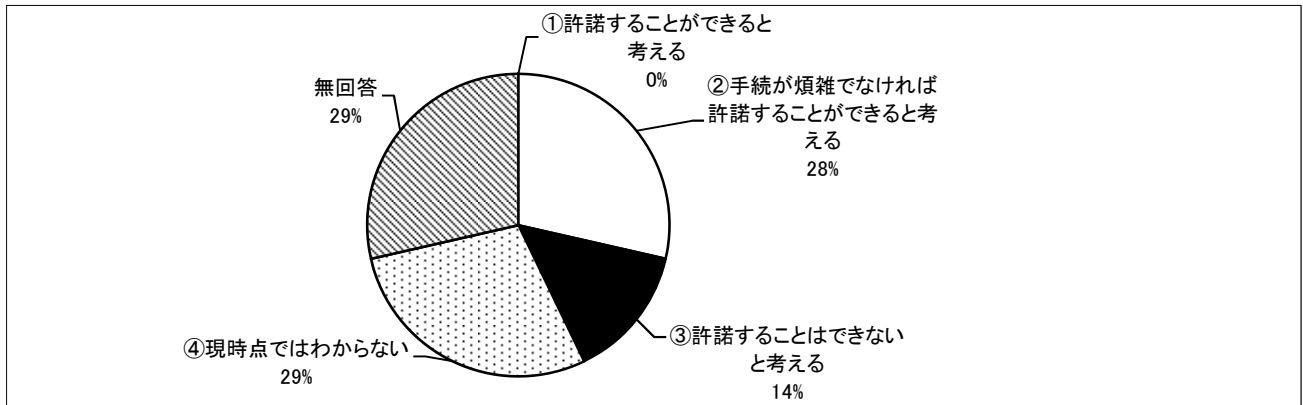
**Q 3 4.** 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるか下記の欄にご記入ください。

- ・ 公開情報が全て自動収集できるとは限らないと思います。メールアドレスを入力してメールで送信される様な公開の方法も採用しております。
- ・ ファイルの修正等が行われた場合の新旧ファイルの正統性の確認ができない。（一旦HPIにアップされそれが自動収集されたあとにそのファイルが修正されて同一URLでHPIにアップされた場合の新旧の正統性確認が可能か？）
- ・ 出願時に公開されていない場合、過去にあったかどうかの調査が必要になってくる。その時、特許庁はアーカイブ情報の利用を許可するのか。その場合の制限は？有償か？日本国内での利用に限るのか？

Q35. 特許庁が、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって省内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築した場合、当該ウェブアーカイブに蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを、許諾することができるかとお答えください。

(単数回答)

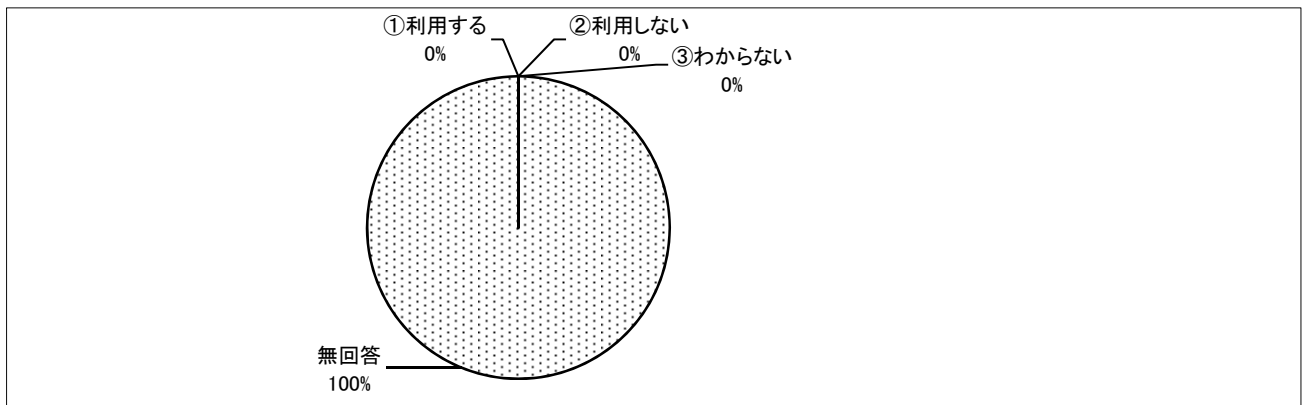
	件数	割合
① 許諾することができる考える。	0	0%
② 手順が煩雑でなければ許諾することができる考える。	2	28%
③ 許諾することはできないと考える。	1	14%
④ 現時点ではわからない。	2	29%
無回答	2	29%
合計	7	100%



Q36. 【貴組織・貴社が、特許・実用新案の出願人でもある場合お答えください】  
特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できるウェブアーカイブを構築し、その情報を公開した場合、利用するかどうかお答えください。

(複数回答)

	件数	割合
① 利用する	0	0%
② 利用しない	0	0%
③ わからない	0	0%
④ 無回答	7	100%
合計	7	100%



Q37. ウェブアーカイブに記録された先端技術情報全般について、ご意見・ご要望等を下記の欄にご記入ください。

(ご記入なし)

## 資料V-4 アンケート項目（企業）

### ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する アンケート調査ご協力をお願い

（技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等  
をインターネット上で公表している企業様へのお願い）

平成 21 年 10 月 26 日  
財団法人 知的財産研究所

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は知的財産研究所の活動にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本アンケート調査ご協力のお願いは、日本知的財産協会の会員様の内、

**技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等を  
インターネット上で公表している企業様へのお願い**

でございます。

今年度、知的財産研究所は、特許庁からの委託を受け、「ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する調査研究」を行っております。

本アンケート調査は、この調査研究において行われるもので、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて、整理・検討するための基礎資料を作成することを目的としています。

なお、本アンケート調査は、準公的標準化団体及び規格策定団体にも別途ご協力のお願いをしております。

ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 【アンケートの記入にあたって】

1. ご回答は平成 21 年 10 月 1 日現在の業務等に基づいてご記入をお願いします。
2. ご回答いただいた内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外には一切使用致しません。担当部門の必要最低限の従業員のみがアクセス可能とし、外部からのアクセスは厳重に管理し、個別情報を公表するなどのご迷惑をおかけすることは決してございません。ありのままをご記入くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
3. 本調査研究におきまして、電話や訪問によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。その際には、重ねてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 【ご記入上のお願い】

1. ご回答は、この調査票に直接ご記入ください。
2. ご回答は、選択肢形式と自由記述形式とがあります。**選択肢形式では、特に指定のない場合は、あてはまる回答を1つだけ選び、□にチェックを入れてください。（□の中に×を記載してください）**尚、選択された番号によっては、「詳細」「理由」等をご記入頂く場合がございますが、それらにつきましては、各記入欄にそれぞれご記入ください。また、自由記述形式では、記入欄にご記入ください。

3. 調査票は、**平成 21 年 11 月 20 日(金)までに**、下記メールアドレス宛に返信頂きますよう、お願い致します。  
＜返信先メールアドレス：[web-archive@iip.or.jp](mailto:web-archive@iip.or.jp)＞
4. 本アンケート調査に関するお問い合わせは、上記メールアドレス宛て又は下記までお願い致します。  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地 精興竹橋共同ビル 5 F  
TEL：03-5281-5672、FAX：03-5281-5676  
財団法人 知的財産研究所 担当：小尾（おび）、川畑（かわはた）、内田（うちだ）

### 《本アンケートの構成》

本アンケート調査は以下のような構成をとっております。Ⅱ～Ⅳの質問につきましては知的財産部門にてはお答えにくいかと存じますが、できましたら関連部署にもご協力いただきましてご回答いただけますと幸いです。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- I. 回答者の一般情報
- Ⅱ. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について
- Ⅲ. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて
- Ⅳ. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて
- V. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について
- Ⅵ. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について

特許庁は、新検索システムに関し「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)<sup>1</sup>」を公表し、当該最適化計画において、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できる「先端技術情報アーカイブ」を構築する予定としております。

特許審査における先行技術文献の調査対象としては、特許公報や刊行物、商用データベースが活用されているところではありますが、近年、これら以外にインターネット上でのみ公開された（紙などの媒体の存在しない）情報についても調査の対象としての重要度が増しております。紙などの媒体が存在せず、商用データベースにも蓄積がなく、インターネットでのみ公開された情報は、その後サーバから削除されてしまうことで閲覧が不可能となることもあり得ることから、これらを公開時に蓄積する「先端技術情報アーカイブ」を構築し、審査資料として利用することが期待されています。

このような背景より、本アンケート調査は、審査実務におけるウェブアーカイブ<sup>2</sup>に記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料とすることを

<sup>1</sup> 特許庁 HOME > 施策情報 > 業務・システム最適化計画 > 「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」の策定について - 2008. 10. 30

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system\\_saitekika\\_sakutei.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system_saitekika_sakutei.htm)

<sup>2</sup> ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するシステムやサービス



目的としています。

可能な限り多くの設問に対して回答をしていただければ幸甚でございますが、質問数が大変多くなっておりますので、回答できるところのみでも回答していただければと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する  
アンケート調査

◆お差し支えなければ、ご連絡先を教えてください◆

ご記入いただいた方で、E-mail アドレスをご記入いただき、アンケート調査結果の送付を希望される方に、本アンケートの調査結果の PDF データを E-mail にてお送りいたします。

御社名：
ご所属部署：
お名前：
ご住所：
E-mail アドレス：
電話番号：
FAX 番号：
アンケートの調査結果の要否： <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

### I. 回答者の一般情報

アンケートにご回答いただく貴組織・貴社の概要について教えてください。

<p>Q 1. 団体・業種<sup>3</sup> (業種が複数にわたる場合は、主要業種にチェックをつけてください)</p>	<p>≪団体≫</p> <p>【準公的標準化団体】</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 社団法人</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 財団法人</p> <p><input type="checkbox"/> (3) その他 (下記の欄に<u>具体的な団体種別</u>をご記入ください。)</p> <p>【準公的標準化団体以外の規格等を策定している団体】</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 企業団体</p> <p><input type="checkbox"/> (5) その他 (下記の欄に<u>具体的な団体種別</u>をご記入ください。)</p> <p>≪業種≫</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 農林水産業</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 鉱業</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 建設業</p> <p>【製造業】</p> <p><input type="checkbox"/> (9) 食品工業</p> <p><input type="checkbox"/> (10) 繊維工業</p> <p><input type="checkbox"/> (11) パルプ・紙工業</p> <p><input type="checkbox"/> (12) 印刷業</p> <p><input type="checkbox"/> (13) 総合化学・化学繊維工業</p>
--	---

<sup>3</sup> この分類は、科学技術研究調査産業分類に基づくものであり、日本標準産業分類との対比は次の URL をご参照願います。

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep073j/html/rep073jk.html>

	<input type="checkbox"/> (14) 油脂・塗料工業 <input type="checkbox"/> (15) 医薬品工業 <input type="checkbox"/> (16) 13～15 以外の化学工業 <input type="checkbox"/> (17) 石油製品・石炭製品工業 <input type="checkbox"/> (18) プラスチック製品工業 <input type="checkbox"/> (19) ゴム製品工業 <input type="checkbox"/> (20) 窯業 <input type="checkbox"/> (21) 鉄鋼業 <input type="checkbox"/> (22) 非鉄金属工業 <input type="checkbox"/> (23) 金属製品工業 <input type="checkbox"/> (24) 機械工業 <input type="checkbox"/> (25) 電気機械器具工業 <input type="checkbox"/> (26) 通信・電子・電気計測器工業 <input type="checkbox"/> (27) 自動車工業 <input type="checkbox"/> (28) 27 以外の輸送用機械工業 <input type="checkbox"/> (29) 精密機械工業 <input type="checkbox"/> (30) 9～29 以外の工業 <b>【サービス業】</b> <input type="checkbox"/> (31) 運輸・公益業 <input type="checkbox"/> (32) 情報通信業 <input type="checkbox"/> (33) 卸売業 <input type="checkbox"/> (34) 小売業 <input type="checkbox"/> (35) 金融・保険業 <input type="checkbox"/> (36) 不動産業 <input type="checkbox"/> (37) 飲食店・宿泊業 <input type="checkbox"/> (38) 31～37 以外のサービス業 <b>【学術関連機関】</b> <input type="checkbox"/> (39) 教育機関（大学等） <input type="checkbox"/> (40) 公的研究機関 <input type="checkbox"/> (41) 39～40 以外の学術関連機関 <b>【その他】</b> <input type="checkbox"/> (42) その他（下記の欄に具体的な業種をご記入ください。）
Q 2. 資本金 （平成 20 年度決算時）	<input type="checkbox"/> (1) 1000 万円未満 <input type="checkbox"/> (2) 1000 万円～1 億円未満 <input type="checkbox"/> (3) 1 億円～10 億円未満 <input type="checkbox"/> (4) 10 億円～100 億円未満 <input type="checkbox"/> (5) 100 億円～1,000 億円未満 <input type="checkbox"/> (6) 1,000 億円以上
Q 3. 売上高 （平成 20 年度決算時）	<input type="checkbox"/> (1) 1000 万円未満 <input type="checkbox"/> (2) 1000 万円～1 億円未満 <input type="checkbox"/> (3) 1 億円～10 億円未満 <input type="checkbox"/> (4) 10 億円～100 億円未満 <input type="checkbox"/> (5) 100 億円～1,000 億円未満 <input type="checkbox"/> (6) 1,000 億円以上
Q 4. 従業員数 （平成 20 年度決算時）	<input type="checkbox"/> (1) 100 人未満 <input type="checkbox"/> (2) 100 人以上、500 人未満 <input type="checkbox"/> (3) 500 人以上、1000 人未満 <input type="checkbox"/> (4) 1000 人以上、5000 人未満 <input type="checkbox"/> (5) 5000 人以上、10000 人未満 <input type="checkbox"/> (6) 10000 人以上

- ◎ Q1で(3), (5), (42)にチェックをつけた場合、下の欄に具体的な団体種別・業種をご記入ください。

具体的な団体種別・業種の記入欄

## II. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

- Q5. 貴組織・貴社がインターネットで公開している内容をお選び下さい。  
(複数回答可)

<input type="checkbox"/> (1) 技術標準
<input type="checkbox"/> (2) 規格
<input type="checkbox"/> (3) パンフレット
<input type="checkbox"/> (4) マニュアル
<input type="checkbox"/> (5) 技報
<input type="checkbox"/> (6) その他技術文書 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)

具体的な内容の記入欄

- Q6. Q5の内容についての、公開の期間についてお選び下さい。(Q5が複数回答の場合、公開期間が最も短いものについてお答えください。)

<input type="checkbox"/> (1) 1月未満
<input type="checkbox"/> (2) 1ヵ月～3ヵ月
<input type="checkbox"/> (3) 4ヵ月～6ヵ月
<input type="checkbox"/> (4) 7ヵ月～1年未満
<input type="checkbox"/> (5) 1年～3年未満
<input type="checkbox"/> (6) 3年以上 (ただし、(7)を除く)
<input type="checkbox"/> (7) 半永久的に公開

Q 7. Q 5の内容についての、更新のタイミングについてお答えください。

(複数回答可)

- (1)定期的に更新する。
- (2)バージョンがアップしたら更新する。
- (3)内容の修正が必要な場合に更新する。
- (4)その他 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。) ————

具体的な内容の記入欄

Q 8. Q 5の内容は、無償か有償かお答えください。両方を含む場合、無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。

- (1)無償
- (2)有償
- (3)両方を含む(下記の欄に無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかご記入ください) ————

無償の内容と有償の内容とでどのような違いがあるのかの記入欄

Q 9. Q 5の内容は、アクセスにパスワードは不要か必要かお答えください。両方を含む場合、不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかご記入ください。

- (1)不要
- (2)必要
- (3)両方を含む(下記の欄に不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかご記入ください) ————



不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのかの記入欄

**Ⅲ. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて**

**Q 1 0. 【Q 5 で (1) 技術標準を選んだ場合、お答えください。】**

検討段階の技術標準をインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1) 積極的に公開している。
<input type="checkbox"/> (2) 公開する場合と公開しない場合がある。
<input type="checkbox"/> (3) 公開しない。

**Q 1 1. 【Q 5 で (2) 規格を選んだ場合、お答えください。】**

検討段階の規格をインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1) 積極的に公開している。
<input type="checkbox"/> (2) 公開する場合と公開しない場合がある。
<input type="checkbox"/> (3) 公開しない。

**Q 1 2. 【Q 5 で (3) パンフレットを選んだ場合、お答えください。】**

検討段階のパンフレットをインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1) 積極的に公開している。
<input type="checkbox"/> (2) 公開する場合と公開しない場合がある。
<input type="checkbox"/> (3) 公開しない。

**Q 1 3. 【Q 5 で (4) マニュアルを選んだ場合、お答えください。】**

検討段階のマニュアルをインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1) 積極的に公開している。
<input type="checkbox"/> (2) 公開する場合と公開しない場合がある。
<input type="checkbox"/> (3) 公開しない。

Q 1 4. 【Q 5で (5) 技報を選んだ場合、お答えください。】

検討段階の技報をインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)積極的に公開している。
<input type="checkbox"/> (2)公開する場合と公開しない場合がある。
<input type="checkbox"/> (3)公開しない。

Q 1 5. 【Q 5で (6) その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】

検討段階のその他技術文書をインターネットで公開しているかについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)積極的に公開している。
<input type="checkbox"/> (2)公開する場合と公開しない場合がある。
<input type="checkbox"/> (3)公開しない。

IV. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

Q 1 6. 【Q 5で (1) 技術標準を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において技術標準が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
<input type="checkbox"/> (2)旧版をインターネット上から削除する。
<input type="checkbox"/> (3)その他 (下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。)

Q 1 7へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q 1 7. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (5)電子データをサーバに保管する。
<input type="checkbox"/> (6)その他 (下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。)

↓

具体的な保存・保管方法等の記入欄

Q18. 【Q5で(2)規格を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において規格が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

- (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
- (2)旧版をインターネット上から削除する。
- (3)その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）

Q19へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q19. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1)印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。
- (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。
- (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5)電子データをサーバに保管する。
- (6)その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）

具体的な保存・保管方法等の記入欄



Q20. 【Q5で(3)パンフレットを選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時においてパンフレットが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

- (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
- (2)旧版をインターネット上から削除する。
- (3)その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）

Q21へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q21. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1)印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。
- (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。
- (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5)電子データをサーバに保管する。
- (6)その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）

具体的な保存・保管方法等の記入欄

Q22. 【Q5で(4)マニュアルを選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時においてマニュアルが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

- (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
- (2)旧版をインターネット上から削除する。
- (3)その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）

Q23へ

具体的な取扱い内容の記入欄

↳ Q 2 3. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (5)電子データをサーバに保管する。
<input type="checkbox"/> (6)その他 (下記の欄に <u>具体的な保存・保管方法等</u> をご記入ください。) —————

具体的な保存・保管方法等の記入欄

Q 2 4. 【Q 5で (5) 技報を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時において技報が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)旧版をインターネット上に継続掲載する。
<input type="checkbox"/> (2)旧版をインターネット上から削除する。
<input type="checkbox"/> (3)その他 (下記の欄に <u>具体的な取扱い内容</u> をご記入ください。) —————

Q 2 5 へ

具体的な取扱い内容の記入欄

↳ Q 2 5. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

<input type="checkbox"/> (1)印刷物を外部に公開する (印刷物を販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (2)印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (3)電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する (電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等)。
<input type="checkbox"/> (4)電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
<input type="checkbox"/> (5)電子データをサーバに保管する。
<input type="checkbox"/> (6)その他 (下記の欄に <u>具体的な保存・保管方法等</u> をご記入ください。) —————

具体的な保存・保管方法等の記入欄

Q 2 6. 【Q 5で(6) その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】

検討段階又は策定時においてその他技術文書が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

- (1) 旧版をインターネット上に継続掲載する。
- (2) 旧版をインターネット上から削除する。
- (3) その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）

Q 2 7 へ

具体的な取扱い内容の記入欄

Q 2 7. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

- (1) 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。
- (2) 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。
- (3) 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。
- (4) 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。
- (5) 電子データをサーバに保管する。
- (6) その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）

具体的な保存・保管方法等の記入欄

## V. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について

既存のウェブアーカイブサービス<sup>4</sup>の例といたしましては、例えば、米国のウェイバックマシーン<sup>5</sup> (Wayback Machine) が挙げられます。ウェイバックマシーンは1996年、米国議会図書館やスミソニアン博物館などの機関との協力により、デジタルコンテンツの永久ライブラリを構築するために設立され、現在は850億ページ程度のコンテンツを有しております。

なお、ウェイバックマシーンにおいては、探したい公開サイトのURLを指定すると、収録されているものについては、そのサイトの過去のページをみることができます。

このようなウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について、情報提供者のお立場からお答えください。

Q 2 8. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用するために、ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステムを、特許庁が利用する必要があると考えるかお答えください。

(情報提供者から見た特許庁の審査におけるウェブアーカイブの必要性についてお答えください)。

- (1) 必要がある
- (2) 不要である
- (3) わからない

Q 2 9. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用する際に、既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかお答えください。

(情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの信頼性をお答えください)。

- (1) 利用できる
- (2) 利用できない
- (3) わからない

Q 3 0 へ

Q 3 0. 特許庁が審査のために既存のウェブアーカイブサービスを利用した場合、どのような問題点があり、利用できないと考えるかお答えください。(複数回答可)

(情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの問題点をお答えください)。

- (1) ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日時に、その情報がインターネット上に実在していたことについての信頼性。
- (2) ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積した後に、その情報が改ざんされていないことに対する信頼性。
- (3) その他 (下記の欄に具体的な問題点をご記入ください) ↓

<sup>4</sup> ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービス

<sup>5</sup> <http://www.archive.org/web/web.php>

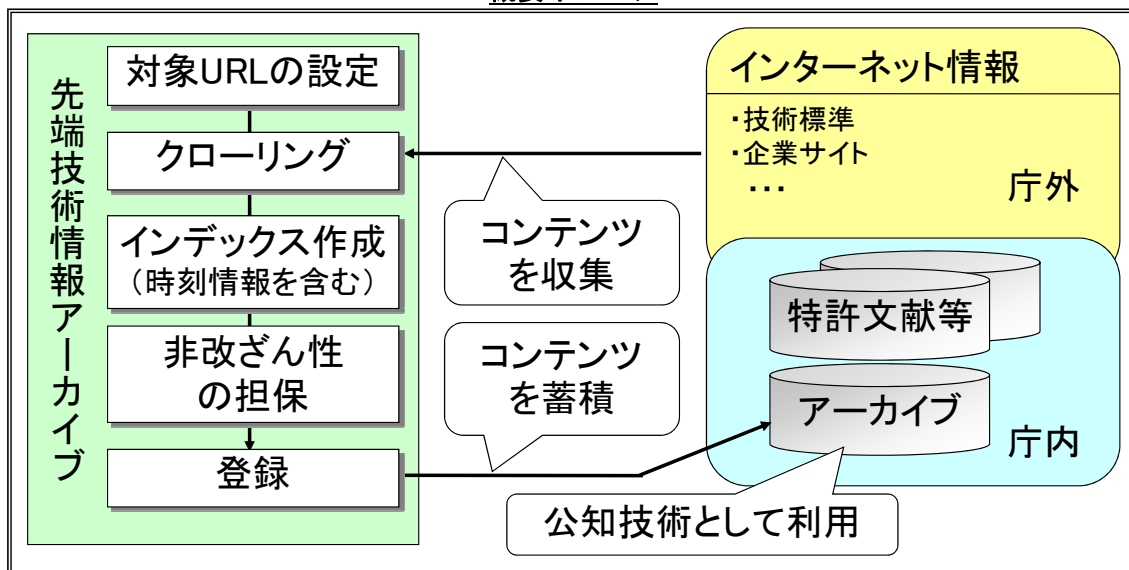
↓

具体的な問題点の記入欄

**VI. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について**

特許庁は以下の概要イメージのような「先端技術情報アーカイブ（ウェブアーカイブ）」システムの構築を想定されております。特許庁がこのようなウェブアーカイブを構築する場合について、お答えください。

**概要イメージ**



Q31. 特許庁が、審査資料として利用するために、商用データベースなどでは得られない、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築することについてどのように考えるかお答えください。

<input type="checkbox"/> (1)積極的に構築すべき <input type="checkbox"/> (2)構築することに問題はない <input type="checkbox"/> (3)構築することに反対（下記の欄に具体的な理由をご記入ください） <input type="checkbox"/> (4)その他（下記の欄に具体的なお考えをご記入ください）	_____ _____
--	----------------

構築することに反対である具体的な理由の記入欄
その他の具体的なお考えの記入欄

Q 3 2. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるか下記の欄にご記入ください。

--

Q 3 3. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築した場合、当該ウェブアーカイブに蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを、許諾することができるかとお答えください。

<input type="checkbox"/> (1) 許諾することができる考える
<input type="checkbox"/> (2) 手続きが煩雑でなければ許諾することができる考える
<input type="checkbox"/> (3) 許諾することはできない考える
<input type="checkbox"/> (4) 現時点ではわからない

Q 3 4. 【貴組織・貴社が、特許・実用新案の出願人でもある場合お答えください】

特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できるウェブアーカイブを構築し、その情報を公開した場合、利用するかどうかお答えください。

<input type="checkbox"/> (1) 利用する
<input type="checkbox"/> (2) 利用しない (下記の欄に <u>具体的な理由</u> をご記入ください)
<input type="checkbox"/> (3) わからない (下記の欄に <u>具体的な理由</u> をご記入ください)

利用しない具体的な理由の記入欄

利用するかわからない具体的な理由の記入欄

Q 3 5. ウェブアーカイブに記録された先端技術情報全般について、ご意見・ご要望等を下記の欄にご記入ください。

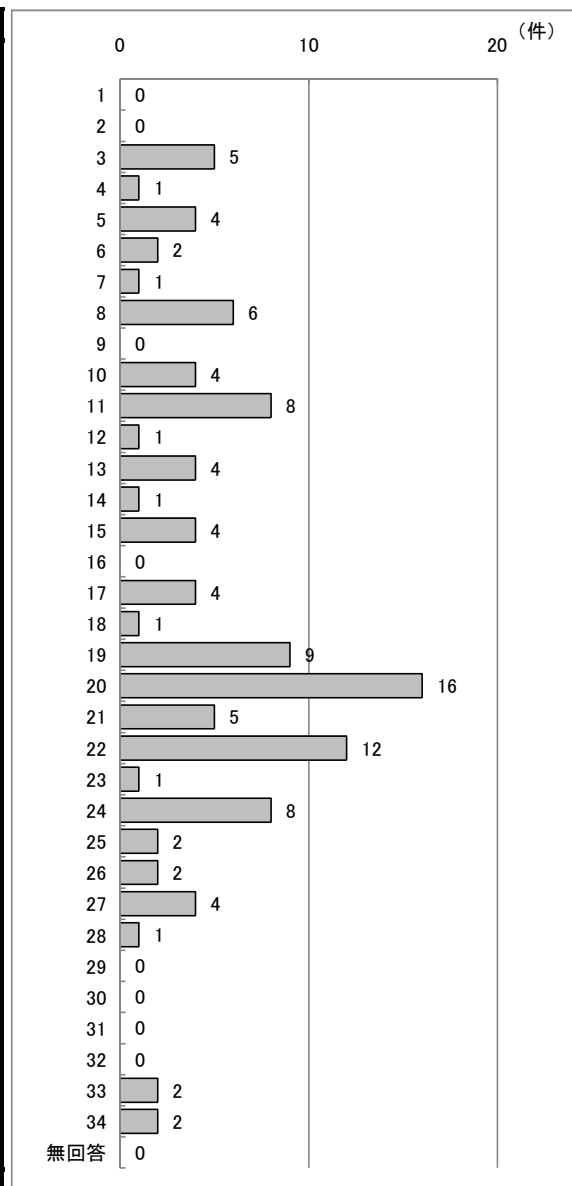
以上でアンケートは終わりです。ご協力、ありがとうございました。



## I. 回答者の一般情報

## Q1. 業種

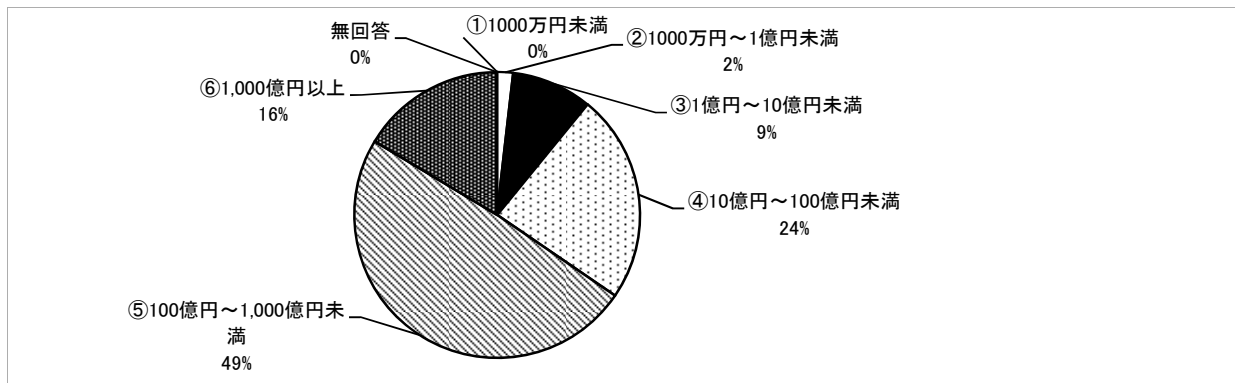
		件数	割合
製造業	1 農林水産業	0	0%
	2 鉱業	0	0%
	3 建設業	5	5%
	4 食品工業	1	1%
	5 繊維工業	4	4%
	6 パルプ・紙工業	2	2%
	7 印刷業	1	1%
	8 総合化学・化学繊維工業	6	5%
	9 油脂・塗料工業	0	0%
	10 医薬品工業	4	4%
	11 13～15以外の化学工業	8	7%
	12 石油製品・石炭製品工業	1	1%
	13 プラスチック製品工業	4	4%
	14 ゴム製品工業	1	1%
	15 窯業	4	4%
	16 鉄鋼業	0	0%
	17 非鉄金属工業	4	4%
	18 金属製品工業	1	1%
	19 機械工業	9	8%
	20 電気機械器具工業	16	15%
	21 通信・電子・電気計測器工業	5	5%
	22 自動車工業	12	11%
	23 27以外の輸送用機械工業	1	1%
	24 精密機械工業	8	7%
	25 9～29以外の工業	2	2%
サービス業	26 運輸・公益業	2	2%
	27 情報通信業	4	4%
	28 卸売業	1	1%
	29 小売業	0	0%
	30 金融・保険業	0	0%
	31 不動産業	0	0%
	32 飲食店・宿泊業	0	0%
	33 31～37以外のサービス業	2	2%
その他	34 その他	2	2%
	無回答	0	0%
合計		110	100%



Q 2. 資本金（平成20年度決算時）

（単数回答）

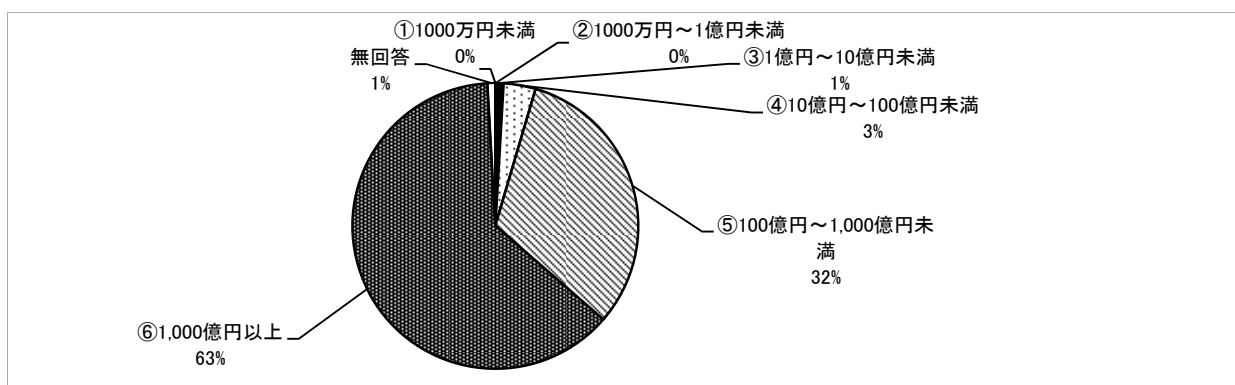
	件数	割合
① 1000万円未満	0	0%
② 1000万円～1億円未満	2	2%
③ 1億円～10億円未満	10	9%
④ 10億円～100億円未満	26	24%
⑤ 100億円～1,000億円未満	54	49%
⑥ 1,000億円以上	18	16%
無回答	0	0%
合計	110	100%



Q 3. 売上高（平成20年度決算時）

（単数回答）

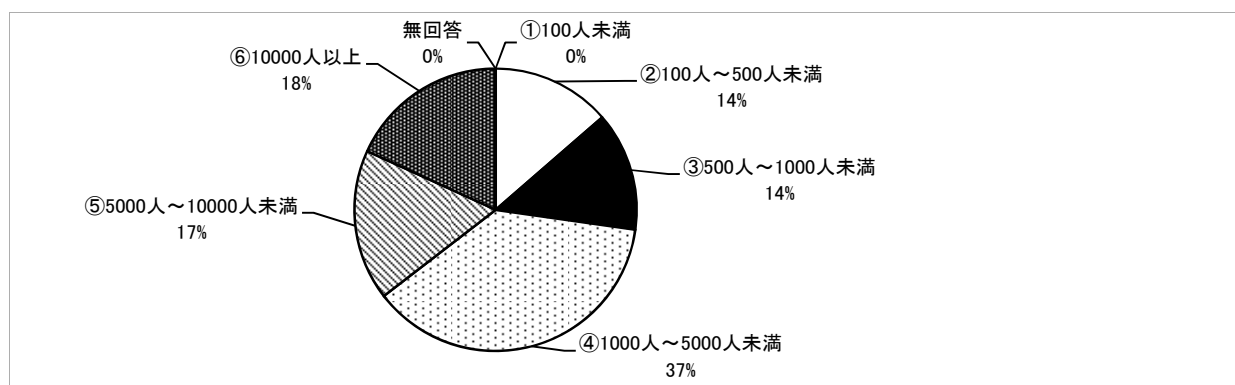
	件数	割合
① 1000万円未満	0	0%
② 1000万円～1億円未満	0	0%
③ 1億円～10億円未満	1	1%
④ 10億円～100億円未満	4	3%
⑤ 100億円～1,000億円未満	35	32%
⑥ 1,000億円以上	69	63%
無回答	1	1%
合計	110	100%



Q 4. 従業員数（平成20年度決算時）

（単数回答）

	件数	割合
① 100人未満	0	0%
② 100人～500人未満	15	14%
③ 500人～1000人未満	15	14%
④ 1000人～5000人未満	41	37%
⑤ 5000人～10000人未満	19	17%
⑥ 10000人以上	20	18%
無回答	0	0%
合計	110	100%

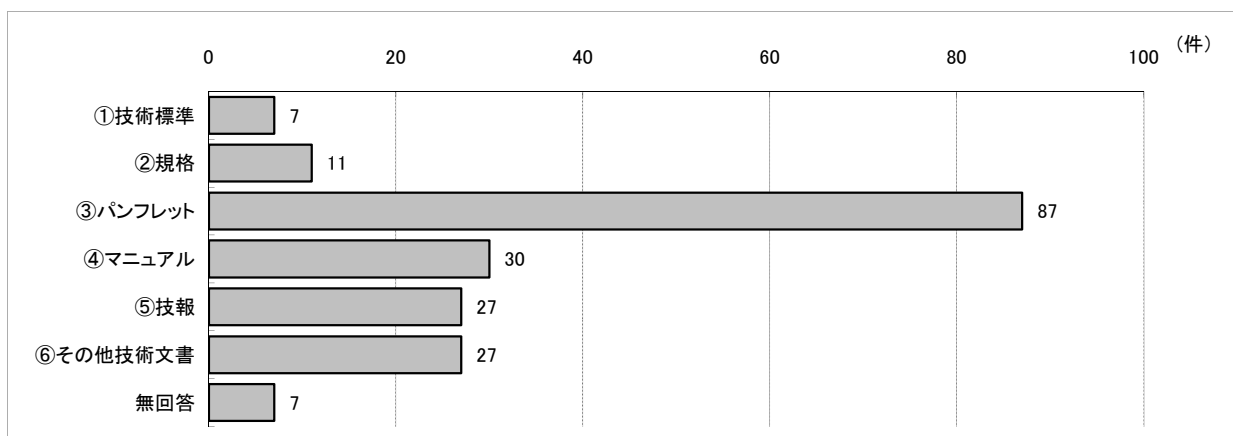


## Ⅱ. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

Q 5. 貴組織・貴社がインターネットで公開している内容をお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 技術標準	7	4%
② 規格	11	6%
③ パンフレット	87	44%
④ マニュアル	30	15%
⑤ 技報	27	14%
⑥ その他技術文書 (下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)	27	14%
無回答	7	4%
合計	196	100%



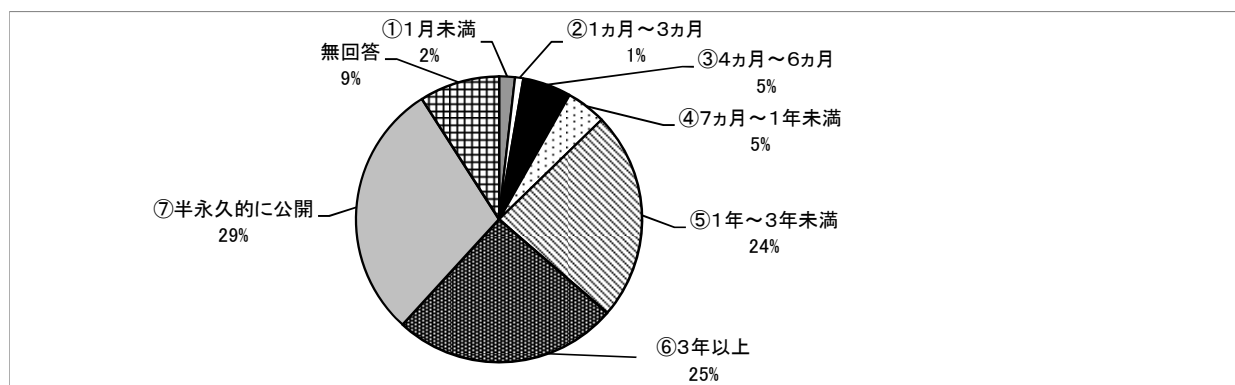
### 「⑥ その他技術文書」の具体的な内容

- ・ CSRの取り組み・環境への取り組み・ニュースリリース
- ・ パソコンのユーザーサポート情報 ・製品仕様書
- ・ ①省燃費マニュアル(所謂取扱説明書とは異なるので、その他に分類)④自動車用語辞典
- ・ 医療関係者向け情報提供文書
- ・ 医療機器の添付文書
- ・ 会社案内、環境報告書、一部カタログの中身、お客様向け整備情報など
- ・ 各工場の製品フロー図
- ・ 加工事例
- ・ 技術情報誌
- ・ 技術論文・新製品紹介などを掲載した電子書籍(紙版もあり)
- ・ グループ会社の製品に関する技術情報(機能、反応メカニズムなど)
- ・ 研究開発中のもので、商品化について未定である技術の特徴、特性、主な用途などを公開
- ・ 研究コア技術
- ・ サーモエレメントの特徴、サーモスタットの基本原理
- ・ 紹介技術の実績集
- ・ 製品外観図
- ・ 一部 製造設備。一部 品質管理用測定装置。
- ・ 学会発表論文の掲載。発明協会の公開技報WEBサービスの利用。建材用ガラス製品の施工例CADデータ
- ・ 弊社の製品に採用した技術を分かり易く解説した冊子
- ・ 代表技術の構成概略及び原理説明
- ・ 研究開発に関する情報
- ・ 製品情報

Q 6. Q 5の内容についての、公開の期間についてお選び下さい。(Q 5が複数回答の場合、公開期間が最も短いものについてお答えください。)

(単数回答)

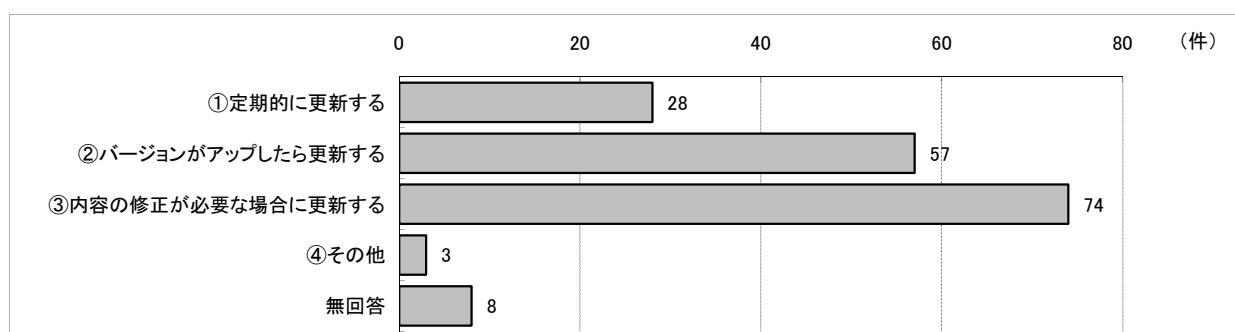
	件数	割合
① 1月未満	2	2%
② 1カ月～3カ月	1	1%
③ 4カ月～6カ月	6	5%
④ 7カ月～1年未満	5	5%
⑤ 1年～3年未満	26	24%
⑥ 3年以上(ただし、⑦を除く)	28	25%
⑦ 半永久的に公開	32	29%
無回答	10	9%
合計	110	100%



Q 7. Q 5の内容についての、更新のタイミングについてお答えください。

(複数回答)

	件数	割合
① 定期的に更新する。	28	16%
② バージョンがアップしたら更新する。	57	34%
③ 内容の修正が必要な場合に更新する。	74	44%
④ その他(下記の欄に具体的な内容をご記入ください。)	3	2%
無回答	8	5%
合計	170	100%



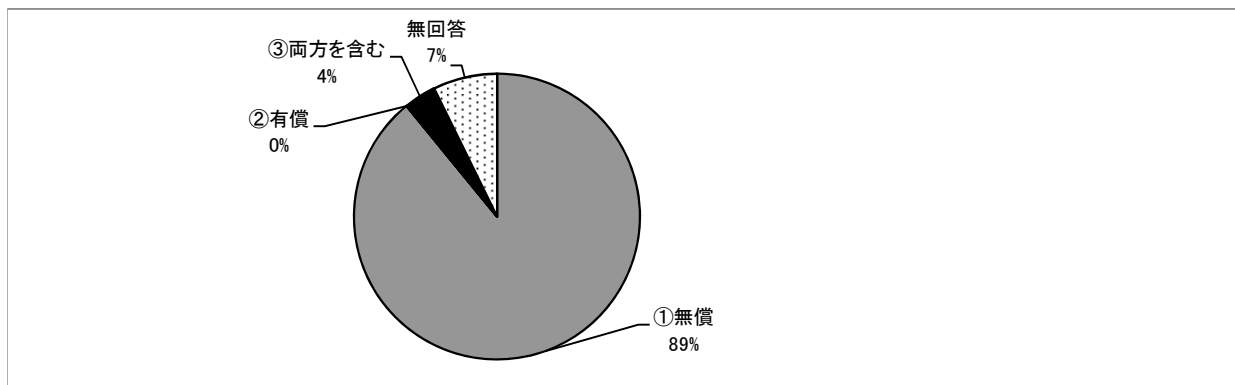
#### 「④ その他」の具体的な内容

- ・パンフレット⇒①、技術情報誌⇒②
- ・パンフレット類(CSRLレポート・アニュアルレポート、年1回更新)や技報(年2回発行)は、バックナンバーを引き続きHPIに掲載している。製品フロー図は年1回更新し、更新前のデータは削除している。
- ・旧製品から新製品の変更、市場対策のための製品仕様変更に伴い更新する。

Q 8. Q 5の内容は、無償か有償かお答えください。両方を含む場合、無償の内容と有償の内容とどのような違いがあるのかご記入ください。

(単数回答)

	件数	割合
① 無償	98	89%
② 有償	0	0%
③ 両方を含む(下記の欄に無償の内容と有償の内容とどのような違いがあるのかご記入ください。)	4	4%
無回答	8	7%
合計	110	100%



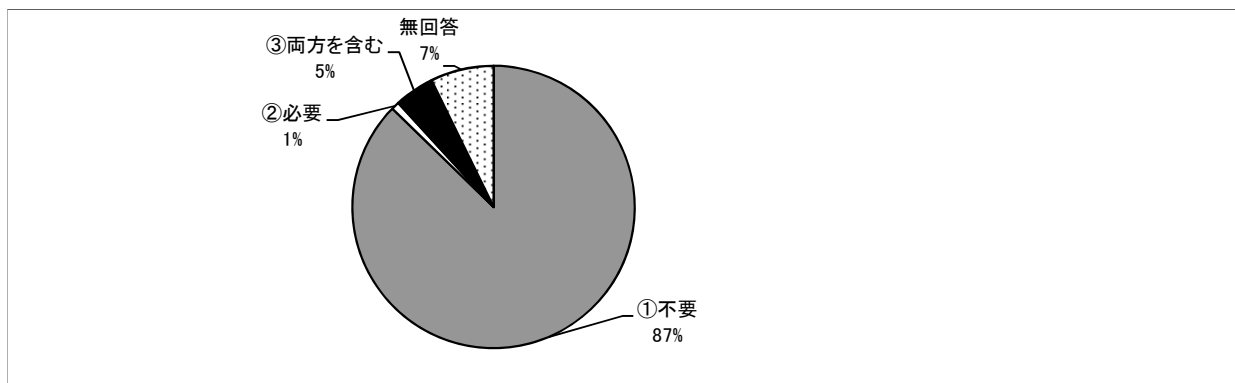
「③ 両方を含む」について、無償の内容と有償の内容とどのような違いがあるのか

- ・ 長年の商習慣に基づくビジネス形態の相違に拠る。製品販売に付帯的な「取扱いマニュアル」や、広告宣伝が目的の「パンフレット」、「技報」は無償であり、アフターサービスとして製品販売と別のビジネスが確立している「整備マニュアル」は有償である。これは、平行して頒布される紙媒体と同じ位置付けになっている。
- ・ HP上からダウンロードできず、冊子(教材)として提供するか否か。
- ・ ソフトウェア製品のバージョンアップおよび取扱説明書は有償

Q 9. Q 5の内容は、アクセスにパスワードは不要か必要かお答えください。両方を含む場合、不要な内容と必要な内容とどのような違いがあるのかご記入ください。

(単数回答)

	件数	割合
① 不要	96	87%
② 必要	1	1%
③ 両方を含む(下記の欄に不要な内容と必要な内容とどのような違いがあるのかご記入ください。)	5	5%
無回答	8	7%
合計	110	100%



「③ 両方を含む」について、アクセスにパスワードが不要な内容と必要な内容とでどのような違いがあるのか

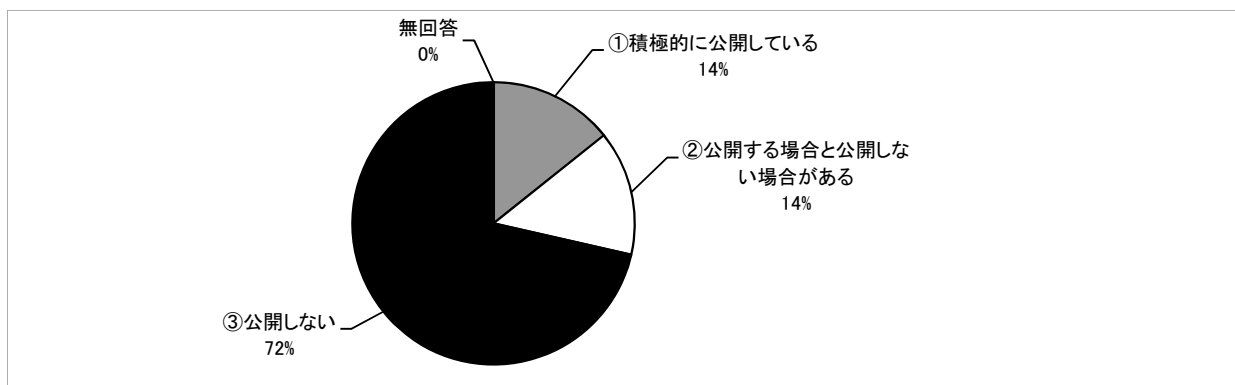
- ・ 有償のものはパスワード要としている。無償のものはパスワード不要がほとんどだが、広告宣伝を円滑に進めるため、閲覧者をメディア等に優先したい一部のサイトをパスワード要としている。
- ・ 製品仕様書とユーザーサポート情報の違い。前者はパスワードを必要とする。
- ・ 有償の場合は、登録が必要。
- ・ 技術資料・開発ツールのダウンロードを行うためには、会員になる必要があり、登録が必要です。
- ・ 誰でも閲覧、カタログダウンロードが可能なサイト以外に、登録希望者(ユーザー様)のみ、アクセス可能な専用サイトも別途設けている。

Ⅲ. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

Q10. 【Q5で①技術標準を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階の技術標準をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

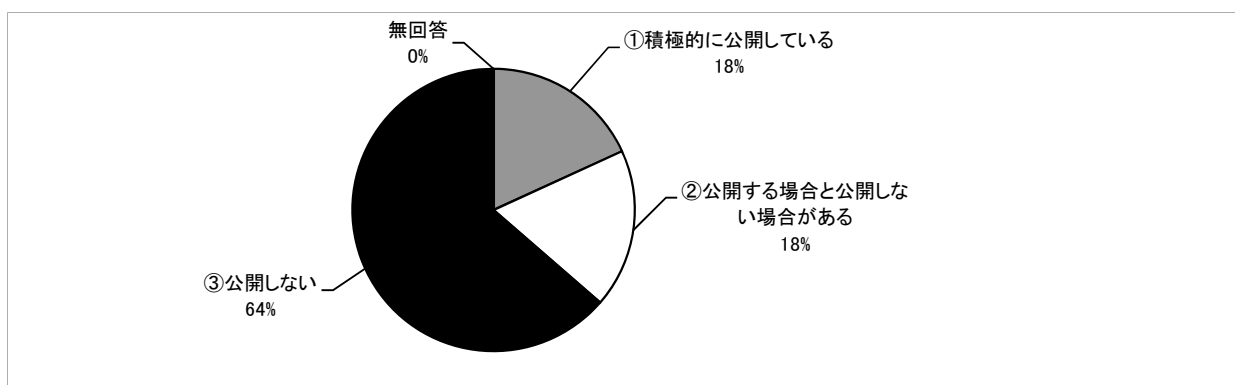
	件数	割合
① 積極的に公開している。	1	14%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	1	14%
③ 公開しない。	5	72%
無回答	0	0%
合計	7	100%



Q11. 【Q5で②規格を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階の規格をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に公開している。	2	18%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	2	18%
③ 公開しない。	7	64%
無回答	0	0%
合計	11	100%

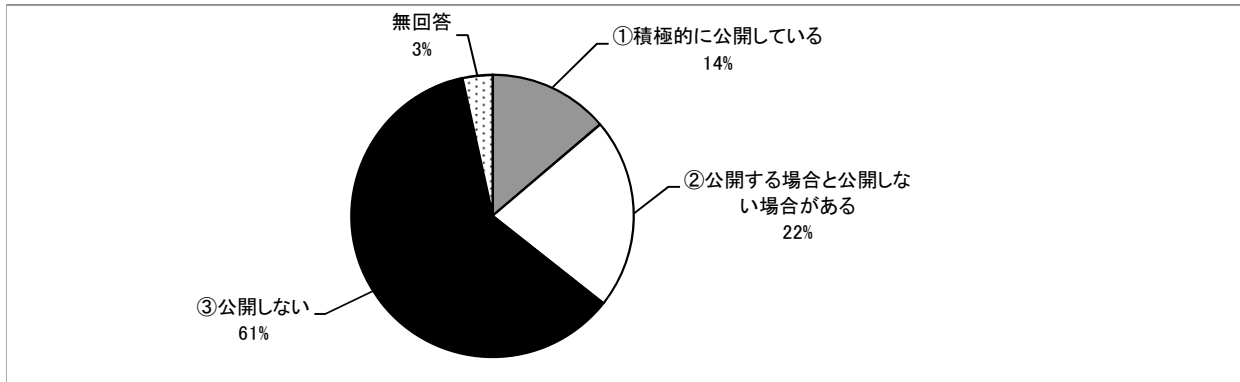




Q12. 【Q5で③パンフレットを選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階のパンフレットをインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

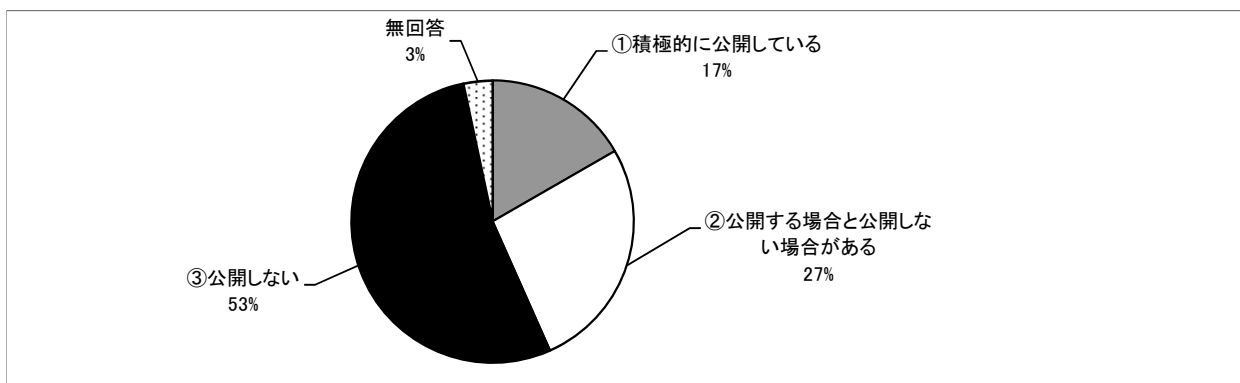
	件数	割合
① 積極的に公開している。	12	14%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	19	22%
③ 公開しない。	53	61%
無回答	3	3%
合計	87	100%



Q13. 【Q5で④マニュアルを選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階のマニュアルをインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

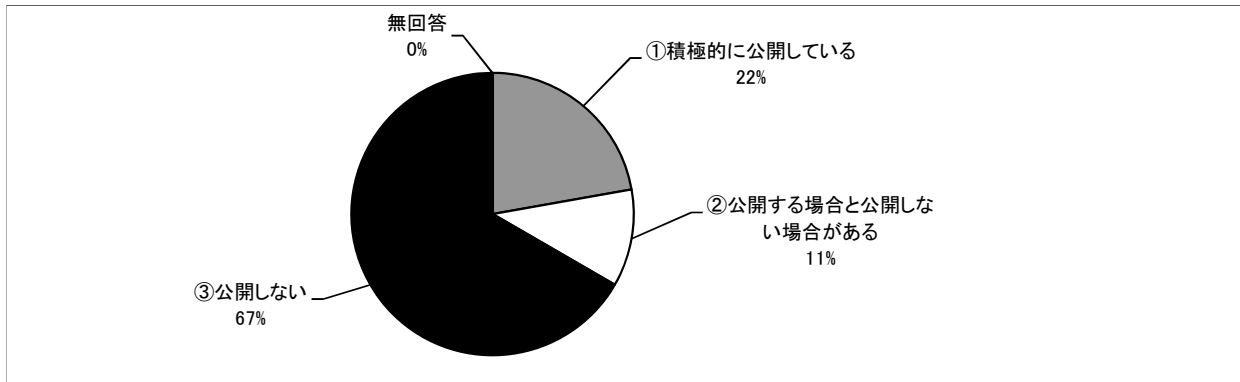
	件数	割合
① 積極的に公開している。	5	17%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	8	27%
③ 公開しない。	16	53%
無回答	1	3%
合計	30	100%



Q14. 【Q5で⑤技報を選んだ場合、お答えください。  
検討段階の技報をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

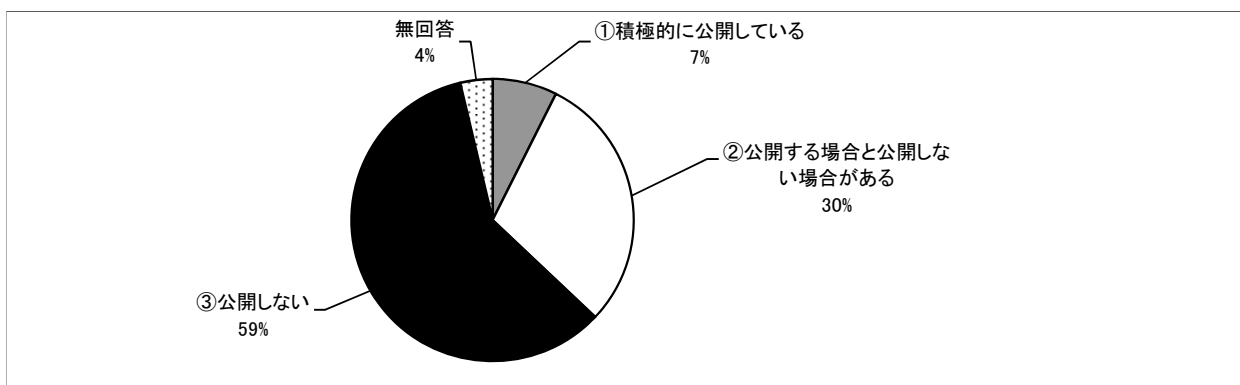
	件数	割合
① 積極的に公開している。	6	22%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	3	11%
③ 公開しない。	18	67%
無回答	0	0%
合計	27	100%



Q15. 【Q5で⑥その他技術文書を選んだ場合、お答えください。  
検討段階のその他技術文書をインターネットで公開しているかについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に公開している。	2	7%
② 公開する場合と公開しない場合がある。	8	30%
③ 公開しない。	16	59%
無回答	1	4%
合計	27	100%

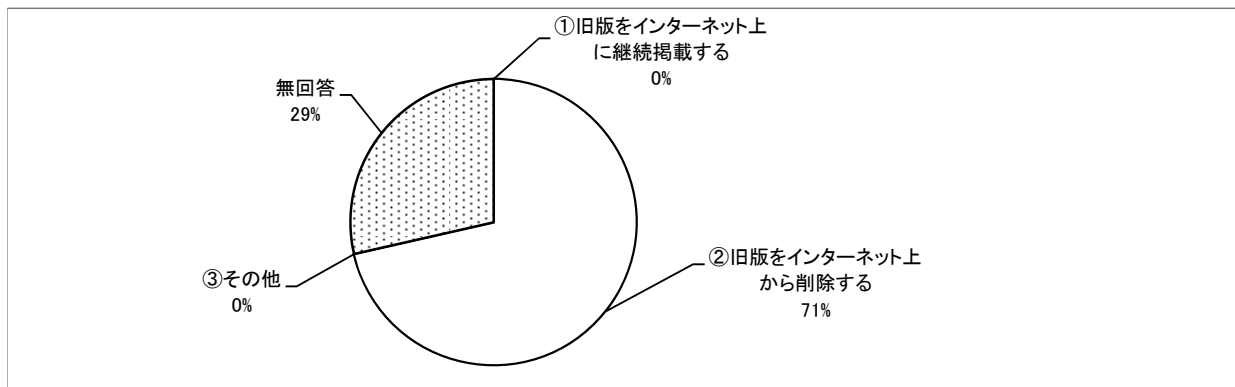


IV. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

Q 1 6. 【Q 5で①技術標準を選んだ場合、お答えください。】  
検討段階又は策定時において技術標準が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

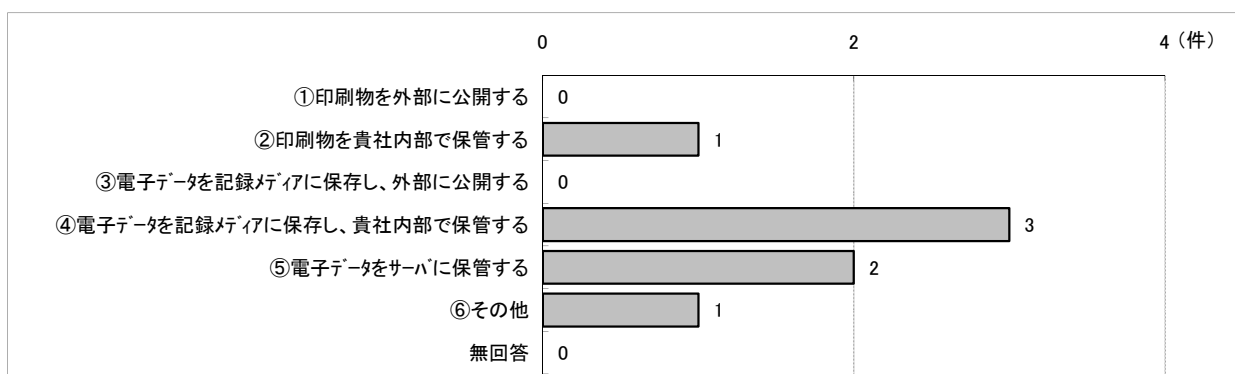
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	5	71%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	2	29%
合計	7	100%



Q 1 7. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

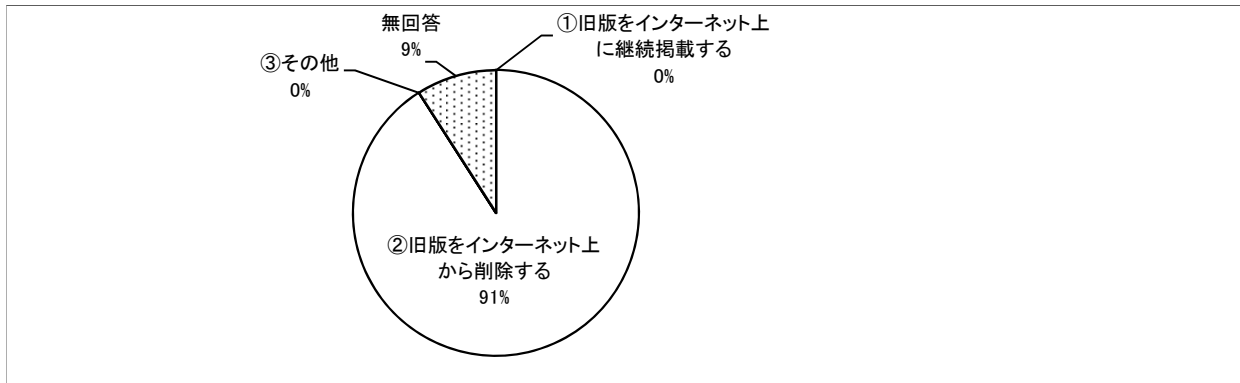
	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	1	14%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	3	43%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	2	29%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	1	14%
無回答	0	0%
合計	7	100%



Q18. 【Q5で②規格を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時において規格が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

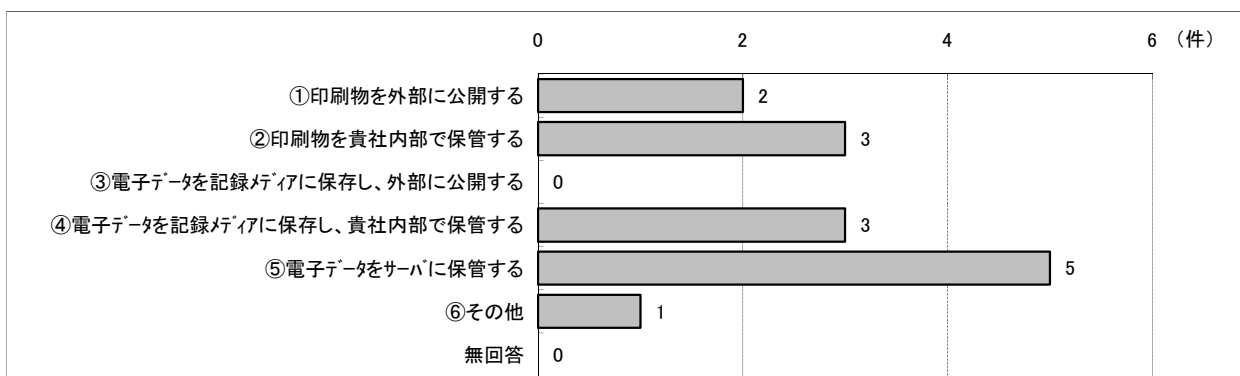
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	0	0%
② 旧版をインターネット上から削除する。	10	91%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	0	0%
無回答	1	9%
合計	11	100%



Q19. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	2	14%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	3	21%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	3	21%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	5	36%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	1	7%
無回答	0	0%
合計	14	100%



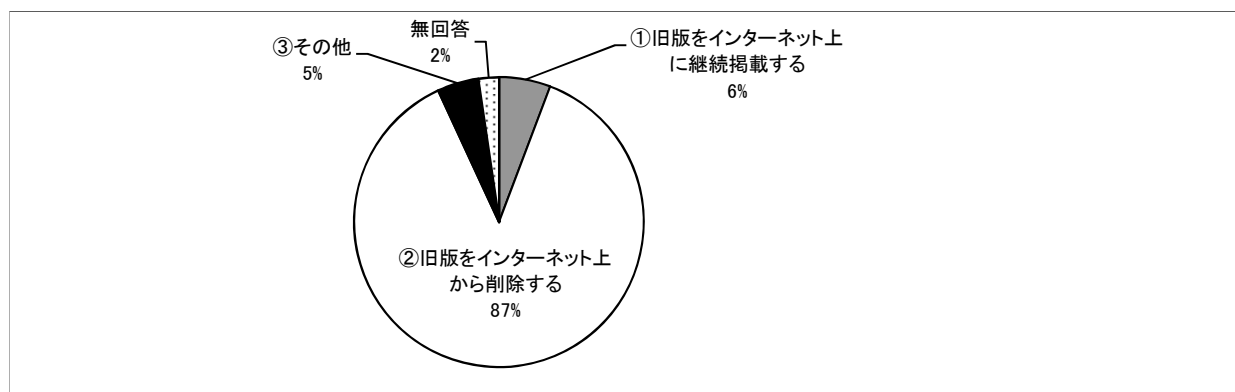
「⑥ その他」の具体的な保存・保管方法等

・ 何もしない。

Q20. 【Q5で③パンフレットを選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時においてパンフレットが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	5	6%
② 旧版をインターネット上から削除する。	76	87%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	4	5%
無回答	2	2%
合計	87	100%



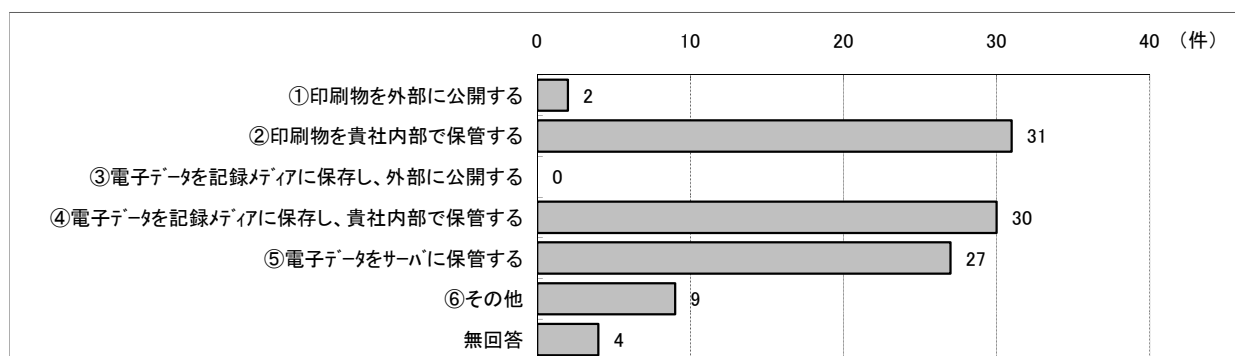
「③ その他」の具体的な取扱い内容

- ・ 一般向けは旧版を削除するが、メディア向けは継続掲載する。
- ・ まだ実績なし

Q21. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	2	2%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	31	30%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	30	29%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	27	26%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	9	9%
無回答	4	4%
合計	103	100%



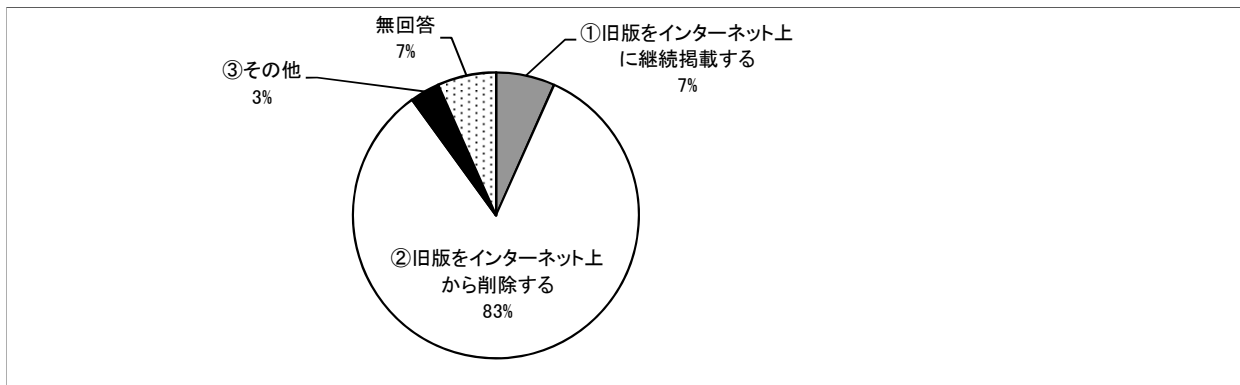
「⑥ その他」の具体的な保存・保管方法等

- ・ 旧版は保存していない
- ・ 取り決めていない。
- ・ 保存する決まりはないため、消滅する。
- ・ ほとんどの一般向けパンフレットをインターネット配信と同期して印刷物を頒布する。インターネット配信と、印刷物の内容はほぼ同等だが、同一ではない。
- ・ 保存・保管していない。
- ・ 申し訳ありませんが、非公開です。

Q 2 2. 【Q 5で④マニュアルを選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時においてマニュアルが更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

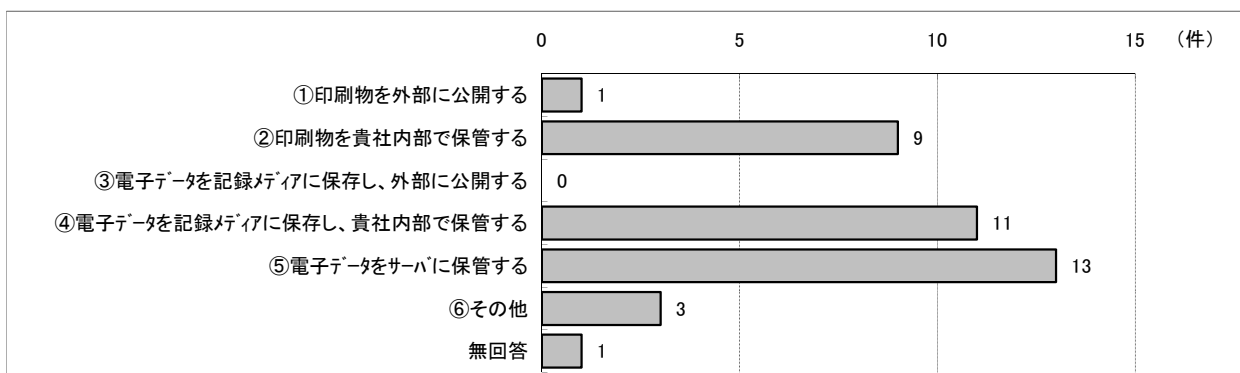
	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	2	7%
② 旧版をインターネット上から削除する。	25	83%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	1	3%
無回答	2	7%
合計	30	100%



Q 2 3. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	1	3%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	9	24%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	11	29%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	13	34%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	3	8%
無回答	1	3%
合計	38	100%



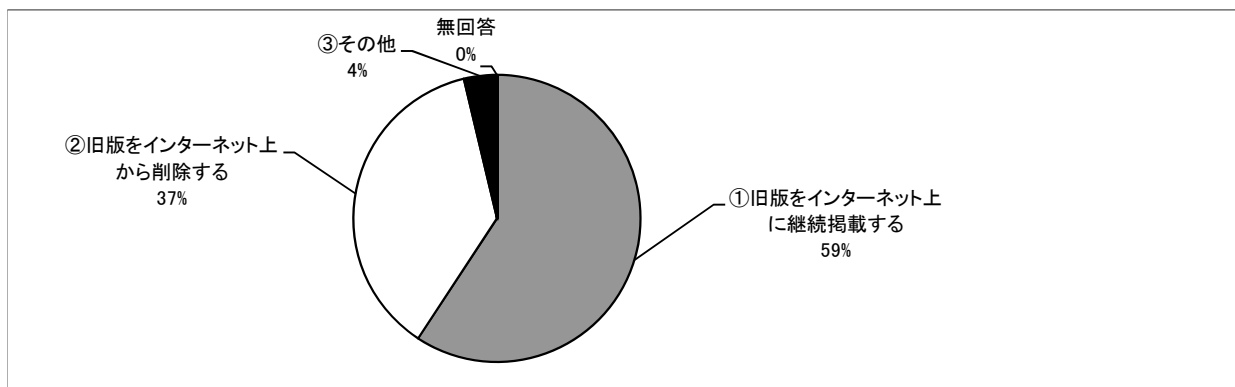
「⑥ その他」の具体的な保存・保管方法等

- ・ ほとんどの一般向けパンフレットをインターネット配信と同期して印刷物を頒布する。インターネット配信と、印刷物の内容はほぼ同等だが、同一ではない。
- ・ 保存・保管は基本的にしていない。
- ・ 申し訳ありませんが、非公開です。

Q 2 4. 【Q 5で⑤技報を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時において技報が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	16	59%
② 旧版をインターネット上から削除する。	10	37%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	1	4%
無回答	0	0%
合計	27	100%



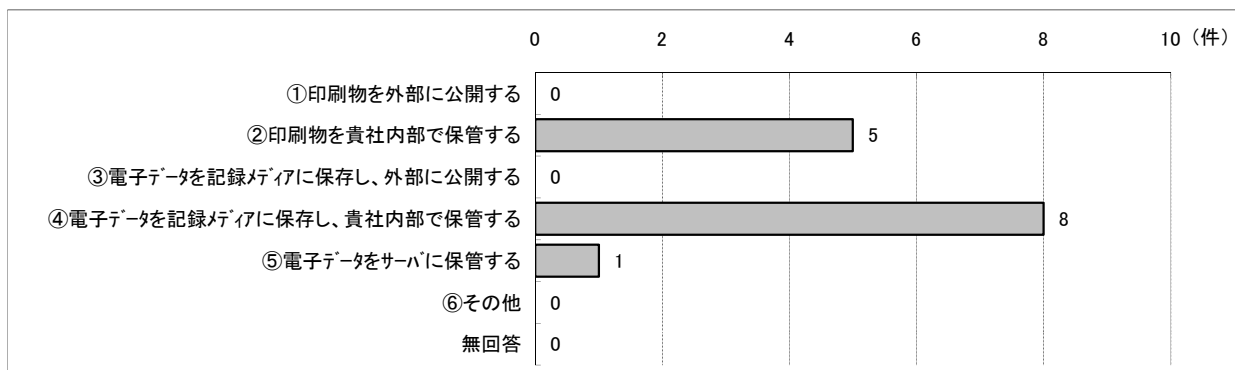
「③ その他」の具体的な取扱い内容

- ・ 最近掲載を始めたので、運用ルールが決まっていない。インターネット配信と同期して印刷物を頒布している。

Q 2 5. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	5	36%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	8	57%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	1	7%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	0	0%
無回答	0	0%
合計	14	100%

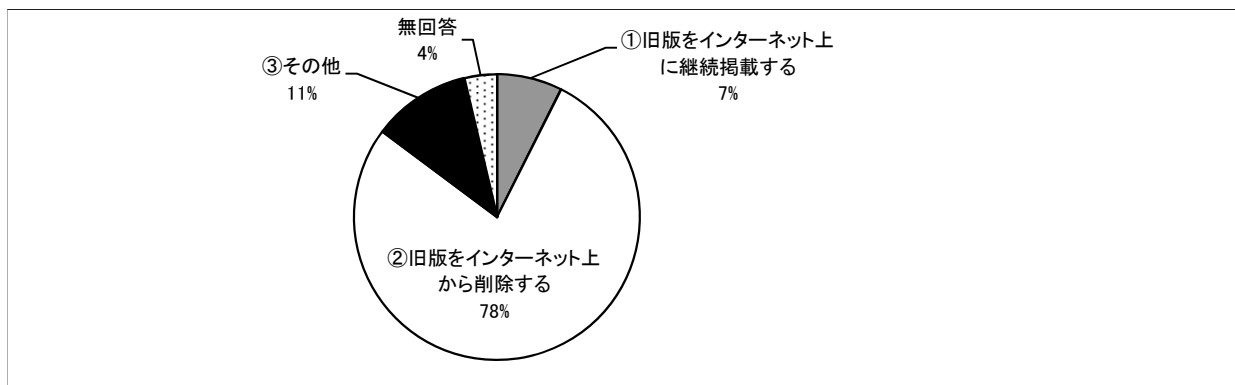




Q26. 【Q5で⑥その他技術文書を選んだ場合、お答えください。】  
 検討段階又は策定時においてその他技術文書が更新された際の旧版の取扱いについてお選びください。

(単数回答)

	件数	割合
① 旧版をインターネット上に継続掲載する。	2	7%
② 旧版をインターネット上から削除する。	21	78%
③ その他（下記の欄に具体的な取扱い内容をご記入ください。）	3	11%
無回答	1	4%
合計	27	100%



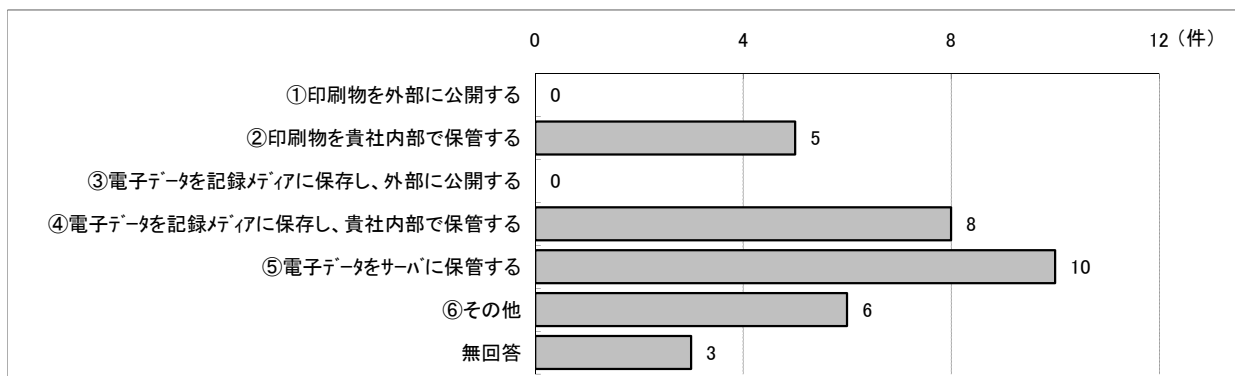
「③ その他」の具体的な取扱い内容

- ・ 内容により継続するもの、削除するものがある。
- ・ 案件毎に評価している。

Q27. 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法についてお選びください。

(複数回答)

	件数	割合
① 印刷物を外部に公開する（印刷物を販売する、頒布する等）。	0	0%
② 印刷物を貴組織・貴社内部で保管する。	5	16%
③ 電子データを記録メディアに保存し、外部に公開する（電子データを記録メディアに保存し販売する、頒布する等）。	0	0%
④ 電子データを記録メディアに保存し、貴組織・貴社内部で保管する。	8	25%
⑤ 電子データをサーバに保管する。	10	31%
⑥ その他（下記の欄に具体的な保存・保管方法等をご記入ください。）	6	19%
無回答	3	9%
合計	32	100%



「⑥ その他」の具体的な保存・保管方法等

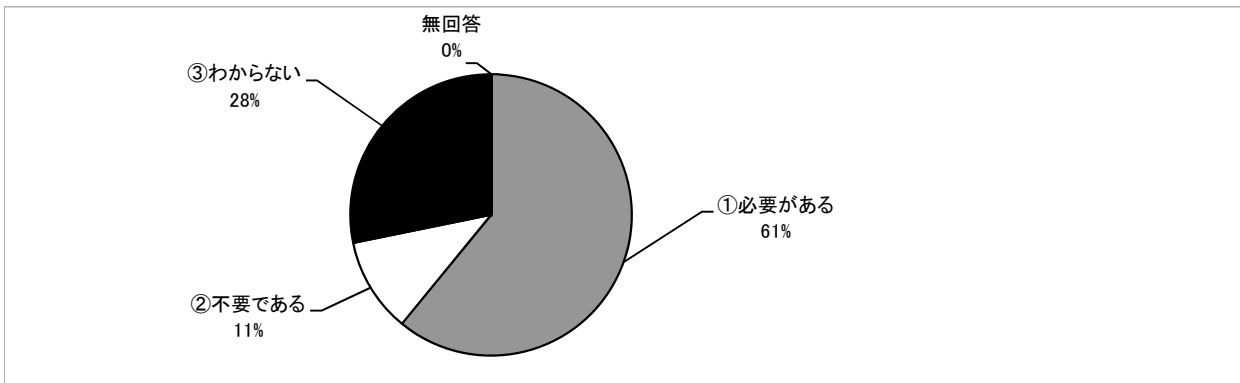
- ・ ユーザーサポート情報が削除された旧版は保管・管理されない。
- ・ 印刷物及び電子データを自社内に保管する。
- ・ 書籍として保管。
- ・ 特に保管しない。
- ・ 申し訳ありませんが、非公開です。

V. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について

Q 2 8. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用するために、ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステムを、特許庁が利用する必要があると考えるかお答えください。  
 (情報提供者から見た特許庁の審査におけるウェブアーカイブの必要性についてお答えください)。

(単数回答)

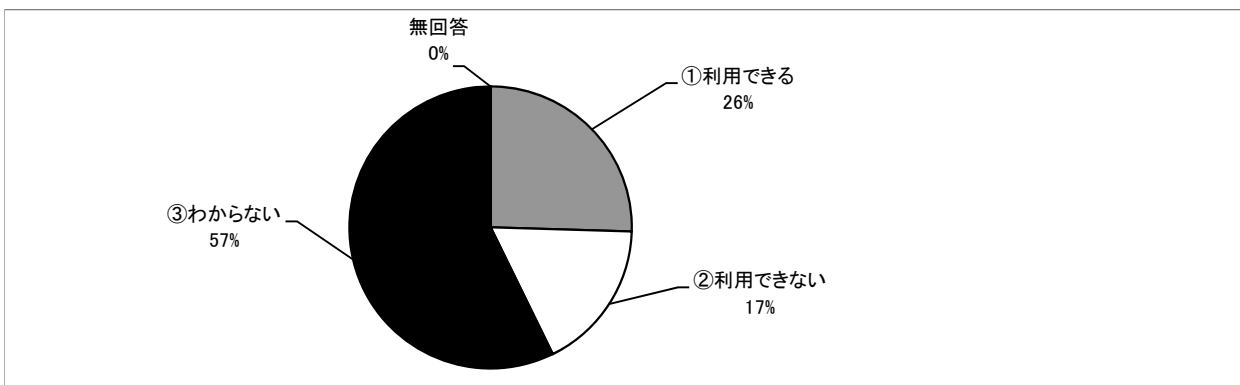
	件数	割合
① 必要がある	67	61%
② 不要である	12	11%
③ わからない	31	28%
無回答	0	0%
合計	110	100%



Q 2 9. 貴組織・貴社がインターネットのみで公開した情報を、特許庁が審査のために利用する際に、既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかお答えください。  
 (情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの信頼性をお答えください)。

(単数回答)

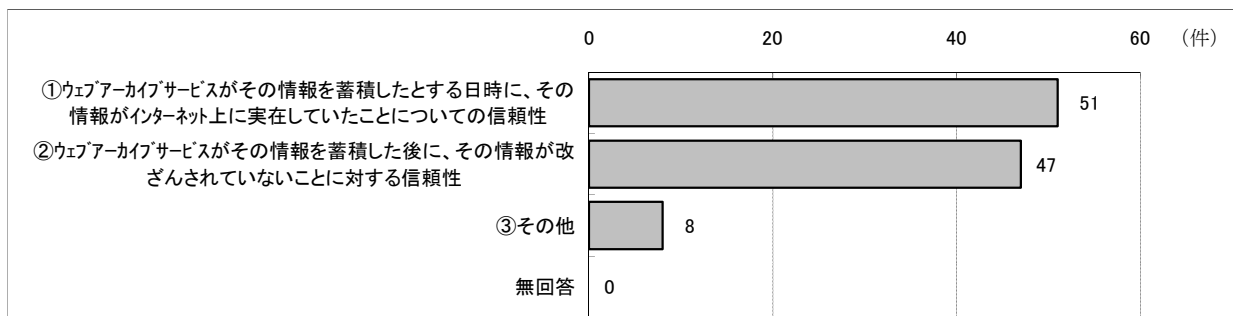
	件数	割合
① 利用できる	28	26%
② 利用できない	19	17%
③ わからない	63	57%
無回答	0	0%
合計	110	100%



Q30. 特許庁が審査のために既存のウェブアーカイブサービスを利用した場合、どのような問題点があり、利用できないと考えるかお答えください。  
(情報提供者から見たウェブアーカイブサービスの問題点をお答えください)。

(複数回答)

	件数	割合
① ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日時に、その情報がインターネット上に実在していたことについての信頼性。	51	48%
② ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積した後に、その情報が改ざんされていないことに対する信頼性。	47	44%
③ その他(下記の欄に具体的な問題点をご記入ください。)	8	8%
無回答	0	0%
合計	106	100%



### 「③ その他」の具体的な問題点

#### <インターネット上の情報>

- ・ウェブ上の技術情報は技術的厳密性よりも、一般の方が概念的に大掴みできるように配慮して作成されていることから、審査資料として不適切な場合が少なくないとする。
- ・各提供者がオープンにされている内容は不透明な場合が多く、肝心な部分は、ブラックボックス化して非公開にするのでは。  
※提供者としては、全てを公開しない。コアの部分は秘匿するだろう。  
被提供者(見たい側)が本当に知りたいことは、公開されていない可能性が高いと思われる。  
その結果、精度について疑問がのこるが、幅広い公知、公開情報の収集手段としては有効かもしれない。
- ・情報自体がない

#### <システム運用>

- ・ウェブアーカイブサービス全体の信頼性確保が必要。⇒主に管理母体や蓄積情報や蓄積ルールなど。

#### <蓄積の段階(収集内容)>

- ・自動収集される対象範囲が、審査に必要な領域を満たしているか保証されない。また、対象範囲を収集するという確実な保証もない。
- ・著作権等の法的・社会的な理由で、アーカイブを拒否されるような場合があれば、民間のアーカイブサービスでは対応できないのではないか?

#### <蓄積の段階(システム)>

- ・保存されたファイルの内容が全て表示(復元)可能な状態で保存されているか不明。保存対象の網羅性。
- ・現状の“WayBackMachine”では、何かの事情で、文字化けしていたり、図や写真が省略されていたりすることが多々あるため、情報源として公平性に欠ける。

#### <審査の段階(情報の信頼性)>

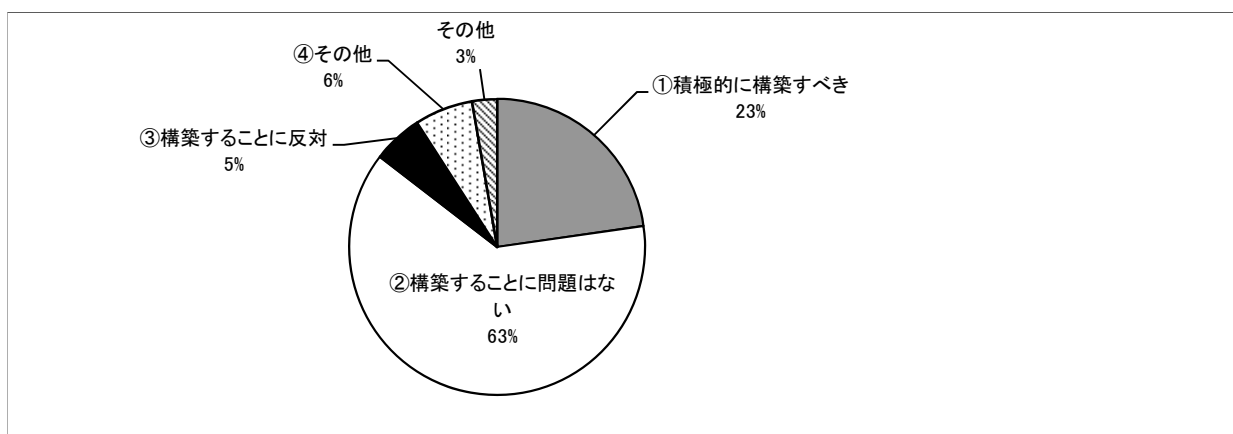
- ・裁判の証拠としての使用可否が不明。

VI. 特許庁がインターネット上の公開技術を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について

Q 3 1. 特許庁が、審査資料として利用するために、商用データベースなどでは得られない、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築することについてどのように考えるかお答えください。

(単数回答)

	件数	割合
① 積極的に構築すべき	25	23%
② 構築することに問題はない	69	63%
③ 構築することに反対 (下記の欄に具体的な理由をご記入ください。)	6	5%
④ その他 (下記の欄に具体的なお考えをご記入ください)	7	6%
無回答	3	3%
合計	110	100%



「③ 構築することに反対」である具体的なお考え

<インターネット上の情報>

- ・ Q 2 9・Q 3 0で述べた如く、ウェブ上の技術情報は審査用資料としては不適切な場合が少なくないと考える。即ち「使えない資料」を収集することになる。使えない資料のDBにリソースを投入すべきではないと考えます。
- ・ Webで公開している情報は、間違っていないが必ずしも完全ではない。Webアクセスの迅速性や情報の集約性を考慮し、元の資料(情報)の一部のみ(あるいは省略)して公開している場合が多い。

<システム運用>

- ・ 構築後の運用イメージが不明であるが、複雑なシステムになることが予測される。それゆえに情報の信憑性に疑問がある。
- ・ システム運用・メンテナンスに対する工数とコストが膨大になることが予測される。コストが掛かるので特許庁内にて構築すべきではない。
- ・ 一官庁で取り扱うべきでなく、民間などを利用すべき。

<審査の段階(蓄積された情報)>

- ・ 情報が最新であるとは限らず、必要な修正のされる前の公開情報を元に判断される可能性がある。

<公開の段階(第三者への公開)>

- ・ 庁内の資料として非公開となった場合、情報提供される立場では、事前にその情報の有無を確認できないので、無効理由を回避できない。庁外公開資料としていただければ、この問題は回避可能であり、賛成できる。

#### 「④ その他」の具体的なお考え

##### <システム運用>

- ・ 目的、用途が違うとは言え、国立国会図書館などにおける電子出版物の收拾、保存活動とは独立に、審査資料の収集、保存を目的として重複的に蓄積作業が行われるとしたら、業務の効率化という面ではやや疑問が残る。  
また、審査資料としての目的にかなった検索対応性が重要と思われるが、ネット上での公開資料はいわゆるSEO対策のために種々の工夫を凝らしており、アーカイブサーバ上での検索手法によっては逆にうまくヒットしない、またはノイズを大量に拾ってしまう、と言った事態を生じる懸念もある。アーカイブの構築にあたっては単なるデータ収集のみでなく、それらに対する審査資料としての検索機能の要求仕様、実装手法についても研究が必要と思われる。

##### <蓄積の段階（収集内容）>

- ・ インターネット上の情報をくまなく蓄積するのは不可能に近いと思われる。しかし、特定の者の情報を蓄積した場合、不公平を生じる可能性があると思われる。

##### <審査の段階（情報の信頼性）>

- ・ 情報の信頼性（誤って公開され修正された情報の取扱いなど）について、不安が残る。
- ・ インターネット上でいつ掲載されていたのか（掲載されていた期間）、改ざんされていないこと等、インターネット上の情報が正しいことを担保できるのであれば、構築することは問題ないとする。

##### <公開の段階（第三者への公開）>

- ・ 構築したデータをWeb上でも一般公開して欲しい。

##### <その他>

- ・ 本件先端技術情報アーカイブにおけるクローリングの詳細な仕様等が不明なので、回答のしようがない。  
上記仕様等に関連し、企業サイトに対して公開情報に係る制約が設けられないのであれば、参考情報として利用することに、特に反対するものではない。
- ・ 不明

Q32. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるか下記の欄にご記入ください。

#### <インターネット上の情報>

- ・ インターネット上の情報のみで機能・効果が特定できるのか。

#### <システム運用>

- ・ データが膨大なものとなるので行政コストが増大する。
- ・ データが将来増大した際にどこまで対応できるか不明。
- ・ 国会図書館もインターネット情報収集に取り組んでいる。特許庁と国会図書館又は他の同様な機関があれば、そことの連携を図り、労力・コストが膨張しないようにすべき。民間機関の信頼性が確保できれば、アウトソース利用に方針転換すべき。
- ・ 自動収集機能として十分な機能を発揮するものを確保できるかという課題。
- ・ 用語の統一や情報の信頼性等を含め、技術情報としての普遍性をどう確保するか、という事項への対応が課題として挙げられると考える。

#### <蓄積の段階（収集内容）>

- ・ 収集コンテンツの選定方法、基準をどうするか。
- ・ 収集条件の選定が適正に管理可能であることが重要
- ・ 対象URLの選定  
企業合併、倒産等のURL変更に対する追従性
- ・ 自動収集機能で収集漏れが発生しないのか。
- ・ どこまでの情報が収集できるのか、不明な部分が多々あるように思う。
- ・ ウィキペディア(Wikipedia)の「ウェブアーカイブ」の項目で説明される通り、自動収集では完全なアーカイブは実現できない。かと言って、手動による収集ではコストもかかり、保存対象範囲を必要十分に広げることが難しいと思われる。  
対象URLの設定では、ソフトウェア(特に業務アプリケーション系。BM特許G06Qに分類される技術)に関しては、URLの設定が難しいと想定される。ソフトウェア特許出願の公知例となるウェブ情報は、具体的な技術の記載は無いものの、課題や解決方法は記載される場合が多く、そのようなウェブ情報はある特定のサイトに集中するわけではない。
- ・ 特定の分野に情報が集中しないか。
- ・ 自動収集機能の対象にムラが生じた場合に企業間で有利・不利が発生する。
- ・ 各分野において、抜け洩れなく情報を収集することができるのか。収集されて情報が利用される企業と、公開はしているが、収集されず利用されない企業とがあると不公平となる。
- ・ 公平な収集をどのように担保するか課題があると思われる。
- ・ 収集、収録機能(アクセス、保存キャパシティー等)の制限に抛り、必要不可欠な公開情報をどこまで蓄積するかの網羅性、優先度をどのように設定するかが重要な課題と思われる。  
情報蓄積が、特定の技術領域に偏れば、結果的に、その技術領域のみ審査が厳しくなることに繋がるので、不公平感のない収集、収録機能を持たせる必要がある。
- ・ 特許庁による収集範囲がどのように設定されるのかによって、業種・技術分野に偏りが生じるように思える。各業界に対して公平性を保つのが難しいように感じる。
- ・ 全てのネット情報が蓄積される訳ではない点において、不公平が生じてしまう恐れがある。
- ・ 蓄積されたデータが、インターネット上で第三者に公開されたものか、(ID/キーワード等の設定により)特定の人にだけ公開されているものか不明である。
- ・ 登録された閲覧者のみに公開している情報の取り扱い方法。
- ・ パスワード等で登録者にだけ開放されている情報の入手と情報提供データとしての採用可否
- ・ web情報には無償公開と有償公開があり、これらを一律に「公知情報」として捉えるのか、また、制限を設ける場合はどの線で線引きをするのか、議論があると思われます。
- ・ 自動収集機能では、一定の制限がかけられている情報や写真やグラフ、図も公平に収集できるのか疑問。できれば、全ての情報をその時公開されている状態のまま蓄積していただきたい。もしくは、自動収集条件、方法を公示した上で実施していただきたい。

- ・リンクが設定されている場合のリンク先情報の蓄積
- ・動画(動作解説など)の扱いはどうなるのか。
- ・本のように「第〇版」の更新の履歴がない。
- ・更新頻度の差異による陳腐化懸念

#### <蓄積の段階(著作権法)>

- ・自動収集の場合、著作権者が果たした利用目的制限の判断ができない。
- ・ホームページ内のリンクや表示形式について、意に反した変更をされる可能性がある。

#### <審査の段階(情報の信頼性)>

- ・公開情報を審査資料として利用するにあたり、その情報の・掲載年月日・掲載内容等の信ぴょう性を如何に確保(保証)するか、に課題があると考ええる。
- ・ウェブアーカイブの信頼性(蓄積した日にインターネット上に存在していたか。改ざんがされていないか。)。特に、特許の有効性について、裁判上問題となった場合の証拠能力があるか。
- ・情報の信憑性(具体的には、該当情報が特定日に存在していたことを証明できること)を担保することが困難であると考ええる。
- ・審査時に提示された証拠の日時の精度を確認することが困難なため混乱が生じる。
- ・どのように対象とする公開情報の存在を確認するのか。
- ・非改ざん性の担保は、どの程度信頼性のあるものなのかは明示していただきたい。
- ・収集時期が証明可能、かつ、改ざんされていないことが証明可能な形とすること
- ・信頼性・証拠能力
- ・情報は信頼できるのか?という問題点。検証可能性との関係で、その扱いを評価していく必要がある。
- ・Q30の(1)と(2)は依然として存在する。
- ・公開情報の信頼性の担保が問題と考える。
- ・上記イメージ図における、時刻情報、非改ざん性についてはそのとおり。その他には、特に思いつかない。
- ・情報の信頼性。
- ・日付の信頼性・客観性をどのようにして担保するのか。
- ・情報の完全性の担保。
- ・新規性、進歩性の判断基準日時の信頼性の確保が最も重要ではないかと考えられます。
- ・特許法は29条1項3号で「(特許出願前に日本国内又は外国において)電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」について特許を受けることができないと規定しているにも関わらず、実際は特許審査においてインターネット上の情報を公知技術情報として活用することは困難だった。特許庁審査官が審査に供するための公知技術情報としてウェブアーカイブを活用することは、新規性進歩性について無効理由を含むような技術の特許にしてしまう審査上の不備を防止するために必要なことであると思う。しかし、そのためには、インターネット上から取得した情報について公開日時および実在性を担保する仕組み作りが重要になると思われる。
- ・情報セキュリティの観点から、アーカイブの完全性及び可用性の確保が課題である。
- ・蓄積したコンテンツが、ハッカー等に書き換えられないという保証が必要ではないでしょうか。

#### <審査の段階(特許法)>

- ・ウェブログ記載の技術情報のどの範囲を単位「電気通信回線によって公衆に利用可能となった発明」とするか(アーカイブ構築する場合、インターネット上の公開情報が引例になる事案が増えることから、係る単位を明確にする必要性が高まる(その範囲によっては、出願手続きにおいて、新規性の議論なのか、進歩性の議論なのか、が変わってくる。))。

#### <審査の段階(公知性)>

- ・インターネットの情報はたびたび更新されることが予想される。これに対して、アーカイブ情報はどうなるか?更新後に、旧情報が削除された場合公知性はどのようになるか?特許の公開公報のように掲載期間が確保されるかどうか等が課題とします。

#### <審査の段階(公知日)>

- ・インターネット上の公開情報については、公開日およびその日付の確定方法について、認識を統一する必要があるように思われる。



### <審査の段階（蓄積された情報）>

- ・ 虚偽またはその疑いがある情報が掲載された場合はどのように扱われるのか。
- ・ インターネット上の情報は誰でも書き込みができるため、間違った情報や絵空事なども多く含まれており、情報源としては、信頼性に欠ける。
- ・ インターネット上の情報にはその信憑性に疑問のあるものも多く、どのようにして情報を選別するか。
- ・ 不正確な情報について、引例として取り扱ってよいかについての課題。
- ・ インターネット上の公開情報が、正しい事実に基づいているものであるか検証が必要と考える。単なる、アイデア、シミュレーション、技術的な理想の列記など事実の裏付けのない情報とは区別されている必要がある。
- ・ 自動収集したコンテンツの内容の信憑性のチェック機構が必要かと思えます。
- ・ どこまでその情報に信頼性を置くかが一番大きな問題と考えます。その先端技術がどこかの学会等で認証されている訳でもなく、根拠が希薄かもしれない情報をもとに新規性を問われても発明者は納得しないと思えます。
- ・ 完成された技術ではなく、単に希望や願望を公開しただけのものを審査官が完成された技術と過大評価して公知技術として認識してしまう心配がある。この点の認識を誤らなければよいと思えます。
- ・ 自動収集されるインターネット上の公開情報について、その情報の信頼性はどのように担保されるかが明確でない点が懸念される。すなわち、インターネット上で公開される情報の技術的な正確性は、その情報源によりばらつきがあり、たとえ同一の組織から発信されたとしても、その情報が技術的な成果を発信したものと、営業的なPRを目的とした情報を公開したものとが、混在していると考えられ、その見極めが難しいと思う。
- ・ 自動収集機能では、何処まで信憑性のあるデータなのかの判断付かないのでは。
- ・ 仮情報と真の情報が区別できるか。
- ・ 公開情報の真偽、質的問題
- ・ 収集した情報は、本当に信頼できるものなのか、どのようにそれを担保するのか等という問題があると考えます。例えば、ある時点で蓄積した情報について、のちに新たな証拠が発見され全く別の結論になった場合に、そのことが正確に削除、修正等されるのかどうか、という疑問があります。また、故意にねつ造情報を公開することも考えられるという問題もあると考えます。
- ・ 収集した情報が真実かどうかの検証ができるのか  
ここで情報として記述されているから新規性が失われることにならないか  
→ 悪用されないか
- ・ インターネットから削除された場合、間違った情報であった、不確かな情報であった等、削除されるには理由がある。そのような場合の情報の信頼性に問題がある。
- ・ 後日、誤認であるとされた情報は、削除すること。さらに、部分的に誤認があるとされた情報に関しては、正しい部分は残して、誤っている部分は事実無根である旨の注釈が無いと、信頼性が欠如し、公開情報として使用できないと考える。
- ・ 必要な修正が反映されないことが考えられる。
- ・ 記載内容について、技術内容的あるいは誤記レベルでもミスがあったため内容を更新した場合、当該ミス情報が審査に使われる可能性、あるいは、第三者が無効審判などの情報に利用することについて、疑問は残る。
- ・ 更新履歴をどう扱うか、インターネット上から削除された場合の扱い等についても議論が必要と思われる。
- ・ 特許庁に蓄積されているものと、されていないものとの信憑性をどのように評価するのも課題になるように思われる。

### <審査の段階（検索）>

- ・ 特許分類のようなインデックスをどのように統一するか。
- ・ 情報量があまりに大きくなり、検索・参照が困難にならないか。
- ・ 蓄積したデータをどのように取り出すかが困難。対応する検索システムがない。
- ・ 重複する内容が多いであろう。どのように整理するのか不明？

### <審査の段階（審査期間）>

- ・ 審査には時間がかかっている現状で、ウェブアーカイブを利用することによって、蓄積される情報量が莫大になり、審査が遅れたり、分野によって情報の質や量の違いにより、不均等がおこる。
- ・ 特許情報に加えてそのような情報を審査官が扱いきれるのかという問題がある。
- ・ 審査時間が増える？

### <審査の段階（著作権）>

- ・ 拒絶理由などで引用した場合、第三者にページ内容を公開する必要があり、著作権の問題が生じる可能性がある。

### <公開の段階（第三者への公開）>

- ・ 特許庁が利用するものと同程度の情報を一般にも利用可能としていただかなければ、先行調査の結果、特許性ありとして出願したものが、拒絶される確率が高くなってしまい、出願人にとって出願費用の負担が増大すると考えられる。
- ・ 企業側としては、過去にWebに掲載された情報を検索することができるシステムにすることが望まれること
- ・ このような形のウェブアーカイブの公開についてすべてのウェブサイトの著作権者が許諾するとは限らない。実際、公開の許諾を求められても、ウェブサイトに掲載している著作物の著作権をウェブサイトのオーナー企業が保有しているとは限らないし、著作権者が社外にいる場合、その著作権者からはそのような形での公開を含む範囲で許諾を受けている場合はむしろ少ないと思われる。しかも多くのオーナー企業にとって、特許庁がそのようなアーカイブとして公開することについて、上記のような社外の著作権者との調整をしてまで協力するメリットはないため、多くの企業が公開の許諾に踏み切れないのではないと思われる。  
そうすると、審査官が拒絶理由通知に利用できる公知情報を出願人や第三者が拒絶理由通知が出るまで把握しようがないケースが増える。これでは、出願人の立場からは出願前に十分な先行技術調査をすることが困難で、拒絶理由通知ではじめて不意打ち的に存在を知らされるという事態になる。また、第三者の立場からは刊行物等提出所の提出機会が失われ、瑕疵ある特許を生み出す恐れもある。  
したがって、特許庁がこのような形でウェブサイトの情報を収集し、しかもこれを公開することについて著作権者の禁止権が及ばないように著作権法を改正すべきである。なおこのアーカイブに掲載された情報の二次利用に関しては、著作権者がいったんウェブサイト上で公知化している情報であるから目的外使用の禁止を一定程度で著作権者の利益を不当に侵害することは考えにくいと思われる。
- ・ 企業にとって消去、修正したい内容であっても、一度データが収集されてしまうと自由に消去・修正することができなくなってしまうことが考えられる。保存された内容を修正する手段や情報公開を継続するか否かを決定する余地を残して頂きたい。
- ・ 秘密情報を間違えて一瞬ネット上にアップしたものが、特許庁により延々と公開され続ける可能性がある
- ・ 蓄積データを公開した場合に企業活動を阻害する場合は生じる懸念が考えられる。
- ・ 公開されている情報であり、それを蓄積し、庁内のみ使用するのであれば、問題はないと考える。
- ・ 情報へのアクセスをどこまで許容するかが課題となる。
- ・ 公衆に公開する場合、公序良俗に反する情報等をどう制御するのか。

### <その他>

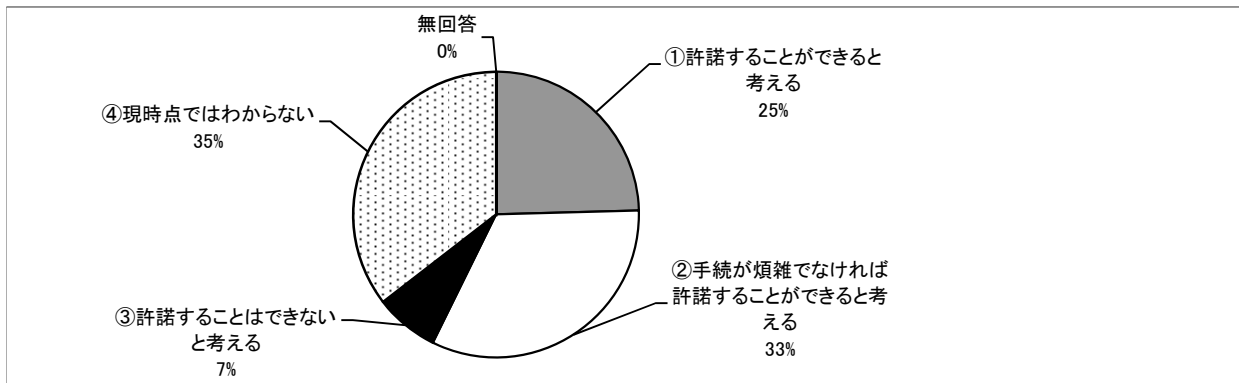
- ・ 著作権法上、問題がないか。
- ・ データ発信者の著作権などの権利帰属の問題。
- ・ 著作権
- ・ 著作権上の問題が発生する可能性がある。
- ・ 著作権上の問題の有無。
- ・ 著作権についても留意する必要がある。
- ・ 著作権
- ・ 著作権上の問題を如何に対応されるのか、その考えを、具体的に明確にする必要があると考えます。
- ・ 著作権の取り扱い。
- ・ 前記のとおり、著作権の問題さえクリアになれば、大きな問題は無いと考えます。
- ・ 情報漏洩
- ・ 「特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する」前に、特許庁でのデータの蓄積、検索性の前に、企業、官庁、学会等の団体を問わず、Webでの情報の公知日、信頼性を確保するための制度（プリントアウトし、スタンプなどして立証できるようにする制度）がまず必要、重要性が高いと考えます。
- ・ 特に問題ない。

- ・ 特に問題ないと思います。
- ・ 現時点では分からない。
- ・ よくわからない。

Q 3 3. 特許庁が、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって省内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築した場合、当該ウェブアーカイブに蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを、承諾することができるかとお答えください。

(単数回答)

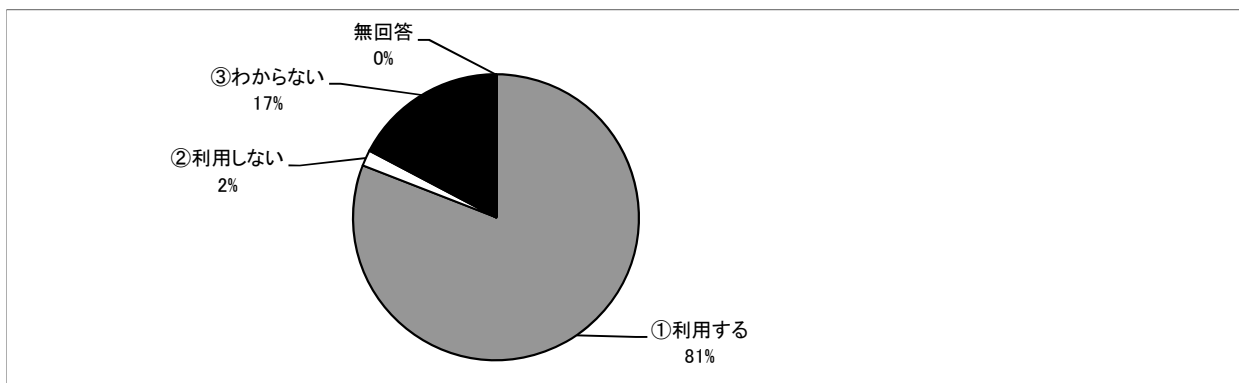
	件数	割合
① 承諾することができる考える。	27	25%
② 手続きが煩雑でなければ承諾することができる考える。	36	33%
③ 承諾することはできないと考える。	8	7%
④ 現時点ではわからない。	39	35%
無回答	0	0%
合計	110	100%



Q 3 4. 【貴組織・貴社が、特許・実用新案の出願人でもある場合お答えください】  
特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できるウェブアーカイブを構築し、その情報を公開した場合、利用するかどうかお答えください。

(単数回答)

	件数	割合
① 利用する	89	81%
② 利用しない (下記の欄に具体的な理由をご記入ください。)	2	2%
③ わからない (下記の欄に具体的な理由をご記入ください。)	19	17%
無回答	0	0%
合計	110	100%



「② 利用しない」具体的な理由

- ・ 過去の情報には、誤りがある可能性が考えられるため。
- ・ ほかの手段で十分対応できると考えられる。

「③ 利用するかわからない」具体的な理由

- ・ 法的根拠が確立された情報となるかどうか分らない。  
法的根拠があるとされた場合でも、情報自体が公知技術調査用として分類等の付与が正確になされ、データベースとして使用可能になるかどうか分らない
- ・ 発明や考案の本質までの情報が公開されるかが疑問。公開された時期の信頼性。
- ・ 情報に関する著作権の取扱いや、情報の信頼性に不安が残る。

- ・ 情報の信憑性が担保されていて、使い勝手がよければ、利用する。
- ・ 蓄積情報の質・正確性、証拠能力、検索性等の利便性が不明であるため。
- ・ 検索の容易さ・利便性、データの信頼性による。
- ・ 蓄積されたウェブアーカイブ内の情報の信頼性、漏れないかなど、およびデータベースのように検索可能な状態になるのか不明な為
- ・ 検索機能がない場合、あるいはあっても検索機能が不十分な場合には公開しても、事前検索など時間的に余裕がない状況では使いにくい。
- ・ 情報検索が容易であれば利用することを検討する
- ・ 使い勝手や内容によるが・・・。
  
- ・ 現実的には、ウェブまで探す必要がある場合は、障害特許の無効化を狙う場合と思われ、そのような場面はそれほど多いわけではない。
- ・ どの程度、現状より利用できる範囲の情報が増加するのか不明であり、自社の製品の特性から考えると、インターネットのみで公開される情報量が利用できるほどの増加となるのかわからないため。
- ・ 利用価値の評価ができない。
- ・ 他社様の技術情報のウェブ公開レベル、特に技術的厳密性や正確性にどの程度重きを置いているかを把握できていないため、現時点では判断できません。

Q35. ウェブアーカイブに記録された先端技術情報全般について、ご意見・ご要望等を下記の欄にご記入ください。

＜システム運用＞

- ・ウェブアーカイブは情報量が多く、どこまで管理できるか不透明である。
- ・チャイナ、コリア等にごっそり渡り渡りするようなことは避けてほしい。google等でも検索できるのなら無駄な投資になるのでは。

＜蓄積の段階（収集内容）＞

- ・ウェブアーカイブの対象となる企業のサイトの選定基準を明確にして欲しい。企業ごとに公開基準が異なると思いますので、同業他社からみて、ウェブアーカイブの対象となるべきサイトを提案できるように、もしくは一定期間ごとに見直して欲しい。
- ・日本を含め多くの国で、世界公知・公用であるので、インターネット情報としては、日本国内とは限らない対象が有効と思えるが、その一方で外国語の情報は利用しづらい点や、情報の信頼性に不安があるなど両面あるが、できる限り適用範囲を広げることには検討の余地はあると思われる。
- ・ウェブ上には、根拠のない信頼性の低い情報も混在している。それらを審査等に利用できるようになると悪用する者もでてくると思われる。収集対象コンテンツの選定基準について、慎重に定められるべきと考える。

＜蓄積の段階（情報収集先の権利）＞

- ・情報収集先の権利保護に配慮したシステム構築を要望する。

＜審査の段階（情報の信頼性）＞

- ・ウェブアーカイブは、真の技術進歩を見極める特許制度に不可欠な要素であるが、紙媒体よりも、公開時期、内容物の改竄のリスクが大きいので、公知例を公知例として適正に認定できるものであることが大前提である。
- ・ウェブアーカイブを導入する際には、情報の真偽を明確にし、信頼性を高いものを利用してほしい。
- ・新規性、進歩性の判断材料にするのであれば、訴訟の際に証拠能力がある程度に時期などを保証できるものとしてほしい。
- ・質問の中にもあるように、情報の実在および改ざんされていないことについての信頼性の確保が重要と思われる。
- ・信頼性の担保が一番の問題となると考えます。また、抜けのない検索、適切なグループ分け等利用しやすい環境があるのであれば、利用してみたいと考えます。
- ・ウェブ上には、特にインターネット技術等について、印刷物には記載されていないような内容が公開されている場合があり、特許等の審査にとって有効活用できる情報はあると考えます。反面、内容面での信頼性(内容の正確性等)も印刷物に比べると低い場合もあり得ると考えます。また、断片的な情報が多く、拒絶理由や無効理由を構築する際に、どの程度有効であるかは、難しい点もあると考えます。通知された出願人側が、納得しがたい場合も生じると考えます。

＜審査の段階（蓄積された情報）＞

- ・記載内容について、技術内容的あるいは誤記レベルでもミスがあったため内容を更新した場合、当該ミス情報が審査に使われる可能性、あるいは、第三者が無効審判などの情報に利用することについて、疑問は残る。
- ・自社の情報に内容の間違いやその他の事情があり、記録の削除が必要な状況になった場合、直ぐに削除していただける体制の確立が必要と考えます。
- ・技術情報は発信元の信頼性が担保されて、初めて公知情報として認められるものだと考えます。この観点からみれば、web情報は、不特定多数が自由に発信できる情報であり、また、何ら確証を経ないで一般公開される情報だと思われるので、『技術情報』としての認証作業は極めて重要で、かつ、大変な作業だと思われます。出願人の立場からすれば、技術的根拠が薄い公開情報が拒絶理由になることは、絶対に避けて欲しいことであり、この点の徹底した検証をお願いします。
- ・本件先端技術情報アーカイブは、参考情報として利用する範囲内においては有効であるが、審査実務における取扱いでは、技術情報としての普遍性確保に課題があると考えます。

＜公開の段階（第三者への公開）＞

- ・Q33で問われた特許庁での公開は、著作権法改正で、許諾不要にすることを強く要望する。なぜなら、公開者に許諾を求められても、公開者が必ずしも著作権者やサブライセンス権保持者でない場合があり、対応できないこともある。
- ・インターネット上で公開される技術情報の量はますます増加すると考えられるため、それらを信頼性の高い情報としてウェブアーカイブに構築し、利用することは、企業にとっても、有益であると考えます。ウェブアーカイブを構築し、一般にも利用しやすい形で提供していただければ、弊社としても積極的に利用し、活用したい。

- ・ 特許庁で構築したものを公開する際には、特定技術の情報に偏らず、情報の信頼性や出展が明確なウェブアーカイブを構築してほしい。
- ・ ウェブアーカイブへの情報収集と、一般への公開を積極的に進めて欲しいと思います。
- ・ このようなウェブアーカイブが構築された場合、従来審査に当たり引用されていなかったような先行技術文献が抽出され引用されるようなケースが想定されます。企業は先行技術調査を入念に行って特許されることを確信した上で出願を行い、将来取得される特許権を前提に研究開発計画と事業計画を立案し、膨大な費用を投じて新製品の研究開発を行います。仮に、企業が出願前にこれら新たに引用される可能性がある先行技術文献を察知できないような状況になるならば、特許されることを確信して出願した、事業計画の前提となる特許が取得できない場合も想定されます。  
このような出願人の不利益を回避するため、先端技術情報アーカイブを含む、新たに収集される公知文献情報の閲覧システムの提供を強くお願い致します。
- ・ 特許庁よりこの種の情報が公開されれば、積極的に活用したいと思います。
- ・ 特許庁内で審査官が審査のために閲覧をする事には問題はないと思います。  
しかし、インターネット上に公開する事については、旧情報を意図していない利用方法をされてしまう可能性があるため反対です。  
<意図していない利用法の例>  
○一般顧客を抱えている企業の場合、削除した情報をもとに、苦情をつけられたり、インターネットへ書き込みをされるなど。  
○また、どの企業にも言えることですが、社員の過去の情報を悪用される。  
○例えば、社員のインタビュー記事などが、悪質な業者に利用される など。
- ・ あくまで審査官が審査に利用するための公知技術情報としてウェブアーカイブを活用することを主眼とするのがよいのではないかと思います。  
一般利用が可能となり、そこから得られた情報について公開日時および実在性が担保されるのであれば、自社出願時の先行技術調査や、他社出願に対する情報提供および他社特許に対する無効審判のための反証資料の探索に活用することができるので、利用したいと考えている。しかし、著作権法上の問題から、許諾が得られた情報のみ検索および閲覧を可能にすることになると思われるので、結果として一般利用が可能となった情報が公知技術情報として活用可能なほどに十分なものになるかは不明である。
- ・ 国益、および、日本の産業振興に寄与するのであればよいが、公開によって他国の利益が勝るようであれば、注意が必要と考える
- ・ 許諾するシステムの場合、使用している著作物の権利などの問題を管理する必要が出てくるため、ページ毎での許諾を考えたり、それが不可能であればまとめて掲載不可などの対応したりと非常に煩雑となり、実用的ではない感じがする。また、通常ネット上に著した情報は、それを消した後は情報の管理はしない。それが許諾制となり、いつまでもネット上に残るということはその情報が存在することを企業が認めていることになるため、いろいろ問題が起こりそうである(医療機器・医薬品等の添付文書の旧版、現時点では間違った情報が載っているパンフレットなど)。  
従って、許諾制を取る場合、掲載の許可はなかなか出しにくいのではないかと思います。

#### <公開の段階（検索）>

- ・ 1. 該当情報の時間軸(更新日など)の明示
- ・ 2. 検索キーワードの任意作成性
- ・ 3. 情報元へのアクセス情報の提供
- ・ ウェブアーカイブが公開された場合の情報検索機能、方法を検討して欲しい。例えば、特許公報の検索と同様なキーワード、Fターム検索等。
- ・ 分野別、会社別、キーワード付与等で検索できるようにして欲しい。
- ・ その情報の出所や時期などの情報も明示して欲しい。

#### <国際協調>

- ・ 公知日、内容物の正確性が訴訟で争われることも少なくない特許制度の性質上、国際かつ公的機関による収集、保存のしくみが必要と思われる。
- ・ 日本国内だけの問題ではなく、他国(特に米国・欧州特許庁等)とも協力して進めるべき内容と考えます。

#### <その他>

- ・ 特許になったものでも後で無効資料が見つかるようなことはできるだけ避けたいので、公知技術の調査は様々なものがあつた方がよいと思います。
- ・ 不完全なものであってもデータベースの構築は必要であると考え、そのようなアーカイブの構築は意義がある。

- ・ ウェブアーカイブ情報が先使用权等に利用できるだけの信頼性を持つことが望ましいと考えます。
- ・ ウェブアーカイブ上の情報を、特許法30条適用のための証明用の証拠として用いることができるのか、逆に、特許庁がアーカイブとして情報構築したことによって、特許法30条の適用を阻害するように働くのが不明。これは、Q33の許諾が可能かどうか分からない理由の一つでもあります。
- ・ 特許庁が構築するウェブアーカイブに記録された先端技術情報は、改ざんの有無、公表時期に関して信頼性が高いと考える。制度が導入された際には積極的に先行技術調査の対象としていきたい。  
また、ウェブアーカイブの導入により、インターネットで公開した技術が公知文献として活用できるのであれば、インターネットでの公開が公知化目的の防衛出願の代替措置となりうる。このため制度の導入により利便性は高まるものと考ええる。
- ・ 先端技術情報を蓄積し、一般の企業発展に役立てることは非常に意義のあることと思いますが、下記のような課題があるように思われます。  
蓄積されたデータを活用するためには、データの検索、抽出が効率よくできる必要があります。また、蓄積データは公共性を有するものとなるので特許庁のみが利益を得ることには問題があるように感じられます。とすれば、一般ユーザーが蓄積データを利便性よく活用できるシステムが必要となると思われれます。想定されるデータ量は、今日の状況を考えて膨大なものとなり、さらにそれが増大し続けると考えられます。とすれば、膨大なデータの中から必要なデータを抽出するためには、優れた検索システムが必要となりますが、我が国の公的機関にそのようなシステムを構築する能力があるかが課題となるかと思われれます。公的機関に頼らず、外注する場合も構築可能な企業は限られており、コストも高いものとなるかと思われれます。  
また、蓄積した技術情報は、特許の審査用に用いるに留まらず広く産業の為に活用し、海外企業との競争に打ち勝つ為のツールとなることを望みます。
- ・ ウェブアーカイブそのものが、もっと一般に知れ渡るようにPRを積極的に行うべきと思います。
- ・ 検索方法(分類)及び情報が何時のものであるか?(最新情報かどうか)など今後詳細について検討されるかと思いますが、アンケートの結果以外、進捗情報がと有り難しく思います。
- ・ 具体的な詳細内容が不明な為、コメント出来ない。
- ・ 特に意見はないのですが、審査の質向上とユーザーの利便性向上のため、特許庁でよく検討戴くことを要望させていただきます。



# 資料VI

## 国内ヒアリング調査

- 資料VI-1 国内ヒアリング調査概要
- 資料VI-2 ヒアリング項目（団体）
- 資料VI-3 ヒアリング項目（企業）



## 資料VI-1 国内ヒアリング調査概要

国内アンケート調査項目をさらに詳細に把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体<sup>1</sup>5 箇所及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業<sup>2</sup>15 箇所に対して国内ヒアリング調査を実施した。

### 1. ヒアリング調査項目

#### (1) 団体

資料VI-2 ヒアリング項目（団体）

#### (2) 企業

資料VI-3 ヒアリング項目（企業）

### 2. ヒアリング調査結果

本編第VIII章及び第IX章を参照。

---

<sup>1</sup> 情報・通信・電気機器・機械分野の技術標準や規格を策定している機関等

<sup>2</sup> 業種が情報・通信・電気機器・精密機械・化学・繊維の企業

## 資料VI-2 ヒアリング項目（団体）

### I. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

- a) 公開している内容及びその公開期間・更新のタイミング。
- b) 公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要か。
- c) 公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点について。  
(更新の頻度, 画像のリンク, 動的生成ページ, 収集ロボット排除設定等)

### II. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

- a) 積極的に公開しているかどうか。

### III. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

- a) 旧版をインターネット上に継続掲載するかどうか。
- b) 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法はどのようにしているか。

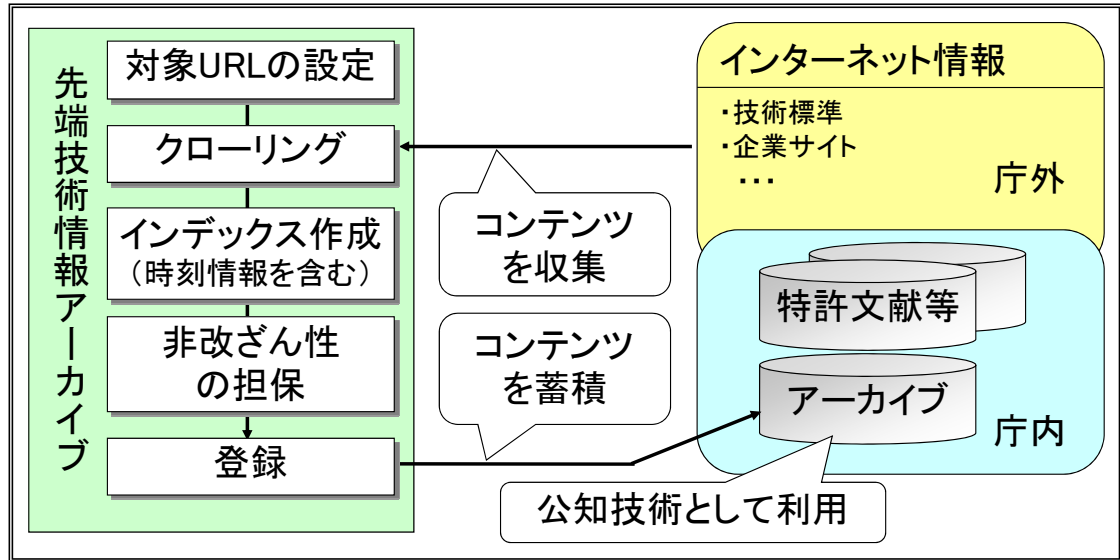
### IV. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について

- a) ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステムを特許庁が審査のために利用する必要があると考えるか。
- b) 既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるか。
- c) 既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるか。

### V. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について

- a) 積極的に構築すべきかどうか。(図1参照)
- b) どのような問題があると考えられるか。
- c) 蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるか。
- d) 蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうか。

図1 概要イメージ



## 資料VI-3 ヒアリング項目（企業）

- I. 技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について
  - a) 公開している内容及びその公開期間・更新のタイミング。
  - b) 公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要か。
  
- II. 検討段階の技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて
  - a) 積極的に公開しているかどうか。
  
- III. 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット・マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて
  - a) 旧版をインターネット上に継続掲載するかどうか。
  - b) 旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法はどのようにしているか。
  
- IV. ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性・必要性・問題点等について
  - a) ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステムを特許庁が審査のために利用する必要があると考えるか。
  - b) 既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるか。
  - c) 既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるか。
  
- V. 特許庁がインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に蓄積して検索できるウェブアーカイブを構築する場合について
  - a) 積極的に構築すべきかどうか。（図1参照）
  - b) どのような問題があると考えられるか。（特に法的論点について）
  - c) 蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができるか。
  - d) 蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうか。
  - e) 蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるか。（当該蓄積情報にタイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされていれば納得できるか。インデックス情報が予め開示されていれば納得できるか。図2、図3参照。）

図1 概要イメージ1

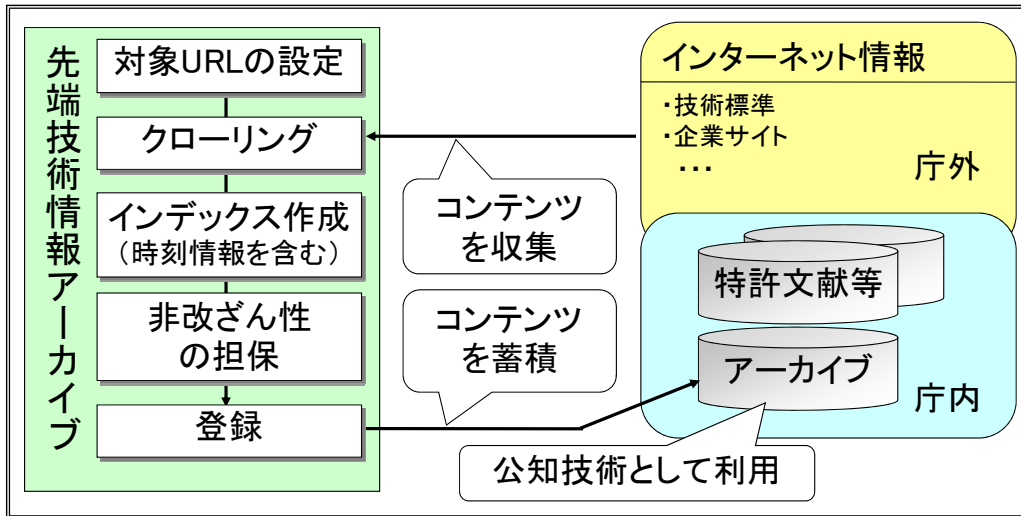


図2 概要イメージ2

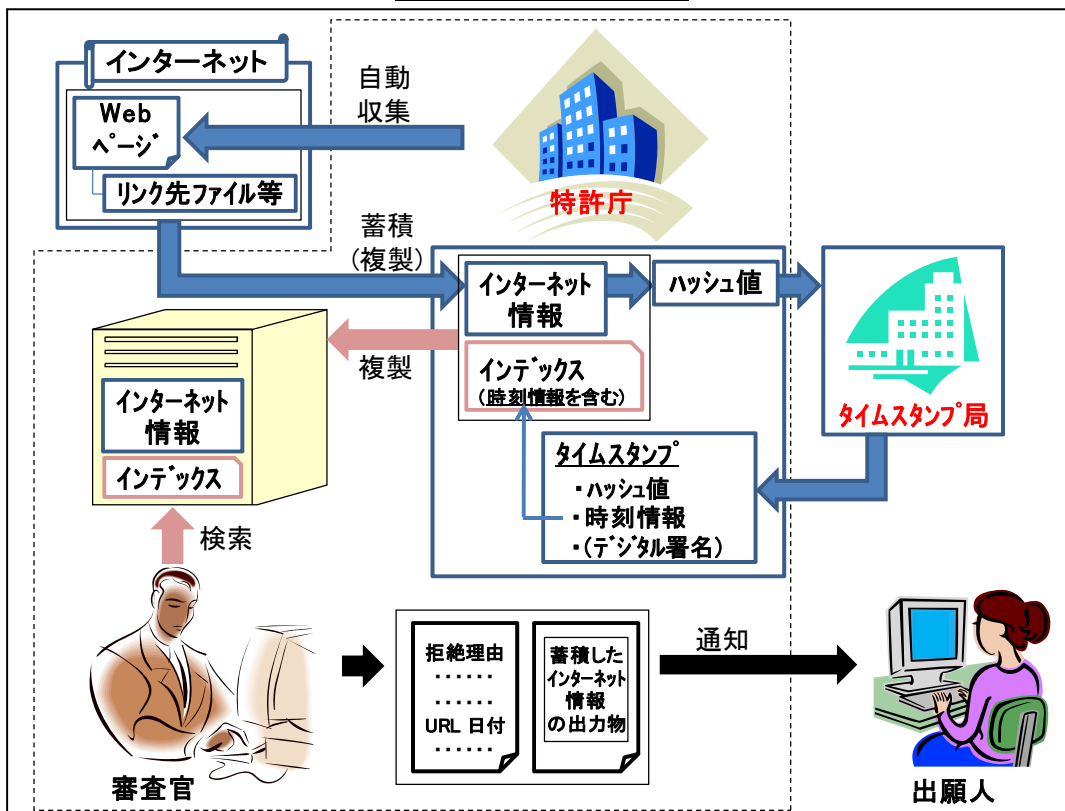


図3 タイムスタンプについて

a. タイムスタンプとは

電子データに時刻情報を結合することにより、

- ・ その時刻にそのデータが存在したことの“存在証明”
- ・ その時点から検証をする任意の時刻までの間にそのデータが改ざんされていないことの“非改ざん証明”

を第三者的に証明する技術。

b. タイムスタンプの証明力

b-1. 信頼できる時刻源の確保

『タイムスタンプ局（TSA：Time-Stamping Authority）における時刻が、国家時刻標準機関（NTA：National Time Authority）の時刻源に基づいている。もしくは、NTAの時刻源に基づいた時刻を時刻配信局（TA：Time Authority）から配信されていることを証明できる。』

b-2. 非改ざん性の保証

『暗号技術などを利用することで、タイムスタンプおよびそのタイムスタンプが付与されたデータが改ざんされていないことを証明できる。』

c. ガイドライン等

c-1. タイムスタンプの推奨

先使用权制度ガイドライン（事例集）

「先使用权制度の円滑な活用に向けて—戦略的なノウハウ管理のために—」（p65）

タイムスタンプには、法的な確定日付効はない点に注意する必要がありますが、時刻の先後に関する一つの証拠として、簡便な手法であり、有益であると考えられます。

c-2. 業務認定制度

「タイムビジネス信頼・安心認定制度」が（財）日本データ通信協会によって2005年2月に創設・運用されており、総務省が2004年11月に制定した「タイムビジネスに係る指針」に基づき、日本国内におけるTAおよびTSA業務について審査・認定を行っている。

《参考文献》 （『』内は引用）

特許ニュース 平成21年3月6日 知的財産におけるタイムスタンプの活用～先使用权の新たな立証方法～ 財団法人 日本データ通信協会 タイムビジネス協議会（TBF） 知的財産SWG  
主査 臼杵稔（編著）



禁 無 断 転 載

平成 21 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

ウェブアーカイブに記録された先端技術情報  
の公知性等に関する調査研究報告書

平成 22 年 3 月

請負先 財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 1 1 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)

本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

**リサイクル適性** **B**

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。